
2024年度 事業活動報告書

2025年3月
一般社団法人 日本看護系大学協議会

2024 年度の日本看護系大学協議会事業活動報告書の作成にあたって

1975 年に始まった日本看護系大学協議会（JANPU）は、2025 年で創立 50 周年を迎えます。わずか 6 大学の教員有志から始まった本会が、300 課程を超える会員校を有する会になることを誰が想像したでしょうか。2025 年 3 月現在、学士課程 304、大学院修士課程 223、博士後期課程 130 を有するまでに成長しました。

看護学士課程の 2024 年度の最大の挑戦は、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの調査研究を継続し改訂に至ることができたことです。これまでのコンテンツ（教育内容）基盤型教育から、卒業までに学生が身につけるコンピテンシー（資質・能力）基盤型教育への改訂をめざします。改訂のきっかけは 2022 年に岸田文雄首相（当時）の私的諮問機関である教育未来創造会議が発出した第一次提言にあります。これをもとに、2040 年に向けて看護学教育に求められる人材像を、「時代の変化に対応して自ら課題を設定し、論理的思考力、グローバルなコミュニケーション等によって、新たな価値やビジョンを創造し、積極的に社会を改善していく資質・能力を有する人材」と決めました。コロナ禍を経て、Z 世代、それに続く α 世代の学生の性質も変化しており、失敗したくない・傷つきやすい特性に合う教授方法の開拓も必要です。重点事業として挙げている看護実践能力評価基準の確定を進め、実習前 CBT/OSCE システムの開発も進めてきています。

看護系大学院で学ぶ大学院生の数は年間約 7,000 人と近年は横ばいですが、社会人の割合が多い特徴を持ち、なかでも医療機関や保健所等に勤務しながら、あるいは大学で教鞭をとりながら学ぶ大学院生が多くなっています。APN グランドデザインを策定し、教育制度改革の協議も進めてきており、またナース・プラクティショナー（仮称）の資格制度についても、関連機関との協議を行っています。本邦の看護職免許は更新制度がないため、自ら必要に応じて生涯学ぶ姿勢を持つ勤勉な集団であることが求められ、臨床実践を積み重ねていくと「output の連続に疲れる」、「input が枯渇する」という時期があり、その時、大学院に学びを求めます。特に看護学は実践科学であるため、研究者を育成するカリキュラムだけでなく、高度実践家・管理者育成のカリキュラムが必要になります。

テクノロジーの進化に伴う人生 100 年時代に求められるのは、従来の 3 ステージ（学習・勤労・引退）ではなくマルチステージに欠かせない幸せの探求であり、人工知能（AI）にはない能力の獲得をめざすことになるでしょう。本会の活動が、会員校の皆様の大学・大学院教育の改革と発展にますます寄与できることを願っています。

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 堀内 成子
(聖路加国際大学)

2024 年度役員

副代表理事 麻原 きよみ（大分県立看護科学大学）	常任理事 鎌倉 やよい
理事 宮本 千津子（東京医療保健大学）	理事 吉沢 豊子（関西国際大学）
理事 宮下 光令（東北大学大学院）	理事 湯浅 美千代（順天堂大学）
理事 諏訪 さゆり（千葉大学大学院）	理事 福井 小紀子（東京科学大学大学院）
理事 鈴木 久美（大阪医科薬科大学）	理事 守田 美奈子（日本赤十字看護大学）
理事 萱間 真美（国立看護大学校）	理事 荒木田 美香子（川崎市立看護大学）
理事 荒木 暁子（東邦大学）	
監事 川口 孝泰（医療創生大学）	監事 安酸 史子（日本赤十字北海道看護大学）

目次

一般社団法人日本看護系大学協議会 2024 年度活動報告

定時社員総会事前説明会・意見交換会報告	1
定時社員総会報告	13
理事会報告	15
総務会報告	25
重点事業計画と事業報告	31
理事の対外活動報告	33
常任理事活動報告	35
要望書の提出	
・文部科学大臣への要望書（4月5日提出）	37
・厚生労働省医政局長への要望書（4月5日提出）	39
・2024年自民党看護問題小委員会への要望書（9月10日提出）	42
事業活動報告	45
＜文部科学省委託事業＞	
1. 先導的大学改革推進委託事業（看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究）	49
分掌：荒木 暁子 委員長（東邦大学看護学部）	
2. 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業（学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－）	51
分掌：荒木田 美香子 委員長（川崎市立看護大学）	
＜常設委員会＞	
1. 高等教育行政対策委員会	57
分掌：麻原 きよみ 委員長（大分県立看護科学大学）	
2. 看護学教育質向上委員会	65
分掌：宮下 光令 委員長（東北大学大学院）	
吉沢 豊子 副委員長（関西国際大学）	
3. 高度実践看護師教育課程認定委員会	73
分掌：湯浅 美千代 委員長（順天堂大学医療看護学部）	
4. 広報・出版委員会	81
分掌：諏訪 さゆり 委員長（千葉大学大学院）	
5. 国際交流推進委員会	87
分掌：福井 小紀子 委員長（東京科学大学大学院）	
6. データベース委員会	97
分掌：鈴木 久美 委員長（大阪医科薬科大学）	
7. 災害支援対策委員会	99
分掌：守田 美奈子 委員長（日本赤十字看護大学）	

＜臨時委員会＞

8. 看護実践能力評価基準検討委員会…………… 109
分掌：荒木 暁子 委員長（東邦大学看護学部）
9. APN グランドデザイン委員会…………… 113
分掌：萱間 真美 委員長（国立看護大学校）
10. JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会…………… 119
分掌：鎌倉 やよい 委員長（日本看護系大学協議会）

＜調査結果一覧＞

1. 2023 年度（2024 年度実施）看護系大学に関する実態調査…………… 123
データベース委員会・日本私立看護系大学協会の協働実施

＜定款・規程＞

- ・ 定款…………… (1)
- ・ 定款施行細則…………… (9)

※規程類は下記 URL および右記 QR コードより参照
<https://www.janpu.or.jp/outline/rules/>



一般社団法人日本看護系大学協議会
2024年度定時社員総会事前説明会・意見交換会議事録

日時：2024年6月21日（金）13時00分～15時42分

場所：一般社団法人日本看護系大学協議会 事務所（住所：東京都千代田区内神田2-11-5）

方法：Zoomウェビナー

出席者数：320名（会員校の社員と社員以外の教職員）

（以下敬称略）

出席役員：代表理事：鎌倉やよい（議長・議事録作成者）、副代表理事：岸恵美子（WEB）

理事：石垣和子（WEB）、宮本千津子、春山早苗（WEB）、叶谷由佳（WEB）、湯浅美千代（WEB）、
諏訪さゆり（WEB）、福井小紀子（WEB）、内布敦子（WEB）、守田美奈子（WEB）、
藤田佐和（WEB）、川本利恵子（WEB）、荒木田美香子（WEB）

監事：川口孝泰（WEB）、森千鶴（WEB）

記録：潮洋子（日本看護系大学協議会事務局）、田中理子（日本看護系大学協議会事務局）

配布資料

1. 2024年度 JANPU新会員校一覧（資料1）
2. 2024年度 重点事業計画（資料2-1）
3. 2024年度 事業活動計画書（資料2-2）
4. 2024年度 社員総会参考書類（資料3）
5. 2024年度 新役員候補者一覧（資料4）
6. 2023年度 決算報告書（資料5）
7. 2024年度 収支予算書（資料6）
8. 2025年度 JANPU定時社員総会案内（資料7）
9. 「2023年度看護系大学に関する実態調査（2024年度実施）」へのご協力のお願ひ（資料8）
10. APNブランドデザイン方針（案）（資料9）
11. 看護学教育における倫理綱領（資料10）
12. 2023年度 事業活動報告書（冊子）

司会：日本看護系大学協議会 総務担当理事 宮本千津子

開会（13時00分）

I. 代表理事挨拶（鎌倉代表理事）

開会にあたり、鎌倉代表理事より挨拶があった。昨年度に引き続き、対面での定時社員総会を開催できず残念ではあるが、本協議会の事業活動についてご理解いただき、活発な意見交換が行えるような会となるよう努める旨が説明された。

II. 議長ならびに議事録署名人選出（宮本理事、鎌倉代表理事）

定款第15条「社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる」に準じ、本事前説明会・意見交換会の議長は鎌倉やよい代表理事が務める。

また、定款第19条「社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする」に準じ、理事会から議事録署名人として、東京医療保健大学 宮本千津子理事、自治医科大学 春山早苗理事が選出された。また書記は、日本看護系大学協議会事務局職員が担当する。

Ⅲ. 2024年度新会員校の紹介（鎌倉代表理事）（資料1）

定款第8条に「本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない」と定められており、以下の5校が5月7日（火）開催の2024年度第1回臨時理事会で承認され、本会の今年度の加盟校が304校になった旨が説明された。新会員校より挨拶が行われた。

新会員校及び社員（＝代表者）（会員校名称の五十音順、敬称略）

- | | | |
|----------------------|------|-------|
| 1. 周南公立大学人間健康科学部看護学科 | 副学部長 | 大平光子 |
| 2. 駒沢女子大学看護学部看護学科 | 学部長 | 高橋泉 |
| 3. 大阪歯科大学看護学部看護学科 | 学部長 | 雄西智恵美 |
| 4. 北里大学健康科学部看護学科 | 学科長 | 小山友里江 |
| 5. 仙台青葉学院大学看護学部看護学科 | 学部長 | 末永カツ子 |

Ⅳ. 議事説明

2024年7月5日（金）に役員のみで開催される2024年度定時社員総会の議事について説明が行われた。

【報告事項】

1. 2023年度重点事業と活動報告（鎌倉代表理事）（別添冊子：事業活動報告書）

1) 理事会及び総務会報告（事業活動報告書P. 15～28）

6回の定例理事会、1回の臨時理事会、11回の定例総務会、3回の臨時総務会を開催した。

2) 重点事業計画と事業報告（事業活動報告書P. 29～30）

2023年度重点事業計画に対する事業報告と成果について説明された。

3) 理事の対外活動報告（事業活動報告書P. 31～32）

理事会活動以外の理事の活動について掲載している。

- ①会議・外部組織委員会
- ②取材・執筆・講演等

4) 要望書の提出（事業活動報告書P. 35～43）

2023年度に発出された3つの要望書を掲載している。

2. 2024年度重点事業計画（鎌倉代表理事）（資料2-1～2-2）

鎌倉代表理事より資料2-1に基づき、2024年度重点事業計画が説明された。重点事業1～3は数年をかけて継続して検討すべき内容であるため昨年度と同様であるが、具体的な取り組み内容は1年ごとに検討を行っていく。

重点事業1として6項目をあげているが、いずれも前年度の事業を踏襲し、更に発展させる内容となっている。

重点事業2. 1)については、昨年度重点事業計画として掲げた「APNグランドデザインを策定し、APN教育制度改革に着手する」を継続して発展させるべく「APNグランドデザインを策定し、APN制度改革を進める」という表現に変更した。

3. APNグランドデザイン方針（案）について（鎌倉代表理事、湯浅理事）（資料9）

1) APNグランドデザイン方針案への変更について

- ・これまでもNPの国家資格化について要望してきたが、これは国内の教育制度を一本化することが前提となる。一方、専門看護師（CNS）は14分野それぞれに専門性が高く、教育カリキュラムも独自性

が高いことから、国家資格として教育制度の一本化が現状では難しい。そのため、CNSとNPを切り離して検討を進めている。

- ・日本看護系大学協議会（JANPU）は日本NP教育大学院協議会（JONPF）と検討を進めたが、日本看護協会（JNA）との調整に時間を要し、最終的に合意する段階に至らなかった。
- ・APNグランドデザイン方針として方向性の骨子を報告し、2024年度実施に向けて改正案を報告する。

2) CNS

①課題と検討の方向性

JANPUおよび日本看護協会が実施した調査においてもCNSの厳しい状況が浮き彫りになっており、入学者や資格取得者・更新者の減少、教員不足といった多くの課題が指摘されている。CNSを目指す人を増やすための改革を行うべく検討を重ねている。

②CNS共通コンピテンシー（案）

6つのコンピテンシーおよび行動目標をとりまとめ、全分野のCNSに共通するコンピテンシー（案）を策定したが、これに基づく教育課程の変更はこれからである。現場のCNSからは「倫理調整も大きな役割の一つである」との声もあがっているが、倫理の観点は各コンピテンシーの中に内包されているという認識である。

③キャリアパスの検討

CNSは一実践者としてキャリアを重ねているが、その先も見据えたキャリアパスが必要であると考へ検討を行った。

④今後の改正方針

- ・教育課程（共通科目）の検討
単位数（38単位）は維持した中で、より効果的・効率的にすべく検討を重ねている。
- ・教育課程（専攻教育課程）の検討
各専攻教育課程に関しては専門性が高く、教育の枠組みにもばらつきがあるため、効果的な共同開催等も視野に入れつつ検討している。
- ・大学院生の負担軽減に向けた教育課程の検討
- ・教員の負担軽減に向けた教育課程の検討

3) NP

①課題と検討の方向性

ナース・プラクティショナー（仮称）の国家資格化に向けては、コンピテンシー、カリキュラム等の一本化が必要であり、日本NP教育大学院協議会（JONPF）および日本看護系大学協議会（JANPU）において、NPの役割機能、獲得する能力、教育カリキュラム、認定基準等の合意が必要となる。NPの役割・機能、定義、コンピテンシーについて二団体（JANPU、JONPF）の合意を図り、そのうえでクリティカルとプライマリ両分野を統合する基盤カリキュラムを協議する。

②「役割・機能」「コンピテンシー」の検討

JANPUとJONPFの各理事会で承認された「役割・機能」と「コンピテンシー」の合意案が示された。

③今後の予定

- ・国家資格化に向けての方策として、JONPFと基盤教育カリキュラム（クリティカル領域とプライマリ領域を一本化）および試験制度について協議を継続する。
- ・JANPUは合意案に基づき、看護学を基盤とし、看護師の特定行為研修を組み込んだ教育課程の認定を開始する。
- ・JANPU-NPに関する資格の維持、移行措置等を検討し、具体案を作成する。

4) APNグランドデザインに向けてのロードマップ

CNS教育課程制度の改定および新NP教育課程の開設は、2026年度4月を目指して事業を進める予定である。

【APNグランドデザイン方針（案）に関する意見交換】

＜質問・意見＞ 太田勝正先生（東都大学）

- ①NPのコンピテンシー（JONPFとJANPUの合意案）で示された「倫理的実践能力」について、意味合いが不明瞭であるため、どのように定義したのか伺いたい。
- ②NPに期待することと既にある特定看護師や認定看護師などの資格や制度との整合性、対比・区別について、どのように整理したのか伺いたい。

＜回答＞（鎌倉代表理事）

- ①倫理的実践能力に関しては「倫理的判断に基づく意思決定及び意思決定支援能力」と定義している。
- ②検討過程の中では「包括的指示でできる範囲」「特定行為としてできる範囲」等を列挙して検討した。現段階では、NPとして目指すべきところとして「ある一定範囲の診療及び保健指導を自律的に判断できる」と位置付けている。

＜意見＞ 太田勝正先生（東都大学）

- ①その定義内容であれば従来は「倫理的能力」と表現されるのではないか。「実践」が入ることで意味合いが違ってくるように思われる。倫理教育を担当する教員にとっても腑に落ちるような言葉を注意深く選んでいただきたい。

＜意見＞ 片田範子先生（三重県立看護大学）

APNは特定行為の部分もカバーできると思う。一方で、ジェネラリストが特定行為を実施できない状況にならないように気を付けた方が良くと思う。

＜回答＞（鎌倉代表理事）

これから進めるにあたって考慮する。

4. 令和5年度「先導的大学改革推進委託事業」看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究活動報告および令和6年度の事業について（鎌倉代表理事・荒木委員長・叶谷理事）（事業活動報告書P.49～65、文部科学省看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する連絡調整委員会のサイト https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/125/index.html）

1) 令和5年度「看護学教育モデル・コア・カリキュラム素案」の提出（2024年3月25日（月））

Chat型AIによる第1～3回調査のデータ収集・分類および第4回有識者による意見聴取を経て教育内容案【別表】を作成し、その後、フィードバック検証（①第1～3回調査回答者を対象、②JANPU役員・高等教育行政対策委員会・看護学教育質向上委員会、連絡調整委員会を対象）を実施したのち、2024年3月25日（月）に文部科学省へ提出した。

2) 令和6年度「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂案」の提出（2024年5月31日（金））

フィードバック検証、有識者意見提出、ワーキンググループによる検証、ブループリントの作成、各層の識別力、各種文書との整合性の確認を踏まえ、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂案」の第1・2・3章を作成した。第3章は、第1・2章の第1・2・3・4層の資質・能力、アウトカム、具体的なカリキュラム作成の共通認識を図るため、①コンピテンシー基盤型教育、②学修評価、③学修方略、（参考例）看護学教育モデル・コア・カリキュラムの活用を作成し、2024年5月31日（金）に文部科学省へ提出した。

3) 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた検討体制とスケジュール案

文部科学省が、連絡調整委員会を開催したのち、パブリックコメントを実施する予定であり、2024年12月頃の連絡調整委員会で決定する予定である。なお、2025年度は周知期間となり、2026年度の入学生から適用可能となる見込みである。

【事前質問書の事項に対する回答】

＜事前質問＞

2026年度からの運用開始の状況で、「プラネタリーヘルス」の視点導入に関して現状を伺いたい。

＜回答＞（荒木委員長）

調査の質問設計時の参考資料としたAmerican Association of Colleges of Nursing (AACN) のThe Essentialsには「プラネタリーヘルス」という用語が存在しているが、最終的な分析の過程においてメッセージデータとの紐づけがあまりなかったため、今回の調査では残らなかった。ただ、連絡調整委員会からも「今後必要となる用語として重要」との意見が出されたため、含めることになるかと思う。

【看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究に関する意見交換】

＜意見＞ 片田範子先生（三重県立看護大学）

カリキュラムの構想について、分かりやすい説明としていただきたい。

＜回答＞（鎌倉代表理事）

今回はコンピテンシーの階層にある「看護師に求められる資質・能力」を体系化して説明したが、それをカリキュラムに落とし込むには次のプロセスが必要であるため、その段階で啓発活動を行う計画になっている。

5. 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業（学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業-保健師の質向上のための調査研究-）（荒木田理事）（事業活動報告書 P. 67～69）

・構成員（P. 67）、趣旨（P. 67～68）、活動経過（P. 68～69）、成果と今後の予定（P. 69）

本委託事業は「新興感染症等による健康危機管理に対応できる保健人材養成のための調査研究事業」であり、コンピテンシーを明らかにしてそれに基づいたe-learningを作成する活動を行っている。3カ年計画で実施しており、2023年度は2年目にあたる。

【2023年度の活動内容】

感染症等の健康危機管理に強い保健人材育成に必要なモデル教育プログラムの考案、コア科目に関するe-learning教材の開発をすすめ、ワークショップ等により広く普及する。

1) ワークショップ等の開催

①コンピテンシーの会員校周知のためのワークショップ（5月22日（月）・23日（火））

②2023年インストラクショナル・デザインに関する講演会・ワークショップ

・インストラクショナル・デザインの基本（6月1日（木））

・インストラクショナル・デザインのワークショップ（6月15日（木））

③教材を紹介するための会員校向けのワークショップ

・2月7日（水）：参加校44校、参加者60名

・2月9日（金）：参加校34校、参加者46名

2) 教材作成のための合宿をJANPU事務所で実施（8月11日（金）～12日（土））

- 3) コンピテンシーに基づく教材構成を構築(災害看護学は4単元15項目、感染看護学は5単元22項目、大学院・リカレントは4単元からなる)
- 4) 学部学生用教材(災害看護学、感染看護学)、大学院・リカレント教育(感染看護学)の教材構成を検討し、教材作成を行った。作成済みは災害看護学2単元、感染看護学2単元、大学院・リカレント1単元、それ以外は引き続き2024年度に作成作業を続ける。
- 5) 外部評価委員会(2024年4月18日(木))

【2024年度の活動計画】

- ・モデル教育プログラムに基づき、複数の地域において、大学と現場がシームレスで一体となった教育モデルの実践・検証を実施する。
- ・公開シンポジウムやワークショップを開催し、一連の調査研究の成果について現場にフィードバックし、啓発する。

6. 看護学教育における倫理指針(2008年度版)の改訂について(岸副代表理事)(資料10)

高等教育行政対策委員会が所掌し、原案の作成は「看護学教育における倫理指針」改訂ワーキングで行った。

3月30日(土)開催のJANPU報告会「高等教育行政対策委員会活動報告」で説明を行い、その後会員校からの意見聴取を踏まえて加筆修正を行ったのち、5月31日(金)の2024年度第1回理事会で承認された。

既にホームページにも掲載しているので、幅広く活用いただければと思う。

7. 2023年度各委員会の事業活動報告および2024年度事業活動計画

事業活動報告書(冊子)と画面共有のスライドに基づき説明がなされた。

1) 常設委員会事業報告

①高等教育行政対策委員会(岸理事)(事業活動報告書P. 71~73)

- ・構成員(P. 71)、趣旨(P. 71)、活動経過(P. 71~73)、今後の課題(P. 73)

関係省庁、諸団体との連携と政策的な働きかけとして、文部科学省・厚生労働省・自民党看護問題小委員会への要望書作成を行った。看護系大学における教員組織検討の実態に関する調査に関しては「教員組織検討の実態を明らかにし、看護学教育の質向上のために必要な情報共有、国への要望等のJANPUの今後の活動につなげるための資料とする」を目的とし、2023年8月に実施した。また、Academic Administrationの能力向上への取り組みとして、大学の経営・運営管理・組織・戦略の立て方等についての研修会の開催、JANPU FDミニマムシリーズの更新、看護学教育における倫理指針の改訂について検討を行った。

②看護学教育質向上委員会(叶谷理事)(事業活動報告書P. 75~83)

- ・構成員(P. 75)、趣旨(P. 75)、活動経過(P. 75~79)、今後の課題(P. 79)

先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」の文部科学省への成果報告書(2023年12月28日(木)提出)について、担当した事業1を作成した。また、会員校における教育DX化の促進に資するよう、会員校の情報共有と協働の方法を検討し、看護学教育DX Café(教育の実践に関する情報や、会員校の教員のニーズに合った教育DXのヒントが得られ、交流の場となるプラットフォーム)の公開準備および看護学教育におけるOSCEについての情報収集(国内外の文献検討)について報告がなされた。

③高度実践看護師教育課程認定委員会(湯浅理事)(事業活動報告書P. 85~92)

- ・構成員(P. 85)、趣旨(P. 85)、活動経過(P. 85~86)、今後の課題(P. 86)

高度実践看護師教育課程の審査および認定の実施、高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学への情報発信・相談業務の実施、2024年度版審査要項の作成、高度実践看護師教育課程への

入学生募集状況調査、委員会効率化に向けた検討、他委員会や日本看護協会との連携・協働、感染症モデル教育プログラムの教材作成、次年度への課題について報告がなされた。

④広報・出版委員会（諏訪理事）（事業活動報告書P.93～94）

・構成員（P.93）、趣旨（P.93）、活動経過（P.93～94）、今後の課題（P.94）

（1）JANPUホームページ等の活用の活性化

（2）CARE+（看護に特化せず様々な医療職志願者対象の冊子）の原稿作成

（3）「大学で看護を学ぼう！」リーフレットについて「2025年に向けた看護師増加計画」の記事の加筆修正

（4）調査報告書等の引用について、著作権の取扱いや引用申請等について弁護士に相談のうえ検討

⑤国際交流推進委員会（福井理事）（事業活動報告書P.95～104）

・構成員（P.95）、趣旨（P.95）、活動経過（P.95～96）、今後の課題（P.96）

East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS) のExecutive Committeeへの参加・連携促進として、香港で開催された第27回東アジア看護学研究者フォーラムに参加し、日本の博士課程の教育の現状について発表した。また、EAFONSの新たな会員国としてマレーシアの加盟が正式に承認された。2023年度国際セミナーとして「国際交流の再開と更なる発展：コロナ禍で継続して取り組んだ4大学の経験から」がオンライン開催された。

⑥データベース委員会（内布理事）（事業活動報告書P.105～106）

・構成員（P.105）、趣旨（P.105）、活動経過（P.105～106）、今後の課題（P.106）

2022年度（2023年度実施）看護系大学に関する実態調査（JANPUとして15回目、日本私立看護系大学協会との協働実施として6回目）を行った。また、2018年から2022年の5年間の推移（年次比較）のとりまとめを行い、ホームページに掲載した。

⑦災害支援対策委員会（守田理事）（事業活動報告書P.107～112）

・構成員（P.107）、趣旨（P.107）、活動経過（P.107～110）、今後の課題（P.111）

災害対応のためのJANPU災害大学間ネットワークの運営、災害発生時の被害状況と支援ニーズ調査、災害の備えに関するアンケート調査の実施と報告、災害フォーラムの企画と運営、関係機関との連携について報告がなされた。2024年度の課題としては、JANPU災害大学間ネットワークの更なる充実、災害時の支援体制の検討、災害フォーラムの開催、会員校の取り組み事例の収集、災害時の被災状況調査の実施と情報提供、防災マニュアル指針の改訂計画の検討があげられる。

2）臨時委員会事業報告

⑧看護実践能力評価基準検討委員会（荒木委員長）（事業活動報告書P.113～116）

・構成員（P.113）、趣旨（P.113）、活動経過と今後の課題（P.113～116）

【活動1】看護実践能力評価のための評価項目・基準・到達度作成のための調査研究

・令和5年度（2023年度）文部科学省先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」事業2～4として調査を実施

⇒成果物として、2023年12月28日（木）に成果報告書（事業2）、成果報告書の概要（事業2）、資質・能力案を、2024年3月25日（月）に成果報告書（事業3・4）、看護学教育モデル・コア・カリキュラム2024年度改訂版（素案）、ブループリント案、資質・能力に対する到達度案、教育内容案、を文部科学省へ提出

・令和6年度（2024年度）文部科学省先導的大学改革推進委託事業として、資質・能力案の項目数のスリム化、表現の確認、学修目標の作成、卒業時点と各論実習前時点の到達度、臨地実習時点の指導レベルの見直しを目的とし、有識者へ調査を実施

⇒成果物として、2024年5月31日（金）に看護学教育モデル・コア・カリキュラム【改訂案】、資質・能力（学修目標・到達度・指導体制と委託の程度・ブループリント）、教育内容、事業1成果報告書を文部科学省へ提出

【活動2】 CBT実証事業の実施、運用評価

- ・2023年度は9月と3月にJANPU-CBT実証事業を行い、参加校（参加人数）の合計は13校（798名）であった。

【活動3】 CBT/OSCE等による臨床能力測定のための情報収集

- ・既にCBTやOSCEを実施している医療教育関連の組織や団体、看護学の有識者にヒアリングを行い、導入に必要な準備や直面する課題を整理し、今後の方向性を検討する。
⇒活動目的の達成のために、3名の有識者と4団体にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングを行うにあたり、文献レビューや公表された文書における情報を精査し、各団体・有識者に応じたヒアリング項目を設定する。

【今後の活動方針への示唆】

- ・看護学教育モデル・コア・カリキュラムの学修目標と評価基準との連動（2023年度からの継続）
- ・卒業時点・実習前時点・臨地実習時点の看護実践能力評価基準の検討・CBTとOSCEと音声動画を活用した臨床問題の差別化の検討（2023年度からの継続）
- ・看護実践能力評価基準に基づく持続可能な問題作成・評価システムの検討（新規）
- ・JANPU-CBT（MEXCBT活用による）運営事業（2023年度からの発展）
- ・看護実践能力評価基準に基づくOSCE実証事業の検討（2023年度からの発展）
- ・臨地実習への支援体制と評価の仕組みの検討（2023年度からの発展）

⑨APNグランドデザイン委員会（鎌倉代表理事、湯浅理事）（事業活動報告書P. 117～125）

- ・構成員（P. 117）、趣旨（P. 117）、活動経過（P. 117～124）、今後の課題（P. 124～125）

2023年度の活動内容に関しては、前述「3. APNグランドデザイン方針（案）について」で報告のとおり。

⑩JANPUナースプラクティショナー資格認定委員会（川本理事）（事業活動報告書P. 127）

- ・構成員（P. 127）、趣旨（P. 127）、活動経過（P. 127）、今後の課題（P. 127）

2024年度の申請に向けて「JANPU-NP資格認定審査要項」の見直しを行い、JANPU-NP資格認定審査に関する説明資料を作成しホームページ上に掲載した。今後の課題としては、JANPU-NP受験者増加対策の検討、JANPU-NP受験者の実践能力評価を担保する審査方法の検討、更新審査認定方法と組織の検討（認定第1号者有効期限が2025年12月末）である。

⑪選挙管理委員会（宮本理事）（事業活動報告書P. 129）

- ・構成員（P. 129）、趣旨（P. 129）、活動経過（P. 129）

2024年度の選挙システムについては、2022年度同様、書面投票ではなく電子投票システムにて役員選挙を実施することとした。また、任期途中の退職・所属変更等に備えるため補欠理事候補者ならびに補欠監事候補者の人数について検討を行い、それぞれ4名を6名、2名を3名に増員することとした。

⑫常任理事候補者選考委員会（岸理事）（事業活動報告書P. 131）

- ・構成員（P. 131）、趣旨（P. 131）、活動経過（P. 131）

2023年12月22日（金）～2024年4月10日（水）の期間で2024年度常任理事候補者の公募が実施され、2024年4月22日（月）の常任理事候補者選考委員会において、常任理事候補者選考規程第6条に基づき常任理事候補者の選考が行われた。また、5月7日（火）開催の2024年度第1回臨時理事会で被推薦者1名を報告した。

8. 2023年度調査と活用状況報告（宮本理事）

2023年度は文部科学省委託事業以外に6件の調査を実施した。会員校の皆様には、毎年多くの調査にご協力いただいていることに対して感謝申し上げるとともに、今後もより精度の高い根拠資料とするために、調査へのご協力を引き続きお願いしたいとの説明があった。

【審議事項】

第1号議案 2024年度役員選挙の結果と役員候補者について（宮本理事）（資料3、資料4）

本定時社員総会の終結時をもって理事及び監事の全員が任期満了により退任するため、後任の理事及び監事を選任する必要があり、2024年度役員選挙（4月10日（水）～23日（火））が電子投票システムを用いて実施され、4月24日（水）に開票が行われた。理事候補者10名、補欠理事候補者6名、監事候補者2名、補欠監事候補者3名になる。

選挙で選ばれた理事・監事候補者と補欠候補者の計21名と、理事会から推薦されている指名理事候補者3名、常任理事候補者1名の合計25名の役員候補者の選任を一括で行う。なお、理事・監事の補欠候補者については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第63条2項の補欠役員として選任する。補欠役員が就任する優先順位は、役員選挙の得票数による順位とする。採決の方法は、定款第22条「本法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う」に基づく。

第2号議案 2023年度決算承認・監査報告（春山理事、川口監事、森監事）（資料3、資料5）

定款第37条（事業報告及び決算）に「本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が（1）事業報告、（2）貸借対照表、（3）損益計算書（正味財産増減計算書）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、（1）事業報告については、その内容を報告し、（2）貸借対照表及び、（3）損益計算書（正味財産増減計算書）については承認を受けなければならない」と規定されていることが説明された。

資料5のうち、P.1～2「貸借対照表」とP.3～4「正味財産増減計算書」に沿って、2023年度決算報告が行われた。P.10～11「正味財産増減計算書内訳表」及びP.15の「補足資料」には、部門別予算額に対する執行額と執行率が示されていることが説明された。

次に、2024年5月2日（木）に定款の規定に基づき、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度における会計と業務の監査を川口孝泰監事と森千鶴監事が行ったこと及び監査方法の概要と監査意見が報告された。

議決権行使書の提出に関するご案内（宮本理事）

「第1号議案 2024年度役員選任」及び「第2号議案 2023年度決算承認・監査報告」について、「賛・否」のいずれかを○で囲み、社員が署名／捺印後、2024年7月1日（月）必着で事務局へ提出するよう依頼がなされた（既に提出済の場合、再提出は不要）。審議の結果は後日、日本看護系大学協議会のホームページで報告する。

【予算報告】

1. 2024年度収支予算書（春山理事）（資料6）

資料6に基づき、2024年度予算が報告された。参考として昨年度の執行額を記載している。

経常収入のうち（1）会費収入は69,920,000円（会員校304校×230,000円）、（2）高度実践看護師教育課程認定費とJANPU-NP審査料・登録料を合わせて6,000,000円、文部科学省委託事業費として、1は7,000,000円、2は5,280,000円、（3）雑収入の75,400円を足し合わせて、経常収入合計は88,275,400円を見込んでいる。

経常支出のうち、事業費は83,480,500円、管理費は27,629,000円となり、経常支出合計は111,109,500円となる。備考欄には今年度増減額の理由を記載している。

よって、経常収支の差額は-22,834,100円、次期繰越収支差額は78,014,339円となる予定である。

V. お知らせ

1) 2025年度定時社員総会開催日時（宮本理事）（資料7）

2025年度日本看護系大学協議会定時社員総会は、2025年6月20日（金）に今年度同様オンラインでの開催を予定しているが、会員校の意向を伺うためZoomウェビナーの「投票」機能を用いて参加者への意向調査が行われた。

＜結果＞

回答数197校 「オンラインでの開催を希望」 185校（94%）

「会場に参集しての開催を希望」 12校（6%）

2025年度定時社員総会はオンラインでの開催とすることが決定された。

2）看護系大学に関する実態調査のお願い（内布理事）（資料8）

日本私立看護系大学協会と協働で行っている「看護系大学に関する実態調査」について、今年度も会員校へ協力の依頼がなされた。

VI. 意見交換

【事前質問書の事項に対する回答】

＜事前質問1＞

- ①大学における防災マニュアルがなく、今年度、委員を中心に作成する予定であるが、必要項目などマニュアルの基準として必要な項目など参考になるものを教えていただきたい。
- ②実習病院で災害が起きた場合の対応として、学生の位置づけをどのように考えると良いのか伺いたい。

＜回答＞（守田理事）

①-1：防災マニュアル指針2022 <https://doi.org/10.32283/rep.0381df48>

災害支援対策委員会では定期的に防災に関する調査を実施し、その結果内容を防災マニュアル指針に反映している。最新の防災マニュアル指針（2022年度版）は2023年3月に作成しており、会員校には冊子を配布し、ホームページにも掲載しているので、各大学で防災マニュアルを作成する際の参考にしていきたい。

①-2：JANPU災害大学間連携ネットワークの活用 <https://www.janpu.or.jp/earthquake/>

JANPU会員校間で連携をはかり、災害支援や情報知識の交換・共有を行っている。貴学が所属するブロックの会議で確認いただくか、もしくは担当委員に直接お問い合わせいただきたい。

②実習中に災害が起きた場合の学生への対応としては、防災マニュアル指針2022の20ページに「学外（実習中）の場合」として記載している。また、実習病院が被災したときの実習対応については「実習先の被害が著しい場合や実習の受け入れが困難な場合は、被害が少ない県内の病院・施設あるいは隣県へ協力要請する」など、防災マニュアル指針2022の22ページに記載されているのでご参照いただきたい。

＜事前質問2＞

新カリキュラムとなり来年には4年が経過する。本学としては、今の単位数が非常に多いことや、コアとなる部分がわかりづらいこともあり、そろそろ内容の検討を行いたいと考えている。指定規則の変更がなければ、内容の見直しを行いたいと考えているが、今後カリキュラムについてどのようなのか伺いたい。

＜回答＞（鎌倉代表理事）

本日報告したとおり、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂が進んでいる。文部科学省のホームページ「看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する連絡調整委員会」もあわせてご確認ください、各大学でご検討いただきたい。

【審議・報告事項に関する意見交換】

＜質問・意見＞ 相撲佐希子先生（修文大学）

本学のカリキュラムは非常に単位数が多く、学生が窮屈な状態に陥っている。看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂により内容が変更されることは理解しているが、今の時期にカリキュラムの見直し・修正を行うことは可能なのか伺いたい。

＜回答＞（鎌倉代表理事）

看護学教育モデル・コア・カリキュラムに関しては、現在改訂作業が進んでおり、2024年12月頃に文部科学省の連絡調整委員会が開催されたのちに公表される見込みであり、2026年度の入学生から適用可能となる予定である。これまでは教育内容（コンテンツ）をベースにしたカリキュラム構成になっていたが、今回改訂されるものはコンピテンシー基盤型教育となり、根本的な部分が変更されるので、現時点でのカリキュラム変更は時期尚早のように思う。

＜質問＞ 遠藤俊子先生（大阪信愛学院大学）

看護学教育モデル・コア・カリキュラムの教育内容がコンテンツ型からコンピテンシー型に変更されることは理解したが、今後、実習の部分も検討されるのか。また、臨地実習への影響についても伺いたい。

＜回答＞（鎌倉代表理事）

新人看護師が就職して3ヶ月程度の実践能力をゴールとして設定し、その部分のコンピテンシーを明確にしながらか、臨地実習前・中・後、卒業時点までシームレスに評価していくための全体像を示しているところである。ただ、これらカリキュラムに落とし込むことは大変なことであると認識している。看護学教育モデル・コア・カリキュラムが発出された後、コンテンツ型とコンピテンシー型を融合したかたちでカリキュラムに落とし込むように具体例を示しながら啓発活動を行う予定であり、各大学でうまく運用できるようにサポートできればと考えている。

閉会後にご意見・ご質問を受け付けるため、7月1日（月）までに事務局へ連絡いただき、後日、ホームページに回答を掲載する旨が説明された。また、今後のスケジュールとしては、7月1日（月）が議決権行使書の提出期限、7月5日（金）に日本看護系大学協議会定時社員総会を役員のみで開催する。審議事項結果、議事録等は、ホームページに掲載する予定のため確認が依頼された。

本日午前中の文部科学省・厚生労働省からの情報提供の資料・動画及び質疑応答に関しては、ホームページの「会員校専用ページ」に掲載することが説明された。

閉会（15時42分）

一般社団法人日本看護系大学協議会 2024年度定時社員総会議事録

日時：2024年7月5日（金）11時24分～11時29分

場所：一般社団法人日本看護系大学協議会 事務所（住所：東京都千代田区内神田2-11-5）

総社員数：304名

出席社員数：278名（開始後の出席社員数は後記議案に記載のとおり。書面又は電磁的方法により行使された議決数を含む。）

総社員の議決権数：304個

出席社員の議決権数：後記議案に記載のとおり

（以下敬称略）

出席役員：代表理事：鎌倉やよい（議長・議事録作成者）、副代表理事：岸恵美子（WEB）

理事：石垣和子、宮本千津子、春山早苗（WEB）、叶谷由佳（WEB）、湯浅美千代（WEB）、
諏訪さゆり（WEB）、内布敦子（WEB）、守田美奈子（WEB）、藤田佐和（WEB）、
川本利恵子（WEB）

監事：川口孝泰（WEB）、森千鶴（WEB）

（WEB）と記載した役員は、インターネットを利用した会議システムにより出席

欠席役員：福井小紀子、荒木田美香子

記録：潮洋子（日本看護系大学協議会事務局）、田中理子（日本看護系大学協議会事務局）

配布資料

1. 2024年度 JANPU新会員校一覧（資料1）
2. 2024年度 重点事業計画（資料2-1）
3. 2024年度 事業活動計画書（資料2-2）
4. 2024年度 社員総会参考書類（資料3）
5. 2024年度 新役員候補者一覧（資料4）
6. 2023年度 決算報告書（資料5）
7. 2024年度 収支予算書（資料6）
8. 2025年度 JANPU定時社員総会案内（資料7）
9. 「2023年度看護系大学に関する実態調査（2024年度実施）」へのご協力のお願い（資料8）
10. APNブランドデザイン方針（案）（資料9）
11. 看護学教育における倫理綱領（資料10）
12. 2023年度 事業活動報告書（冊子）

司会：日本看護系大学協議会 総務担当理事 宮本千津子

開会（11時24分）

I. 議長ならびに議事録署名人選出（宮本理事）

定款第15条「社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる」に基づき、議長は鎌倉やよい代表理事が務めた。

また、定款第19条「社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする」と定められていることが説明され、理事会から議事録署名人として、東京医療保健大学 宮本千津子理事、自治医科大学 春山早苗理事が選出された。また書記は、日本看護系大学協議会事務局職員が担当した。インターネットを使った会議システムは、出席者の映像と音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認さ

れた。

Ⅱ．議事

11時24分現在、会員校304校（社員304名）のうち、事前に提出された議決権行使書が278通であり出席社員の議決権数は278個となり、総社員の議決権数304個の過半数の153個を超えていることから、定款第16条に基づき、議事を進めることが報告された。

【審議事項】

第1号議案 2024年度役員選任について（鎌倉代表理事）（資料3、資料4）

＜採決＞

本定時社員総会の終結時をもって、理事及び監事の全員が任期満了となるため、理事及び監事の改選が必要となることから、下記のとおり、理事、補欠理事、監事及び補欠監事を選任したい旨を諮ったところ、議決権行使書による出席社員の議決権数が278個（過半数140個）のうち、賛成278票、反対0票、白票0票であったため、出席した社員の議決権の過半数の賛成をもって下記のとおり理事、補欠理事、監事及び補欠監事を選任することが承認された。

理事（選挙で選出：10名）：麻原きよみ、荒木暁子、荒木田美香子、萱間真美、諏訪さゆり、
福井小紀子、堀内成子、宮下光令、守田美奈子、吉沢豊子

理事（指名理事：3名）：鈴木久美、宮本千津子、湯浅美千代

理事（常任理事候補：1名）：鎌倉やよい

補欠理事（選挙で選出：6名）：田高悦子（優先順位1位）、田中京子（優先順位2位）、
グライナー智恵子（優先順位3位）、角濱春美（優先順位4位）、
江川幸二（優先順位5位）、藤田君支（優先順位6位）

補欠理事6名は、上記の理事のうち、選挙で選出された理事10名の補欠とする。

監事（選挙で選出：2名）：川口孝泰、安酸史子

補欠監事（選挙で選出：3名）：井上智子（優先順位1位）、佐藤紀子（優先順位2位）、
江川隆子（優先順位3位）

第2号議案 2023年度決算承認・監査報告について（春山理事、川口監事、森監事）（資料3、資料5）

＜採決＞

事前に行使された出席社員の議決権数が278個（過半数140個）：賛成278票、反対0票、白票0票。事前の議決書による審議の結果、定款第16条に則り、第2号議案「2023年度決算・監査報告」は承認された。

審議の結果は後日、日本看護系大学協議会のホームページで報告する。

インターネットを使った会議システムは、終始異状なく、議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べて閉会した。

閉会（11時29分）

2024 年度理事会報告

【1】定例理事会

第1回理事会議事録

日 時：2024 年 5 月 31 日（金）12:59～15:39

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：鎌倉やよい【議長】、岸恵美子（WEB）、石垣和子、宮本千津子（WEB）、春山早苗（WEB）、
叶谷由佳（WEB）、湯浅美千代（WEB）、諏訪さゆり（WEB）、福井小紀子（WEB ～15:26）、
内布敦子（WEB）、守田美奈子（WEB）、藤田佐和（WEB）、川本利恵子（WEB）、荒木田美香子（WEB）、
川口孝泰（WEB）、森千鶴（WEB）、
荒木暁子（看護実践能力評価基準検討委員会委員長、WEB 13:13～13:35）（敬称略）

事務局：潮、久保、田中、亀山、市嶋

I. 審議事項

1. 2024 年度第1回臨時理事会（5 月 7 日開催）議事録の承認（鎌倉代表理事）
2. 指名理事候補者の承認（鎌倉代表理事）
3. 補欠理事候補者の承認（宮本理事）
4. 看護学教育における倫理綱領（最終版）の承認（岸理事、石垣理事）
5. 2024 年度定時社員総会、事前説明会・意見交換会の次第案、タイムスケジュール、資料について（鎌倉代表監事、宮本理事、事務局）
6. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」について（鎌倉代表理事、荒木委員長、叶谷理事）
7. 各委員会の 2024 年度事業活動経過報告/業務執行理事活動報告および審議事項
 - 1) 看護実践能力評価基準検討委員会（荒木委員長）
 - 2) 看護学教育質向上委員会（叶谷理事）
 - 3) 文部科学省委託事業「学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－」調査事業実行委員会（荒木田理事）
 - 4) 高等教育行政対策委員会（岸理事）
 - 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（湯浅理事）
 - 6) 広報・出版委員会（諏訪理事）
 - 7) 国際交流推進委員会（福井理事）
 - 8) データベース委員会（内布理事）
 - 9) 災害支援対策委員会（守田理事）
 - 10) APN グランドデザイン委員会（鎌倉代表理事、藤田理事）
 - 11) JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会（川本理事）

II. 報告事項と庶務連絡

1. 代表理事・副代表理事・常任理事・総務担当理事からの活動報告（鎌倉代表理事、岸理事、石垣理事、宮本理事）
2. 第10回三団体協議（JANPU/JONPF/JNA）（5 月 30 日開催）報告（鎌倉代表理事、石垣理事、川本理事）
3. 日本看護協会との CNS に関する定例会議（4 月 19 日開催）報告（鎌倉代表理事、石垣理事、湯浅理事、藤田理事）
4. 日本看護協会「第1回ナース・プラクティショナー（仮称）制度検討委員会」（4 月 23 日開催）報告（川本理事）

第2回理事会議事録

日 時：2024年7月12日（金）13:00～14:29

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子【議長】(WEB)、麻原きよみ (WEB)、鎌倉やよい (WEB)、吉沢豊子 (WEB)、宮下光令 (WEB)、湯浅美千代 (WEB)、諏訪さゆり (WEB)、鈴木久美 (WEB)、守田美奈子 (WEB)、萱間真美 (WEB)、荒木暁子 (WEB)、荒木田美香子 (WEB 13:59～14:27)、川口孝泰 (WEB)、安酸史子 (WEB) (敬称略)

欠席者：宮本千津子、福井小紀子 (敬称略)

事務局：潮、久保、田中、亀山、市嶋

I. 審議事項

1. 2024年度第3回臨時理事会（7月5日午後開催）議事録の承認（堀内代表理事）
 - 1) 2024年度第2回臨時理事会（本日午前中に前期役員により開催）の報告
 - 2) JANPU理事会の開催案内送付～資料提出～開催までの流れとスケジュールについて
2. 常任理事の報酬について（堀内代表理事）
3. 2024年度重点事業計画、要望書提出に向けた活動について（堀内代表理事）
4. 各委員会委員の承認および公募について（堀内代表理事）
 - 1) 各委員長より推薦された委員候補者の承認
 - 2) 公募の希望有無およびその内容、今後のスケジュールについて
5. 2024年度事業活動経過報告/業務執行理事活動報告
 - 1) 文部科学省委託事業「学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－」調査事業実行委員会（荒木田理事）
 - 2) 高度実践看護師教育課程認定委員会（湯浅理事）
 - 3) 看護実践能力評価基準検討委員会（荒木理事）
6. 外部組織の委員について（案）（堀内代表理事）
7. 外部組織からの依頼（堀内代表理事）
 - 1) 10月23日（水）10:00～13:00 開催（仮）：JICA バングラデシュ国看護サービス人材育成プロジェクト フェーズ2 第2回本邦研修での講義
 - 2) 11月23日（土）開催：「第10回日本NP学会学術集会」三団体合同企画
 - 3) 11月30日（土）10:00～12月1日（日）12:00 開催：「NPフォーラム」日本版NPの現状の動きと考（40分程度の講演）

II. 報告事項と庶務連絡

1. 部門別支出と残高の報告（事務局）
2. 庶務連絡：会計、役員名簿、役員アドレス、名刺、事務局体制（事務局）
3. その他（事務局）

第3回理事会議事録

日 時：2024年9月20日（金）14:04～15:41

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子【議長】(WEB)、鎌倉やよい (WEB)、宮本千津子 (WEB)、吉沢豊子 (WEB)、宮下光令 (WEB)、湯浅美千代 (WEB)、諏訪さゆり (WEB)、福井小紀子 (WEB)、鈴木久美 (WEB ～14:52)、萱間真美 (WEB)、荒木暁子 (WEB)、荒木田美香子 (WEB ～14:56)、川口孝泰 (WEB ～14:57) (敬称略)

欠席者：麻原きよみ、守田美奈子、安酸史子 (敬称略)

事務局：潮、久保、田中、亀山、市嶋

I. 審議事項

1. 2024 年度第 2 回理事会（7 月 12 日開催）議事録の承認（堀内代表理事）
2. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」の進捗について（鎌倉理事、荒木理事）
3. JANPU-CBT 問題作成に関するシステム構築について（荒木理事、鎌倉理事）
4. 各委員会の 2024 年度事業活動経過報告/業務執行理事活動報告および審議事項
 - 1) 看護実践能力評価基準検討委員会（荒木理事）
 - 2) 文部科学省委託事業「学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－」調査事業実行委員会（荒木田理事）
 - 3) 高等教育行政対策委員会（麻原理事）
 - 4) 看護学教育質向上委員会（宮下理事）
 - 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（湯浅理事）
 - 6) 広報・出版委員会（諏訪理事）
 - 7) 国際交流推進委員会（福井理事）
 - 8) データベース委員会（鈴木理事）
 - 9) 災害支援対策委員会（守田理事）
 - 10) APN グランドデザイン委員会（萱間理事）
 - 11) JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会（鎌倉理事）
5. その他
 - 1) 第 2 回理事会以降に社員変更があった大学について（事務局）
 - 2) 2024 年 3 月開催「JANPU 説明会・報告会・研修会」のホームページ掲載期間について（事務局）

II. 報告事項と庶務連絡

1. 代表理事・副代表理事・常任理事・総務担当理事からの活動報告（堀内代表理事、麻原理事、鎌倉理事、宮本理事）
2. 関係団体等への挨拶訪問・面談に関する報告（堀内代表理事）
 - 1) 文部科学省：7 月 26 日（金）
 - 2) 厚生労働省：7 月 25 日（木）
 - 3) 日本看護協会：8 月 5 日（月）
 - 4) 日本看護学教育評価機構：8 月 5 日（月）
 - 5) 文部科学副大臣あべ俊子議員：9 月 17 日（火）オンライン
3. CNS 制度推進に関する定例協議（JANPU/JNA）（8 月 8 日開催）報告（麻原理事、鎌倉理事、湯浅理事、萱間理事）
4. 第 11 回三団体協議（JANPU/JONPF/JNA）（8 月 27 日開催）報告（鎌倉理事、宮本理事、萱間理事）
5. 自民党看護問題小委員会（9 月 10 日開催）報告および 2025（令和 7）年度看護関係予算概算要求（鎌倉理事）
6. 部門別支出と残高の報告（吉沢理事）

第 4 回理事会議事録

日 時：2024 年 11 月 8 日（金）13:00～15:42

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子【議長】（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、吉沢豊子（WEB）、宮下光令（WEB ～15:28）、湯浅美千代（WEB 14:51～）、諏訪さゆり（WEB）、福井小紀子（WEB ～15:16）、鈴木久美（WEB）、守田美奈子（WEB 14:14～14:17 離席）、萱間真美（WEB ～14:29）、荒木暁子（WEB）、荒木田美香子（WEB）、川口孝泰（WEB ～14:58）、安酸史子（WEB）（敬称略）

事務局：潮、久保、田中、亀山、市嶋

I. 審議事項

1. 2024 年度第 3 回理事会（9 月 20 日開催）議事録の承認（堀内代表理事）
2. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」について（鎌倉理事、荒木理事）
3. 各委員会の 2024 年度事業活動経過報告/業務執行理事活動報告および審議事項
 - 1) 看護実践能力評価基準検討委員会（荒木理事）
 - 2) 文部科学省委託事業「学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－」調査事業実行委員会（荒木田理事）
 - 3) 高等教育行政対策委員会（麻原理事）
 - 4) 看護学教育質向上委員会（宮下理事）
 - 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（湯浅理事）
 - 6) 広報・出版委員会（諏訪理事）
 - 7) 国際交流推進委員会（福井理事）
 - 8) データベース委員会（鈴木理事）
 - 9) 災害支援対策委員会（守田理事）
 - 10) APN グランドデザイン委員会（萱間理事）
 - 11) JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会（鎌倉理事）
4. 文部科学省高等教育局医学教育課 看護教育専門官と技術参与の推薦について（堀内代表理事）
5. JANPU50 周年記念事業（2025 年）について（麻原理事、宮本理事）
6. その他
 - 1) 第 3 回理事会（9 月 20 日開催）以降に社員変更があった大学について（事務局）
 - 2) 2025 年 3 月 29 日（土）報告会・説明会等の開催・内容の検討について（事務局）
 - 3) 日本看護科学学会（JANS）からの依頼（事務局）
 - 4) 2025 年度定時社員総会の開催時間について（宮本理事、事務局）

II. 報告事項と庶務連絡

1. 二団体協議（JANPU/JONPF）（9 月 26 日開催）報告（鎌倉理事、萱間理事）
2. 日本 NP 教育大学院協議会：NP 資格認定試験評価委員会（10 月 1 日開催）報告（鎌倉理事）
3. JICA バングラデシュ国看護サービス人材育成プロジェクト フェーズ 2 第 2 回本邦研修【中止】（事務局）
4. 部門別支出と残高の報告（吉沢理事）
5. 代表理事・副代表理事・常任理事・総務担当理事からの活動報告（堀内代表理事、麻原理事、鎌倉理事、宮本理事）

第 5 回理事会議事録

日 時：2025 年 1 月 31 日（金）13:00～15:27

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子【議長】（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、吉沢豊子（WEB）、宮下光令（WEB）、湯浅美千代（WEB）、福井小紀子（WEB ～14:57）、鈴木久美（WEB）、守田美奈子（WEB 13:26～14:47 離席）、萱間真美（WEB）、荒木暁子（WEB）、荒木田美香子（WEB ～13:35）、川口孝泰（WEB）、安酸史子（WEB ～13:27）（敬称略）

欠席者：諏訪さゆり（敬称略）

事務局：潮、久保、田中、亀山、市嶋

I. 審議事項

1. 2024 年度理事会議事録の承認（堀内代表理事）

- 1) 第4回理事会（11月8日開催）
- 2) 第4回臨時理事会（11月25日開催）
2. 2026年度概算要求に向けた要望書（麻原理事、鎌倉理事）
3. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」の進捗について（鎌倉理事、荒木理事）
4. 各委員会の2024年度事業活動経過報告/業務執行理事活動報告および審議事項
 - 1) 看護実践能力評価基準検討委員会（荒木理事）
 - 2) 文部科学省委託事業「学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－」調査事業実行委員会（荒木田理事）
 - 3) 高等教育行政対策委員会（麻原理事）
 - 4) 看護学教育質向上委員会（宮下理事）
 - 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（湯浅理事）
 - 6) 広報・出版委員会（諏訪理事）
 - 7) 国際交流推進委員会（福井理事）
 - 8) データベース委員会（鈴木理事）
 - 9) 災害支援対策委員会（守田理事）
 - 10) APN グランドデザイン委員会（萱間理事）
 - 11) JANPU ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会（鎌倉理事）
5. 3月29日（土）開催：説明会・報告会・研修会等のスケジュール、運営・準備（事務局）
6. JANPU50周年記念事業について（麻原理事、宮本理事）
7. JANPU事務局職員に関わる内規類の改訂について（宮本理事）
 - 1) 積立特別有給休暇（就業規則第22条）の取得目的
 - 2) 就業規則の改訂に伴うその他内規類の変更
 - 3) 【報告】「会計に関する申し合わせ事項」の改訂
8. その他（事務局）
 - 1) 第4回理事会（11月8日開催）以降に社員変更があった大学について
 - 2) 2025年度社員届について
 - 3) 2025年度理事会および2026年3月末報告会等の開催日時
 - 4) 日本看護科学学会（JANS）からの依頼：「2025年度第45回学術集会」パネルセッション2件

Ⅱ. 報告事項と庶務連絡

1. 文部科学省高等教育局医学教育課長との面談（12月3日開催）報告（堀内代表理事）
2. こども家庭庁支援局虐待防止対策課との面談（11月15日開催）報告（堀内代表理事）
3. 日本看護協会「ナース・プラクティショナー（仮称）制度検討委員会」（11月18日開催）報告（鎌倉理事）
4. 日本看護協会とのCNSに関する定例会議（12月16日開催）報告（麻原理事、鎌倉理事、湯浅理事、萱間理事）
5. 日本看護協会「2025年新年賀詞交歓会」（1月17日開催）報告（鎌倉理事）
6. 二団体協議（JANPU/JONPF）（1月10日開催）報告（鎌倉理事、萱間理事）
7. 厚生労働省からの情報提供「使用推奨期限切れの個人防護具の譲渡について」（事務局）
8. 部門別支出と残高の報告（吉沢理事）
9. 代表理事・副代表理事・常任理事・総務担当理事からの活動報告（堀内代表理事、麻原理事、鎌倉理事、宮本理事）

第6回理事会議事録

日 時：2025年3月14日（金）14:00～16:18

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子【議長】(WEB 14:09～)、麻原きよみ (WEB 15:00～15:23 離席)、鎌倉やよい (WEB)、宮本千津子 (WEB)、吉沢豊子 (WEB)、宮下光令 (WEB)、湯浅美千代 (WEB 14:59)、福井小紀子 (WEB 14:41～16:11)、鈴木久美 (WEB)、守田美奈子 (WEB)、萱間真美 (WEB)、荒木暁子 (WEB)、荒木田美香子 (WEB 15:18～15:55)、川口孝泰 (WEB)、安酸史子 (WEB 15:59～) (敬称略)

欠席者：諏訪さゆり (敬称略)

事務局：潮、久保、田中

I. 審議事項

1. 2024 年度第 5 回理事会 (1 月 31 日開催) 議事録の承認 (堀内代表理事)
2. 文部科学省医学教育課からの情報提供 (堀内代表理事)
3. 2025 年度新設校の紹介と 2025 年度社員の承認方法 (堀内代表理事、事務局)
4. 2026 年度概算要求に向けた要望書：文部科学省・厚生労働省への事前説明報告 (麻原理事、鎌倉理事)
5. 自民党看護問題対策議員連盟総会へ提出する要望書 (麻原理事)
6. 2024 年度重点事業計画と事業報告案・2025 年度重点事業計画案 (鎌倉理事、堀内代表理事)
7. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」の進捗について (鎌倉理事、荒木理事)
8. 各委員会の 2024 年度事業活動経過報告/業務執行理事活動報告、2024 年度事業活動報告書【別冊】、2025 年度事業活動計画書・予算案、審議事項
 - 1) 看護実践能力評価基準検討委員会 (荒木理事)
 - 2) 文部科学省委託事業「学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－」調査事業実行委員会 (荒木田理事)
 - 3) 高等教育行政対策委員会 (麻原理事)
 - 4) 看護学教育質向上委員会 (宮下理事)
 - 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会 (湯浅理事)
 - 6) 広報・出版委員会 (諏訪理事)
 - 7) 国際交流推進委員会 (福井理事)
 - 8) データベース委員会 (鈴木理事)
 - 9) 災害支援対策委員会 (守田理事)
 - 10) APN グランドデザイン委員会 (萱間理事)
 - 11) JANPU ナースプラクティショナー (JANPU-NP) 資格認定委員会 (鎌倉理事)
 - 12) 50 周年記念事業プロジェクト委員会 (麻原理事)
9. 3 月 29 日 (土) 開催：説明会・報告会・研修会の最終確認 (事務局)
10. その他
 - 1) 第 5 回理事会 (1 月 31 日開催) 以降に社員変更があった大学について (事務局)

II. 報告事項と庶務連絡

1. 理事の交代と委員会分掌の変更 (堀内代表理事、事務局)
2. 第 12 回三団体協議 (JANPU/JONPF/JNA) (2 月 19 日開催) 報告 (鎌倉理事、萱間理事、宮本理事)
3. 日本看護協会との CNS に関する定例会議 (2 月 27 日開催) 報告 (麻原理事、鎌倉理事、湯浅理事、萱間理事)
4. 日本看護協会「ナース・プラクティショナー (仮称) 制度検討委員会」(2 月 7 日開催) 報告 (鎌倉理事)
5. 日本看護協会「第 6 回 NP 教育課程修了者の交流会」および「第 7 回 NP 教育機関との意見交換会」(3 月 5 日開催) 報告 (鎌倉理事)

6. 部門別支出と残高の報告と7階経費（事業費共通）の各委員会への按分（会計処理）について
（吉沢理事）
7. 代表理事・副代表理事・常任理事・総務担当理事からの活動報告
（堀内代表理事、麻原理事、鎌倉理事、宮本理事）
8. その他（事務局）
 - 1) 2025 年度定時社員総会・第2回理事会の日時変更について
 - 2) 今後の事務局体制について

【2】メールによる書面理事会

第1回

期 間：2024 年 4 月 8 日（月）～4 月 9 日（火）正午まで

I. 審議事項

1. 2024 年度社員の承認

第2回

期 間：2024 年 8 月 5 日（月）～8 月 7 日（水）まで

I. 審議事項

1. 委員の承認

【3】臨時理事会

第1回臨時理事会議事録

日 時：2024 年 5 月 7 日（火）12:00～13:42

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：鎌倉やよい【議長】(WEB)、岸恵美子 (WEB)、石垣和子 (WEB)、宮本千津子 (WEB)、春山早苗 (WEB)、
叶谷由佳 (WEB)、湯浅美千代 (WEB)、諏訪さゆり (WEB)、福井小紀子 (WEB)、内布敦子 (WEB)、
守田美奈子 (WEB)、藤田佐和 (WEB)、川本利恵子 (WEB 12:02～)、
荒木田美香子 (WEB 12:01～12:59)、川口孝泰 (WEB)、森千鶴 (WEB)、
三国久美 (選挙管理委員会委員長、WEB 12:00～12:06)、
荒木暁子 (看護実践能力評価基準検討委員会委員長、WEB 12:15～12:48) (敬称略)

事務局：潮、久保、田中、亀山、市嶋

I. 審議事項

1. 2024 年度新役員候補者の報告と承認 (選挙管理委員会 三国委員長)
2. 常任理事候補者の承認 (岸理事)
3. 2023 年度第 6 回理事会 (3 月 15 日開催) 議事録の承認 (鎌倉代表理事)
4. 2024 年度新会員校の承認 (鎌倉代表理事)
5. 2023 年度決算書、監査報告と理事会承認および 2024 年度予算案 (春山理事、川口監事、森監事)
6. 定時社員総会事前説明会の審議事項・資料等の確認 (鎌倉代表理事、宮本理事、事務局)
7. 文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業 (学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－)」について (荒木田理事)
8. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」について (荒木委員長)
9. 2024 年度 JANPU-CBT 実証事業の公募について (荒木委員長)
10. その他
 - 1) 書面理事会 (4 月 8 日) 以降に変更があった社員の承認について (鎌倉代表理事)
 - 2) 南日本新聞に掲載されたコラムについて (鎌倉代表理事)
 - 3) 3 月 30 日開催説明会・報告会・研修会のオンデマンド配信ページの設置について (事務局)
 - 4) サーバー移行について (事務局)

第2回臨時理事会議事録

日 時：2024年7月5日（金）11:00～11:24

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：鎌倉やよい【議長】、岸恵美子（WEB）、石垣和子、宮本千津子、春山早苗（WEB）、叶谷由佳（WEB）、湯浅美千代（WEB）、諏訪さゆり（WEB）、内布敦子（WEB）、守田美奈子（WEB）、藤田佐和（WEB）、川本利恵子（WEB）、川口孝泰（WEB）、森千鶴（WEB）（敬称略）

欠席者：福井小紀子、荒木田美香子（敬称略）

事務局：潮、久保、田中、市嶋

I. 審議事項

1. 2024年度第1回理事会（5月31日開催）議事録の承認（鎌倉代表理事）
2. 6月21日（金）開催「2024年度定時社員総会事前説明会・意見交換会」議事録（案）の確認（鎌倉代表理事）
3. 第1回理事会（5月31日）以降に変更があった社員の承認（鎌倉代表理事）
4. 看護実践能力評価基準検討委員会 新規委員の承認（鎌倉代表理事）
5. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」について（鎌倉代表理事）
6. その他
 - 1) 南日本新聞に掲載されたコラムに関する経過報告（鎌倉代表理事）

第3回臨時理事会議事録

日 時：2024年7月5日（金）12:00～12:08

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子【議長】（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい、宮本千津子、吉沢豊子（WEB）、宮下光令（WEB）、湯浅美千代（WEB）、諏訪さゆり（WEB）、福井小紀子（WEB）、鈴木久美（WEB）、守田美奈子（WEB）、萱間真美（WEB）、荒木暁子（WEB）、荒木田美香子（WEB）、川口孝泰（WEB）（敬称略）

欠席者：安酸史子（敬称略）

事務局：潮、久保、田中、市嶋

I. 審議事項

1. 2024年度定時社員総会の報告（堀内代表理事）
2. 代表理事、副代表理事の選定（堀内代表理事）
3. 常任理事の選定（堀内代表理事）
4. 業務執行理事の選定（堀内代表理事）
5. 今後の理事会開催日程について（事務局）

第4回臨時理事会議事録

日 時：2024年11月25日（月）15:00～15:34

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子【議長】（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、吉沢豊子（WEB）、湯浅美千代（WEB）、諏訪さゆり（WEB）、福井小紀子（WEB）、荒木暁子（WEB）、川口孝泰（WEB）（敬称略）

欠席者：宮下光令、鈴木久美、守田美奈子、萱間真美、荒木田美香子、安酸史子（敬称略）

事務局：潮、久保、田中、亀山

I. 審議事項

1. 文部科学省委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂案の承認（荒木理事、鎌倉理事）

2024 年度総務会報告

【1】定例総務会

第1回総務会議事録

日 時：2024 年 4 月 26 日（金）12:59～15:20

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：鎌倉やよい（WEB）、岸恵美子（WEB）、石垣和子（WEB）、宮本千津子（WEB）、
春山早苗（WEB 13:10～）、JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

I. 協議事項

1. 2023 年度第 11 回総務会（3 月 15 日開催）議事録の承認（鎌倉代表理事）
2. 2023 年度重点事業計画の経過報告と 2024 年度重点事業計画（鎌倉代表理事）
3. 各委員会の 2024 年度事業活動計画書・予算案の確認（鎌倉代表理事、春山理事、事務局）
4. APN グランドデザインの方向性について（鎌倉代表理事）
5. 2024 年度定時社員総会および事前説明会・意見交換会に関する検討事項
（鎌倉代表理事、宮本理事、事務局）
6. 2023 年度事業活動報告書の最終確認（事務局）
7. 2024 年度第 1 回臨時理事会（5 月 7 日（火）12:00～13:30）次第案の確認（鎌倉代表理事）
8. 2024 年度第 1 回理事会（5 月 31 日（金）に向けた検討事項の洗い出し）（鎌倉代表理事）
9. その他（事務局）
 - 1) 国立国会図書館「防災マニュアル指針 2022」オンライン資料の納入依頼について
 - 2) JANPU 会員校に所属する看護系教員からの協力依頼について
 - 3) 一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会の発足と入会案内について（周知依頼）
 - 4) 2024 年度日本看護連盟通常総会ならびに決起集会のご案内（臨席依頼）

II. 報告事項

1. 2024 年度会員校数・加盟率および未加盟大学について（鎌倉代表理事、石垣理事）

第2回総務会議事録

日 時：2024 年 5 月 31 日（金）10:29～11:41

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：鎌倉やよい、岸恵美子（WEB 10:54～）、石垣和子、宮本千津子（WEB）、春山早苗（WEB）、
JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

I. 協議事項

1. 2024 年度第 1 回単独総務会（4 月 26 日開催）議事録の承認（鎌倉代表理事）
2. 指名理事候補者について（鎌倉代表理事）
3. 補欠理事候補者について（宮本理事）
4. 看護学教育における倫理綱領（最終版）（岸理事、石垣理事、鎌倉代表理事）
5. 2024 年度定時社員総会、事前説明会・意見交換会の次第案、タイムスケジュール、資料について
（鎌倉代表理事、宮本理事、事務局）
6. 2024 年度第 1 回理事会議事次第タイトルと順番と資料内容、担当者の確認（鎌倉代表理事）
7. 南日本新聞に掲載されたコラムに関する経過報告（鎌倉代表理事）
8. その他（鎌倉代表理事）
 - 1) 日本災害看護学会からの依頼について
 - 2) 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」について

第3回総務会議事録

日 時：2024年6月14日（金）9:59～11:19

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：鎌倉やよい（WEB）、岸恵美子（WEB）、石垣和子（WEB）、宮本千津子（WEB）、
JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

欠席者：春山早苗（敬称略）

I. 協議事項

1. 2024年度第2回総務会（5月31日開催）議事録の承認（鎌倉代表理事）
2. 2024年度定時社員総会事前説明会・意見交換会の次第・タイムスケジュール等の確認（鎌倉代表理事、宮本理事、事務局）
3. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」について（鎌倉代表理事）
4. 新旧理事の引継ぎについて（鎌倉代表理事）
5. その他
 - 1) 災害連携ネットワークの周知について（鎌倉代表理事）
 - 2) 日本災害看護学会からの依頼「令和6年能登半島地震での災害支援活動への参加について」（鎌倉代表理事）
 - 3) 日本精神科病院協会からの執筆依頼（事務局）

II. 報告事項

1. 2024年度日本看護連盟通常総会（6月13日開催）の報告（鎌倉代表理事）
2. その他（事務局）

第4回総務会議事録

日 時：2024年7月9日（火）10:00～11:15

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB）、麻原きよみ（WEB 10:42～）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、
吉沢豊子（WEB ～11:10）、JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

I. 協議事項

1. 総務会の役割について
2. 理事会・総務会開催までのスケジュール（流れ）について
3. 文部科学省・厚生労働省・日本看護協会への挨拶訪問について
4. 日本看護学教育評価機構（JABNE）との定期的な協議の実施について
5. 2024年度第2回理事会（7月12日（金）13:00～16:00開催）について

第5回総務会議事録

日 時：2024年8月6日（火）13:02～13:55

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB）、麻原きよみ（WEB 13:04～）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、
吉沢豊子（WEB）、JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

I. 協議事項

1. 2024年度第4回総務会（7月9日開催）議事録の承認
2. 2024年自民党看護問題小委員会へ提出する要望書について
3. JANPU50周年記念事業（2025年）について
4. 三団体協議（8月27日（火）13:30～15:00開催）について
5. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた

調査研究」に関する経過報告

6. 2024 年度第 3 回理事会（9 月 20 日（金）14:00～17:00 開催）について
7. 10 月 23 日（水）10:00～13:00 開催：JICA バングラデシュ国看護サービス人材育成プロジェクト フェーズ 2 第 2 回本邦研修での講義
8. 他団体から共催・協賛・後援等の依頼があった際の対応について
9. 日本看護連盟からの面談依頼
10. その他
 - 1) 基幹教員に関する研修会

Ⅱ. 報告事項

1. 文部科学省・厚生労働省・日本看護協会・日本看護学教育評価機構への挨拶訪問・面談の報告
2. その他
 - 1) JANPU 看護実践能力評価基準検討委員会 2024 年度 FD・SD 研修会

第 6 回総務会議事録

日 時：2024 年 9 月 18 日（水）10:00～10:54

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、吉沢豊子（WEB）、
荒木田美香子（WEB 10:05～10:28）、JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

Ⅰ. 協議事項

1. 2024 年度第 5 回単独総務会（8 月 6 日開催）議事録の承認
2. 文部科学省委託事業「学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－」調査事業実行委員会
3. JANPU50 周年記念事業（2025 年）に関する検討
4. 文部科学省高等教育局医学教育課 次期看護教育専門官について
5. JANPU-CBT 問題作成に関するシステム構築について
6. 2024 年度第 3 回理事会（9 月 20 日（金）14:00～17:00 開催）について
7. JICA バングラデシュ国看護サービス人材育成プロジェクト フェーズ 2 第 2 回本邦研修について（10 月 23 日（水）10:00～12:30 開催）

Ⅱ. 報告事項

1. CNS 制度推進に関する定例協議（JANPU/JNA）（8 月 8 日開催）報告
2. 第 11 回三団体協議（JANPU/JONPF/JNA）（8 月 27 日開催）報告
3. 日本看護連盟との面談（9 月 5 日開催）報告
4. 自民党看護問題小委員会（9 月 10 日開催）報告および 2025（令和 7）年度看護関係予算概算要求
5. 文部科学副大臣あべ俊子議員との面談（9 月 17 日開催）報告

第 7 回総務会議事録

日 時：2024 年 10 月 15 日（火）10:59～12:00

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB）、麻原きよみ（WEB 11:12～11:56）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、
吉沢豊子（WEB）、荒木田美香子（WEB 11:00～11:29）、JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

Ⅰ. 協議事項

1. 2024 年度第 6 回総務会（9 月 18 日開催）議事録の承認
2. e-learning 教材作成に伴う補正予算の検討について【継続協議】
3. JANPU50 周年記念事業（2025 年）に関する検討
4. 文部科学省高等教育局医学教育課 看護教育専門官と技術参与の推薦について

5. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」に関する経過報告
6. JANPU 事務局職員に関わる内規類の改訂について
7. 2024 年度第 4 回理事会（11 月 8 日（金）13:00～16:00 開催）について
8. その他
 - 1) 日本看護科学学会（JANS）からの依頼「2025 年度第 45 回学術集会」
 - 2) 新しい顧問税理士の紹介

Ⅱ. 報告事項

1. 二団体協議（JANPU/JONPF）（9 月 26 日開催）報告
2. 日本 NP 教育大学院協議会「NP 資格認定試験評価委員会」（10 月 1 日開催）報告
3. 授業目的公衆送信補償金の受領について
4. JICA バングラデシュ国看護サービス人材育成プロジェクト フェーズ 2 第 2 回本邦研修【中止】

第 8 回総務会議事録

日 時：2024 年 11 月 5 日（火）14:00～15:02

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、
JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

欠席者：吉沢豊子（敬称略）

Ⅰ. 協議事項

1. 2024 年度第 7 回単独総務会（10 月 15 日開催）議事録の承認
2. JANPU50 周年記念事業
3. 文部科学省高等教育局医学教育課 看護教育専門官と技術参与の推薦について
4. JANPU 事務局職員に関わる内規類の改訂について【継続協議】
 - 1) 事務局職員に関わる内規の決議変更
 - 2) 積立特別有給休暇（就業規則第 2 2 条）の取得目的
 - 3) 「会計に関する申し合わせ事項」改訂案
5. 2024 年度第 4 回理事会（11 月 8 日（金）13:00～16:00 開催）について
6. 日本看護科学学会（JANS）からの依頼：「2025 年度第 45 回学術集会」パネルセッション 2 件
（①大学院教育のこれから、②看護学部教育 コアカリキュラムの推進）

Ⅱ. 報告事項

1. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」に関する経過報告

第 9 回総務会議事録

日 時：2024 年 12 月 9 日（月）12:00～13:00

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB 12:06～）、宮本千津子（WEB）、
吉沢豊子（WEB 12:19～）、JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

Ⅰ. 協議事項

1. 2024 年度第 8 回総務会（11 月 5 日開催）議事録の承認
2. JANPU50 周年記念事業（2025 年 10 月 24 日（金）開催）について【継続協議】
3. JANPU 事務局職員に関わる内規類の改訂について【継続協議】
4. 委員会委員に係る経費について
5. 2024 年度第 5 回理事会（2025 年 1 月 31 日（金）13:00～16:00 開催）について

6. 3月29日（土）説明会・報告会等のプログラム・スケジュール（案）
7. 外部組織からの依頼
8. 文部科学省高等教育局医学教育課長との面談（12月3日開催）報告
9. 2026年度概算要求に向けた要望書（2025年2月～3月に提出予定）について

Ⅱ. 報告事項

1. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」に関する経過報告
2. こども家庭庁虐待防止対策課困難包括支援担当との面談（11月15日開催）報告および情報提供
3. 日本看護協会「ナース・プラクティショナー（仮称）制度検討委員会」（11月18日開催）報告

第10回総務会議事録

日 時：2025年1月14日（火）15:01～16:00

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB）、JANPU事務局 潮洋子（敬称略）

欠席者：宮本千津子、吉沢豊子（敬称略）

Ⅰ. 協議事項

1. 2024年度第9回総務会（12月9日開催）議事録の承認
2. JANPU50周年記念事業（2025年10月24日（金）開催）について【継続協議】
3. 委員会委員に係る経費について【継続協議】
4. 3月29日（土）説明会・報告会等のプログラム・タイムスケジュール（案）
5. 「JANPU-NP 資格認定」について
6. 2024年度第5回理事会（2025年1月31日（金）13:00～16:00開催）について
7. 2026年度概算要求に向けた要望書について
8. その他
 - 1）7階会議費（事業費共通）の各委員会への按分（会計処理）について

Ⅱ. 報告事項

1. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」に関する経過報告
2. CNS 制度推進に関する定例協議（JANPU/JNA）（12月16日開催）報告
3. 二団体協議（JANPU/JONPF）（1月10日開催）報告

第11回総務会議事録

日 時：2025年2月17日（月）14:00～15:13

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB ～14:57）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、吉沢豊子（WEB）、JANPU事務局 潮洋子（敬称略）

Ⅰ. 協議事項

1. 2024年度第10回総務会（1月14日開催）議事録の承認
2. 任期途中で退任する理事の対応および補欠候補者の繰り上げ等について
3. 2026年度概算要求に向けた要望書の提出・関係省庁への事前説明について
4. 2024年度重点事業計画の経過報告案と2025年度重点事業計画案について
5. 3月29日（土）説明会・報告会のJANPU事務所参加の最終確認
6. 共通科目A・Bの教材開発の検討に向けたエルゼビア株式会社とJANPUとの秘密保持契約について
7. DX café 利用要項（案）について
8. 2025年度第2回総務会以降の日程調整について

9. 委員会委員に係る経費について【継続協議】

10. 7階経費（事業費共通）の各委員会への按分（会計処理）について【継続協議】

11. 2024年度第6回理事会（3月14日（金）14:00～17:00）次第案の確認

12. その他

1) 2025年度定時社員総会の開催日程について

2) 第12回日本CNS看護学会講演依頼

II. 報告事項

1. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」に関する経過報告

2. その他

1) JANPU-NP 資格認定について

第12回総務会議事録

日時：2025年3月11日（火）12:00～13:27

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：堀内成子（WEB）、麻原きよみ（WEB）、鎌倉やよい（WEB）、宮本千津子（WEB）、吉沢豊子（WEB）、湯浅美千代（WEB 12:00～12:14）、JANPU 事務局 潮洋子（敬称略）

I. 協議事項

1. 2024年度第11回総務会（2月17日開催）議事録の承認

2. 2024年度重点事業計画と事業報告案・2025年度重点事業計画案

3. 文部科学省医学教育課との面談内容（新しい認証評価制度と2025年度委託事業申請）

4. 自民党看護問題対策議員連盟への出欠と要望書内容、厚生労働省向けの要望書の修正について

5. 6月20日（金）2025年度定時社員総会事前説明会・意見交換会の内容検討

6. CNS教育向けのe-learning教材開発の検討に向けたエルゼビア社とJANPUとの秘密保持契約

【継続協議】

7. 2024年度第6回理事会（3月14日（金）14:00～17:00開催）について

II. 報告事項

1. 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業：看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」に関する経過報告

2. 2025年度文部科学省高等教育局医学教育課 看護教育専門官と技術参与について

3. その他

1) 未加盟校から入会・会費に関する問い合わせについて

2024 年度重点事業計画と事業報告

重点事業 1. 今後の看護学教育のありかたを構想し、具体的な発展の道筋を構築する

2024 年度のとりくみ

- 1) 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の調査研究を継続する
- 2) 看護実践能力評価基準の確定および CBT 問題作成システムの開発を進める
- 3) 実習前 CBT/OSCE システムの日本看護系大学協議会版（仮称）の開発を進める
- 4) 感染症に強い看護人材育成にむけた看護学教育プログラムの開発を進める
- 5) 会員校における教育の DX 化の促進に資する情報を提供する
- 6) 保健師助産師看護師国家試験の ICT 化にむけて情報収集する

<事業報告>

- 1) 文部科学省の令和 5・6 年度先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」を実施し、成果報告書および成果物として看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂（案）を文部科学省に提出した。
- 2) AI を利用した問題作成システムを開発した。試行的に作成した臨床判断に関する問題を搭載し、2・3 月の JANPU-CBT 実証事業を行った。
- 3) 文部科学省 MEXCBT システムを利用して JANPU-CBT 実証事業を実施し、参加校は 18 校（902 名）であった。
- 4) 感染症に強い看護人材育成にむけた看護学教育プログラムを開発し、JV-Campusにて教材（感染症5単元、災害4単元）を公開した。
- 5) 看護学教育 DX café を JANPU ホームページに開設し、情報提供を開始した。
- 6) 保健師助産師看護師国家試験の ICT 化について、厚生労働省および自民党看護問題小委員会に對して要望書を提出した。

重点事業 2. 高度実践看護のありかたを構想し、具体的な発展の道筋を構築する

2024 年度のとりくみ

- 1) 他機関と協働して方針案に基づき、APN グランドデザインを策定し、APN 教育制度改革を進める
- 2) 他機関との協働のもとでナース・プラクティショナー（仮称）の資格制度化が実現するよう積極的に活動する

<事業報告>

- 1) JANPUのAPNグランドデザイン委員会に、CNSチームとNPチームをおき、APNグランドデザイン方針に基づき、活動した。
CNSチームは、CNSの定義、共通のコンピテンシー、行動目標を決定し、教育課程認定の審査基準の確認と共通科目A・Bの標準シラバスの作成を進めてきた。また、共通科目に関するe-learningの活用等を検討した。
NPチームは、ナース・プラクティショナー（仮称）の国家資格化に向けて、日本NP教育大学院協議会とカリキュラム等の一本化に向けて、合意したコンピテンシーの下位項目について検討を進めた。
- 2) 日本看護協会および日本 NP 教育大学院協議会とともに、ナース・プラクティショナー（仮称）の国家資格化に向けて、看護師に求められるが現行法規では対応できない医行為について検討を重ね、ナース・プラクティショナー（仮称）の必要性について国民に向けての広報等、会議を行った。

重点事業3. 効果的な協議会活動を実現する組織運営および関連団体との協働を行う

2024 年度のとりくみ

- 1) 日本看護協会、日本私立看護系大学協会と協働するとともに、文部科学省や厚生労働省等に要望書を提出する
- 2) 定款・規程等を確認し、より効率的・効果的で公平性・透明性の高い組織運営に資するよう適宜改訂する
- 3) 災害時の JANPU ネットワークの体制と機能を発展させる

<事業報告>

- 1) 以下の要望書を提出した。

①文部科学大臣に、「看護学生の参加型臨地実習を可能にするため、看護実践能力評価基準に基づく評価方法の検討、AI を用いた持続可能な試験問題作成・評価システムの構築への支援」の予算措置を要望した。

②厚生労働省医政局長と自民党看護問題小委員会には、上記①の内容に加えて「保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用に向けた法改正等の整備」と「ナース・プラクティショナー制度の実現に向けた支援」の3つについて要望した。

- 2) 以下の規程等を改正した。

就業規則第22条積立特別有給休暇について、取得できる場合を各号に明記し、修正した。また、その変更に伴い関連する内部規程の条項番号の修正や改正に関する条文の追加を行った。

- 3) 災害時の JANPU ネットワークの体制について、JANPU ホームページに「JANPU 大学間連携ネットワーク体制」として整備した。さらに、災害に対する取り組み等、情報提供と情報収集を行った。

2024 年度理事の対外活動報告

1) 会議・外部組織委員会

No	主催組織	活動内容		JANPU 担当	会議日
1	文部科学省	意見交換・協議	・新理事会体制と 2024 年度重点事業 計画の説明 ・要望書の概要説明	堀内代表理事、 麻原理事、鎌倉理事、 宮本理事	7 月 26 日
			・看護教育専門官/ 技術参与の採用	堀内代表理事	9 月 2 日 12 月 3 日
			・2026 年度概算要求 に向けた要望書の 概要説明 ・新たな認証評価制度	堀内代表理事、 鎌倉理事、吉沢理事	2 月 26 日
			・2 月 26 日打ち合わ せの補足と更新	堀内代表理事	3 月 5 日
2		あべ俊子副大臣 (当時) との面 談	・看護学教育モデル・ コア・カリキュラム に関する説明	麻原理事、鎌倉理事、 荒木理事	9 月 17 日
3		看護学教育モデル・コア・カリキュラム 連絡調整委員会		鎌倉前代表理事	6 月 20 日
				鎌倉理事、荒木理事	8 月 6 日 12 月 25 日 1 月 29 日
4	厚生労働省	意見交換・協議	・新理事会体制と 2024 年度重点事業 計画の説明	堀内代表理事、 麻原理事、鎌倉理事	7 月 25 日
			・要望書の概要説明	堀内代表理事、 麻原理事、鎌倉理事、 宮本理事	3 月 6 日
5	こども家庭庁	意見交換・協議	・支援局虐待防止対策 課の事業や取組み 状況に関する説明	堀内代表理事	11 月 15 日
6	日本看護協会	意見交換・協議	・新理事会体制と 2024 年度重点事業 計画の説明	堀内代表理事、 麻原理事、宮本理事	8 月 5 日
7		専門看護師制度委員会 (委員として参加)		湯浅理事	4 月 30 日 9 月 13 日
8		ナース・プラクティショナー (仮称) 制度検討委員会 (委員として参加)	川本前理事	4 月 23 日	
			鎌倉理事	11 月 18 日 2 月 7 日	
9		専門看護師制度推進のための合同会議	鎌倉前代表理事、 石垣前理事、 湯浅理事、 藤田前理事	4 月 19 日	
			麻原理事、鎌倉理事、 湯浅理事、萱間理事	8 月 8 日 12 月 16 日 2 月 27 日	
10			2025 年新年賀詞交歓会		鎌倉理事

11	日本看護連盟	2024 年度通常総会	鎌倉前代表理事	6 月 13 日
12	自由民主党	2024 年自民党看護問題小委員会	鎌倉理事	9 月 10 日
13	日本 NP 教育大学院協議会	NP 資格認定試験評価委員会 (委員として参加)	鎌倉理事	10 月 1 日
14	JANPU/日本 NP 教育大学院協議会	二団体協議	鎌倉前代表理事、 石垣前理事、 川本前理事	6 月 20 日
			鎌倉理事、萱間理事	9 月 26 日 1 月 10 日
15	JANPU/日本看護協会/日本 NP 教育大学院協議会	三団体協議	鎌倉前代表理事、 石垣前理事、 川本前理事	5 月 30 日
			鎌倉理事、宮本理事、 萱間理事	8 月 27 日 2 月 19 日
16	日本看護学教育評価機構	2024 年度定時評議員会	鎌倉前代表理事	6 月 14 日
		意見交換・協議	堀内代表理事、 麻原理事、宮本理事	8 月 5 日
			堀内代表理事、 麻原理事、鎌倉理事、 宮本理事、吉沢理事	3 月 28 日
17	千葉大学大学院看護学研究院附属看護実践・教育・研究共創センター	看護実践・教育・研究共創センター運営協議会（委員として参加）	麻原理事	2 月 5 日
18	East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS)	第 28 回東アジア看護学研究者フォーラム	福井理事	2 月 13 日・14 日

2) 取材・執筆・講演等

No	依頼機関	取材/執筆/講演内容	開催/配信等	JANPU 担当
1	日本 NP 学会	第 10 回日本 NP 学会学術集会「三団体による学会共同企画」	11 月 23 日	鎌倉理事
2	川崎市立看護大学大学院 開学記念シンポジウム	特別講演「看護における臨床・教育・研究の統合」	11 月 24 日	鎌倉理事
3	東京医療保健大学大学院看護学研究科高度実践看護コース	THCU NP フォーラム 2024「JANPU-NP と日本版 NP の動向と今後の在り方を考える」	11 月 30 日	鎌倉理事
4	医学書院	医学界新聞「新春随想」原稿	「医学界新聞」2025 年 1 月 14 日発行号	堀内代表理事
5	日本看護協会出版会	看護管理学習テキスト 第 3 版 第 1 巻「ヘルスケアシステム論」原稿	「看護管理学習テキスト」2025 年版	鎌倉理事

2024 年度常任理事活動報告

一般社団法人 日本看護系大学協議会
常任理事 鎌倉 やよい

1. 活動内容

1) 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けての活動

文部科学省の令和 5・6 年度先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」の事業全体統括を担当した。また、文部科学省に設置された看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する連絡調整委員会委員に就任し、委員長として看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けて調整した。連絡調整委員会は 6 回開催され、2025 年 1 月 29 日（水）に開催された第 6 回委員会で看護学教育モデル・コア・カリキュラム本文、資質・能力及び教育内容が承認された。

最終調整については、委員長と医学教育課が行うこととなり、医学教育課との調整会議を重ねた。2025 年 3 月 3 日（月）の会議で、最終調整が完了し、3 月 11 日（火）に完成版を提出した。

2) ナース・プラクティショナー（仮称）の制度創設に向けての活動

(1) APN グランドデザイン委員会、NP チームのリーダーとして、日本 NP 教育大学院協議会（JONPF）と NP 教育の一本化に向けて二団体協議を進めた。2023 年に合意した日本版 NP の役割・機能及びコンピテンシーに基づき、基盤カリキュラム構築に向けてコンピテンシーの下位項目や学修目標について検討した。JONPF との協議で、カリキュラムはクリティカルケア看護分野とプライマリケア看護分野を分類することなく基盤カリキュラムとすることが合意され、認定審査方法についても検討を進めることとなった。

(2) ナース・プラクティショナー（仮称）の制度創設に向けて、日本看護協会（JNA）、JONPF と JANPU で三団体協議を進めた。石田まさひろ議員及び友納りお議員との会議が企画され、制度創設に関する意見交換を行った。議員からは、あくまでも国民にとっての NP 制度創設の意義が求められた。

現在、特定行為研修を修了した看護師は手順書に基づく医行為、包括的指示に基づく医行為の実施が可能である。その範囲を超えて、対象からの要請に対し現行法規では対応できない医行為や状況を明示することが求められている。

また、プライマリケア看護分野に限定すれば、法制化できる可能性があるが、診療看護師（約 1,000 名）の 80%が病院で勤務していることから、どのように対応するのか、情報収集するとともに、情報発信も企画されて、検討が進められている。

3) JANPU-NP 資格認定の実施に向けての活動

(1) 資格認定審査

JANPU-NP 教育課程（プライマリケア看護専攻教育課程）修了者及び同等の教育課程修了者に対し、毎年 5 月に認定審査を実施している。JANPU-NP 資格認定委員会委員長として、規程に基づき認定審査に向けたスケジュールの確定、審査基準の確認、募集要項の作成等を調整し、理事会の議を経て、2025 年 2 月 14 日（金）に募集要項を JANPU ホームページ上に公開した。

(2) 認定更新審査

初回認定した JANPU-NP は認定期間が、2025 年 12 月 25 日（木）までであるため、認定更新審査を実施する予定である。JANPU-NP 資格認定委員会委員長として、規程に基づき認定更新審査に向けたスケジュールの確定、審査基準の確認、募集要項の作成等を調整し、5 月に理事会の承認を得て、募集を開始する予定である。

4) 委員会委員としての活動

(1) 高等教育行政対策委員会

文部科学省、厚生労働省及び自民党看護問題小委員会への要望書提出に向けて、委員長をサポートした。また、要望書提出にかかわる外部組織との会議に参加し、JANPU の要望を発信した。

(2) 看護学教育質向上委員会

2025 年度の文部科学省の概算要求には、実習ガイドラインに関する調査研究が含まれた。委員会の中でも実習班に所属して、実習ガイドライン作成に向けて、委員長をサポートした。

5) 外部組織との連携に関する活動

(1) 日本看護協会との連携

ナース・プラクティショナー（仮称）の制度創設に向けて、三団体協議（JNA、JONPF、JANPU）の会議に出席し、意見交換を行った。

また、CNS 事業に関する連携を目的として、二団体協議（JNA、JANPU）が開催され、その定例会議に出席し、意見交換を行った。

さらに、NP 教育課程修了者の交流会、NP 教育機関との意見交換会に出席した。

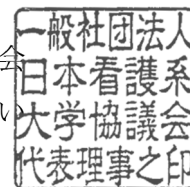
(2) 文部科学省・厚生労働省との連携

看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究、要望書提出に向けての相談など、連携を図った。

2024 年 4 月 5 日

文部科学大臣
盛山 正仁 様

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 鎌倉 やよい



要望書

日頃より看護学教育について多大なご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

一般社団法人日本看護系大学協議会（JANPU）は、看護学教育を実施している全国 299 大学が会員校となっています。本協議会の目的は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することです。重点事業として、参加型臨地実習の実現のための実習前共用試験実施に向けた検討、高度実践看護師グランドデザインの提案に向けた検討を進めています。

2017年に文部科学省から発出された看護学教育モデル・コア・カリキュラムは、学修者主体のコンピテンシー基盤型教育への転換をはかる改訂が始まりました。また、JANPU で実施した臨地実習に関する調査では、看護技術実施機会が著しく制約を受けていることが分かりました。臨地実習の機会を保障し、看護学生の看護実践能力を向上させること、その実践能力を大学として保証することが重要になります。そのためには、コンピテンシー基盤型教育に基づいた看護実践能力評価基準を策定し、この基準への到達状況を測るための試験問題作成・評価システムを構築することが必要です。これを前提として、医療チームの一員として機能する参加型臨地実習が可能となります。

看護実践能力の評価基準が明確化されることは、卒業後の臨床判断能力や看護実践能力の向上にも寄与し、看護の質向上、医療全体の質向上、国民の健康に一層貢献できると考えます。また、試験問題作成・評価システムの構築は、コンピュータ利用による保健師助産師看護師国家試験を可能とし、看護学生が不利益なく受験できることにも寄与できると考えます。

以上より、次の事項を要望いたします。

要望事項

看護学生の参加型臨地実習を可能にするため、看護実践能力評価基準に基づく評価方法の検討、AIを用いた持続可能な試験問題作成・評価システムの構築への支援

要望事項の説明

看護学生の参加型臨地実習を可能にするため、看護実践能力評価基準に基づく評価方法の検討、AI を用いた持続可能な試験問題作成・評価システムの構築への支援

近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による看護学生の臨地実習の制限という事態を受け、本協議会では、従来の臨地実習から一步進めた参加型臨地実習を実現するための検討を始めました。参加型臨地実習とは「臨地の指導者による指導の下、医療チームの一員として、一定の役割と責任を担いながら知識・思考法・スキル・態度を学ぶ」と想定しています。2023 年 1 月～3 月に行った会員校調査「看護学教育における臨地実習に関するアンケート」（回収率 72.5%）では、参加型臨地実習の必要性について、92.5%の賛同が得られております。

参加型臨地実習の実現に向けては、看護実践能力評価として、IT を用いた実習前知識試験（Computer Based Testing : CBT）と客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination : OSCE）の開発・試行に取り組むことが重要です。特に、実習前の知識の習得状況を示す CBT は、社会・臨地側に対して実習に臨む看護学生に一定の能力があることを示す試験であり、看護学生がさらなる役割と責任を担いながら看護ケアを実施する臨地実習を実現するには必須のものです。これらは、医学では制度化されましたが、看護学ではまだ制度化には至らず、導入している大学は多くありません。

本協議会は、令和 5（2023）年度先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」を受託し、「2040 年以降の社会を想定した看護職、次世代を担う看護実践能力、そのために必要な教育内容」を明らかとし、次期「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」改訂案の作成を目的として、Chat 型 AI を用いた大規模調査研究を開始しました。この調査研究により「看護実践能力評価基準」を明示し、今後はそれに基づく CBT の問題作成・評価システムを構築し、その一貫性・信頼性・妥当性の検証を含めた持続可能なシステムに発展させることが必要です。これは、看護師国家試験の AI による問題作成にも寄与するものと考えています。

2023 年度までに、CBT 試行版（問題プール：約 300 問）の実証事業として、文部科学省の CBT システム（MEXCBT）を利用させていただくことができ、26 校の会員校で実施しています。しかし、CBT 事業を継続するためには、AI を用いた問題作成・評価システムの構築に加えて、MEXCBT の継続的利用と高等教育仕様への対応が必要となります。

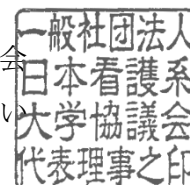
以上より、令和 5 年度受託の調査研究事業を発展させ、AI を用いた看護実践能力評価基準に基づく一貫性・信頼性・妥当性の検証を含めた、持続可能な問題作成・評価システムの構築を可能にするための財政的支援と、CBT を実施するためのシステムとして、MEXCBT（文部科学省 CBT システム）の継続的利用および高等教育仕様への対応等の実現に向けた支援を要望します。

厚生労働省医政局

医政局長 浅沼 一成 様

一般社団法人 日本看護系大学協議会

代表理事 鎌倉 やよい



要望書

日頃より看護学教育について多大なご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

一般社団法人日本看護系大学協議会（JANPU）は、看護学教育を実施している全国 299 大学が会員校となっています。本協議会の目的は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することです。重点事業として、参加型臨地実習の実現のための実習前共用試験実施に向けた検討、高度実践看護師グランドデザインの提案に向けた検討を進めています。

2017 年に文部科学省から発出された看護学教育モデル・コア・カリキュラムは、学修者主体のコンピテンシー基盤型教育への転換をはかる改訂が始まりました。また、JANPU で実施した臨地実習に関する調査では、看護技術実施機会が著しく制約を受けていることが分かりました。臨地実習の機会を保障し、看護学生の看護実践能力を向上させること、その実践能力を大学として保証することが重要になります。そのためには、コンピテンシー基盤型教育に基づいた看護実践能力評価基準を策定し、この基準への到達状況を測るための試験問題作成・評価システムを構築することが必要です。これを前提として、医療チームの一員として機能する参加型臨地実習が可能となります。

看護実践能力の評価基準が明確化されることは、卒業後の臨床判断能力や看護実践能力の向上にも寄与し、看護の質向上、医療全体の質向上、国民の健康に一層貢献できると考えます。また、試験問題作成・評価システムの構築は、コンピュータ利用による保健師助産師看護師国家試験を可能とし、看護学生が不利益なく受験できることにも寄与できると考えます。

次に、本協議会のナースプラクティショナー（JANPU Nurse Practitioner：JANPU-NP）制度を見直し、国民に効率的に医療・看護を提供するため新たなナース・プラクティショナー制度の創設に向けた検討を開始いたしました。

以上より、次の事項について格別のご理解とご高配を賜りますようお願いいたします。

要望事項

1. 保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用に向けた法改正等の整備
2. ナース・プラクティショナー制度の実現に向けた支援
3. 看護学生の参加型臨地実習を可能にするため、看護実践能力評価基準に基づく評価方法の検討、AI を用いた持続可能な試験問題作成・評価システムの構築への支援

各要望事項の説明

1. 保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用に向けた法改正等の整備

近年の災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大から、いかなる状況にも対応できる国家試験の在り方が危機管理の観点からも求められています。日本が国を挙げてデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation：DX）に取り組もうとしている今日、従来の保健師助産師看護師国家試験からコンピュータを活用する国家試験へと移行することは必須の課題です。2021年3月に提出された医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書におきましても、「近年のICTの進展等を踏まえ、保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用についても積極的に検討を行っていく必要がある」と記されております。現在、国家試験は全国の限られた会場でのみ行われているため、会場が遠方になる受験生の場合、前日から試験会場に移動し、宿泊して受験するという不便を強いられ、かつ、交通費・宿泊費の負担も多大となっています。このような課題の解決に向けても、また、災害時や感染症のパンデミック時など通常の試験の実施が困難となった場合にも、コンピュータを活用した試験は対応が容易になります。コンピュータによる看護師国家試験は米国等では20年以上前から導入されています。保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用の実現に向けて、法律の改正や各種の整備を要望します。

2. ナース・プラクティショナー制度の実現に向けた支援

2025年を目前にひかえ、地域包括ケアの推進等により、地域において療養する人々は、さらに増加することが予測され、住み慣れたまちでその人らしい生活が最期まで送れるよう、在宅医療・看護の重要性はますます高まっています。一方で、出生率の減少により労働人口は減少し続けるため、質の高い医療を効率的かつ効果的に提供できる医療提供体制の構築が必要です。2014年に「特定行為研修に係る看護師の研修制度」が創設され、研修修了者の活躍によって、患者の生活を尊重したタイムリーな対応による効果が示されてきています。しかし、その数がまだまだ不足しています。

諸外国では効率的な医療提供の方策として、大学院修士課程以上の教育を受け、一定範囲の診断や治療などを行うことができる看護の資格（ナース・プラクティショナー制度）を創設する国が増加し、医療へのアクセスの改善、重症化予防、患者満足度の向上などの効果が報告されています。会員校において、大学院に特定行為を中心に学修できるプログラムを導入する動きもありますが、「医師の指示のもとでの診療の補助」を超えない仕組みでは対応できない医療ニーズへの対応が求められています。

現在、ナース・プラクティショナー制度の実現に向けて、コンピテンシーなど看護関係団体と調整を行い、検討を進めているところです。地域における医療・看護の格差を縮小し、国民に安心・安全な医療・看護を提供し続けるため、国家資格としてのナース・プラクティショナー制度の実現に向けた支援を要望します。

3. 看護学生の参加型臨地実習を可能にするため、看護実践能力評価基準に基づく評価方法の検討、AIを用いた持続可能な試験問題作成・評価システムの構築への支援

近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による看護学生の臨地実習の制限という事態を受け、本協議会では、従来の臨地実習から一歩進めた参加型臨地実習を実現するための検討を始めました。参加型臨地実習とは「臨地の指導者による指導の下、医療チームの一員として、一定の役割と責任を担いながら知識・思考法・スキル・態度を学ぶ」と想定しています。2023年1月～3月に行った会員校調査「看護学教育における臨地実習に関するアンケート」（回収率 72.5%）で

は、参加型臨地実習の必要性について、92.5%の賛同が得られております。

参加型臨地実習の実現に向けては、看護実践能力評価として、IT を用いた実習前知識試験（Computer Based Testing：CBT）と客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination：OSCE）の開発・試行に取り組むことが重要です。特に、実習前の知識の習得状況を示す CBT は、社会・臨地側に対して実習に臨む看護学生に一定の能力があることを示す試験であり、看護学生がさらなる役割と責任を担いながら看護ケアを実施する臨地実習を実現するには必須のものです。これらは、医学では制度化されましたが、看護学ではまだ制度化には至らず、導入している大学は多くありません。

本協議会は、文部科学省令和5（2023）年度先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」を受託し、「2040 年以降の社会を想定した看護職、次世代を担う看護実践能力、そのために必要な教育内容」を明らかとし、次期「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」改訂案の作成を目的として、Chat 型 AI を用いた大規模調査研究を開始しました。この調査研究により「看護実践能力評価基準」を明示し、今後はそれに基づく CBT の問題作成・評価システムを構築し、その一貫性・信頼性・妥当性の検証を含めた持続可能なシステムに発展させることが必要です。これは、看護師国家試験の AI による問題作成にも寄与するものと考えています。

2023 年度までに、CBT 試行版（問題プール：約 300 問）の実証事業として、文部科学省の CBT システム（MEXCBT）を利用させていただくことができ、26 校の会員校で実施しています。しかし、CBT 事業を継続するためには、AI を用いた問題作成・評価システムの構築に加えて、MEXCBT の継続的利用と高等教育仕様への対応が必要となります。

以上から、参加型臨地実習をより推進し臨床判断能力や看護実践能力を向上させるために、コンピテンシーとしての学生の実習前および実習中の学習到達度、卒業時の学習到達度とその評価指標を明らかにする調査研究を行います。コンピテンシー基盤型教育を実現させるための調査継続にご理解いただき、ご支援いただきますようお願いいたします。

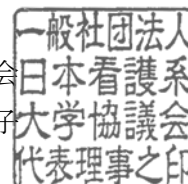
https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/youbousho_kourou2024.pdf

自民党看護問題小委員会

委員長 田村 憲久 様

一般社団法人 日本看護系大学協議会

代表理事 堀内 成子



要望書

日頃より看護学教育について多大なご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

一般社団法人日本看護系大学協議会（JANPU）は、看護学教育を実施している全国304大学が会員校となっています。本協議会の目的は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することです。重点事業として、参加型臨地実習の実現のための実習前共用試験実施に向けた検討、高度実践看護師グランドデザインの提案に向けた検討を進めています。

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」は、大学に学修者本位の教育としてコンピテンシー基盤型教育への転換を求めています。JANPUは2023年度に先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」を受託し、コンピテンシーを基盤とする看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂案作成に取り組んでいます。

また、JANPUが2022年度に実施した臨地実習に関する調査 (<https://doi.org/10.32283/rep.86d7cf34>) から、看護学実習において経験できる看護技術が非常に少ないことが明示されました。看護師に対する国民の期待に応えるためには、看護学生の看護実践能力を向上させることが必要です。JANPUは、コンピテンシー基盤型教育に基づいた看護実践能力評価基準を策定し、この基準への到達状況を測るための試験問題作成・評価システムを構築する事業を開始いたしました。これを前提として、看護学生が医療チームの一員として機能する「参加型臨地実習」が可能となり、さらには国家試験のコンピュータ活用にもつながります。

次に、これまで実績を示してきた専門看護師（Certified Nurse Specialist：CNS）の制度改革に着手し、さらにJANPUのナースプラクティショナー（JANPU Nurse Practitioner：JANPU-NP）制度を見直し、新たなナース・プラクティショナー制度の創設に向けた検討を開始いたしました。

以上より、次の3点を要望いたします。

要望事項

1. 看護学生の参加型臨地実習を可能にするため、AIを用いた看護実践能力評価基準に基づく試験問題作成・評価システムの構築への支援
2. 保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用に向けた法改正等の整備
3. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討の開始

各要望の説明

1. 看護学生の参加型臨地実習を可能にするため、AIを用いた看護実践能力評価基準に基づく試験問題作成・評価システムの構築への支援

看護師に対する国民の期待に応えるためには、看護学生の看護実践能力を向上させること、その実践能力を大学として保証することが重要です。しかし、臨地実習における看護技術の経験について、2022年度に新型コロナウイルス感染症のパンデミック以前の状況を調査した結果、看護技術を実施できていない状況が明示されました (<https://doi.org/10.32283/rep.86d7cf34>)。近年の感染拡大時には、看護学生の臨地実習そのものが制限されました。

これらを解決すべく、JANPUでは参加型臨地実習を実現するための検討を始めました。参加型臨地実習とは「臨地の指導者による指導の下、医療チームの一員として、一定の役割と責任を担いながら知識・思考法・スキル・態度を学ぶ」と想定しています。参加型臨地実習の実現に向けては、実習前共用試験としてICTを用いた実習前知識試験（Computer Based Testing：CBT）と客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination：OSCE）の開発・試行に取り組むことが重要です。

JANPUは、令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度の先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」を受託し、「看護実践能力評価基準」を明示しました。次の段階として、CBT実現に向けて、コンピテンシー基盤型教育に基づいた看護実践能力評価基準を策定し、この基準への到達状況を測るためのAIを用いた試験問題作成・評価システムを構築する事業を開始いたしました。これは、看護師国家試験のAIによる問題作成にも寄与するものと考えています。

また、2022年度までに、CBT試行版（問題プール：約300問）の実証事業として、文部科学省のCBTシステム（MEXCBT）を利用させていただくことができ、実証事業を実施してきました。このCBT事業を継続するためには、AIを用いた問題作成・評価システムの構築に加えて、MEXCBTの継続的利用と高等教育仕様への対応が必要となります。

以上より、看護実践能力評価基準に基づくAIによる問題作成・評価システムの構築を可能にするための財政的支援、臨地実習前の共用試験であるCBTを実施するためのシステムとして、MEXCBT（文部科学省CBTシステム）の継続的利用と高等教育仕様への対応等の実現に向けた支援を要望します。

2. 保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用に向けた法改正等の整備

近年の災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大から、いかなる状況にも対応できる国家試験の在り方が危機管理の観点からも求められています。日本が国を挙げてデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation：DX）に取り組もうとしている今日、従来の保健師助産師看護師国家試験からコンピュータを活用する国家試験へと移行することは必須の課題です。2021年3月に提出された医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書におきましても、「近年のICTの進展等を踏まえ、保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用についても積極的に検討を行っていく必要がある」と記されております。現在、国家試験は全国の限られた会場でのみ行われているため、会場が遠方になる受験生の場合、前日から試験会場近隣に移動し、宿泊して受験するという不便を強いられ、かつ、交通費・宿泊費の

負担も多大となっています。このような課題の解決に向けても、また、感染症のパンデミック時や災害時など通常の試験の実施が困難となった場合にも、コンピュータを活用した試験は対応が容易になります。コンピュータによる看護師国家試験は米国では20年以上前から導入されています。また、韓国ではコンピュータによる助産師国家試験がすでに行われており、看護師国家試験への導入も決定しています。

保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用の実現に向けて、法律の改正や各種の整備を要望します。

3. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討の開始

2040年に向けて、地域包括ケアのさらなる推進が求められています。地域において療養する人々は、さらに増加することが予測されます。一方で、出生率の減少により労働人口は減少し続けるため、質の高い医療を効率的かつ効果的に提供できる医療提供体制の構築が必要です。2014年に「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設され、研修修了者の活躍によって、患者の生活を尊重したタイムリーな医療の提供による効果が示されてきています。しかし、その数がまだまだ不足しています。

諸外国では効率的な医療提供の方策として、大学院修士課程以上の教育を受け、一定レベルの診断や治療などを行うことができる看護の資格（ナース・プラクティショナー：NP）制度を創設する国が増加し、医療へのアクセスの改善、重症化予防、患者満足度の向上などの効果が報告されています。

会員校において、大学院に特定行為を中心に学修できるプログラムを導入する動きもありますが、「医師の指示のもとでの診療の補助」を超えない仕組みでは対応できない医療ニーズへの対応が求められています。JANPUはNP教育一本化に向けて、日本NP教育大学院協議会と連携し、NPの役割・機能、コンピテンシーを合意し、2024年度は基盤カリキュラムの構築、試験制度の統一に向けて検討を重ねています。JANPUは2026年度にはこの結果に基づき教育課程を開設したいと考えています。

国民に安心・安全な医療・看護を提供し続けるため、国家資格としてのナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討の開始を要望します。

<https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/20240910FormalReq.pdf>

2024 年度日本看護系大学協議会事業活動報告

	活動主体	代表・分掌者	内 容
文 部 科 学 省 委 託 事 業	令和6年度 先導的大学改革推進委託事業（看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究）	鎌倉 やよい 荒木 暁子 西村 礼子	看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂版として、本文、資質・能力、教育内容を成果物として文部科学省に納品した。また、令和 6 年度成果報告書および概要を示す Power Point を作成し提出した。
	大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業（学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業－保健師の質向上のための調査研究－）	荒木田美香子	本委員会では「感染症等の健康危機管理に対応できる保健人材」のコンピテンシーを作成し、それに基づく学部用教材と大学院・リカレント用e-learning教材を作成した。学部用教材は「大規模災害における看護活動」（4単元16項目）と「感染症パンデミックにおける看護活動」（5単元22項目）を作成し、JV-Campusの日本看護系大学協議会のページにアップして活用できるようにした。また、試用モデル校および現場の意見も取り入れて、活用マニュアルを作成した。大学院・リカレント用教材も作成中であり、令和7年度の完成をめざしている。
常 設 委 員 会	高等教育行政対策委員会	麻原 きよみ	1) 文部科学省、厚生労働省や日本看護協会等諸団体との連携を図った。 2) 文部科学省・厚生労働省・自民党看護問題小委員会への要望書案を作成した。 3) Academic Administration の質向上のために、JANPU FD ミニマムシリーズの内容の更新を検討した。また、教学マネジメントに関する研修会を実施した。 4) 基幹教員に関する研修会を実施した。
	看護学教育質向上委員会	宮下 光令 吉沢 豊子	看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂が進んでいる現状を踏まえ、看護学教育の質保証や評価の仕組みを整えるために委員会内に DX 班、OSCE 班、実習班を設け、活動を行った。DX 班では「看護学教育 DX café」のサイトの利便性を高めるとともに広報のためのウェビナーを 2025 年 3 月 18 日に開催した。OSCE 班では看護実践能力評価基準検討委員会との協働により OSCE で評価する項目について検討している。実習班では看護学実習ガイドラインの改訂を目指して骨子を作成した。
	高度実践看護師教育課程認定委員会	湯浅 美千代	1) 高度実践看護師教育課程の審査および認定の実施 2) 高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学への情報発信および相談業務の実施 3) 2025 年度版審査要項の作成 4) 高度実践看護師教育課程への入学生募集状況調査 5) 委員会活動の効率化に向けた検討 6) 日本看護協会との連携・協働 7) 他委員会との連携・協働 8) 感染看護に関するモデル教育プログラムの教材作成

2024 年度日本看護系大学協議会事業活動報告（続き 1）

	活動主体	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	広報・出版委員会	諏訪 さゆり	1) ホームページ、SNS の運営および今後の企画の検討 ①サイト分析 ②CNS の活動の記事の公開 ③APN に関する広報のあり方の検討 ④「今月の注目！看護系大学の教員」の記事の公開と執筆者募集 ⑤広報・出版委員会学生委員実施要項作成、委嘱、意見聴取 ⑥「メール配信・HP 掲載・SNS 投稿に関する条件」の再検討 ⑦SNS (X、Facebook、JANPU Cafe) の運営と規約作成 ⑧JANPU ソーシャルメディアポリシー作成 ⑨会員校のオープンキャンパスページ登録促進 2) 「大学で看護を学ぼう！」リーフレット（高校生対象）原稿検討
	国際交流推進委員会	福井 小紀子	看護系大学における国際的な教育・研究活動の推進・支援のため、第 28 回 EAFONS ソウル大会のシンポジウムに登壇し、また、EAFONS Executive Committee に参加して国際交流の他、国際共同研究について協議した。 2025 年 3 月 8 日に本委員会主催セミナーをオンラインで開催した。テーマは「共に考えよう、国際交流の企画から運用、そして発展」とし、第 1 部で本委員会の委員が実際に直面した課題（プログラムの組み立ての現状と困難感、教員側の教育に関する悩み、海外大学との共同研究のはじめかた等）を提示し、第 2 部の分科会では参加者の取り組みや課題の共有、解決策の検討を行った。 今年度のセミナーは、コロナ禍では行うことができなかった分科会を Web で開催し、参加者と直接対話する機会を設けたことで、現場の課題を抽出することができた。 次年度は、抽出した課題を基にセミナーの企画・運営を行っていく予定である。
	データベース委員会	鈴木 久美	・ 昨年の Q&A をもとに調査票の修正を行った。 ・ 2023 年度を調査対象に「看護系大学に関する実態調査」を日本私立看護系大学協会と協働して行った。 ・ 次年度の調査票修正参考用に Q&A を更新し、整備した。
	災害支援対策委員会	守田 美奈子	JANPU 災害大学間連携ネットワークの大ブロック会議を開催し、防災への対応に関する情報交換を行った。また、2024 年度に発生した豊後水道地震、日向灘沖地震、台風 10 号の 3 つの災害について、会員校の被害と対応状況調査を行った。災害フォーラムは「能登半島地震から学ぶ大学の防災」をテーマに開催し、195 名の参加者から好評を得た。さらに災害に関する Web ページの改修を行った。

2024 年度日本看護系大学協議会事業活動報告（続き 2）

	活動主体	代表・分掌者	内 容
臨時委員会	看護実践能力評価基準検討委員会	荒木 暁子	1) 令和 6（2024）年度看護学教育モデル・コア・カリキュラム調査研究（2023 年度からの継続） 2) 卒業時点・実習前時点・臨地実習時点の看護実践能力評価基準の検討・CBT と OSCE と音声動画を活用した臨床問題の差別化の検討（2023 年度活動 1 継続）（看護学教育質向上委員会と合同で実施） 3) 看護実践能力評価基準に基づく AI を用いた持続可能な問題作成・評価システム検討 4) JANPU-CBT（MEXCBT 活用による）運営事業（2023 年度活動 2、3 発展）
	APNグランドデザイン委員会	萱間 真美	高度実践看護のありかたを構想し、具体的な発展の道筋を構築するため、委員会で方針を決定し、作業にはCNSチームとNPチームがそれぞれあたった。 CNSチーム活動：①共通科目標準シラバスの策定、②専攻分野共通科目および専攻分野専門科目の再構築についての検討、③e-learning教材作成へ向けての検討 NPチーム活動：①JONPFとのNP一本化へむけての協議、合意したコンピテンシーに基づく基盤カリキュラム案の検討・構築、②NPのグッドプラクティスの可視化にむけての検討（対象に一部CNSを含む）
	JANPU-NP資格認定委員会	鎌倉 やよい	2025年度認定審査のスケジュール、認定審査基準、等を整備し、募集要項をホームページに掲載した。また、初回の認定更新審査に向けて、整備した。

※平成 6（1994）年度～2023 年度までの活動内容については本協議会のホームページ参照。

<https://www.janpu.or.jp/file/Activities.pdf>

文部科学省 令和6年度「先導的大学改革推進委託事業」 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究

1. 構成員

事業全体統括：鎌倉やよい（日本看護系大学協議会）

事業運営責任者：荒木暁子（東邦大学看護学部）

事業1～3責任者：西村礼子（東京医療保健大学医療保健学部）

看護実践能力評価基準検討委員会（事業1～3の担当）

委員長：荒木暁子（東邦大学看護学部）

副委員長：西村礼子（東京医療保健大学医療保健学部）

委員：神澤尚利（東京都立大学）、川村崇郎（防衛医科大学校）、
佐藤聖一（国際医療福祉大学保健医療学部）、西垣昌和（国際医療福祉大学大学院）、
野島敬祐（京都橘大学）、福田友秀（武蔵野大学）、増澤祐子（聖路加国際大学）、
横田慎一郎（千葉大学大学院）

2. 趣旨

令和5・6年度先導的大学改革推進委託事業「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」の競争入札を落札し、コンピテンシー基盤型教育を実現させるために、調査研究を実施した。年度ごとに成果報告書が求められ、最終的な成果物は「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂案」であり、2025年3月21日までに、成果報告書として提出することである。

3. 活動経過

1) 令和5年度（2023年度）の活動

看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けて、事業1～事業4を実施し、その結果に基づき成果報告書を提出した。事業1では、モデル・コア・カリキュラムに組み込む、参照すべき「法令・ガイドライン」を整理し、コンピテンシー基盤型教育への転換の背景、教育現場の課題、参加型臨地実習・共用試験の必要性について整理した。

事業2～4では、Chat型AIによる調査システムを構築し、Chat型AIを用いたインタビュー調査を実施し、データ分析後に対象を変えてさらに2回同様の調査を実施した。データ分析後に有識者等に対面インタビューを実施し、資質・能力案の分析後、文献や既存資料との整合を確認し、構成概念妥当性を確認した。さらにデータ分析後、資質・能力素案を作成した。また、教育内容案を作成した。

2) 令和6年度（2024年度）の活動

文部科学省に設置された看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する連絡調整委員会において、調査チーム委員長と副委員長が研究成果を説明した。連絡調整委員会の意見に基づき資質・能力案を調整し、パブリックコメントを受けて、有識者による特別ワーキングで合意形成を図り、さらに修正し委員会に報告した。さらに連絡調整委員会の意見を受けて、2024年11月30日に看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂案を提出した。その後、第6回連絡調整委員会（2025年1月29日開催）で承認された。

4. 今後の予定

看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂版に基づき、各大学がカリキュラム構築するために、啓発活動を行う予定である。

5. 資料

看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/mext_00021.html

- 看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）【本文】
- 看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）【資質・能力】
- 看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）【教育内容】

令和6年度先導的大学改革推進委託事業

「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」

- 看護学教育モデル・コア・カリキュラム概要
- 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂版【Appendix】

**文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」
（学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究委託事業
－保健師の質向上のための調査研究－）』**

1. 構成員

1) 委員

委員長：荒木田美香子（川崎市立看護大学）

委 員：A. コンピテンシー・ニーズ調査チーム（○はチームリーダー）

○春山早苗（自治医科大学）、牛尾裕子（山口大学大学院）、有本梓（横浜市立大学）、大塚敏子（元椋山女学園大学）、中谷淳子（産業医科大学）、鈴木美和（三育学院大学）、島田裕子（自治医科大学）、江角伸吾（宮城大学）、小寺さやか（神戸大学大学院）、斎藤照代（国際医療福祉大学）、瀬瀬朋弥（岐阜大学）

B. 感染管理専門チーム（○はチームリーダー）

小松浩子（近畿大学医学部・病院運営本部）、○渡部節子（湘南医療大学）、平尾百合子（山梨県立大学）、遠藤英子（国際医療福祉大学大学院）、三橋睦子（国際医療福祉大学）、佐藤淑子（大阪公立大学）、塚本容子（北海道医療大学）、川上和美（順天堂大学）、岡田忍（川崎市立看護大学）、村上弘之（足利大学）、佐藤ゆか（元愛知医科大学）、福井幸子（青森県立保健大学）、脇坂浩（浜松医科大学）

C. 教材開発チーム（チームリーダーは荒木田美香子委員長）

石丸美奈（千葉大学大学院）、真嶋由貴恵（大阪公立大学大学院）、原田若奈（川崎市立看護大学）、高谷知史（大手前大学）、山田小織（佐賀大学）、春日広美（千葉県立保健医療大学）

2) 協力者（A. コンピテンシー・ニーズ調査チーム委員）

湯本晶代（千葉大学）、木全真理（川崎市立看護大学）、青木恵美子（川崎市立看護大学）

（C. 教材開発チーム委員）

川越明日香（熊本大学 大学教育統括管理運営機構）、高橋時市郎（東京電機大学）、杉田純一（東京医療保健大学医療保健学部医療情報学科）、内藤知佐子（愛媛大学医学部附属病院）

2. 趣旨

本事業では「新興感染症等による健康危機に対応できる保健人材養成」について、主に学士課程からのアプローチを行うが、JANPU が 2021 年度より進めてきた大学院、リカレント教育における感染症に強い看護職者の育成プロジェクト（2021 年度事業活動報告書参照）との関連からの検討も必要となることから、JANPU の事業とも関連性をもって進めることとした。JANPU の組織を基盤に、感染症等の健康危機に対応できる保健人材養成をめざし、下記の具体的な目的に沿って、3 カ年計画で実施した。

- （1）現場（保健所・保健センター、病院、訪問看護ステーション、大学等）における健康危機対応のニーズと課題を調査する。
- （2）調査結果に基づき、感染症対応を含む健康危機管理に必要なコンピテンシーならびに人材像を明確化する。
- （3）モデル教育プログラムのプロトタイプの検討を行う。
- （4）感染症等の健康危機管理に対応できる保健人材育成に必要なモデル教育プログラムの考案、コア科目に関する e-learning 教材の開発を進め、ワークショップ等により広く普及する。
- （5）モデル教育プログラムに基づき、複数の地域において、大学と現場がシームレスで一体となった教育モデルの実践・検証を行い、教材活用のためのマニュアル等を作成する。

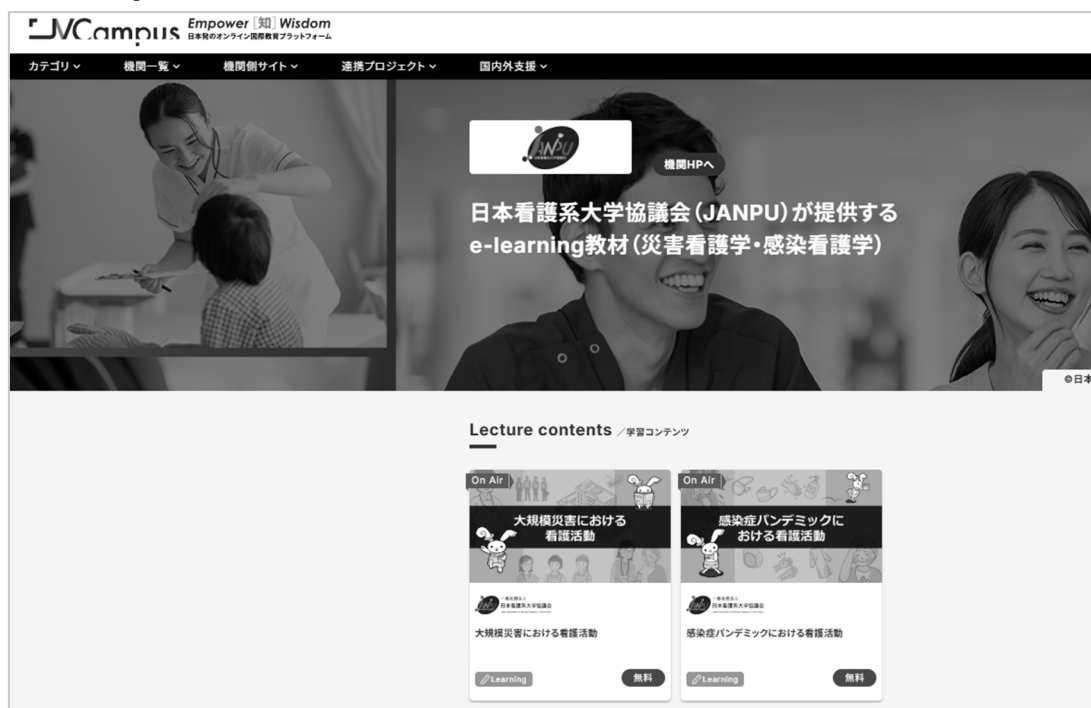
(6) 公開シンポジウムやワークショップを開催し、一連の調査研究の成果について現場にフィードバックし、啓発する。

なお、2022（令和4）年度に関しては、（1）～（3）の事業を執り行った。また2023（令和5）年度には（3）を受けて（4）を中心に行った。2024（令和6）年度においては、（4）～（6）を中心に行った。

3. 活動経過

今年度は趣旨（4）で作成した「感染症等の健康危機管理に対応できる保健人材」のコンピテンシーに基づく e-learning 教材の作成および、作成した教材を活用する試用モデル事業を中心に下記の内容を実施した。

- 1) 主に学部学生を対象とした教材「大規模災害における看護活動」については4単元16項目の e-learning 教材を作成した。
- 2) 主に学部学生を対象とした教材「感染症パンデミックにおける看護活動」については5単元22項目の e-learning 教材を作成した。
- 3) 主に大学院生およびリカレント教育用の「感染症に強い看護人材のための教材」については、2単元4項目の作成を行った。次年度も引き続き、作成を行う予定である。
- 4) JV-Campus をプラットフォームとし、日本看護系大学協議会のページに教材を掲載した（下図）。



- 5) 作成済みの学部学生用教材を活用した教育の試行に協力していただける大学を募集し、説明会を6回実施し、6大学の協力を得て、モデル事業を実施した。活用後の意見は学生135名、教員の聞き取りは5大学について実施した。
- 6) コンピテンシー作成のインタビュー調査に協力いただいた現場の方々に、教材を試聴していただき、現任教育などでの活用可能性についてWeb調査を行い、13件の回答（自治体保健師6名、病院所属の看護師5名、訪問看護ステーションの看護師2名）を得た。
- 7) 教材作成に携わった委員会メンバー間で、活用可能性について3回のディスカッションを行った。
- 8) 上記5)～7)の結果を踏まえ、教材活用のためのマニュアルを作成し、JV-Campusに掲載した。
- 9) 外部評価委員の評価を受けた。
- 10) 全体会議1回、チーム毎の会議および教材作成のためのコンピテンシー・ニーズ調査チームと教材開発チームの合同会議、e-learning 作成支援業者との会議を多数回実施した。

4. 成果と今後の課題

1) 学部学生用の教材を作成し、JV-Campus に掲載した。

大規模災害における看護活動 4 単元	
単元	項目
単元1 発災直後～72時間以内の看護・保健活動	項目1：災害対策の根拠となる法律 項目2：災害の各フェーズにおける保健活動の概要 項目3：災害対応の基本
単元2 発災直後～72時間以内の避難所における看護・保健活動	項目1：災害時の医療体制 項目2：災害時のトリアージ 項目3：医療ニーズが高い人々への支援
単元3 発災直後～72時間以内の避難所における看護・保健活動	項目1：避難所での生活環境の衛生対策 項目2：避難所における災害時要配慮者への対応およびアセスメントの視点 項目3：危機的出来事に見舞われた人々への支援 項目4：避難所における倫理的課題への対応 項目5：リスクコミュニケーション
単元4 72時間以降の避難所における看護・保健活動	項目1：二次的健康課題のアセスメントと対応（個人） 項目2：避難所の生活環境による二次健康課題のリスクアセスメント（集団） 項目3：避難所における二次健康課題の予防活動（集団） 項目4：健康危機発生時の看護職自らの安全管理・健康管理 項目5：健康危機対応における連携・協働－リーダーシップとメンバーシップ－

感染症パンデミックにおける看護活動 5 単元	
単元	項目
単元1 外来における個人・家族への支援	項目1：新型インフルエンザ疑い患者の保健所への相談と感染症外来受診時の誘導 項目2：外来看護師による緊急度のアセスメント 項目3：医師の診察・検査の支援と入院の調整 項目4：入院に関する本人・家族への説明
単元2 入院における個人・家族への支援	項目1：外来からの情報を元に、感染症病床の準備を行う 項目2：患者をストレッチャーで外来から、病床まで連れてくる 項目3：病室での対応と患者への説明 項目4：安楽な呼吸と排痰法の援助を行い、PPEを脱いで病室をでる 項目5：高齢者の個室入院で必要な看護問題を考える
単元3 施設における個人・家族への支援	項目1：保健所等の連絡を受けて入所者の健康状態を観察し、情報を整理する 項目2：感染症の疑いがある入所者からの感染を防ぐ 項目3：職員の健康状態を判断して感染拡大予防とケアの継続をはかる 項目4：対策本部の構築と検討すべき対応 項目5：急変し、死亡した入所者の家族への対応
単元4 在宅における個人・家族への支援	項目1：濃厚接触者がいる家庭への訪問準備 項目2：近所への配慮と感染防止対策をした家庭訪問の実施 項目3：患者家族の健康状態の把握と感染防止のための家族への指導
単元5 保健所における個人・家族への支援	項目1：感染症発生届を受けた後の保健所の対応と保健師の役割 項目2：積極的疫学的調査の実施 項目3：濃厚接触者の特定と感染拡大のリスクの判定 項目4：関係機関・施設とのリスクコミュニケーション 項目5：濃厚接触者の健康観察

現在、学部用の教材を掲載している。構成は、下図のように、各単元の事前テスト、単元を構成する項目、事後テスト、受講証明書に加え、教材の概要を見るために PDF ファイルを掲載している。

単元4 72時間以降の避難所における看護・保健活動

～二次健康課題を予防せよ!～

➤ 単元4のPDFファイルはこちら

➤ 単元4 事前テスト

➤ 単元4 項目1 二次的健康課題のアセスメントと対応(個人)

➤ 単元4 項目2 避難所の生活環境による二次健康課題のリスクアセスメント(集団)

➤ 単元4 項目3 避難所における二次健康課題の予防活動(集団)

➤ 単元4 項目4 健康危機発生時の看護職自らの安全管理・健康管理

➤ 単元4 項目5 健康危機対応における連携・協働・リーダーシップとメンバーシップ

➤ 単元4 事後テスト

➤ 単元4 受講証明書

また、2022（令和4）年度作成の「感染症など健康危機に対応できる保健人材」のコンピテンシーも掲載した。

Competency／コンピテンシー

課題発見力

問題解決力

実践力

状況把握力

コミュニケーション力

- 1.健康危機発生時における看護職の社会的責務を説明できる。
- 2.健康危機発生時における人々の尊厳と人権の擁護に向けた行動をとることができる。
- 3.健康危機発生時に生じる倫理的課題について説明できる。
- 4.個人・組織の情報の保護に配慮し、適切な情報管理ができる。
- 5.健康危機の発生に伴う個人・集団の健康上のリスクについて根拠に基づき説明できる。
- 6.健康危機発生時において、個人・家族の意思決定を支援する必要性を説明できる。
- 7.健康危機に関する信頼性の有る情報を収集できる。
- 8.健康危機の発生により影響を受けやすい個人・家族を理解し、基本的な対応策について説明できる。
- 9.健康危機のフェーズを踏まえて個人・家族の健康状態や生活への影響をアセスメントし、基本的な看護援助が実施できる。
- 10.健康危機下における遺族の心理的ケアの必要性について説明できる。
- 11.健康危機管理の基本（予防、発生時対応、拡大防止、再発防止）について説明できる。
- 12.健康危機発生時の二次的健康課題とその予防方法について説明できる。
- 13.健康危機が発生した集団/組織・地域をアセスメントし、根拠に基づく対応策を説明できる。
- 14.健康危機発生時に連携・協働する他職種・他機関について説明できる
- 15.健康危機に応じたチーム体制とチームにおける看護職の役割を説明できる。
- 16.医療機関や各種施設の健康危機管理体制を支援する保健所や都道府県の役割を説明できる。
- 17.平時から健康危機管理体制を整える必要性とその方法を説明できる。
- 18.生活環境（家庭・学校・職場・施設）の健康のリスクを評価し、予防対策を説明できる。
- 19.健康危機管理の目的を踏まえて、トリアージ及び保健福祉的視点でのトリアージを説明できる。
- 20.健康危機発生時における、医療の確保のために関係者・関係機関と調整する必要性を説明できる。
- 21.健康危機下において、専門職として自らの健康管理・安全管理を行うことができる。
- 22.健康危機発生時における個人・家族の健康状態や生活状況に応じた関係者・関係機関等の役割及び連携について説明できる。
- 23.健康危機に対応するチームが機能を発揮するためのリーダーシップとメンバーシップのあり方について説明できる。

2）作成済みの学部学生用教材を活用した教育の試行に協力していただいた大学生の感想は、6 大学 135 名（4 年生 12 名、3 年生 123 名）より回答を得た。実習先で活用した 13 名、教員が授業内で活用した 69 件、復習のために自己学習として使用した 11 件、予習のための自己学習として利用した 33 件といった活用状況であった。活用した後の意見としては「大変役立ちそうである」（45.6%）・「役立ちそうである」（47.1%）で、90%以上の学生が活用できそうであると回答した（4 段階）。

また、「この教材をぜひ、友達や後輩に紹介したいと思う」（26.5%）・「まあ、紹介したいと思う」（58.5%）で、80%の学生が好意的な意見を回答した（4段階）。良い点（自由記載）では、繰り返し同じ問題が解けるので、理解するまで回答できる、自分で物の配置を動かして解答する問題などがあり楽しかった、動画がついていて、自分のペースで学習できる、スマートフォンやパソコン等でできるため、時間さえあればどこでもできる、事前テストがあって知識の確認ができるかつ動画の中で解説してくれる、映像やイラストがあったので状況を想像しやすく理解しやすかった、説明が丁寧で自身で考えることで理解を深めることができる等、教材が学生の思考を深めたり、教材の中で活動があり興味を持ったり、クイズなどで理解状況を確認できるよう工夫されていることが確認できた。また、改善点についての意見では、ログイン方法が面倒であること、スマートフォンでやるとバグが出やすい、データが重すぎて読み込みに時間がかかる、容量が大きく、何度も動画が止まってしまい、必要以上に時間がかかり不便など、視聴機器とネット環境に関する意見があった。

作成済みの学部学生用教材を活用した教育の試行に協力していただいた大学教員へは、Zoomで意見を確認した。活用場面は、実習時の学内での学習、演習および演習前の自己学習、一斉授業内で活用、復習課題とし試験問題にも活用した、登録した学生の学修履歴などを教員が確認できるグループ機能については問題なく利用できた、といった報告があった。2024年度は後期に公開され、試用できる教材が限られていたが、次年度はぜひ活用したい等、非常に好意的な意見が確認できた。また、今後の教育での活用可能性として、上記以外に国家試験対策として、オープンキャンパスや高大連携で看護を理解してもらうためにも活用できる等の意見があった。

- 3) 現場の看護職の意見では、自職場で活用できると回答したのは9名（81.8%）であった。教材活用可能性としては、新人教育、平時からの教育、集合研修教材等で、活用できると回答があった。教材に対する感想としては、事例を通して実践的な学びができ、現任教育に活用できる教材だと思いました、とても良く作られていると思う、ステーション等の職場や事業所単位、スタッフ教育ではなく、市内で活動する医療介護連絡協議会の中で共有できる機会（研修会）等で活用したい、現場スタッフにとっては、臨床に即した学びになるように思う、という意見があった。

- 4) 委員会でのディスカッションでは、活用可能性および教材活用のためのマニュアルに追加することなどについて検討した。

活用可能性に関する意見：事前問題を全部まとめると、国家試験の学習に使いやすい、シミュレーションの実施前の知識合わせ、反転授業として活用できる、統合実習（感染看護）の前に学習しておく、現場で環境を見せいただく際に理解が深まる、チーム医療の教材としても使用できる、多職種の学生が集まって、他学部の学生の立場からも考えてもらえる、感染はどの領域にも関係してくるため、老年看護学の感染といった使い方もできる、という意見があった。

教材活用のためのマニュアルへの意見：作成者からのメッセージを入れる、国家試験の出題基準との関係表を入れる、応用編では議論させるポイントを一覧にすると良い、アクティブラーニングにもっていく仕掛け・工夫を加える、本教材の各単元が看護基礎教育のどの科目と関係しているのかを示すと使いやすい、災害看護学、感染症看護の仮想シラバスを作成して、本教材との関係性・活用例を示すとよい、各養成校が自大学の状況を勘案して使用してよいと自由度があることを文章で示すと良い、といった意見があった。

- 5) 大学院・リカレント用教材については下図の内容で作成を進めている。今年度は単元1「医療機関から在宅までの感染対策」および単元2「医療機関における薬剤耐性菌の感染対策」を行っている。JV-Campusの掲載は2025年度中に実施する予定である。

単元	【大学院/リカレント教育用】感染症に強い看護人材育成
1	医療機関から在宅までの感染対策 項目1：結核の病態・診断・治療を知ろう！ 項目2：結核疑い患者が入院！どう対応する？ 項目3：入院中の療養生活を支える看護ケアを考えよう！ 項目4：退院後の療養生活に向けた調整を進めよう！ 項目5：地域で療養生活を支えよう！
2	医療機関における薬剤耐性菌の感染対策 項目1：薬剤耐性菌の基礎知識 ～薬剤耐性菌（ESBL）について知ろう！ 項目2：抗菌薬の適正使用の実際 ～抗菌薬の適正使用を知ろう！ 項目3：薬剤耐性菌（ESBL）感染対策 ～入院患者の尿と便からESBLが検出された。どう対応する？ 項目4：薬剤耐性菌保有患者の看護 ～ESBL保有患者の看護について考えてみよう。
3	高齢者施設における感染対策 項目1：高齢者の感染症の特徴と高齢者施設における感染対策の特徴を知ろう！ 項目2：入所者から患者が発生！どう対応する？ 項目3：職員から患者が発生！どう対応する？ 項目4：クラスターが発生！どう対応する？
4	パンデミックにおける感染対策 項目1：新興感染症のパンデミックに備える 項目2：新興感染症疑い患者と濃厚接触者への対応 項目3：病院でのクラスター発生時の対応 項目4：感染症患者の看取り・ターミナルとなった患者と家族への対応

6）今後の課題

（1）大学院・リカレント用教材の完成

4単元の教材を完成し、JV-Campus に掲載するとともに、活用マニュアルを作成する。

（2）教材の管理方法についての検討

教材を修正する部分が生じた際の対応および、会員校への活用周知、JV-Campus のグループ機能（教員が自学の学生の学修進捗状況や成績を確認できる）の運用方法等を検討する必要がある。

「高等教育行政対策委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：麻原きよみ（大分県立看護科学大学）

委 員：石橋みゆき（千葉大学大学院）、加藤典子（大分県立看護科学大学）、
鎌倉やよい（日本看護系大学協議会）、岸恵美子（東邦大学）、
洪愛子（神戸女子大学（日本私立看護系大学協会））、細田泰子（大阪公立大学）、
宮本千津子（東京医療保健大学）

2) オブザーバー

堀内成子（JANPU 代表理事・聖路加国際大学）

2. 趣旨

大学における看護学教育の課題解決と質向上を推進するために、本委員会では以下の活動を行う。

1) 関係省庁、諸団体との連携を図り、政策的な働きかけを行う。

- ・文部科学省、厚生労働省等への要望書の作成
- ・看護関連の検討会への意見発出
- ・社会情勢の動きを把握し、必要時日本看護協会等関連団体と協働
- ・適宜、声明や提言案を作成
- ・看護系議員との連携

2) 会員校教員に対し、Academic Administration の質向上を図る。

- ・大学教育・看護学教育に関する情報提供
- ・大学の経営、運営管理、組織、戦略の立て方等についての情報提供

3. 活動経過

委員会を 8 月 1 日（第 1 回）、9 月 9 日（第 2 回）、11 月 1 日（第 3 回）、2025 年 1 月 17 日（第 4 回）、3 月 3 日（第 5 回）、いずれも WEB で開催したほか、必要時、メールでの意見交換を行った。

1) 関係省庁、諸団体との連携を図り、政策的な働きかけ

（1）2025 年度概算要求に向けた要望書の提出

- ・2024 年 4 月 5 日に文部科学省と厚生労働省に提出
- ・2024 年 9 月 10 日に自民党看護問題小委員会に提出

（2）2026 年度概算要求に向けた文部科学省、厚生労働省等への要望書の作成等

- ・2025 年 2 月 26 日、文部科学省高等教育局医学教育課に要望書説明と意見交換
- ・2025 年 3 月 6 日、厚生労働省医政局看護課に要望書説明と意見交換

（3）日本看護協会等関連団体との協働

2) Academic Administration の能力向上への取り組み

（1）教学マネジメントに関する研修会の開催

2024 年度委員会活動として、2025 年 3 月 29 日に「教学マネジメントに関する研修会」を実施した。内容は、大学が学修者本位の教育に転換していくにあたって必要な教学マネジメントについて、何をどのように行うとよいのが必ずしも理解されていない現状に対し、教学マネジメント指針に沿って説明するものとした。具体的には、教学マネジメントの定義と経緯、教学マネジ

メント指針の意図・対象と概要、三つの方針と目標の具体化、教育課程等の編成と実施、入学者選抜、学修成果の可視化、教学マネジメントを支える基盤等から構成した。

当日は約 260 名の視聴があった。説明終了後には、教育活動に用いることができる資源としての“学生が学修に使える時間”の意味について質問があった。また、教学マネジメントの視点からもコンピテンシーを基盤としたカリキュラムが重要であることを補足説明した。

終了後に聴取したアンケートは 171 名から回答を得た。主な結果を以下に示す。

①テーマは適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると 98.8%であった。

②内容は有意義であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると 96.0%であった。「あまりそう思わない」の理由には、基本的すぎる、内容を詰め込みすぎる、具体的な実践例が知りたかった、等があった。

③研修方法（オンラインによる講演、質疑応答）は適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると 97.1%であった。「あまりそう思わない」の理由には、資料が事前配信されていればより理解できた、質問はチャットに書き込めるとよい等が挙げられていた。

④研修会についてのご意見、ご質問等（自由記述）

35 名から回答があった。主な内容としては、タイムリーな内容であった、理解が深まった、既知の内容が確認できた、図があるとよりわかりやすかった、具体例や他大学の状況が知りたかった、資料は事前配信して欲しい、等であった。

⑤今後、取り上げて欲しいテーマとしては 19 名から回答が得られた。

教学マネジメントに関するものとしては、教学マネジメントの具体的な取り組みについて実践例の紹介やワークショップ、学修者本位のルーブリック作成、看護技術の学内・臨地での評価方法や臨地との協働、CBT や OSCE の実施運用に向けた研修、卒業研究の評価と水準向上に関する取り組み例の紹介、等があげられた。

その他、認証評価制度の変更に関する情報共有やシンポジウム、看護学教育モデル・コア・カリキュラム運用や評価の実践例の紹介、カリキュラム改訂の手続き、大学における予算管理、学生確保や地域差、臨地と大学との協働等が記載された。

教学マネジメントへの取り組み進捗状況は大学によって様々と思われるが、アンケート結果からは、おおむね本テーマと基本的な解説を主としたことは有意義であったと考える。今後は、具体的な実践例や、特に評価方法に関する共有・研修が期待されていると考える。

(2) JANPU FD ミニマムシリーズの更新の検討 <https://www.janpu.or.jp/fd/>

本シリーズは、会員校の教職員が共通に理解していることが望ましい看護系大学の基本事項について、会員校が FD 等に活用できる資料として 2021 年から提示している。今期については、上記 AA 研修会での内容を再整理し FD としての問いかけを加えたもの、および 2024 年に改訂した「看護学教育における倫理綱領」を FD として活用できる資料としたものを作成し、2025 年度内に発信することとしている。

今後は、既存のミニマムシリーズを特に制度変化の点から確認し更新するとともに、中央教育審議会からの答申等を会員校が理解し、教育の質保証に取り組んでいくための教育行政、および大学の経営や運営管理等に関して時機をとらえた情報発信を継続していく必要がある。

3) 基幹教員に関する研修会の開催

2024 年 10 月 11 日に「基幹教員に関する研修会」を開催した。

中央教育審議会の 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン答申を踏まえた「令和 4 年度大

学設置基準等の改正」において、従来の専任教員から「基幹教員」となり、各大学・学部で「基幹教員」を特定し情報公開することとなった。看護系大学は総合大学、単科大学など多様な大学の形態があり、各大学・学部独自の状況異なる。各大学において、いかに基幹教員を特定し、基幹教員数を算定するのか、またいつまでに何を情報公開するのかなど、差し迫った問題となっている。そこで、実質的な大学運営に資する機会とするために、会員校の職員も対象とした「基幹教員に関する研修会」を開催した。内容は、文部科学省担当者からの制度説明と会員校からの個別の状況を踏まえた質問に答える構成とした。事前に会員校から基幹教員に関する質問を受け付け、研修会当日、その質問に文部科学省担当者が答えるかたちで進行した。研修会後も基幹教員に関する追加の質問を受け付けた。会員校からの事前質問は19名から22の質問があり、事後質問は3名から3つ質問があった。当日の研修会はオンデマンド動画として、事前質問、事後質問とともに JANPU ホームページの会員校専用ページに掲載し、いつでも閲覧できるようにした。

終了後に聴取したアンケート結果を以下に示す。

①テーマは適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると100%であった。

②内容は有意義であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると97.9%であった。「あまりそう思わない」の理由には、看護基礎教育に焦点を当てたものではなかった等が挙げられていた。

③研修方法（オンラインによる講演、質疑応答）は適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると99.5%であった。「あまりそう思わない」の理由には、質疑応答での質問に対して回答がかみ合っていなかったことが挙げられていた。

④研修の時期は適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると98.4%であった。「あまりそう思わない」の理由は、開催時期が遅いや夕方時間帯がよい等が挙げられていた。

⑤研修会についてのご意見、ご質問等（自由記述）

69名から回答があった。その内容について以下に示す。

- ・基幹教員の理解が深まった（n=26）
- ・看護系大学としての考え方も含め、説明に十分な時間をとってほしかった（n=14）
- ・講師の音声小さい
- ・早口で聞き取りにくかった（n=8）
- ・基幹教員の制度への対応の困難さを感じた（n=4）
- ・テーマとして適切であった（n=2）
- ・講師の説明は丁寧だった（n=2）
- ・録画の視聴や個別に質問できる窓口の設置を希望する（n=2）
- ・その他（n=5）

4. 今後の課題

関係省庁への要望書の提出等はタイムリーに行う必要がある。前年度作成した「国家予算の獲得交渉の流れ」の工程表を共有し、これに基づいて毎年継続する仕組みが出来上がっている。また、提出前には関係各課への説明と意見交換が必要である。要望書は看護系議員や日本看護協会へも情報提供し、複数の団体とも連携をとることが今後も必要である。

近年、大学院博士課程後期にDNP（Doctor of Nursing Practice）コースを設置する看護系大学がみられるようになった。現在、高度実践看護師（CNS、診療NP、JANPU-NP）の数は増加しており、今後DNPコースが増えていくことが予想される。DNPコースについて、会員校がどのような認識を持ち、JANPUに何を求めているのか調査し、標準的カリキュラムや教育体制等の検討が必要か否か明らかに

する必要がある。

令和 7（2025）年 2 月 21 日の中央教育審議会の答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(中教審第 255 号) では、今後の急速な大学進学者の減少に向けて、大学の全体の規模の適正化の推進、大学の再編・統合の推進、縮小、撤退の方向性が示された。今後、看護系大学に周知するとともに、看護系大学への影響について把握していく必要がある。

5. 資料

基幹教員に関する文部科学省への質問及び回答

分類	質問	回答
基幹教員の定義	①基幹教員と専任教員の違いは何でしょうか。	基幹教員は、各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化したものです。「一の大学に限り」とする規定を見直し、複数の大学・学部でも必要最低教員数に算入可能（4分の1以内）となります。
	②基幹教員を設けるということは、米国のテニユア制度に準ずるシステムなののでしょうか。（基幹教員以外は、非常勤講師または任期制で雇用するようなシステム）	テニユアトラック制に準じることを想定した制度ではありません。
	③基幹教員の職務・権限などについてご教示ください。	基幹教員は各学位プログラムに責任を持つ教員です。したがって、主要授業科目は原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目であってもなるべく基幹教員に担当させるものとされています。
	④大学院の設置基準上必要な専任教員数にも、今回の基幹教員の考え方は適用されるのでしょうか。	大学院設置基準については基幹教員制度が導入されていません。
制度移行について	⑤基幹教員の制度に移行した場合、法律での専任教員の名称の記載はなくなるのでしょうか。	改正後の大学設置基準においては「専任教員」の文言はなくなっていますが、必置基幹教員数の4分の3以上は「専ら当該大学の教育研究に従事する教員」とされています。
	⑥基幹教員の制度への移行期間はいつまででしょうか。	移行期限は特段設けられていませんが、令和7年度以降に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、改正後の規定を適用することが求められます。（ただし、改組を大学等の一部の組織（学部・学科等）で行う場合であっても、大学全体に改正後の規定が適用されるため、改組に当たっては事前に全学的な確認・準備が必要です。）
制度推進のための要件の追加について	⑦現に設置されている大学等に対する基幹教員、校舎及び研究室に関する各規定の適用については従前の例によることができることとし、大学の準備が整ってから適用することも可能とされていますが、一部の高等教育研究者の中からは、大学等のより一層の改革を進める観点から、これらの各規定の適用を促すために、私学助成金（例：私立大学等改革総合支援事業）増減の要件等に加えられるのではないかと懸念する声が聞かれます。そのような可能性の有無についてのお考えをお聞かせください。	現時点で、そのようなことは予定していません。

(続き) 基幹教員に関する文部科学省への質問及び回答

分類	質問	回答
基幹教員の条件	⑧基幹教員となる条件はどのようなものでしょうか。	①教育課程の編成その他の学部運営について責任を担う教員であり、かつ②当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る）、または年間8単位以上の授業科目を担当する教員、を指します。基幹教員の処遇等については、各大学における判断となります。
	⑨基幹教員に職位の条件はあるのでしょうか。教授の職位でなくとも、講師、准教授、助教でも基幹教員になれるのでしょうか。	教授、准教授、講師、助教はいずれも基幹教員になり得ます。なお、助手は基幹教員にはなり得ません。
	⑩主要授業科目で、講義は担当しないが演習を一緒に担当する助教については、基幹教員の位置づけでよいのでしょうか。	主要授業科目の単位数に関わる要件は特段定められておらず、オムニバス形式のように演習の回を担当している教員を基幹教員として扱うことが妨げられるものではありませんが、学位プログラムに係る教員の責任性の明確化を図るという基幹教員制度の趣旨を踏まえ、当該教員の学位プログラムに対する責任性が十分に認められるかを検討した上で、適切にご判断いただければと思います。
主要授業科目の検討方法	⑪主要授業科目はどのように検討すべきでしょうか。	「主要授業科目」とは、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群であり、各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と3つのポリシーとの関係等を踏まえ、各大学等で判断するものです。なお、当該判断に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置付けも勘案いただくことが必要です。
複数の教員が授業を担当する場合の単位数の算入方法	⑫演習などを複数の教員が担当する場合、単位数を算入できるのは、主に担当する教員だけになるのでしょうか。（例えば、演習を3人の教員で担当していて、主担当の教員Aが全ての授業の組み立てを行い、B・Cの教員2名が演習の補助として入る場合は、B・Cに単位数を算入することはできるのでしょうか。）	学位プログラムに係る教員の責任性の明確化を図るという基幹教員制度の趣旨を踏まえれば、演習の補助のみを担当するB・Cの教員に単位数を算入できないと考えられます。
	⑬例えば2単位の講義のなかで、グループワークを数回行う。このグループワークに関わる教員は、単位数をどのようにカウントするのでしょうか。	学位プログラムに係る教員の責任性の明確化を図るという基幹教員制度の趣旨を踏まえれば、講義の中で部分的にグループワークのみを担当する教員について、単位数を算入できないと考えられます。
	⑭実習で2単位を6クール実施した場合の単位数はどのようにカウントすればよいでしょうか。（単位を6クラスに実施するイメージです）	12単位とカウントしてください。Cf. 大学設置基準改正QA13-2
	⑮実習指導も単位数にカウントできるとのことでしたが、例えば訪問看護ステーションでの実習指導の場合は、教員が実習施設に常駐していない場合があります。そのような場合の基幹教員としての単位数の算出はどのように考えればよいでしょうか。	例えば2単位の实習科目において、訪問看護ステーションでの実習の場合、教員が非常駐であっても教員が当該実習の実施状況を適切に把握している、適切な指導計画の下に実施されているなど、教員が当該実習を適切にグリップしていると考えられますので、2単位を計上いただいて差し支えありません。

(続き) 基幹教員に関する文部科学省への質問及び回答

分類	質問	回答
基幹教員の全学科教員に対する割合	⑩基幹職員の全学科教員に対する割合はどの程度まで許容されますか。	大学設置基準別表において求められる必要最低教員数は置く必要がありますが、学科全体に対する基幹教員の割合は特段定められていません。
基幹教員数の半数以上は教授とされていること	⑪基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとされていますが、許容範囲と目安をご教示いただけるでしょうか。	半数以上は原則として教授です。
についての解釈(目安)	⑫講演ではこれまで教授の人数が半数以上を超える大学はないとの説明でしたが、看護系の大学では異なる状況が考えられます。その場合、教授の人数が半数以上とすることを優先するのか、基幹教員の人数を優先するのかどちらで考えたらいいでしょうか。教授の人数が半数以上にならない場合は、特例のような形で考慮していただくことは可能でしょうか。	看護系大学であっても、半数以上は教授とする原則ですので、看護系に限って特例的な取扱いとは想定しておりません。
	⑬大学設置基準等の一部を改正する省令等の交付について(4文科高第963号 令和4年9月30日)に以下の記載があります。 ③基幹教員等 ウ 大学における基幹教員の数は、別表第1により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員と別表第2により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。 (第10条関係)(1) <u>別表第1及び別表第2に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。</u> (別表1イ(1)備考第1号関係) 質問: 下線文について、教授数は、 <u>別表第1と第2に定める基幹教員数の半数以上を満たしていればよいのか、それとも各大学で特定した基幹教員数の半数以上でなければいけないのか。</u> 例) 看護系学科で200-400人の収容定員の単科大学の場合の基幹教員数は、別表第1で12名+別表第2で7名、合計19名で、教授はこの半数以上であるので <u>10名以上必要となる。</u> 大学として、基幹教員を30名と特定した場合、 <u>教授の数は15名以上必要となるのか、あるいは別表で定める基幹教員数の半数の10名以上であればよいのか。</u>	別表第1と第2に定める基幹教員数の半数以上、との解釈になります。したがってお示しの例でいえば、基幹教員数のうち10名以上を教授とする必要があります。
基幹教員の配置(各領域ごとの人数)	⑭基幹教員は各領域で何名の配置が必要でしょうか。	大学設置基準別表において求められる必要最低教員数を置く必要があります。
基幹教員の決定及び公表の時期	⑮基幹教員の決定、ホームページでの公表はいつまでに行えばよいのでしょうか。	当然、基幹教員制度を導入するにあたって事前にどの教員が基幹教員に該当するのか決定しておく必要がありますが、基幹教員の規定を適用した場合には、遅滞なく公表する必要があります。

(続き) 基幹教員に関する文部科学省への質問及び回答

分類	質問	回答
基幹教員の責任機関	㉔基幹教員の在籍の責任機関はどのようになりますか。	重複算入可能な 1/4 枠の教員のことかと理解しましたが、複数の機関と雇用契約を締結することになるため、その定めによるところになると考えられますが、エフォートを含む労務管理等には十分ご留意ください。
基幹教員かどうか大学から本人への通知義務	㉔基幹教員かどうかの教員本人への通知は大学の義務になるでしょうか。	法令上通知義務はありません。他方、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、各大学において教員に係る情報についても公表することとされており、基幹教員数も公表する必要があり、必要最低教員数が適切に算出されていることを担保する観点から、各大学は、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の別について把握しておく必要があります。
基幹教員を決定するプロセスを大学教員に公開する義務	㉔基幹教員を決定するプロセスを大学教員に公開することについて、大学には義務がありますか。	法令上の義務はありませんが、学内規則等に則り適切に対応いただくものと考えています。
基幹教員が組織全体の 4 分の 1 の上限を占める事例と教員の負担軽減の対策	㉔基幹教員が組織全体の 4 分の 1 の上限を占めた場合の専任教員の負担の増大を心配している。そのような事例について、具体的な対策を教えてください。	個別具体の事例については承知していませんが、各大学において、重複算入する基幹教員について、エフォートを含む労務管理等には十分ご留意いただきたいと考えています。

「看護学教育質向上委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：宮下光令（東北大学大学院）

副委員長：吉沢豊子（関西国際大学）

委員：落合亮太（筑波大学）、鎌倉やよい（日本看護系大学協議会）、川原千香子（帝京大学）、北川明（順天堂大学）、小池武嗣（聖隷クリストファー大学）、斉藤しのぶ（千葉大学大学院）、佐藤政枝（横浜市立大学）、中村博文（茨城県立医療大学）、西村礼子（東京医療保健大学）、野島敬祐（京都橘大学）、布施淳子（山形大学）、益田美津美（聖徳大学）、松田光信（大阪公立大学）、矢山壮（関西医科大学）

2. 趣旨

看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂が進んでいる現状を踏まえ、看護学教育の質保証や評価の仕組みを整えるために委員会内に DX 班、OSCE 班、実習班を設け、活動を行った。DX 班では「看護学教育 DX café」のサイトの利便性を高めるとともに広報のためのウェビナーを 2025 年 3 月 18 日に開催した。OSCE 班では看護実践能力評価基準検討委員会との協働により OSCE で評価する項目について検討している。実習班では看護学実習ガイドラインの改訂を目指して骨子を作成した。

3. 活動経過

1) DX 班の活動

COVID-19 感染拡大の影響により、全国の看護系大学では様々な工夫による教材開発や教育 DX の推進を迫られてきた。そこで日本看護系大学協議会（JANPU）看護学教育質向上委員会では 2021 年 8 月に DX 班を設け、2021 年度には看護学教育のデジタル化実装に向けたステップの整理、2022 年度には看護系大学教育に係る看護教員の DX 導入の実態やニーズ調査を行った。これらを踏まえ、2023 年度には JANPU のホームページに看護学教育 DX のために必要な情報や教材といった情報をえられるサイトである「看護学教育 DX café」を設置した。

2024 年度の DX 班の活動としては「看護学教育 DX café」をより会員が活用しやすいページにするための方略について検討した。まず、利用要項を作成しページ上にアップした。また、現在のページは登録されたデータを一方的に配信する形式になっており、情報を会員が投稿できる仕様になっていなかったため、DX ツール投稿のための仕組みを整備した。DX ツールの閲覧・使用は会員校限定としたが、DX ツールの投稿は非会員校等からも可能な仕組みとした。本ページは 2023 年度に作成されて以来、広報活動を行ってこなかったため、2025 年 3 月 18 日にウェビナー「看護学教育 DX 化で学習効果・効率を UP する-JANPU DX Café オープン！」を開催した。ウェビナーでは「看護学教育 DX café」の紹介とともに、DX 教材の事例として「デジタル模擬患者を用いたシミュレーション学修」「『Eko Studio』web アプリを使用した精神看護学実習の事前・事後学習のためのコンテンツ」「Virtual Patient を活用したクリティカルケア・シミュレーション学修」「CG（コンピュータグラフィックス）の活用について」などを紹介した。このウェビナーによって「看護学教育 DX café」が広く認知・利用され、また、教材の投稿などによってサイトの内容が充実することが見込まれる。

2) OSCE 班の活動

現在、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂が進められている。看護学教育モデル・コ

ア・カリキュラム改訂案では、見学中心の臨地実習、看護実践能力の低下、基礎教育と継続教育の分断、評価基準の不明瞭さなどの課題から、看護学生と新人看護師の看護実践能力をつなぐ、シームレスな卒業時点での到達度が明示された。そのなかでも臨地実習は重要な役割を示している。そのため、臨地実習時点で看護学生が実践する機会を保证するには臨地実習前時点で看護学生がどのような能力を身につけているかを明示する必要がある。そのため、JANPU では看護実践能力評価基準検討委員会が中心となり、看護実践能力評価のための評価項目・基準・到達度の検討が進められてきた。

JANPU は臨地実習前時点での看護実践能力評価の方法として CBT (Computer Based Testing) と OSCE (Objective Structured Clinical Examination) について検討している。とくに CBT に関しては看護実践能力評価基準検討委員会が中心になり、何をどこまで CBT で評価するかについて検討が進んできた。本委員会は OSCE を主に担当することになり、看護実践能力評価基準検討委員会と合同会議をすることにより、CBT で評価する範囲と OSCE で評価する範囲について整理した。看護実践能力評価基準検討委員会からは看護学教育モデル・コア・カリキュラムのうち「CS：患者ケアのための臨床スキル (Clinical Skill)」のうち 12 項目（基本的な看護技術、日常生活行動を支援する技術）を OSCE の項目として提案された。本委員会ではこれらの項目で十分であるかも含めてその妥当性について議論している。最終的には医師の OSCE で使用されている医療系大学間共用試験実施評価機構による「診療参加型臨床実習に必要とされる技能と態度についての学修・評価項目」のような成果物の作成を目指している。

3) 実習班の活動

看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 6 年度改訂版）では基本的な考え方として看護学教育のコンピテンシー基盤型教育への転換が図られている。前述のとおり、看護学教育にとって臨地実習は重要なものであり、臨地実習に関しては 2020 年には大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会による「看護学実習ガイドライン」が発行され、利用されてきた。しかし、この看護学実習ガイドラインはコンピテンシー基盤型教育に基づいて作成されておらず、看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 6 年度改訂版）に準じているとは言えない。そこで、実習班では「看護学実習ガイドラインの改訂」を目的として作業を開始した。2024 年度の活動として、看護学実習ガイドライン改訂版の骨子案を作成した。この骨子案は以下のような構成になっている。

I. 看護学実習ガイドライン改訂版の趣旨

- 1) 看護学実習ガイドライン改訂版の位置づけ
 - (1) 臨地実習で身に着ける学生の資質・能力
 - (2) 参加型臨地実習
 - (3) 各領域別実習前の到達度と領域別実習後の到達度の設定
- 2) 看護学実習の目的
- 3) 大学・実習施設・学生の役割
 - (1) 大学の役割
 - (2) 実習施設の役割
 - (3) 学生の役割

II. 大学と実習施設との連携・協働体制の構築

- 1) 大学と実習施設との組織的体制作り
 - (1) 連携・協働体制の必要性
 - (2) 大学と実習施設の契約 項目は同じで、契約の方法について
- 2) 指導の体制作り
- 3) 看護学実習における倫理及び安全管理に関する調整
 - (1) 看護学実習における倫理（同意書の例文の提示を含む）

- (2) 看護学実習を安全に行うための体制作り（ハラスメント対策、感染対策、事故対策、災害時対策、ICT・情報リテラシーを含む）

Ⅲ. 看護学実習前の調整

- 1) 実習要項の作成
- 2) 実習前打ち合わせの設定と調整内容
- 3) 看護学実習へのレディネスの形成

Ⅳ. ケアへの参画における指導方法

- 1) 参加型実習を行うために

Ⅴ. 評価方法

4. 今後の課題

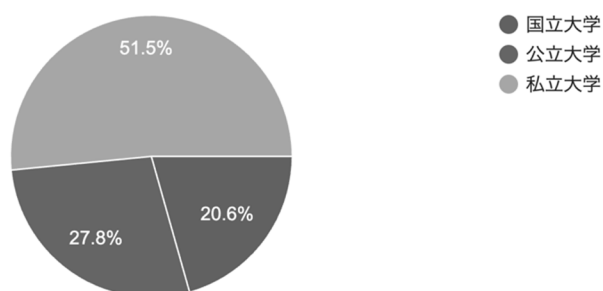
- 1) 「看護学教育 DX café」のウェブサイトの更新および会員校の情報交換の促進
- 2) 臨地実習前の看護実践能力評価方法としての OSCE の項目の策定および、評価基準の作成
- 3) 「看護学実習ガイドライン」の改訂

5. 資料

2025 年 3 月 18 日開催オンラインイベント「看護学教育 DX 化で学習効果・効率を UP する-JANPU DX Café オープン!-」アンケート結果

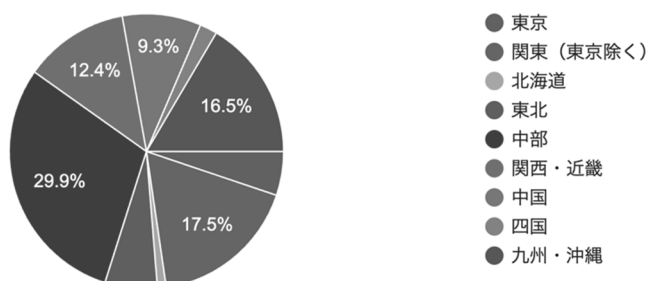
1.あなたのご所属について、該当するものを選択してください。

97 件の回答



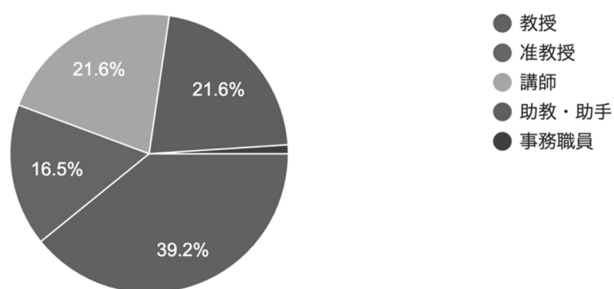
2.あなたのご所属の所在地について、該当するものを選択してください。

97 件の回答



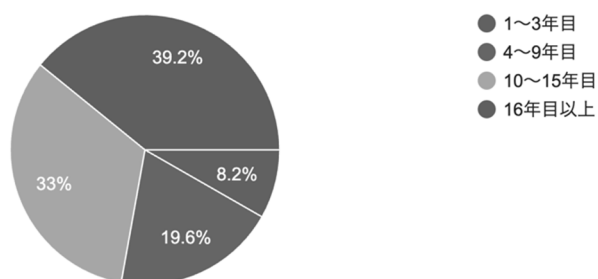
3.あなたの現在の職位について、該当するものを選択してください。

97 件の回答



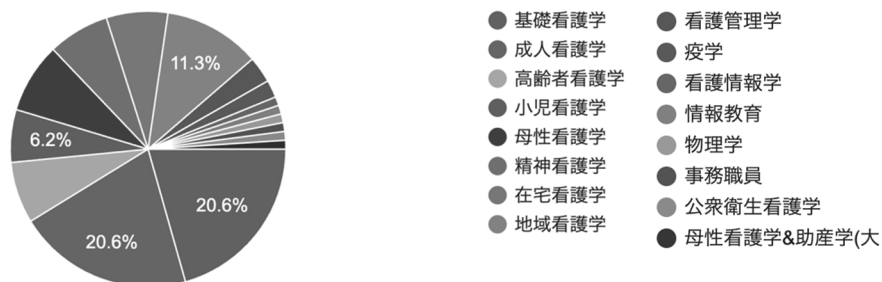
4.あなたの教員経験年数について、該当するものを選択してください。

97 件の回答



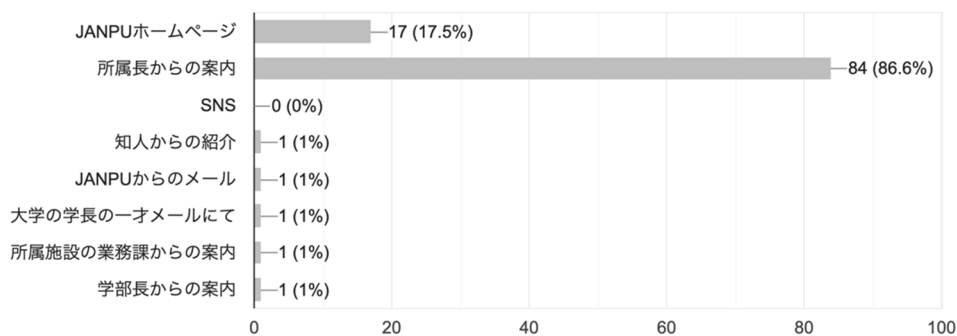
5.あなたの専門領域について、該当するものを選択してください。

97 件の回答



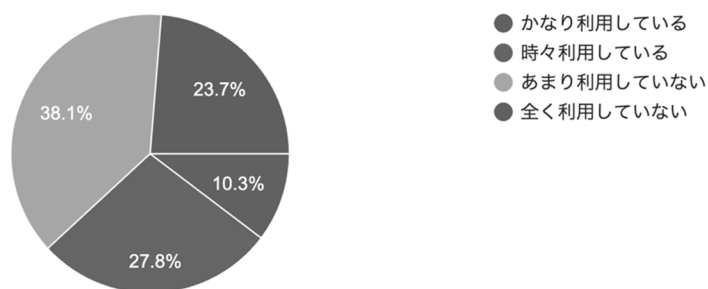
6.このイベントを知った媒体について、該当するものを選択してください（複数回答可）。

97 件の回答



7.あなたは、看護学教育のDX化のために、どの程度ICTコンテンツを利用していますか。

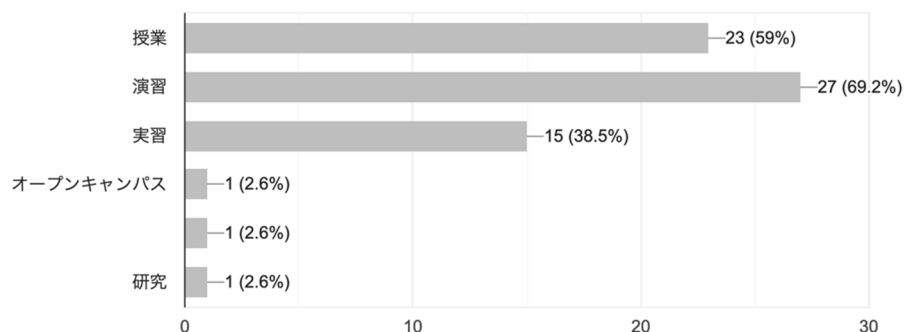
97 件の回答



8.

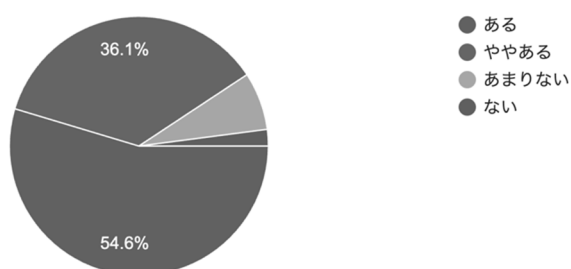
7で「かなり利用している」、「時々利用している...のようなことに利用していますか（複数回答可）。

39 件の回答



9.あなたは、看護学教育の DX 化のための ICT コンテンツの利活用について困難だと感じることはありますか（複数回答可）。

97 件の回答



10. 9.で「ある」、「ややある」と回答した方は、どのようなことに困難と感じますか。73 件の回答

1) 資金・コスト

- ・ 資金不足（費用・予算の確保が困難）
- ・ 費用対効果の不透明さ
- ・ 設備投資が必要（機材・ネット環境・ソフトウェア）

2) 技術・スキル不足

- ・ 教員・学生の ICT スキルに差がある
- ・ 操作が難しい
- ・ コンテンツ作成の知識・技術が不足
- ・ DX や ICT に関する情報が不足

3) 組織・人材の課題

- ・ 教員間での意識やスキルの差
- ・ 組織全体で取り組めていない
- ・ 導入のノウハウが不足
- ・ 技術的サポートがない
- ・ 外部専門家の協力が必要

4) 活用方法の不透明さ

- ・ どこから手をつけるべきかわからない
- ・ 具体的な活用イメージが持てない
- ・ 実際の教育効果が不明確
- ・ 既存の無料ソフトやオープンソースの活用が難しい
- ・ 小児看護や老年看護向けのコンテンツが不足

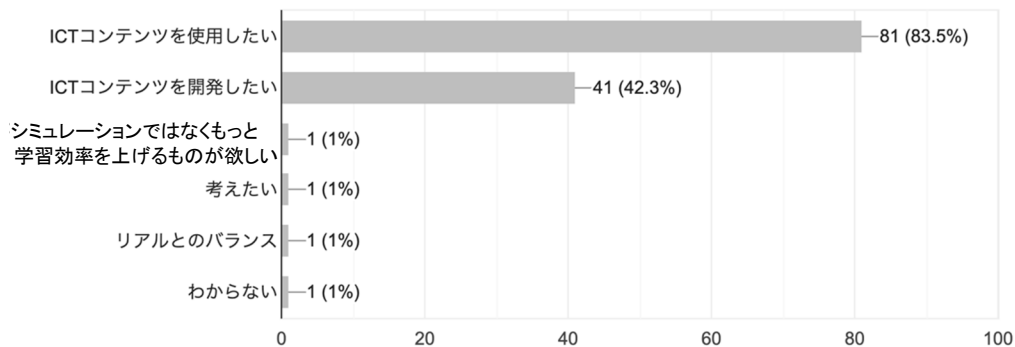
5) 環境・時間の問題

- ・ 設備やインフラ（ネット環境など）が整っていない
- ・ 作成や活用のための時間が確保できない
- ・ 学生の情報リテラシーに差があるため統一した活用が難しい

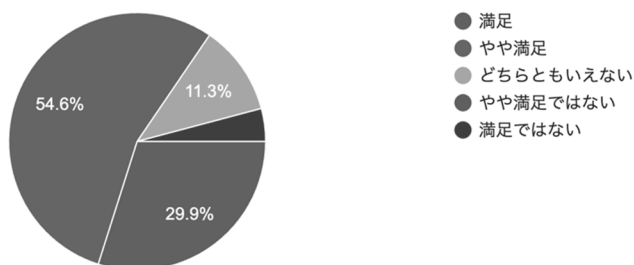
6) 抵抗感・文化的な課題

- ・ 教員の DX への意欲が低い
- ・ 伝統的な対人コミュニケーションが DX 化によって損なわれる懸念
- ・ ICT ツールに対する抵抗感
- ・ 属人化してしまう（活用する教員としない教員の差が大きい）

11.あなたは、看護学教育の DX 化のための ICT コンテンツについてどのようなニーズがありますか(複数回答可)。
97 件の回答

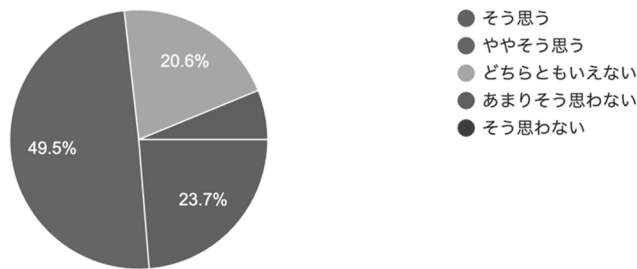


12.このイベントの満足度について、該当するものを選択してください。
97 件の回答



13.このイベントの内容をあなたの活動に活かそうですか。

97 件の回答



14.このイベントや「JANPU DX Café」サイトについてのご意見、ご感想を自由にお書きください。35 件の回答

1) 刺激的だった、興味が湧いた

- ・「DX に向けてモチベーションが上がりました。」
- ・「関心を持つきっかけになりました。」
- ・「動機づけになるイベントでした。」

2) 実際に活用したい、試したい

- ・「ぜひ拝見、活用させていただきます。」
- ・「素晴らしかったです。ぜひ試してみたいです。」
- ・「導入のハードルが高く感じるので、伴走してくれる人がいると助かる。」

3) 継続的な取り組みを希望

- ・「すばらしい取り組みで、さらに発展していくことを希望しています。」
- ・「継続的に進めていただきたい。」
- ・「また同様の企画をお願い出来ればと思います。」

4) 具体的な活用事例や演習の紹介が欲しい

- ・「実際の演習や授業をみたいです。」
- ・「何れの報告も導入のみで具体性がない。」
- ・「生成系 AI（特に ChatGPT）をベースとした計画・作成・実践の例を挙げてほしい。」
- ・「最初は、コンテンツが置かれているのかと思いましたが、説明を聞いて、これから作っていく場なのかなと思いました。」
- ・「本日はダイジェスト版での説明でしたが、フルで体験してみたいです。」

5) 導入のハードルが高いと感じる

- ・「何から始めたらいいかと悩むレベルなので、ChatGPT から始めたいと思った。」
- ・「気軽にコンタクトが取れるのであれば使いたいが、まだ勇気が出ません。」
- ・「操作が難しそう。」

6) 情報の提供方法を改善してほしい

- ・「DX Café のホームページがどこにあるのかわかりませんでした。」
- ・「用語がわかりにくいところがある。」
- ・「既存の有効なツールについて資料を配布していただけると助かります。」
- ・「本日の動画配信をお願いしたいです。」

◆ 今後の課題

アンケート結果より、看護学教育における DX 化を推進する課題として、資金の問題、個人の技術、スキル不足、組織・人材の問題、活用方法の不透明さ、時間の確保の困難さなどが挙げられた。これらのフィードバックより、本 DX 班の今後の対策、活動として、以下のような取り組みが必要と考えられる。

1) 実践的な活用例の紹介

- ・ 実際に導入した教員の具体的な事例や演習の紹介を強化する。
- ・ ChatGPT や DX ツールを活用した具体的なフローや事例を示す。

2) 導入のサポート

- ・ 初めての先生向けに「最初の一步」をまとめたガイドを作成する。
- ・ 伴走支援（メンター制度など）の仕組みを整える。

3) 情報発信の改善

- ・ DX Café の URL やアクセス方法を明示する。
- ・ よくある質問（FAQ）や用語解説を提供する。
- ・ 動画配信やアーカイブを提供し、後からでも学べるようにする。

「高度実践看護師教育課程認定委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：湯浅美千代（順天堂大学）

副委員長：工藤美子（兵庫県立大学）

委員：林直子（聖路加国際大学）、森菊子（兵庫県立大学）、江本リナ（日本赤十字看護大学）、岡田佳詠（国際医療福祉大学）、中山美由紀（大阪公立大学）、平尾百合子（山梨県立大学）、小林恵子（佐久大学）、高見沢恵美子（関西国際大学）、大野かおり（兵庫県立大学）、青木美紀子（聖路加国際大学）、内木美恵（日本赤十字看護大学）、野戸結花（弘前大学大学院）、長江弘子（亀田医療大学）

2. 趣旨

- 1) 高度実践看護師教育課程の普及に向けて、高度実践看護師教育課程の審査・認定、専門看護分野特定を行うとともに、認定体制のあり方について検討する。
- 2) 高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、他の関係機関と連携・協議する。

3. 活動経過

1) 高度実践看護師教育課程の審査および認定の実施

2024年度は、4回の高度実践看護師教育課程認定委員会を開催した。専攻教育課程の新規申請・更新申請・科目内容の変更につき、専門分科会を開催した。

38単位新規申請のあった6大学の1共通科目、6専攻教育課程、更新申請のあった15大学の12共通科目、30専攻教育課程、科目の追加・変更申請のあった既認定の5大学の3共通科目、4専攻教育課程について、申請書類を審査し、委員会で認定した。また、38単位更新申請の1大学1専攻教育課程を非認定とした。

大学名の変更2大学、教育課程名の変更4大学、コース名の変更3大学より届け出があり受理した（詳細は5. 資料参照）。また、2大学より2専攻教育課程の辞退の届け出があり、受理した。

このほか、届け出はなかったが、今年度で認定が終了する教育課程が5大学7教育課程あることを確認した。

2) 高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学への情報発信および相談業務の実施

共通科目については、高度実践看護師教育課程認定委員会事務局、委員長、副委員長が相談業務を担った。専門看護分野については、各専門分科会委員長、副委員長が中心となり相談業務を実施した。

2024年度高度実践看護師教育課程申請について、事務部門を対象とした説明会を5月30日（木）に実施した。

2025年度高度実践看護師教育課程申請に関する説明については、全体説明のスライドと音声をJANPUホームページに掲載し、会員校が閲覧したうえで、2025年3月29日（土）に全体説明会と一部の分野別相談会をZoom会議で開催した。さらに、分野別個別相談については、申込みを受け、各専門分科会委員長が対応している。

3) 2025年度版審査要項の作成

2025年度版の高度実践看護師教育課程基準・審査要項について、認定委員会ならびに各専門分科

会によって教育課程基準、審査規準等の見直しを行った。事務局と共に申請手続きの効率化、申請書類の整備等を行い、3月に発行した。

4) 高度実践看護師教育課程への入学生募集状況調査

日本看護協会からの要請を受け、高度実践看護師教育課程をもつ大学に対し、2024年度・2025年度の入学生募集状況を調査し、結果を共有した。

5) 委員会活動の効率化に向けた検討

2021年度より委員会および専門分科会は全てZoomを用いたオンラインでの会議としている。共通科目の審査にあたっては、科目単位で複数の認定委員が担当し、Zoomやメールでの事前審査を行い、委員会に諮った。本委員会委員および専門分科会委員で関係資料を共有するためクラウドサービスを活用している。また、申請校の提出資料についても、初回は冊子体で提出してもらいチェックした後、クラウドサービスを活用して正式な申請書類を提出してもらった。最終版も同様にクラウドサービスを活用した。

6) 日本看護協会との連携・協働

専門看護師制度推進のための日本看護系大学協議会と日本看護協会との合同会議が2024年4月19日、8月8日、12月16日、2025年2月27日に開催され、主に専門看護師の認定に係る個人審査変更に関する意見交換が行われた。また、2024年4月30日、9月13日、2025年2月13日に日本看護協会専門看護師制度委員会が開催され、湯浅委員長が委員として本委員会での認定状況等を報告した。

7) 他委員会との連携・協働

APN グランドデザイン委員会での検討事項を本委員会で報告し、専門分科会で検討した。その結果を委員会で共有し、意見をAPN グランドデザイン委員会に報告した。

8) 感染看護に関するモデル教育プログラムの教材作成

感染看護に関するモデル教育プログラムを行うためのe-learning教材作成を一昨年度より感染看護専門分科会委員が担っており、大学院・リカレント教育用教材の一部を作成した。引き続き次年度も未完成部分の教材作成を行う予定である。

4. 今後の課題

高度実践看護師教育課程の認定を推進し、高度実践看護師の増加と質向上に寄与するために、以下の課題を継続して検討する。

- 1) 高度実践看護師教育課程の新規申請・更新申請手続きと認定審査に関する課題への対応
- 2) 高度実践看護師教育課程認定に関する情報発信および相談業務の充実
- 3) 高度実践看護分野特定の申請があった場合の事前対応
- 4) 認定審査に関する課題への対応
 - ・申請書類の簡素化への対応
 - ・APN グランドデザイン委員会の提示した課題や方針にそった対応
 - ・日本看護協会が行う認定審査、更新審査改正に対する対応

5. 資料

1. 高度実践看護師教育課程の新規認定

1) 共通科目の認定

(38 単位申請・1 大学)

- 帝京大学大学院医療技術学研究科看護学専攻（博士前期課程）

上記の高度実践看護師教育課程については、2025年4月より2035年3月までが有効期限となります。

2) 専攻分野教育課程の認定

<がん看護分野>

(38 単位申請・1 専攻教育課程)

- 愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻がん看護専門看護師養成プログラム

<精神看護分野>

(38単位申請・2専攻教育課程)

- 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程看護学領域精神看護専門コース
- 帝京大学大学院医療技術学研究科看護学専攻（博士前期課程）高度実践看護師課程専門看護師（CNS）コース（精神看護）

<クリティカルケア看護分野>

(38単位申請・1専攻教育課程)

- 横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻博士前期課程クリティカルケア・周麻酔期看護学分野

<在宅看護分野>

(38単位申請・1専攻教育課程)

- 宮城大学大学院看護学研究科博士前期課程広域看護学分野在宅健康看護学領域専門看護師養成コース

<遺伝看護分野>

(38単位申請・1専攻教育課程)

- 獨協医科大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）遺伝看護学専門看護師コース

上記の高度実践看護師教育課程については、2025年4月より2035年3月までが有効期限となります。

2. 高度実践看護師教育課程の更新認定

1) 共通科目の認定

(38 単位更新申請・12 大学)

- 鳥取大学大学院医学系研究科医科学専攻博士前期課程
- 富山大学大学院総合医薬学研究科修士課程
- 名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻博士課程前期課程
- 新潟大学大学院保健学研究科保健学専攻看護学分野博士前期課程
- 神戸市看護大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻
- 新潟県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程
- 久留米大学大学院医学研究科修士課程看護学専攻

- 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科（修士課程）看護学専攻
- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程
- 兵庫医科大学大学院看護学研究科修士課程
- 金沢医科大学大学院看護学研究科修士課程
- 日本赤十字東北看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程

上記の高度実践看護師教育課程については、2025年4月より2035年3月までが有効期限となります。

2) 専攻分野教育課程の認定

＜がん看護分野＞

（38 単位更新申請・10 専攻教育課程）

- 鳥取大学大学院医学系研究科医科学専攻博士前期課程 専門看護師コース
- 富山大学大学院総合医薬学研究科修士課程総合医薬学専攻看護科学プログラムがん看護学分野がん看護CNSコース
- 名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻博士課程前期課程がん看護CNSコース
- 新潟大学大学院保健学研究科保健学専攻看護学分野博士前期課程成人・老年看護学分野がん看護CNSコース
- 福井大学大学院医学系研究科博士前期課程看護学専攻 がん看護専門看護師教育課程
- 新潟県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程 がん看護専門看護師教育課程
- 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科（修士課程）看護学専攻専門看護師プログラム（がん看護分野）
- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻がん看護学
- 兵庫医科大学大学院看護学研究科修士課程看護学課題研究・高度実践領域がん看護専門看護師分野
- 日本赤十字東北看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程高度実践看護学分野がん看護

＜慢性看護分野＞

（38 単位更新申請・3 専攻教育課程）

- 新潟大学大学院保健学研究科保健学専攻看護学分野博士前期課程成人・老年看護学分野慢性看護CNSコース
- 神戸市看護大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻実践看護学領域慢性病看護学分野CNSコース
- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻慢性看護学

＜小児看護分野＞

（38 単位更新申請・3 専攻教育課程）

- 神戸市看護大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻実践看護学領域小児看護学分野CNSコース
- 久留米大学大学院医学研究科修士課程看護学専攻専門職養成コース「小児看護分野CNS養成」
- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻小児看護学

＜老年看護分野＞

（38 単位更新申請・4 専攻教育課程）

- 神戸市看護大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻実践看護学領域老年看護学分野CNSコース

- 兵庫県立大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程老人看護学専門領域（高度実践看護コース）
- 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科（修士課程）看護学専攻専門看護師プログラム（老年看護分野）
- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻老年看護学

<精神看護分野>

（38 単位更新申請・5 専攻教育課程）

- 神戸市看護大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻実践看護学領域精神看護学分野CNSコース
- 京都橘大学大学院看護学研究科看護学専攻(博士前期課程)専門看護師（精神看護）コース
- 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科（修士課程）看護学専攻専門看護師プログラム（精神看護分野）
- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻精神保健看護学
- 金沢医科大学大学院看護学研究科修士課程高度実践看護学領域精神看護学分野

<クリティカルケア看護分野>

（38 単位更新申請・3 専攻教育課程）

- 神戸市看護大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻実践看護学領域急性期看護学分野CNSコース
- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻クリティカルケア看護学
- 兵庫医科大学大学院看護学研究科修士課程看護学課題研究・高度実践領域 急性・重症患者看護専門看護師分野

<在宅看護分野>

（38 単位更新申請・1 専攻教育課程）

- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻地域看護学

<災害看護分野>

（38 単位更新申請・1 専攻教育課程）

- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻国際・災害看護学

上記の高度実践看護師教育課程については、2025年4月より2035年3月までが有効期限となります。

3. 既に認定されている教育課程の科目の追加・内容・単位変更の認定

1) 既に認定されている教育課程の共通科目の追加・内容変更の認定

（38 単位変更申請・3 大学）

- 山梨県立大学（38 単位） 科目の追加
 - ・ 看護管理論（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位
- 認定開始時期：2025 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2020 年 4 月より 2030 年 3 月までとなっております。

- 福岡大学（38 単位） 科目の内容変更
 - ・ フィジカルアセスメント（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位

認定開始時期：2025 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2017 年 4 月より 2027 年 3 月までとなっております。

- 奈良学園大学（38 単位） 科目の内容変更
 - ・ 看護教育学特論（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位
 - ・ 看護理論特論（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位
 - ・ 看護倫理特論（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位

認定開始時期：2025 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2018 年 4 月より 2028 年 3 月までとなっております。

2) 既に認定されている教育課程の専攻分野の内容変更の認定

(38 単位変更申請・4 大学)

- 大阪大学（38 単位） 科目の内容変更
 - ・ がんの病態生理学Ⅰ（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位

認定開始時期：2025 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2016 年 4 月より 2026 年 3 月までとなっております。

- 京都大学（38 単位） 科目の追加・科目の内容変更
 - ・ がん看護学特論Ⅳ（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位
 - ・ がん看護学特論Ⅴ（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位
 - ・ がん看護学特論Ⅵ（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位
 - ・ がん看護学演習（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位
 - ・ がん看護学高度実践実習Ⅲ（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位

認定開始時期：2025 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2018 年 4 月より 2028 年 3 月までとなっております。

- 奈良学園大学（38 単位） 科目の内容変更
 - ・ 精神看護学演習Ⅱ（精神看護理論、援助技法）（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位

認定開始時期：2025 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2018 年 4 月より 2028 年 3 月までとなっております。

- 福岡大学（38 単位） 科目の内容変更
 - ・ クリティカルケア病態生理学（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位
 - ・ クリティカルケア急性・重症患者管理論（履修単位 2 単位）認定単位 2 単位

認定開始時期：2025 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2017 年 4 月より 2027 年 3 月までとなっております。

4. 既に認定されている教育課程における辞退申請についての受理

<がん看護分野>

(38 単位辞退申請・1 専攻教育課程)

- 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻がん看護専門看護師養成コース

＜老年看護分野＞

(38 単位辞退申請・1 専攻教育課程)

- 群馬大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程看護学分野専門看護師コース：老年看護学

上記の高度実践看護師教育課程については、2025年3月までが有効期限となります。

5. 既に認定されている教育課程における名称変更についての受理

【大学名称の変更】

- 東京医科歯科大学（変更時期：2024 年 10 月）
旧）東京医科歯科大学
新）東京科学大学
- 日本赤十字秋田看護大学（変更時期：2025 年 4 月）
旧）日本赤十字秋田看護大学
新）日本赤十字東北看護大学

【教育課程名称の変更】

- 滋賀医科大学（変更時期：2024 年 4 月）
旧）滋賀医科大学大学院医学系研究科看護学専攻修士課程
新）滋賀医科大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程
- 福井大学（変更時期：2025 年 4 月）
旧）福井大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻
新）福井大学大学院医学系研究科博士前期課程看護学専攻
- 神戸市看護大学（変更時期：2025 年 4 月）
旧）神戸市看護大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程
新）神戸市看護大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻
- 山梨県立大学（変更時期：2025 年 4 月）
旧）山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程
新）山梨県立大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程

【コース名称の変更】

- 三重大学（変更時期：2025 年 4 月）

＜がん看護分野＞

- 旧）実践看護学領域がん看護学 CNS コース
- 新）生涯発達看護学講座がん看護学 CNS コース

＜小児看護分野＞

- 旧）実践看護学領域小児看護学 CNS コース
- 新）生涯発達看護学講座小児看護学 CNS コース

<老年看護分野>

旧) 実践看護学領域老年看護学 CNS コース

新) 生涯発達看護学講座老年看護学 CNS コース

<精神看護分野>

旧) 広域看護学領域精神看護学 CNS コース

新) 基盤看護学講座精神看護学 CNS コース

● 神戸市看護大学（変更時期：2025 年 4 月）

<在宅看護分野>

旧) 実践看護学領域在宅看護学専攻分野

新) 実践看護学領域在宅看護学分野 CNS コース

<災害看護分野>

旧) 基盤看護学領域災害看護学専攻分野

新) 基盤看護学領域災害看護学分野 CNS コース

● 獨協医科大学（変更時期：2025 年 4 月）

<感染看護分野>

旧) 感染看護学専門看護師コース

新) 生体防御・感染看護学専門看護師コース

以上

「広報・出版委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：諏訪さゆり（千葉大学大学院）

委員：佐藤みほ（横浜市立大学）、島村敦子（東邦大学）、鈴木美央（千葉大学大学院）、
瀬戸山陽子（東京医科大学）、水野芳子（東京情報大学）

2. 趣旨

看護に関する情報を会員校ならびに社会、特に高校生、保護者、高校の進路指導教員に向けて広報することで、看護系大学の志願者増加と看護学教育の発展を支える。

3. 活動経過

1) ホームページ、SNS の経過や今後に向けての検討

①サイト分析

- ・2024 年度のサイト分析の結果から概ね例年どおり閲覧されていることを確認した。2024 年度は、「今月の注目！看護系大学の教員」「看護職を学ぶ」「DOJ」のコンテンツについて閲覧が増えた。
- ・各会員校のホームページに JANPU ビジュアルバナーおよびテキストバナーを設置できるように、バナーデザインを作成した。その後、13 大学のホームページで JANPU ビジュアルバナーまたはテキストバナーが設置されている。

②CNS の活動の記事の公開 <https://www.kango-roo.com/specialist/cns/>

多くの看護師や看護学生が活用している WEB メディア“看護 roo!”（運営会社は株式会社クイック）との協働で、臨床や教育の現場で活躍する各分野の専門看護師へ取材し、特集ページ「専門看護師をめざす」にて記事を公開している。“看護 roo!” の方針で、近々全分野 1 巡が完了するが、以降は取材記事を更新せず「専門看護師をめざす」は静的コンテンツとして継続することになる。

③APN に関する広報のあり方の検討

APN を目指す高校生や看護職にとって魅力的かつアクセスしやすいホームページへと改善するために、高度実践看護師教育課程認定委員会の協力を得て検討することとなった。「アクセスしづらい」「CNS に関する問い合わせ先がわかりにくい」など高度実践看護師教育課程認定委員会からの意見、協力を得て、広報・出版委員会で改善策を検討していく。

④「今月の注目！看護系大学の教員」の記事の公開 <https://www.janpu.or.jp/staff>

看護系大学の志願者を対象に看護系大学の教員を紹介すること、また教員同士の相互交流の活性化を目的としており、毎月 1 回更新している。執筆依頼内容を洗練し、全会員校に郵送で執筆者の推薦依頼をしている。

⑤広報・出版委員会学生委員の委嘱

- ・看護系大学を目指す高校生等にとっても魅力的な JANPU のホームページとなるよう、学生から企画等について意見やアイデアを提示してもらえよう学生委員を委嘱することとした。2024 年度は 3 名の学生委員を委嘱し、1 回 2 時間程度の意見聴取を合計 3 回実施した。意見聴取のテーマは、「高校生（看護系大学入学を考えている受験生）はどのような情報を必要としているか」「今時の高校生はどのようなツールを使用しているか」等であった。
- ・学生委員からは、高校生は看護系大学の学生と、学生生活についてインタラクティブに情報を得たいという思いが強いこと、YouTube や Instagram で看護系大学の個別性の高い情報を得ていることが語られた。活動に対して、1 回 3,000 円のクオカードを謝礼として渡した。
- ・学生委員を保護し活動の継続性を維持するため、広報・出版委員会学生委員実施要項を作成した。

⑥「メール配信・HP 掲載・SNS 投稿に関する条件」の再検討

JANPU には、研修会、講演会をはじめとする様々な情報配信の依頼があるが、2021 年度に作成した「メール配信・HP 掲載・SNS 投稿に関する条件」を、現状を踏まえて再検討した。「セミナー・シンポジウムのお知らせ」についてはセミナーの対象者や費用、内容を包括的に検討した上で判断するという内容を含むこととなった。

⑦SNS (X、Facebook、JANPU Cafe) の運営と規約作成

SNS では、ホームページ新着情報やセミナー・シンポジウムのお知らせを発信している。Facebook の閲覧数、X のフォロワー数の把握・評価を行っている。現状での利用は増加傾向にあるが、さらにより多くの方に関覧していただけるよう、発信する内容、タグ付け等を工夫している。また、SNS に関する規約を作成した。

⑧JANPU ソーシャルメディアポリシー作成

JANPU では、X、Facebook、JANPU Cafe、TikTok を利用して情報発信しているが、TikTok の規約を有していなかった。そのため、X、Facebook、JANPU Cafe、TikTok の全体について、X や Facebook のポリシーをベースにして、JANPU ソーシャルメディアポリシーを作成した。

⑨オープンキャンパスページ登録促進案内について検討 <https://www.janpu.or.jp/opencampus/>

各会員校にはオープンキャンパスページ登録を郵送で依頼した。

2)「大学で看護を学ぼう！」リーフレット（高校生対象）について

「2025 年に向けた看護師増加計画」の記事から看護系大学における「コンピテンシー基盤型教育」に関する記事への変更の検討を行った。

4. 今後の課題

高校生、保護者、高校の進路指導教員が看護系大学および看護職の魅力を理解できるホームページになるよう、企画立案について学生委員の参画を促進する。会員校のオープンキャンパスや若手教員の教育等の活動、さらに高度実践看護師の活動に関する情報の発信を活性化する。

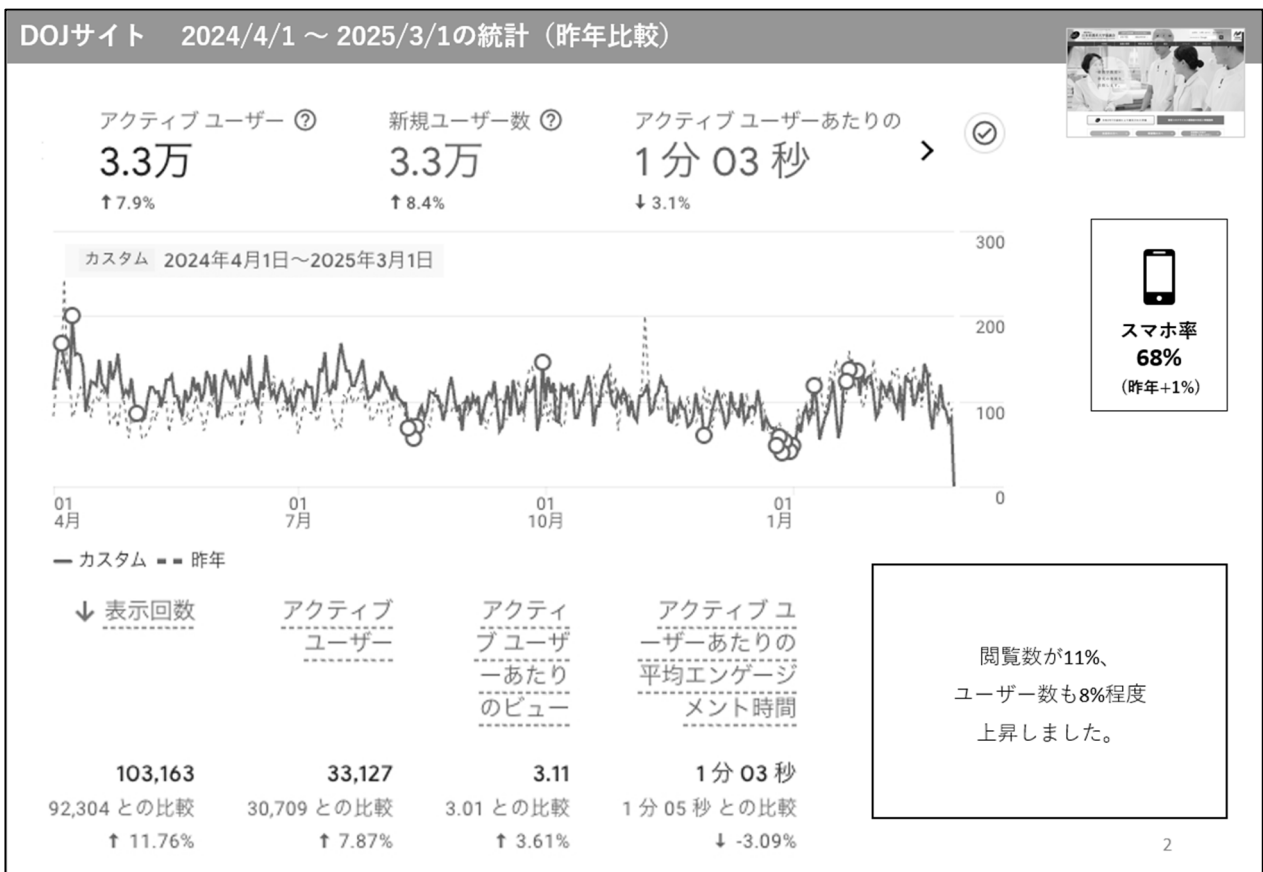
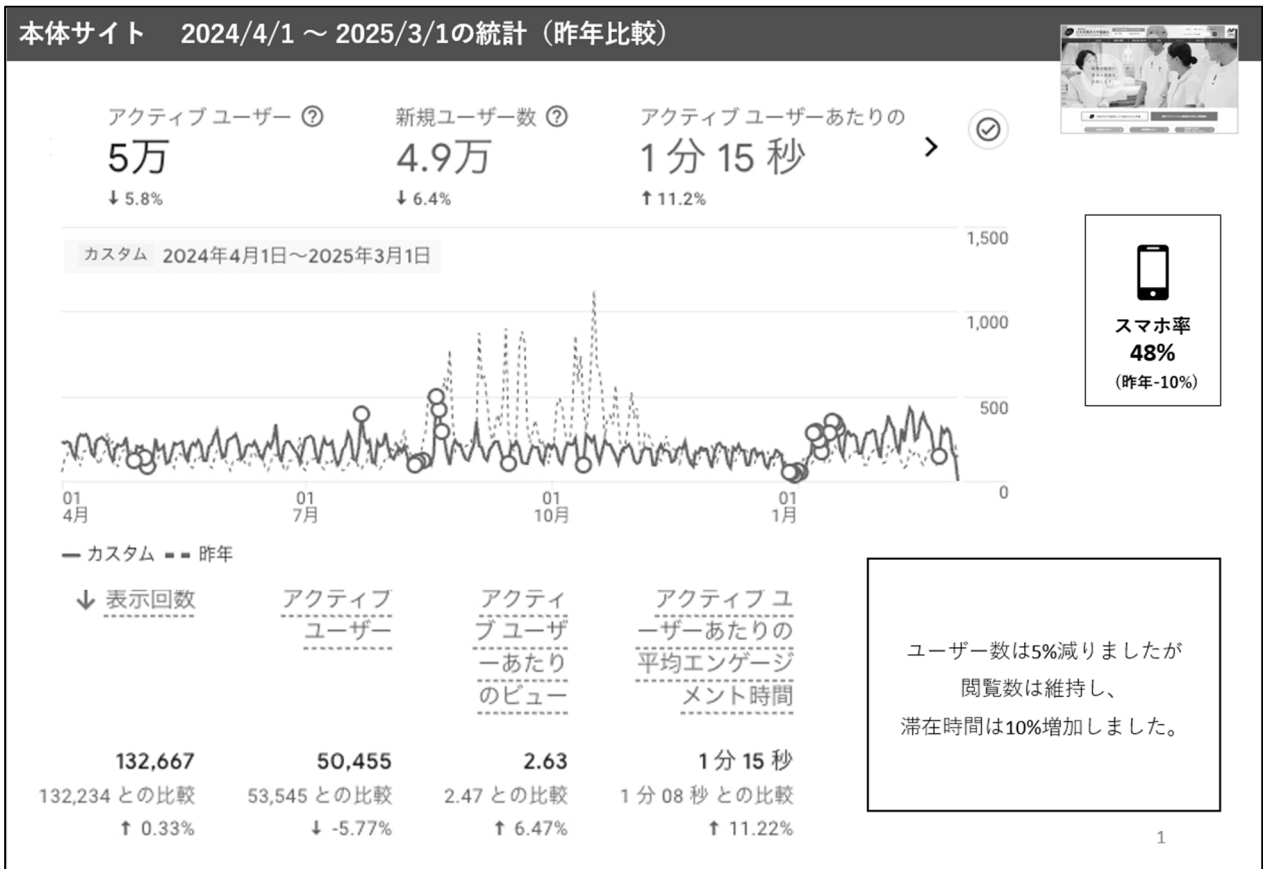
5. 資料

1) JANPU ホームページのアクセス状況

2) 広報・出版委員会学生委員実施要項

5. 資料

1) ホームページのアクセス状況



JANPU 広報・出版委員会 学生委員実施要項

【目的】

看護職を目指す高校生や保護者、現役大学生向けに「大学で看護を学ぶ魅力」を効果的に広報していくために、学生の協力を得て新しいコンテンツなどのアイデアを創出し、コンテンツを製作・発信する。

【対象者】

JANPU 会員校に在籍している学部生

【活動内容】

JANPU の広報活動に関する助言、企画、動画出演など

(活動例)

- ・ 本会広報活動へのアイデア出し（ブレインストーミング・座談会企画）
- ・ ホームページ新コンテンツの企画や既存コンテンツの内容検討
- ・ 医療職をめざす方を対象とした情報発信媒体に記載する内容の検討
- ・ 広報動画の企画、撮影、出演および本会 SNS への公開

【活動期間】

大学の所属長の承認日から当該年度の 3 月 31 日まで

【開催頻度】

年 4～5 回程度、1 回 3 時間程度

【開催方法】

原則としてオンライン会議で開催

【謝礼】

QUO カード 3,000 円分／回（ご出席回数に応じて支給）

【募集人数】

10 名程度

- ・ 応募者多数の場合は抽選にて選出する場合がある。
- ・ 各大学から参加できる人数は 3 名までを原則とする。

【参加申し込み期間】

各年度の募集期間による

【参加までの流れ】

- ① 本会の定時社員総会にて広報・出版委員長からの周知、年度末あるいは年度初めに本会から送付する文書による周知などで会員校へ学生委員の募集をする。
- ② 学生は参加希望の旨を自身の大学の看護系学科の教員（以下、教員）へ申告する。
- ③ 教員より、JANPU 事務局へメールにて参加希望の学生の情報（人数・学年・氏名）を連絡する。
- ④ JANPU 事務局より広報・出版委員会へ報告し、参加の諾否について検討する。

- ⑤JANPU 事務局より、教員に学生本人宛および所属長宛の公文書、「個人情報の使用に関する同意書」をメール添付にて送付する。原本の郵送が必要な場合にはその旨ご一報いただく。
- ⑥学生本人に「個人情報の使用に関する同意書」を記入いただき、教員より JANPU 事務局へメール添付にて提出する。
- ⑦JANPU 事務局と学生本人とで会議の日程調整を行う。
- ⑧決定した日時に広報・出版委員が出席し、会議を開催する。
- ⑨会議での提案事項は、広報・出版委員会で審議し、実行する。

【問い合わせ先】

一般社団日本看護系大学協議会 事務局

E-mail : office@janpu.or.jp TEL : 03-6206-9451

一般社団法人日本看護系大学協議会

広報・出版委員会委員長

諏訪さゆり

「国際交流推進委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：福井小紀子（東京科学大学大学院）

委 員：池田真理（東京大学大学院）、落合亮太（筑波大学）、菅野雄介（東京科学大学大学院）、
グレッグ美鈴（名桜大学大学院）、酒井啓子（畿央大学）、寺本千恵（広島大学大学院）、
長山豊（金沢医科大学）、古澤亜矢子（日本福祉大学）、森木友紀（千里金蘭大学）

2. 趣旨

本委員会の趣旨は、関連する国際組織と連携を取りながら、日本国内の看護系大学のグローバル化を促進・支援することである。具体的な活動目標は以下である。

- 1) 看護高等教育における国際活動・国際交流を積極的に推進する。
- 2) East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS) の Executive Committee (EC) に参加し、連携を促進する。現在、EAFONS の代表が池田委員であるため、EAFONS の事務局機能も委員が担っている。
- 3) 看護系大学における国際的な教育・研究活動を推進・支援する。

3. 活動経過

- 1) 今年度の委員会は、計 6 回開催され、委員会趣旨に沿った活動が実施された。

【第 1 回委員会】

日時：2024 年 9 月 24 日 18 時～19 時（Zoom 開催）

内容：2023 年度活動報告の確認、2024 年度活動計画・予算案の確認と検討等を行った。

また、今年度の研修セミナー企画テーマ、開催時期について検討を行った。

【第 2 回委員会】

日時：2024 年 10 月 23 日 17 時 30 分～19 時（Zoom 開催）

内容：研修セミナーのテーマと内容、開催形式について検討を行った。また、EAFONS EC としての JANPU の役割、QS 世界大学ランキングや国際力強化について意見交換を行った。

【第 3 回委員会】

日時：2024 年 11 月 19 日 17 時 30 分～19 時 10 分（Zoom 開催）

内容：研修セミナーの当日のプログラム、発表内容の確認、分科会の内容について検討を行った。

【第 4 回委員会】

日時：2024 年 12 月 17 日 17 時 30 分～19 時 25 分（Zoom 開催）

内容：研修セミナーの準備状況の確認、フライヤー案の確認、分科会の運用について検討を行った。

【第 5 回委員会】

日時：2025 年 1 月 14 日 18 時～19 時 10 分（Zoom 開催）

内容：研修セミナーの準備状況の確認、発表内容の確認、分科会の運用について検討を行った。

【第 6 回委員会】

日時：2025 年 3 月 11 日 17 時 30 分～19 時（Zoom 開催）

内容：研修セミナーのアンケート回答結果を基に振り返りと次年度の検討、2024 年度事業活動報告書と 2025 年度の事業活動計画書の確認及び検討した。

2) EAFONS の EC への参加と連携促進

【EC Meeting への参加】

2025 年 2 月 13-14 日の EAFONS2025（ソウル大会）の会期中に開催され、参加者 2,146 名のうち、日本は 956 名（44.5%）が参加した。本委員会からは、EAFONS EC の Chair である池田委員と EC メンバーの福井委員長、EC 事務局のグレッグ委員と寺本委員が参加した。東アジア地域の看護系大学間協働のための活動方法や新たな国々の受け入れ等、運営課題の検討が行われた。また、博士課程の教育に関する実態調査を国際共同研究（8 ヶ国）として今後進めていくことについて協議した。次回の EAFONS 学術集会は、2026 年 2 月 27-28 日にシンガポールで開催される予定である。

3) 看護高等教育における国際活動・国際交流の積極的な推進

本委員会主催セミナー「共に考えよう、国際交流の企画から運用、そして発展」を 2025 年 3 月 8 日（土）に Zoom にて開催した。詳細は、実施報告書（5. 資料参照）に記載した。

4. 今後の課題

今年度のセミナーは、コロナ禍では行うことができなかった分科会を Web で開催し、参加者と直接対話する機会を設けた。第 1 部では、博士課程を持つ看護系大学が国内外でプレゼンスを高めていくために、福井委員長から、QS 世界大学ランキングを基に海外と日本の大学の現状から博士課程を持つ看護系大学が若手を含む研究者の国際的な活動力の育成の必要性について説明し、池田委員から、EAFONS の日本人参加者が多数を占める現状を踏まえ国際的な観点から日本の位置づけと期待について説明した。また、分科会では、主に 3 つのテーマ（①国際交流を進める際の学生教育・学生支援の工夫、②国際交流プログラムの事務的な手続き・教員側の教育に関する悩みと工夫、③海外大学との共同研究のはじめかた）に分かれ、参加者がテーマに関する取り組みと課題を共有し、解決策について意見交換を行った。参加者からは、他大学の現状や課題を知ることができた、同じ悩みを共有することができた、参考となる取り組みが聞けて試してみようと思った等、肯定的な意見が聞かれた。次年度は、抽出した課題を基にセミナーの企画・運営を行っていく他、博士課程を持つ看護系大学のプレゼンスを高めるための意識付けを継続して行っていく予定である。

5. 資料

1) 2024 年度 JANPU 国際交流推進委員会主催セミナー実施報告書

<https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/03/houkoku20250308kokusai-seminar.pdf>

2024 年度 JANPU 国際交流推進委員会主催セミナー

「共に考えよう、国際交流の企画から運用、そして発展」

実施報告書

■開催概要

名称:共に考えよう、国際交流の企画から運用、そして発展

日時:2025 年3月 8 日(土)13:00~15:30

形式:Zoom ミーティングを用いた WEB 会議

参加者:JANPU 会員校に所属する教員 42 名

開催目的:国際交流をどのように開始し、発展させていけば良いのか、経験者の語りを基に、グループワークを行って考える参加型セミナーとした。また、参加者が本セミナーから、国際交流を発展させるヒントを得ることを目指して企画した。

実施内容:以下の通り、情報提供および2部構成で実施した。

情報提供(13:05-13:20)

世界における日本の看護系大学の位置づけ、本委員会の活動目標
EAFONS の活動について

第1部 講演(13:20-13:50)

1. 国際交流を進める際の学生教育・学生支援の工夫:プログラムの組み立ての現状と困難感
2. 国際交流プログラムの事務的な手続き・教員側の教育に関する悩みと工夫
3. 海外大学との共同研究のはじめかた:コラボレーション相手やテーマの設定を中心に

第2部 テーマ別グループワークと共有(14:00-15:25)

■開催総括

今年度は、コロナ禍では行うことができなかった分科会を Web で開催し、参加者と直接対話する機会を設けた。分科会では、主に 3 つのテーマ(①国際交流を進める際の学生教育・学生支援の工夫、②国際交流プログラムの事務的な手続き・教員側の教育に関する悩みと工夫、③海外大学との共同研究のはじめかた)に分かれ、参加者がテーマに関する取り組みと課題を共有し、解決策について意見交換を行った。参加者からは、他大学の現状や課題を知ることができた、同じ悩みを共有することができた、参考となる取組みが聞けて試してみようと思った等、肯定的な意見が聞かれた。今後は今回抽出された課題を基にセミナーの企画・運営を行っていく予定である。

■ アンケート結果 (35 名回答、回答率 83%)

1. 属性

	2024 年度 (N=35)		2023 年度* (N=57)		2021 年度** (N=82)	
	n	%	n	%	n	%
性別						
女性	33	94%	53	93%	78	95%
男性	2	6%	1	2%	3	4%
未回答	0	0%	3	5%	1	1%
年齢						
20歳代以下	0	0%	2	4%	2	2%
30歳代	2	6%	6	11%	7	9%
40歳代	16	46%	11	19%	20	24%
50歳代	12	34%	26	46%	35	43%
60歳代以上	5	14%	8	14%	16	20%
未回答	0	0%	4	7%	2	2%
勤務先						
国立大学・省庁大学校	5	14%	11	19%	11	13%
公立大学	14	40%	15	26%	26	32%
私立大学	16	46%	31	54%	45	55%
未回答	0	0%	0	0%	0	0%
職位・身分						
学長・学部長・学科長・専攻長	3	9%	8	14%	2	2%
上記以外の教授	8	23%	15	26%	31	38%
准教授・講師	16	46%	20	35%	31	38%
助教・助手	8	23%	10	18%	13	16%
大学院生	—	—	2	4%	0	0%
学部生	—	—	1	2%	2	2%
学務部職員	—	—	1	2%	2	2%
未回答	0	0%	0	0%	1	1%
勤務・在学している地域						
北海道・東北	3	9%	3	5%	7	8%
関東	9	26%	20	35%	27	33%
中部	6	17%	12	21%	18	22%
関西・近畿	8	23%	13	23%	17	21%
中国・四国	4	11%	3	5%	4	5%
九州・沖縄	5	14%	6	11%	9	11%
未回答	0	0%	0	0%	0	0%

* 2023 年度のアンケート回答結果:2024 年 3 月 2 日(土) 13:00-15:10 Zoom ウェビナーにて開催
「国際交流の再開と更なる発展:コロナ禍で継続して取り組んだ 4 大学の経験から」

** 2021 年度のアンケート回答結果:2022年2月19日(土) 13:00-15:30 Zoom ウェビナーにて開催
「with コロナにおけるオンライン国際交流～具体的活動事例に焦点を当てて」

■アンケート結果(つづき)

2. セミナー開催時期

	2024 年度 (N=35)		2023 年度* (N=57)		2021 年度** (N=82)	
	n	%	n	%	n	%
開催時期	(3 月開催について)		(3 月開催について)		(2 月開催について)	
とても良かった	20	57%	34	60%	41	50%
まあまあ良かった	14	40%	21	37%	38	46%
あまり良くなかった	1	3%	2	4%	3	4%
まったく良くなかった	0	0%	0	0%	0	0%
未回答	0	0%	0	0%	0	0%
休日の開催						
とても良かった	18	52%	24	42%	31	38%
まあまあ良かった	11	31%	27	47%	36	44%
あまり良くなかった	5	14%	6	11%	11	14%
まったく良くなかった	1	3%	0	0%	4	4%
未回答	0	0%	0	0%	0	0%
午後の開催						
とても良かった	23	65%	32	56%	38	46%
まあまあ良かった	10	29%	23	40%	41	50%
あまり良くなかった	2	6%	2	4%	3	4%
まったく良くなかった	0	0%	0	0%	0	0%
未回答	0	0%	0	0%	0	0%
開催時間の長さ	(2時間 30 分)		(2時間 10 分)		(2 時間 30 分)	
とても良かった	24	69%	24	42%	21	26%
まあまあ良かった	11	31%	28	49%	46	56%
あまり良くなかった	0	0%	5	9%	14	17%
まったく良くなかった	0	0%	0	0%	1	1%
未回答	0	0%	0	0%	0	0%
オンラインでの開催						
とても良かった	30	86%	52	91%	66	81%
まあまあ良かった	5	14%	5	9%	15	18%
あまり良くなかった	0	0%	0	0%	0	0%
まったく良くなかった	0	0%	0	0%	1	1%
未回答	0	0%	0	0%	0	0%

* 2023 年度のアンケート回答結果:2024 年 3 月 2 日(土) 13:00-15:10 Zoom ウェビナーにて開催
「国際交流の再開と更なる発展:コロナ禍で継続して取り組んだ 4 大学の経験から」

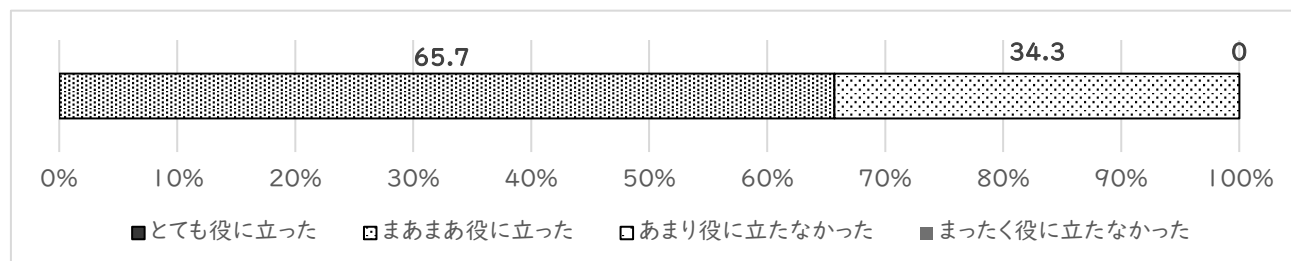
** 2021 年度のアンケート回答結果:2022年2月19日(土) 13:00-15:30 Zoom ウェビナーにて開催
「with コロナにおけるオンライン国際交流～具体的活動事例に焦点を当てて」

2024 年度:開催時間の長さの選択肢が異なるが、これまでに合わせて表示

■アンケート結果(つづき)

3. セミナーの内容に対する評価:情報提供および第Ⅰ部グループ討議に向けた委員からの課題共有について

Q3-1. 情報提供および課題共有に対する評価をお尋ねします。それぞれについて当てはまる項目1つを選択してください。



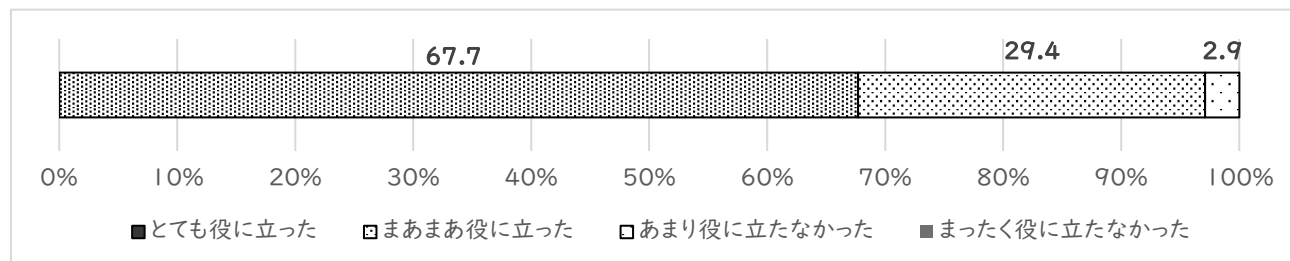
Q3-2. 情報提供および課題共有について、役に立ったと思った事柄を挙げてください。

カテゴリ	回答内容の一部 (n=23)
取り組み、課題、工夫などの情報提供 (14 件)	・いろいろな大学での課題、取り組みなど、さまざまなプレゼンがとてもよかったです。 ・自大学では国際的な取り組みが組織としてほとんど行われていないため、全て参考になりました。 ・各大学の具体的な取り組みや現状、あるいは課題を提示して頂き、同じ部分での悩みがあるのだと共感出来てありがたかった。 ・各大学の取り組み状況が聞けた。 ・国際交流の現状と今後の発展に向けて、どのようなことが課題となっているかの概要がつかめた。
国際共同研究の進め方 (3 件)	・知らないことがいくつもありました。共同研究のお誘いを受けていますが、研究にとりかかるにあたって考える必要性のあることを知りました。 ・国際共同研究の進め方
国際的な大学評価 (3 件)	・国際的な大学評価に関するデータと、国内外における評価に対する意識の違いを認識することができた。 ・QS ランキングについて、大変勉強になりました。
国際交流の必要性や手続き (2 件)	・国際交流の必要性が理解できた。 ・MOU を初めて聞いた。国際交流の事務的な手続きについて少し知ることができた。
JANPU の目指す方向性 (1 件)	・JANPU の目指す方向性が「国際的な博士課程の教育のネットワーク強化」であることを知ったこと。
グループワークのヒント (1 件)	・第 2 部のディスカッションのテーマ、課題、解決策のヒントをいただいた。

■アンケート結果(つづき)

4. セミナーの内容に対する評価:第2部(分科会:グループ内での参加型討議)について

Q4-1. 第2部(分科会:グループ内での参加型討議)に対する評価をお尋ねします。それぞれについて当てはまる項目1つを選択してください。



Q4-2. 第2部(分科会:グループ内での参加型討議)で、役に立ったと思った事柄を挙げてください。

カテゴリ	回答内容の一部 (n=29)
取り組み、課題、工夫、解決のヒント(17件)	・どのような点が課題なのかがお話をうかがってみえてきました。これから取り組む段階の大学にとっては大変役立つ情報でした。 ・具体的解決策を検討できたこと ・他学の取り組みを知ることで次に活かせる知見が得られた。 ・他の教育機関での国際交流に関する取り組みや課題について知ることができて、経験の浅い自分にはとてもプラスになった。 ・実現可能なレベルでのヒントをいただいたと思います。
情報共有(5件)	・他大学での国際交流の取り組みや、困りごとを共有できた。 ・他大学での悩みや工夫の共有ができたこと
前向きに取り組む気持ちになったこと(2件)	・他の大学の工夫についてや、他大学も同じような悩みがあるとわかり、よいよいプログラムとするために取り組もうという気持ちになった。
MOUの重要性(1件)	・MOUの重要性を知ることができました。大学間協定を結んでいたとしても、自分の主となる仕事との両立は困難であり、一部の教員だけの負担とならないようにするためには組織的な取り組みとすると良いと考えることができました。
JICAの動き(1件)	・JICAの動きについての情報をいただきました。

■アンケート結果(つづき)

5. 看護学教育のグローバル化に向けて

Q5. 今回のセミナーを通して、あなたやあなたの大学では看護学教育のグローバル化に向けて明日からどのようなことをできると思いますか？ 具体的な目標や方策を1つ以上、挙げてください。

カテゴリ	回答内容の一部 (n=29)
組織的な国際交流活動の推進 (9 件)	・学部のみならず、大学院も含めた組織的な国際交流活動を推進していくこと。 ・受け入れプログラム実施の際に学内の多くの教員が関われるような工夫や派遣した学生の学びについて、教員にも関心を持ってもらえるような工夫をしていきたい。 ・国際交流の継続のために、学内外の役割分担・連携体制・ネットワークづくりを構築していく。 ・まずは(大学の)提携校に看護学部としてアプローチすること。
人材育成・能力向上 (6 件)	・学生や教員の国際交流の機会を増やす。 ・教員に学内で開催されている英会話のカフェに参加してもらうように呼び掛ける。
個人のネットワーク構築 (4 件)	・大学間協定は結べていませんが、同じ関心ごとを持って交流を継続していた海外の大学の教員との交流を維持し、Zoom やメールだけでも良いので、同じ関心ごとの交流を再開しようと思いました。 ・まずは個人レベルで共同研究を行えるようなコネクション作りのため、学会参加の機会を大切にします。
国際共同研究の推進 (4 件)	・共同研究のきっかけづくりを始める。 ・国際共同研究についての取り組みを学内の有志で始める。
国際交流の仕事の整理 (3 件)	・教員の負担を減少させるためにも、今年度の国際交流の仕事をしっかり書き出して整理していこうと思います。 ・国際交流委員と協力して、具体的に援助してほしい内容などをまとめて説明できるように準備していくこと
国際交流プログラムの検討 (2 件)	・国際交流プログラムの内容の検討 ・学生プログラムの充実
MOU の学習 (2 件)	・まずは、自分もわかっていない、自施設の MOU の状況などを調べてみることから始めたいと思います。
グローバル化の意識調査 (1 件)	・教員や学生のグローバル化についての意識調査をしてみたいと思った。地方の現状を考えながら、看護教育のグローバル化からどのようなニーズを感じているのか興味があった。
学内での情報共有 (1 件)	・国際交流の位置づけ、目的、予算面、MOU 内容、海外大学と調整する視点は参考になりそうですので、大学内で情報共有していきます。

■アンケート結果(つづき)

6. セミナーの感想と意見

Q6. 今回のセミナーについてのご意見、ご感想などをご記入ください。

カテゴリ	回答内容の一部 (n=20)
感想(16件)	・他の大学の取組の実際が分かりとても良かったです。また、第1部でもさまざまな立場の大学(中規模・大規模大学、国公立・私立など)の話があり、身近に考えることができました。 ・グループ討議で、他大学の先生方と意見交換できたのは貴重な機会でした。繋がっていただけたらと思います。
リクエスト(3件)	・分科会において、国際交流経験者が少なかったことから、情報・意見交換を行うことが難しかった。これから学生の国際交流を始めていくにあたり、経験豊富な先生の体験や問題解決策をもっとお聞きしたかった。 ・テーマごとに各大学の取り組みについてももう少し聞いてみたかった。
開催方式など(4件)	・講義形式ではなくディスカッションも取り入れたことは大変良かった。 ・毎年参加させていただいていますが、グループワーク形式を取り入れて頂け、他大学の担当者を話げできたことがとても良かった。とても良い研修を企画してくださりありがとうございました。

7. 今後希望する企画

Q7. 大学のグローバル化に向けて、今後開催してほしい企画や企画時期についてご意見をご記入ください。

カテゴリ	回答内容の一部 (n=16)
グローバル化の推進(3件)	・博士課程の留学を中心としたグローバル活動の推進について
国際共同研究・国際研究(2件)	・院生の研究で国際研究をされているとしたらどのように実践されているか。
教員の能力開発(2件)	・英語が苦手な先生方もいると思うので、そのような方が国際交流をするのにどのように工夫しているか教えてほしいです。
国際交流の成功事例の共有(1件)	・国際交流が多くの大学の中で重要課題に挙げられているなかで、大学の運営主体(国立、公立、私学)や形態(総合大学、単科大学)等で資金源、教員と事務との役割分担、実施後の評価、スピード感など異なることがよくわかりました。各大学の「企業秘密」なのかもしれませんが、成功事例集、HINTS&TIPSなどが共有できるとよいと思いました。
事務方の話(1件)	・各大学の国際交流の実際、各大学で国際交流部門を担っている事務方のお話なども聞いてみたい。
その他のアイデア(2件)	・大学の規模、地域などでマッチングして、一緒に国際交流などを行っていただけるような企画(今後互いに協力できるきっかけになるような企画)があると嬉しいです。

「データベース委員会」

1. 構成員

- 1) 一般社団法人 日本看護系大学協議会 データベース委員会
委員長：鈴木久美（大阪医科薬科大学）
委員：石田千絵（日本赤十字看護大学）、草野恵美子（大阪医科薬科大学）、
角田秋（東京有明医療大学）、長谷川真澄（札幌医科大学）、山田小織（佐賀大学）
- 2) 一般社団法人 日本私立看護系大学協会 大学運営・経営委員会
委員長：井上智子（国際医療福祉大学）
委員：岡田みどり（川崎医療短期大学）、竹田恵子（川崎医療福祉大学）、
永田智子（慶應義塾大学）

2. 趣旨

本委員会は、日本看護系大学協議会の会員校における学習環境、教育内容、社会的役割などの現状を毎年数量的に把握し、社会および会員校における看護学教育のあり方の検討、教育政策、看護政策などへの提言のための基礎資料を作成し、より一層の看護学教育の向上を目指すことを目的とする。

3. 活動経過

本年度は日本私立看護系大学協会の共同実施事業として、両組織の加入校（短期大学を除く）を対象に、「2023年度（2024年度実施）看護系大学に関する実態調査」（JANPUとして16回目、日本私立看護系大学協会との協働は7回目）を企画・実施した。なお、実施に向けて、看護学教育のあり方の検討や政策提言等に活用可能な情報が得られるよう、質問項目や回答の吟味を行った。

<第1回日本私立看護系大学協会との合同会議>

2024年4月16日（火）13:00～14:30（Zoom ミーティング）

- 審議事項：1. 集計結果・図表の確認
2. 今後のスケジュールと対応
3. 看護系大学に関する実態調査 最終報告について

<第2回日本私立看護系大学協会との合同会議>

2024年9月4日（水）18:00～18:40（Zoom ミーティング）

- 審議事項：1. 各委員会委員の紹介
2. 「2023年度看護系大学に関する調査」内容の変更について
1) 保健師専攻科生、助産師専攻科生、別科生の取扱い
2) 入学定員不明の回答欄追加
3) GPA 制度の活用を選択肢追加
4) ハラスメント相談窓口の選択肢追加
5) 臨地実習の課題や問題の選択肢追加
6) 保健師養成実習、助産師養成実習の経費記入欄の追加
7) その他（年度の更新、会員校からの指摘により注記などの表現変更や追記）
3. 今後の実態調査スケジュールと分析の担当

<第3回日本私立看護系大学協会との合同会議>

2025年2月17日（月）15:30～16:30（Zoom ミーティング）

- 審議事項：1. 2023年度看護系大学に関する実態調査（2024年度実施）の集計について
1) 回収状況

2) 分析コメントの担当について

2. 今後の検討事項

1) マニュアルの作成、質疑応答集の整理

＜「2023 年度（2024 年度実施）看護系大学に関する実態調査」の実施＞

①2024 年 10 月 7 日（月）～会員校へ事前案内（ホームページ新着情報／メール配信）、郵送物発送

②2024 年 10 月 15 日（火）入力開始 調査票提出締め切り 12 月 9 日（月）

③入力期間の調整（12 月 26 日（木）まで入力期限を延長し、1 月以降は個別依頼を実施）

「2023年度（2024年度実施）看護系大学に関する実態調査」回収状況

（日本私立看護系大学協会会員校を含む）

	全体	国立・省庁大学校	公立	私立
配布数	304	44	52	208
回答数	294	42	51	201
回収率（％）	96.7	95.5	98.1	96.6

2024 年 5 月時点で日本看護系大学協議会および日本私立看護系大学協会に入会している 304 課程を対象として調査を実施し、294 課程（96.7％）から回答が得られた。設置主体別の回答数（回収率）は、国立大学・省庁大学校は 42 校（95.5％）、公立大学は 51 校（98.1％）、私立大学は 201 校（96.6％）であった。全体の回収率は昨年度（96.0％）とほぼ変化なく、回答の延長を 1 月末まで行い、会員校の協力を得た。

入力負担を考慮して、大学基本調査と同じデータを使用できるところは、できるだけ定義を合わせ利用できるように配慮した。看護に特化したデータも多く、看護学教育の現状を知るには貴重な情報が多く含まれており、各校の負担はあるが、継続してデータを示していくことが必要であると考えている。

4. 今後の課題

本実態調査は、回収率が高く、ほとんどの大学が大きな労力をかけて入力している。そのため、入力の負担が大きいことが気になるところである。入力の負担軽減をめざして、調査項目や回答のわかりやすさや調査項目のスリム化は今後も引き続き検討する必要がある。

その他、問い合わせが多かった内容を踏まえ、調査項目に対する質問・回答内容（Q&A）の質疑応答集を整理して、正確なデータが得られるようにするためのマニュアル作成などを行い、次年度に備える。性別集計の是非については、文部科学省の大学基本調査に準じているが、今後検討する。

5. 資料

1) 2023 年度（2024 年度実施）看護系大学に関する実態調査（調査結果一覧 1 参照）

「災害支援対策委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：守田美奈子（日本赤十字看護大学）

委員：竹崎久美子（高知県立大学）、竹本由香里（宮城大学）、千葉由美（横浜市立大学）、
内木美恵（日本赤十字看護大学）、西上あゆみ（藍野大学）、松成裕子（鹿児島大学）、
山崎加代子（敦賀市立看護大学）、山下美智代（筑波大学）

2. 趣旨

看護系大学における防災および災害支援にかかわる事業として、看護系大学間の情報共有や連携のあり方、防災教育等の重要事項を協議し、本事業の円滑、適切な運営を図る。

3. 活動経過

2024年度の災害支援対策委員会は6回開催した。新理事体制のもと委員会メンバー8名中3名が変更、1名が追加となり合計9名の委員で活動した。委員会では1) JANPU 災害大学間連携ネットワーク（以下連携ネットワークと称す）体制の整備と機能の充実、2) 連携ネットワークによる相互支援のためにブロック内あるいはブロック間における支援方法等を検討する、3) 2023年度実施の「災害の備えに関するアンケート調査」結果のさらなる分析を行い、JANPUにおける支援課題と方法を検討する、4) 災害フォーラムの開催、5) 各会員校の災害の備えに関する取り組み事例の収集を行う。さらに会員校の実践知を共有するためにホームページの充実を図る、6) 防災マニュアル指針2022の改訂版の検討を行う、の6項目を事業計画に掲げ活動を行った。

1) 災害対応のための大学間連携体制の整備と充実について（資料1参照）

2024年度は、新規に13校が加わり、2025年2月時点で登録校は291課程（95.7%）が連携ネットワークの構成員となった。「連携ネットワーク」は、全国を7つの大ブロック（北海道・東北、関東（東京以外）、東京、中部、関西・近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、さらに府・道、県等の小単位からなる小ブロックに分けている。大ブロックでは年間1～2回の会議を開催し、さらに小ブロックでは地域によって違いがあるが年4～10回程度の会議を開催している。

大ブロックでは定期的に会議を開催することで、各会員校の防災対策や災害発生時の対応などに関する情報交換を行っており、「連携ネットワーク」の目的である顔の見える関係が形成されてきている。一方で、各会員校の担当者が入れ替わることで、会員校間の情報や連携ネットワーク組織の意義への理解に温度差があったり、小ブロックでの会議開催状況や災害対応等は地域によって違いがみられる等の課題が挙げられている。

これらの課題に対応するために、会員校間による引継ぎ方法の工夫や、新規担当者へのガイダンス等を検討している。JANPU 災害大学間連携ネットワークの体制は整備されてきたが、この体制を維持し機能させるための課題への対応を強化する必要がある。

2) JANPU 災害大学間連携ネットワークによる相互支援について

<災害発生時の被害状況と支援ニーズ調査>

連携ネットワークによる相互支援活動として災害発生時の調査と支援ニーズの確認を行っている。

風水害も含めた災害発生時には、会員校の負担にならない時期を見計らい、連携ネットワークのブロック担当者を介して、Web 調査やメールなどを活用して該当地域の被害状況と支援に関する調査を実施している。

2024 年度は、下記のような災害による被害が生じた。いずれも各会員校で対応しており、JANPU への支援ニーズは特になかった。

- ① 2024 年 4 月 17 日（水）に豊後水道を震源とする震度 6 弱の地震が発生した。中国・四国ブロックでは小ブロック間で自主調査を行い、交通障害があり来校が困難等の被害が生じたが、建物その他の被害はなかった。大分県も震度 5 弱だったため、メール調査を行ったが、被害はなかった。
- ② 2024 年 8 月 8 日（木）宮崎県日向灘沖で震度 6 弱、M7.1 の地震が発生した。9 月 25 日～10 月 9 日まで Web 調査を実施した。15 校/34 校からの回答があり、被害があったとの回答は 1 校のみであった。建物接合部のずれや天井の剥落等の建物の被害、エアコンの水漏れ、数分間の停電、等の被害があった。
- ③ 2024 年 8 月 29 日（木）～9 月 1 日（日）にかけて、台風 10 号が日本列島を縦断したことで被害が発生した。調査は、グーグルフォームとスプレッドシート（中国ブロックのみ）を用いて 8 月 31 日～10 月 11 日にかけて、関西・近畿ブロック、四国・中国ブロック、九州・沖縄ブロックで調査を実施した。九州・沖縄ブロックでは 14 校/34 校（回収率 41.2%）から回答があり、そのうち 4 校（28.6%）に被害があった。中国・四国ブロックでは 24 校/30 校（回収率 80%）のうち 10 校（41.7%）に被害があった。関西・近畿ブロックでは 32 校/55 校（回収率 58.2%）のうち、2 校（6.25%）に被害があった。被害内容はインターネット環境の不具合、建物内への水たまり、空調の不具合などであり、周辺の冠水や交通障害により、授業・実習の中止、休講、試験日程の延期、リモート授業への変更等の対応を行ったとの報告があった。

3) 2023 年度実施の「災害の備えに関するアンケート調査」結果のさらなる分析を行い、支援課題と方法を検討する

アンケート調査から、安否システム、BCP の策定、JANPU 防災マニュアル指針の活用などが課題となっている。今後はフォーラム企画や防災マニュアル指針、ホームページ等を活用して、会員校の防災対策に寄与できる方法を検討していく。引き続き次年度も取り組む予定である。

4) 2024 年度災害フォーラムの企画・運営（資料 2 参照）

2024 年度は「能登半島地震から学ぶ大学の防災」のテーマで、2025 年 2 月 15 日（土）13 時～15 時に開催した。災害支援対策委員会ブロック活動の概要報告を行った後、能登半島地震特集として、①令和 6 年能登半島地震の被害と JANPU 対応、②石川県立看護大学の対応（川島和代氏、石川県立看護大学）、さらに石川県への大学からの学生派遣の実際として、③災害支援を通じた看護学生の成長と地域コミュニティ形成（佐藤大介氏、福井大学）、④活動内容と派遣システム（小寺直美氏、四日市看護医療大学）、⑤派遣を可能にするカウンターパート（國松秀美氏、宝塚大学）のテーマで各校からの報告を行った。

今回のフォーラムについては、195 名参加の中 130 名から回答があり、99.2%の方が「役に立った」と回答した。フォーラムの意図はかなり達成できたと考える。開催日時や次回のテーマ等についての参加者からのアンケート結果をもとに、次年度のフォーラム企画に生かしていきたい。

5) 会員校の情報共有を図るための Web ページの改修 <https://www.janpu.or.jp/earthquake/>

各会員校の災害の備えに関する取り組み事例の収集や実践知等の情報を共有するために災害に関する Web ページの検討を行った。トップページのバナータイトルを「災害支援：情報と知識の提供」に変更し、このコンテンツ中の「防災マニュアル指針」に加え、「JANPU 大学間連携ネットワーク体制」「被災状況実態調査」バナーを新たに追加する等、改修の検討を行った。これらの改修により、災害支援に関する情報が得やすくなったかどうか、次年度以降評価を行っていく予定である。

6) 防災マニュアル指針 2022 の内容検討

2023 年に実施したアンケート調査をもとに、防災マニュアル指針 2022 に追加修正する項目等の検討を開始した。引き続き、次年度の活動として継続する予定である。

4. 今後の課題

- 1) 連携ネットワークのブロック会議を適切に運用するとともに、連携ネットワークを維持し機能強化を図るための運営上の工夫を行う。
- 2) 大学間の連携と相互支援の一環として、災害発生時の被害およびニーズ調査を継続して実施する。さらに、それらの情報を共有するためにホームページで配信する。
- 3) 2023 年度実施のアンケート調査に基づき、防災マニュアル指針 2022 の検討を行い、2025 案の検討を行う。
- 4) 会員校の防災対策に寄与できるよう、フォーラム企画と運営を行う。
- 5) 災害に関する会員校の取り組みに関する情報を収集し公開する。

5. 資料

資料 1. JANPU 災害大学間連携ネットワーク体制

資料 2. 2024 年度災害フォーラム「能登半島地震から学ぶ大学の防災」のアンケート結果

JANPU災害大学間連携ネットワーク
ブロック活動（ブロック名と登録校推移）

広域ブロック名	開始時 2021/1/8 287会員校	前年度 2024/2/1 299会員校	今年度 2025/2/4 304会員校	小ブロック名
北海道・東北	22(66.7%)	31(93.9%)	31(91.2%)	北海道、北東北（岩手 & 青森 & 秋田）、 南東北（宮城 & 山形 & 福島）
関東（東京以外）	41(69.5%)	54(88.5%)	56(91.8%)	茨城 & 栃木、群馬 & 埼玉、神奈川、千葉
関東（東京）	15(57.7%)	24(92.3%)	26(96.3%)	23区、23区外
中部	39(73.6%)	55(96.5%)	57(98.3%)	岐阜 & 愛知、新潟 & 長野、山梨 & 静岡、 石川 & 富山 & 福井
関西・近畿	33(62.3%)	54(96.4%)	57(100%)	京都 & 滋賀、兵庫、三重、大阪 & 奈良 & 和歌山
中国・四国	22(68.8%)	27(84.4%)	30(90.9%)	中国（鳥取 & 岡山 & 島根 & 広島 & 山口）、 四国（高知 & 香川 & 愛媛 & 徳島）
九州・沖縄	22(71.0%)	33(97.1%)	34(100%)	北1（福岡北部）、北2（福岡南部 & 佐賀 & 長崎）、 南（大分 & 熊本 & 宮崎 & 鹿児島）、沖縄
合計	194(67.6%)	278(93.0%)	291(95.7%)	

2024 年度日本看護系大学協議会 (JANPU) 災害支援対策委員会企画 災害フォーラム「能登半島地震から学ぶ大学の防災」開催のご報告

1. 開催日時

2025 年 2 月 15 日 (土) 13 時～15 時

2. 開催方法

Zoom ウェビナーによるオンライン配信

3. テーマ：「能登半島地震から学ぶ大学の防災」

4. 企画趣旨

災害支援対策委員会では、看護系大学の在り方や広報、防災教育等の重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図るようにしている。そのような中、2024 年 1 月 1 日に能登半島地震が発生した。昨年度の本フォーラムでは緊急報告として取り上げたが、1 年を経過し、改めて被災地の大学からのご報告や支援を行われた大学からのご報告をいただきながら、大学の防災を考えるフォーラムにしたいと考えた。

5. 概要

本フォーラムは以下のプログラムで進めた。概ね予定時間通りにすべてのプログラムを進めることができたが、質疑応答は 10 分程度となった。

1) 2024 年度災害支援対策委員会ブロック活動の概要

災害支援対策委員会委員 西上あゆみ (藍野大学)

<https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/saigairenkei-block.pdf>

2) 能登半島地震特集

(1) 令和 6 年能登半島地震の被害と JANPU 対応

災害支援対策委員会委員 山崎加代子 (敦賀市立看護大学)

<https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/2024notojishin.pdf>

(2) 石川県立看護大学の対応 川島和代氏 (石川県立看護大学)

https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/20250215saigai-forum_jireihoukoku1.pdf

(3) 石川県への大学からの学生派遣の実際

① 災害支援を通じた看護学生の成長と地域コミュニティ形成 佐藤大介氏 (福井大学)

https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/20250215saigai-forum_jireihoukoku2.pdf

② 活動内容と派遣システム 小寺直美氏 (四日市看護医療大学)

https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/20250215saigai-forum_jireihoukoku3.pdf

③ 派遣を可能にするカウンターパート 國松秀美 (宝塚大学)

https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/20250215saigai-forum_jireihoukoku4.pdf

3) 質疑応答

会場からの質問はなかった。災害支援対策委員会から、学生や教職員のメンタルケアに関する質問があり、情報交換を行った。

<参加人数およびアンケート結果>

1. 参加人数

事前の参加申込人数は 325 名

当日の参加人数は 195 名（委員・事務局・話題提供者を除く）

2. アンケート結果

グーグルフォームでフォーラム終了直後～2月20日まで収集：回答者数 130 名

1) 回答者の属性

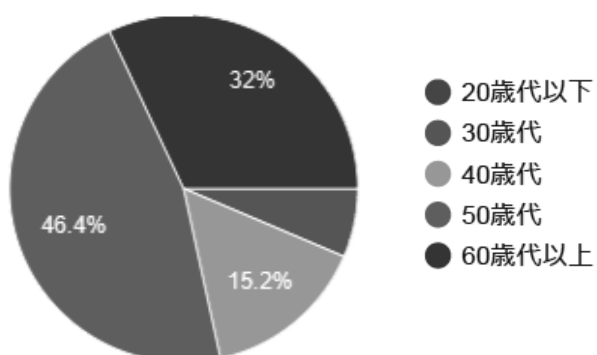


図1 年齢

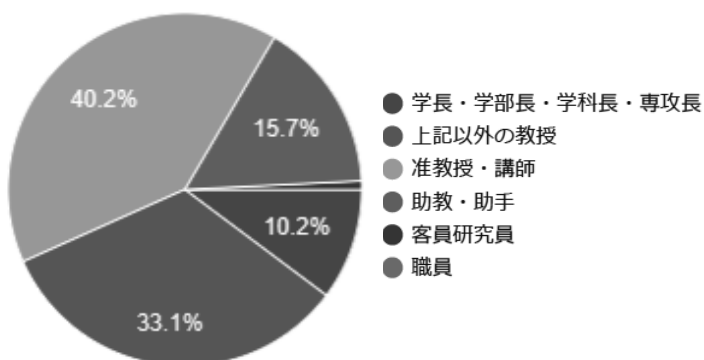


図2 職位

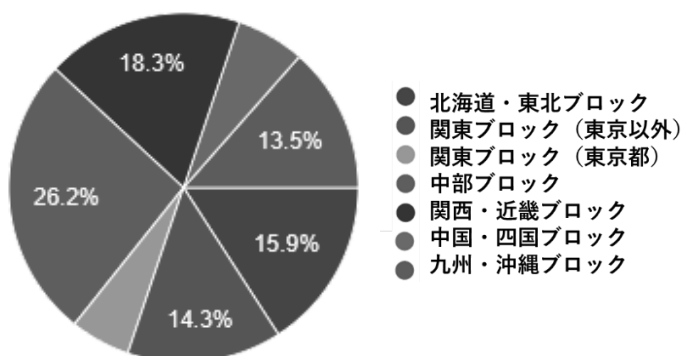


図3 勤務・在学しているブロック

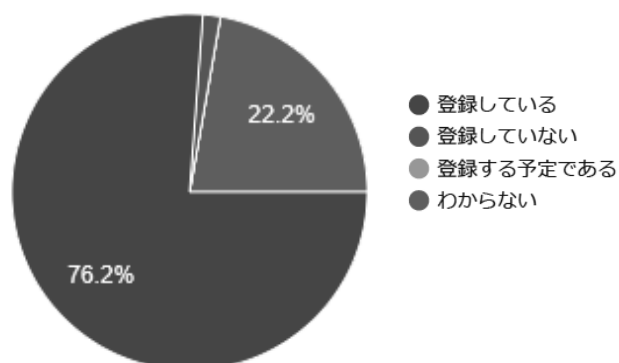


図4 JANPU 災害連携の登録

2) 2024 年度災害支援対策委員会ブロック活動の概要

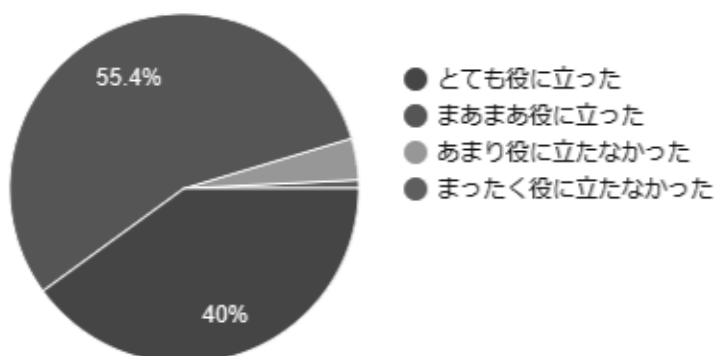


図5 2024 年度災害支援対策委員会ブロック活動の概要

＜役に立ったと思った事柄＞：これ以降の記述欄は主な内容を抜粋し要約した

- ・ブロック体制や活動の状況・特徴・課題
- ・それぞれが連携を取りながら活動されている現状
- ・当協議会のプレゼンスの大きさ
- ・災害看護の現状
- ・災害発生時に迅速に対応している現状
- ・いざというときに動けるような備え
- ・繋がり・連携の重要性
- ・当大学の課題
- ・連携の必要性は高まっているのに、本部からの具体的な指針や提案もなく、ブロックの温度差もありで、むしろ本活動は停滞もしくは後退した印象が残った

3)「能登半島地震特集」について

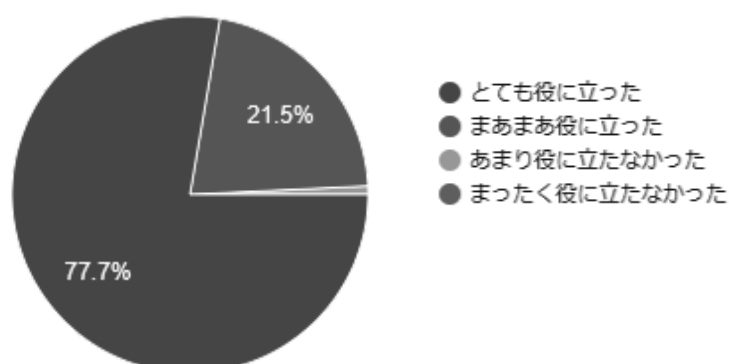


図6 「能登半島地震特集」について

＜役に立ったこと：79件から抜粋＞

【石川県立看護大学の取り組みについて】

- ・石川県立看護大学の被災地の復興に向けた教育改革の取り組み。教員の加配によって新たな教育体制が整えられたこと
- ・石川県立看護大学の川島和代先生の活動報告で、地震津波・豪雨災害の被災の中で学術研究を推進する寄附講座「災害実践看護学」を開設すること
- ・川島先生の講演内容、お人柄、真田先生の力強いリーダーシップに心打たれた。教員として学生を育てることは未来を託し創造する。大学受験人口が減少していく中、受験を希望する学生はいるのか、という言葉も心に響いた
- ・石川県立看護大学の被災大学でありながら、地域住民の声を聴き命や暮らしを守る活動は、学長を中心としたトップの考えやリーダーシップが乏しいと、スピーディに進めにくい
- ・大学と県、地域、住民とが被災後そしてこれからのまちづくりにどのように関わり、大学の使命を遂行していったのかなど具体的な話
- ・いかなる状況であれ教育、研究を止めてはいけない、という考え方
- ・災害発生地域の看護系大学として地域から期待されること、看護系大学のビジョンや具体的な指針・計画など石川県立看護大学の活動の実際
- ・真田学長の「どんな危機状況に社会が置かれても、教育・研究を止めてはいけません。未来を創る人材を育成することが、復興につながる最も大切な手段だからです」という言葉。災害発生時の具体的な取り組み計画の共有や、タイムリーな情報共有、学生や教員のメンタルヘルスの重要性

【学生によるボランティア活動の実際について】

- ・各大学での初動体制から学生ボランティアの派遣等の具体的な内容。学生ボランティアの活動、継

続、派遣方法、注意点

- ・学生の学習環境への影響の実際は、大学間や地域からの支援の備えの蓄積データおよび取り組みの具体的な目標になる
- ・学生による支援について、日頃から大学と行政との関係づくりも重要になる
- ・福井大学、四日市看護医療大学のご発表も具体性があるもので、学生が行う足浴、マッサージ、お菓子・茶話会等、健康管理というよりは、住民を労わる活動をしながらかつ集いただき、健康の質の向上支援を併せて行うといった取り組み方
- ・学生とともに行う支援活動について、活動内容のみでなく、前後の支援や連携体制、資金面
- ・カウンターパートについて
- ・災害に関する看護学生の教育的視点や実際に活動に参加することで得られた知見等
- ・大学の学生たちの取り組みについて、食べると作るをセットにしたレクリエーションが被災者に喜ばれること、アロマのハンドマッサージ、防災士を取得するなど、何をしたら被災者のためになるのか、今後取り組んでいく指針
- ・現地の地域住民の方々への実際の対応（避難所指定ではなかった大学を地域住民へ開放したこと等）
- ・災害教育を実施する上で、大学内だけでなく日頃から地域コミュニティと連携をし、その時を想定した活動が必要。1. 地域のニーズをキャッチする人（カウンターパート等）の存在の重要性、2. 宿泊施設や移動手段などの確保に資金とスキルが必要と分かったこと、3. 学生の事前学習やデブリーフィングやリフレクションを取り入れておられること
- ・学生と支援対象者の双方の事情に配慮した活動
- ・実習や授業などがある中で、被災地に向けての思いや学生に体験させたい、考えさせたいということが伝わってきた

3. フォーラムに関する質問、意見、感想

<感想・反省点・今後の課題等>

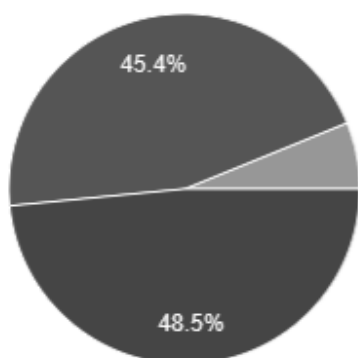


図7 2月開催への評価

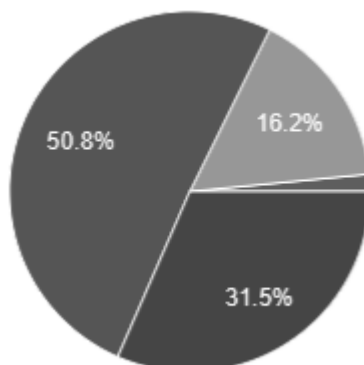


図8 休日開催への評価

- とても良かった
- まあまあ良かった
- あまり良くなかった
- まったく良くなかった

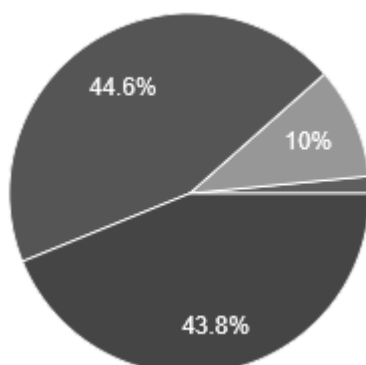


図9 午後開催への評価

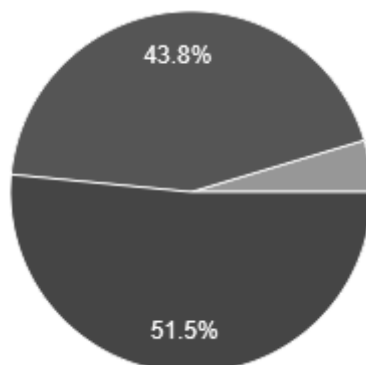


図10 開催時間(2時間)への評価

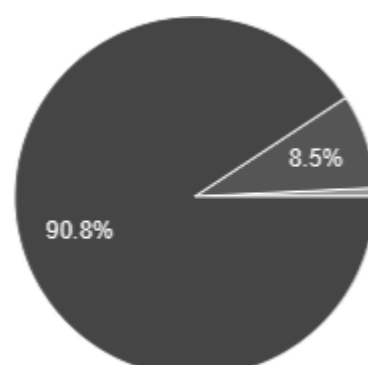


図11 Zoom開催への評価

＜役に立ったこと：37 件のまとめ＞

- ・災害看護以外の教育の保障についての詳細
- ・具体的な実践を知ることができ、今後の本学での講義や体制強化に活かしてまいりたい
- ・災害発生時には当事者、ボランティア参加に関わらず、事後のメンタルサポートが重要である
- ・学生派遣の実際は災害看護学生サークルがなく関心があったため参考になった。ただ実際に派遣となるとハードルが高く、まずは平時の地域の備えの支援に大学（学生）-住民を繋げる活動から始めていこうと思う
- ・今後災害が発生した時の対応・受援などについて考えるきっかけとなった
- ・大学の使命を果たすために努力しつつ、災害対策をする可能性を検討することの覚悟が必要だ
- ・実際の取り組み内容が伝えられ、状況の理解と、また自身の所属先で何ができるのかを考える機会になる。この1年間の取り組みをまとめられることは、タイムリーに情報が伝えられることの大切さも改めて感じた。とても貴重な内容のテーマのフォーラム発表
- ・JANPU 災害支援対策委員会の活動、各ブロックのネットワークが、実際の発災で大きく貢献している。平時の活動が、発災の活動に直結していることを改めて認識した。また、フォーラムを企画していただくことで、情報を共有する機会となるので、今後も続けて欲しい
- ・各大学の支援の取り組みを聞いて、大学間の横のつながりが出来ると良い
- ・本日のフォーラムのお話を聴きながら、東日本大震災での経験がなぞるように思い出された。地震に限らず災害の多い国なので、それぞれの災害での経験や学びを共有して、備蓄にとどまらず、平時から行動指針を準備して災害に備える重要性を感じた。また大学が置かれている地域の特性によって、大学に期待されることも異なるのではないかと思います、より平時からの地域を知り連携を図ることが必要である
- ・毎年参加しているが、災害が続き、支援活動を重ねるごとに、支援のニーズが明確になる
- ・現地で被害を受けた大学は、大変な思いを抱えながらのご発表、申し訳なく思うと同時に、当事者にならなければわからないご経験を伝えていただけることに感謝し、大切に学ばせていただきたい
- ・フォーラムの内容が具体的実践を反映しているため充実している
- ・様々な大学が災害支援を企画しボランティアに入られている実態を知り、素晴らしいと感じた。地元大学として息の長い支援ができるよう連携・引継ぎを受けたい
- ・ブロック活動：基礎自治体との災害協定を加盟施設がどのように結んでいるか。それを把握できているか。平時の連携や訓練参加・災害時活動の費用弁償の内容・地元他医療系団体（医師会など）との連携の有無などは具体的にどうか。（遠くの被災地に目を向けるだけではなく、自らが被災した場合に重要なことと思う。どの自治体の災害担当者も医師会も、「被災時に看護師をどのように集めたら良いのか」と常に悩んでいる）

開催方法については、昨年度の結果を踏まえ、オンライン開催とした。開催方法に関する評価は図 7 から図 11 の通りであるが、概ね昨年と同じ回答である。2 月の土曜日の午後に開催とし、昨年よりは事前申し込みも当日の参加者も減ったが、アンケートへのご意見は多くみられた。記述においては国家試験日の前日であったこと、短く感じるなど開催時期、時間に関するご意見も少し見られたが、「能登半島地震特集」の内容については好意見が多くあった。今年度もアンケート結果から、自大学の防災の見直しにつながる内容となるなど活かしていただけるのではないかと思いますという意見が多かった。

＜ご要望＞

- ・翌日が看護師の国家試験で出発があり忙しかった。1 月もしくは 3 月の開催が良い
- ・元々、行政にいたこともあり、災害時は特に、大学と行政が連携をし、学生を育成していかないといけないと思っているが、困難な点もあるかと思う。その部分も聞いてみたかった
- ・最後のディスカッションが興味深かったが、時間が押していたのが残念

- ・とても短く感じた。お尋ねしたいこともあって、でも全国規模のご参加なので手上げはしにくく、チャットを使おうと思ったが、使用を停めていたのか、使用できなかった
- ・資料に目をとおす時間確保をしたいため、資料の提示がもう数日早いとありがたい

＜今後開催してほしい企画：33 件のまとめ＞

- ・災害時の食支援
- ・被災学生、被災した教員、学生、父兄等のメンタルヘルス支援の具体的内容等
- ・教育改善に結びつけて事例の紹介
- ・大学に所属する教員の災害意識を高めるための方策
- ・地域看護や在宅看護実習に学生が行っている際に災害が起こった時の対応や取り組みについて
- ・被災地の看護系大学の状況/対処について阪神淡路大震災以降の変遷から学ぶ企画
- ・諸外国の大学や看護大学で、災害看護の教科目が設置され、先駆的教育や活動をしているところの教育講演
- ・災害看護の学生教育(被災地にいかなくてもできる、災害教育に関するミニマムリクワイアメンツ)
- ・学生向けの災害シミュレーション教育(演習)に関するテーマ等の企画を、後期開始前(9月頃)に開催してほしい
- ・災害に強い看護師を育てるために具体的にどのような教育が必要か
- ・災害看護教育の実際(カリキュラム等)
- ・能登半島地震の現地の継続した報告会
- ・DMAT との連携
- ・加盟施設が位置する自治体との連携・協定について。(質問事項に関連して)基礎自治体との災害協定を加盟施設がどのように結んでいるか。それを JANPU は把握できているか。協定などがある場合、平時の連携や訓練参加・災害時活動の費用弁償の内容・地元他医療系団体(医師会など)との連携の有無などは具体的にどうか。そのようなことを加盟施設や JANPU はどの程度必要と感じているか
- ・大学の BCP、避難後の継続支援の実情など
- ・大学内や看護学部内での災害訓練の実情や課題について
- ・大学、学生が地域とともに防災活動を継続的に実施していくための仕組みづくり(活動費含めて)
- ・南海トラフ地震
- ・災害といえば地震のイメージが強いが、学生が災害の概念を広くもてるように、また、授業内容を充実させるためにも台風、水害なども加えて欲しい
- ・過去の災害についても改めて「いま考える災害の重要性」を再考する企画

ご意見に関する回答

- ・様々なご意見ありがとうございました。開催時期は、アンケートでは2月開催に賛同する意見も多いので、コメントでのご意見も踏まえて検討させていただきます。
- ・今後も、ご意見を参考に看護系大学における会員校の皆様の防災意識を高め、各大学の取り組みに寄与できるフォーラム企画を検討していきます。

「看護実践能力評価基準検討委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：荒木暁子（東邦大学看護学部）

副委員長：西村礼子（東京医療保健大学医療保健学部）

委員：神澤尚利（東京都立大学）、川村崇郎（防衛医科大学校）、
佐藤聖一（国際医療福祉大学保健医療学部）、西垣昌和（国際医療福祉大学大学院）、
野島敬祐（京都橘大学）、福田友秀（武蔵野大学）、増澤祐子（聖路加国際大学）、
横田慎一郎（千葉大学大学院）

2. 趣旨

2040 年以降の社会を想定した看護職、次世代を担う看護実践能力に基づくコンピテンシー基盤型教育およびコンピテンシー基盤型カリキュラムの各組織への支援を行った。

具体的には、「改訂版看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づく、卒業時点・各専門領域の臨地実習時点・各専門領域の臨地実習前時点における看護実践能力評価基準を明示するとともに、評価基準に基づく能力測定のための評価課題や信頼性と妥当性の検証、測定の仕組みや評価など、教育と評価のシステム構築から看護学教育の質保証を目指すための活動を実施する。

3. 活動経過

1) 令和 6（2024）年度看護学教育モデル・コア・カリキュラム調査研究（2023 年度からの継続）

本報告書文部科学省『令和 6 年度「先導的大学改革推進委託事業」

看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究』頁参照

2) 卒業時点・実習前時点・臨地実習時点の看護実践能力評価基準の検討・CBT と OSCE と音声動画を活用した臨床問題の差別化の検討（2023 年度活動 1 継続）（看護学教育質向上委員会と合同で実施）

（1）卒業時点・実習前時点・臨地実習時点の看護実践能力評価基準の検討

「改訂版看護学教育モデル・コア・カリキュラム」における看護実践能力評価基準について、卒業時点・実習前時点・臨地実習時点の学習目標に対する学習評価の修正を検討した。看護実践能力評価基準検討委員会で検討したのち、看護学教育質向上委員会委員にも修正案を提案し、双方で検討を行った。

（2）CBT と OSCE と音声動画を活用した臨床問題の差別化の検討

「改訂版看護学教育モデル・コア・カリキュラム」における看護実践能力評価基準の評価方法について、実習前のマイルストーンの CBT・OSCE、音声動画を活用した臨床問題の差別化を検討した。CS を除く領域では、実習前の評価方法として CBT が妥当であり、CS の第 3 階層の「基本的な看護技術」、「日常生活行動を支援する技術」、「日常生活行動を支援する技術（活動と休息）」、「日常生活行動を支援する技術（食べる）」、「日常生活行動を支援する技術（排尿・排便）」、「日常生活行動を支援する技術（清潔・整容）」、「生命活動を支える援助技術」では OSCE による評価が最適であると判断された。看護実践能力評価基準検討委員会で検討したのち、看護学教育質向上委員会委員にも修正案を提案し、双方で検討を行った。

3) 看護実践能力評価基準に基づく AI を用いた持続可能な問題作成・評価システム検討

看護実践能力を適切に評価するためには、臨床判断を評価する問題の作成が必要不可欠である。

臨床判断は単一の行動ではなく、一連のプロセスとして形成されるため、各プロセスを評価する視点が求められる。

米国においては、次世代 NCLEX (Next Generation NCLEX) がこのような問題の作成に取り組んでおり、臨床判断の各プロセスを反映した試験問題の導入が進められている。しかし、こうした問題を作成するためには、臨床判断能力そのものに加え、それを試験問題として適切に反映させる高度に統合された能力が必要となる。しかしながら、そのような能力を有する人材は限られているのが現状である。

そこで、本プロジェクトでは、エキスパートの看護実践を Chatbot 技術を活用して引き出し、その内容を臨床判断モデルに基づいて分析し、試験問題の作成を支援するシステムの開発を計画した。このシステムにより、作問経験を持たない臨床エキスパートからも、臨床判断モデルに基づいた問題の草案を効率的・継続的に収集することが可能となる。これにより、看護実践能力の評価に資する質の高い試験問題の作成が促進され、看護教育および臨床評価の向上に寄与することが期待される。

<令和6年度の活動実績>

- ・システム全体の基本モジュールとして、作問者（臨床エキスパート）とのチャットモジュール、チャット内容に基づく試験問題の提示モジュール、作問者とのブラッシュアップモジュール、問題査読者による修正試験問題の資質・能力マークアップとデータベースへの格納モジュールを設定した。
- ・チャットモジュールおよび試験問題の提示モジュールについて、NCLEX の6プロセスモデルに基づいて作成した。
- ・委員による入力に基づいて仮問題を作成し、ブラッシュアップを経て、CBT に試験搭載した。

<次年度以降の計画>

- ・実際の臨床エキスパートの入力をもとにチャットモジュールを調整
- ・査読モジュールの開発と実装
- ・マークアップおよびデータベース格納システムの実装
- ・問題セットの実証事業（識別力評価等）

試験問題の品質および持続可能性の向上を目指し、これらを検討する。

4) JANPU-CBT (MEXCBT 活用による) 運営事業 (2023 年度活動 2、3 発展)

(1) JANPU-CBT 実証事業の本部体制、運用評価

看護実践能力評価基準検討委員会内 JANPU-CBT 実証事業として、6 回の会議を実施した。2024 年度 JANPU-CBT 実証事業では、①CBT の必要性についての啓蒙と多くの会員校が参加しやすい環境の構築、サポート体制の整備・拡充、②会員校の ICT やネットワーク環境、ICT 機器の準備状況について評価、③CBT 試験の実施体制、各会員校における CBT 運用について評価、④看護学教育における参加型臨地実習の実現に向けた CBT 導入および MEXCBT システム上の課題抽出および文部科学省への要望の示唆を得ることを目的とし実証事業を行った。

実証は4回とし、日程は、2024年8月29日（木）、2024年9月19日（木）、2025年2月26日（水）、2025年3月4日（火）と決定した。実証校公募期間は、2024年5月8日（水）～7月10日（水）までとして募集した。2024年9月24日（火）～11月7日（木）の期間で2-3月の実証校の追加募集を行い、最終的に18校の実証参加となった。

(2) JANPU-CBT への JANPU からの支援体制および本年度の参加校

本年度の目標に掲げた①CBT の必要性についての啓蒙と多くの会員校が参加しやすい環境の構築、

サポート体制の整備・拡充のため、本年度は相談会を、2024年6月20日（木）にオンラインで開催した。当日は23校の参加があり、事前質問を含めて実証事業についてのQ&AをJANPUホームページ上で公開した。

また、本年度2-3月実証において、JANPU重点事業計画の一つであるCBT問題作成、システムの開発の成果の一部を活用したJANPU-CBT新しい出題形式問題の試行を実施した。本年度JANPU-CBT実証事業は計画通り4回の実証を実施し、大きな問題なく進化した。

（3）JANPU-CBTの会員校での管理体制・実施体制

JANPU-CBT実証事業の終了後報告および学生アンケートから以下概要を示す。

①JANPU-CBT終了後の実証校責任者報告概要

- ・実証参加学年は2学年8校、3学年10校であった。
- ・使用機材は、大学に設置されているデスクトップPC、大学のノートPC、個人のノートPC、個人のタブレットであった。
- ・実証校責任者以外でJANPU-CBTに動員された人数は、監督者3～17名、事務職員0～4名であった。
- ・使用した教室は1～3部屋、分散受験や遅刻者・トラブル対応の為に使用した。

②学生アンケート

- ・CBTの実施は臨地実習に出る前に必要かという質問に、とてもそう思う、そう思うと回答した学生は、74.2%であった。
- ・採点結果は自身の知識量を反映していると思うかという質問に、とてもそう思う、そう思うと回答した学生は、89.7%であった。
- ・採点結果は実習前に補完すべき知識が何であるか理解を促すものであったかという質問に、とてもそう思う、そう思うと回答した学生は、80.5%であった。
- ・採点結果による臨地実習に対する気持ちの変化についての質問に、否定的を1、肯定的を10とした場合、6以上にチェックをつけ肯定的な変化があったと回答した学生は64.2%であった。

本年度の実証事業を通して浮かび上がった今後の課題は以下の通りである。

CBTに関する啓蒙活動や方法を検討し推進すると共に、会員校への情報提供をより充実させる、参加校が運用しやすいJANPU-CBTに向け、要項、マニュアル等の整備をすすめることが重要である。さらに、本格実証に向けMEXCBTのシステム評価も進める必要がある。

CBT実施後アンケート結果より、実証校と学生双方からCBTが必要であるという反応が示唆された。本格実証に向け、本年度浮かび上がった課題について検討していく必要がある。

4. 今後の課題

本委員会の活動は、2025年度JANPU「重点事業1. 今後の看護学教育のありかたを構想し、具体的な発展の道筋を構築する」看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂（コンピテンシー基盤型教育）の普及・啓発活動、および、実習前CBTシステムの日本看護系大学協議会版（仮称）開発をめざし、看護実践能力評価基準の確定およびCBT問題作成システム開発と実用化を進める、に関連しており、これらをJANPUビジョンと整合しながら進める必要がある。

5. 資料

なし

「APNグランドデザイン委員会」

1. 構成員

委員長：萱間真美（国立看護大学校）

CNS担当：青木美紀子（聖路加国際大学）、市原真穂（千葉県立保健医療大学）、
宇都宮明美（関西医科大学）、北村愛子（大阪公立大学）、末永真由美（目白大学）、
藤田佐和（高知県立大学）、村上好恵（慶應義塾大学）、湯浅美千代（順天堂大学）、
渡邊真理（湘南医療大学）

NP担当：鎌倉やよい（日本看護系大学協議会）、長江弘子（亀田医療大学）、
中村美鈴（名古屋市立大学大学院）、松下由美子（佐久大学）、村嶋幸代（湘南医療大学）、
山本則子（東京大学大学院）

連携担当：酒井郁子（千葉大学大学院（日本看護系学会協議会））、
櫻井しのぶ（順天堂大学（日本私立看護系大学協会））、
森山美知子（広島大学大学院（日本学会協議会））

2. 趣旨

2024年度の日本看護系大学協議会重点事業計画2として、『高度実践看護のありかたを構想し、具体的な発展の道筋を構築する』がある。今年度は1）他機関と協働して方針案に基づき、APN グランドデザインを策定し、APN 教育制度改革を進める、2）他機関との協働のもとでナース・プラクティショナー（仮称）の資格制度化が実現するよう積極的に活動する、の2つが計画された。

今年度は担当理事が交代し、委員会メンバーは公募を経て、上記となった。CNSとNPは、関係する団体が異なるため、担当者を分けて個別の検討を行い、全体会を4回開催して情報共有と意思決定を図った。

3. 活動経過

9月3日に第1回APN グランドデザイン委員会を開催した。これに先立って8月8日に、日本看護協会認定部との間でCNS制度推進に関する定例協議が行われた。認定部では専門看護師の認定および認定更新について大きな変更を検討し、9月以降に情報公開する予定である旨の説明を受けた。変更内容は、前年度までにJANPUで検討した教育内容の標準化（標準シラバス策定、共通科目A,Bの設定）とも関連するものであった。そのため、第1回委員会で内容を共有し、共通科目標準シラバスの策定、専攻分野共通科目、専攻分野専門科目の組み立てについて担当者を決定し、e-learning教材作成を業者との協働を含めて検討することを決定した。その際、CNSとNPの共通科目の共有、カリキュラムのすり合わせ、資格の将来的な互換性についても検討することを確認した。NPチームからは、8月27日に開催された三団体協議（JANPU-日本NP教育大学院協議会（JONPF）-日本看護協会（JNA））の内容を報告し、NPの役割のプライマリケアには、クリティカルケアも含まれるのか否かについての国民を含めた合意形成が必須であること、プライマリケアの定義について共通認識を形成することの必要性を話し合った。二団体で合意したコンピテンシーをもとに、下位概念の抽出と教育課程の一本化を進める方針が報告された。

10月21日の第2回APN グランドデザイン委員会では、CNSの定義、コンピテンシー、行動目標が承認された。また、専攻教育課程の方針を確認し、科目・単位数の見直しを行う方向であることを確認した専攻分野専門科目はサブスペシャリティ科目とせず、分野全体の包括的活動が行える専門看護師の養成を図ること、専攻分野共通科目は他分野と共同開講を視野におくこと、専攻分野専門科目は専門性の高い内容を前提とすることについて承認された。NPチームからは、9月26日の二団体協議での内容について情報共有し、特定行為をNPの教育内容にどのように位置づけるか、JONPFと一本化

した際の高度実践看護師の共通科目の位置づけや、NP のグッドプラクティスを表現化していくこと等について意見交換をした。また、NP チームで基盤カリキュラムを検討する方向であることが確認された。

12 月 13 日の第 3 回 APN グランドデザイン委員会では、CNS チームから CNS 教育課程の変更について、共通科目 A を 4 科目必修とする方針であること、共通科目 B は現状維持とし、コンピテンシーを前提とした標準シラバスという形で分かりやすく提示していくこと、各分野の専攻科目のうち共通するものは複数分野で開講できるようにする等、柔軟な対応について検討中であり、資料 1 の各規定等の変更箇所によって説明された。これに伴い「高度実践看護師教育課程認定規程」、「高度実践看護師教育課程認定細則」、「高度実践看護師教育課程基準」、「高度実践看護師教育課程審査要項」、【別表 1ー1 共通科目 A 審査基準】の変更について検討した。NP チームからはコンピテンシーの統一案については、グローバルスタンダードに近づくように協議していること、コンピテンシーの明記にあたって、特定行為の文言は入れず、カリキュラム内で検討する方向性となったことが報告された。

2025 年 3 月 19 日の第 4 回 APN グランドデザイン委員会では、CNS の定義、役割・機能案修正、CNS の共通コンピテンシー（2024.11）、CNS 教育課程改訂案について委員会の承認を得た。研究に関する科目を実習単位の一部に含むことを認めることは、方針として承認を得たが、科目の表記方法については引き続き検討することとなった。e-learning 教材開発について、理事会で承認された内容を確認した。エルゼビア社との間で秘密保持契約を締結し、特定行為研修や米国の NP・CNS 教材も参照しながら、CNS 教育に必須の内容、将来に向けて NP とどのように資格の互換性を持ちうるかについても検討することとした。また、教材は APN 教材として NP と共通で開発する可能性についても検討した。NP チームからは、JONPF との間で合意したコンピテンシーの順序性が一部変更されたこと、能力・行動目標（今後は資質・能力に変更を検討）に関する JONPF と共同のワーキンググループの設置と検討内容について報告があった。

【CNSチーム】

2024 年 7 月 18 日 CNS 担当者打ち合わせ、9 月 26 日・2025 年 2 月 20 日・3 月 4 日にチーム会議を行った。

2024 年 8 月 8 日・12 月 16 日・2025 年 2 月 27 日 CNS 制度推進に関する定例協議に出席した。

2025 年 1 月 11 日には高度実践看護師教育課程認定委員会において、2026 年度からの実施に向けて協力を得るため、科目再編の方針、CNS の定義、能力などについて説明を行った。

【NP チーム】

2024 年 9 月 19 日・11 月 29 日・12 月 19 日にチーム会議を行った。二団体協議の結果を受けて、合意したコンピテンシー（7 項目）に基づき、更に具体的な資質・能力（案）を検討中である。また、JANPU-NP の活動を可視化することを目的として、インタビュー調査を実施する計画を立案中である。

〈団体協議〉

2024 年 8 月 27 日・2025 年 2 月 19 日に三団体協議（JANPU-JONPF-JNA）に出席した。

2024 年 9 月 26 日・2025 年 1 月 10 日に二団体協議（JANPU-JONPF）に出席した。

チーム会議では①基盤カリキュラムに向けての検討、②国家資格化に向けての検討を進めることが決まった。また、国家資格を目指すにあたり、JANPU が目指す NP を明示するための方法、手順などを検討した。

二団体で合意したコンピテンシーを具体的に展開するための作業を進めた。二団体協議での整合性の検討を行った。

4. 今後の課題

CNS、NPともに、他団体等との協議が重ねられている。わが国のAPN制度の充実には、国民の議論が不可欠であり、JANPUには、長年にわたり養成してきた専門看護師、JANPU-NPの活動を、まずは可視化することが求められる。会員校および広く国民に情報を共有し、実績を周知し議論を喚起することが必要である。

資格をもつ人が多く活躍するためには、養成と認定が協調して教育の質・量を充実させる必要がある。CNS教育の標準化、e-learning教材開発を進め、将来的にCNSとNPがどのように互換性をもってキャリアデザインできるかを含めた、グランドデザインを検討することが課題である。

5. 資料

【CNSチーム】

資料1. 専門看護師の定義、役割・機能

	高度実践看護師	専門看護師
		方向性： 高度実践看護師としての専門看護師は、特定分野の専門性に基づき、対象(個人・家族・集団・地域)の尊厳を守り、エビデンスに基づいた実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究を通して看護の質の向上に貢献し、組織内外の変革者としてリーダーシップを発揮する。
定義	高度実践看護師は、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目的として、個人、家族および集団に対して、ケアとケアの統合による高度な看護学の知識・技術を駆使して、対象の治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアを実践できる者である。	高度実践看護師としての専門看護師とは、大学院の高度実践看護師教育課程あるいは同等の教育課程を修了し、認定機関の認定を受けて、特定分野の専門性に基づき、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、個人・家族・集団・地域・組織全体の医療・看護の改善・質向上を図る者をいう。
役割・機能	役割は、専門性を基盤とした高度な実践、看護職を含むケア提供者に対する教育や相談、研究、保健医療福祉チーム内の調整、倫理的課題の調整である。また、総合的な判断力と組織的な問題解決力をもって専門領域における新しい課題に挑戦し、現場のみならず教育や政策の課題にも反映できる開発的役割がとれる変革推進者として機能する。	専門看護師の役割・機能は、特定分野の専門性を基盤として、対象(個人・家族・集団・地域)の尊厳を守り、エビデンスに基づいた高度実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究を通して、医療・看護の質の向上に貢献し、組織内外の変革者としてリーダーシップを発揮することである。また、研究成果や最新の情報を実践に取り込み、実践の課題や成果を研究に繋ぎ、より効果的な看護を普及する。
コンピテンシー		エビデンスと倫理的判断に基づく実践力 看護の質保証・改善を推進するリーダーシップ力 組織的アプローチを推進し調整・協働する力 効果的な看護実践を創発する教育力 実践の質向上に寄与する研究力 医療・ケアシステムを変革する力

資料 2. 専門看護師に共通するコンピテンシーと定義、資質・能力

CNSの共通コンピテンシー				
定義	高度実践看護師としての専門看護師とは、大学院の高度実践看護師教育課程あるいは同等の教育課程を修了し、認定機関の認定を受けて、特定分野の専門性に基づき、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、個人・家族・集団・地域・組織全体の医療・看護の改善・質向上を図る者をいう。			
	CNS共通コンピテンシー	コンピテンシーの定義		資質・能力
A	エビデンスと倫理的判断に基づく実践力	患者の尊厳を守り権利を擁護し、組織や部門において医療・ケアの質保証・改善を推進し、エビデンスと倫理的判断に基づく創造的な(実践現場に波及する)看護実践を展開できる力	A-1	対象の(生活状況を含む)包括的アセスメントを行い、各分野の専門的知識を深めて、エビデンスに基づいた確かな臨床判断を行うことができる
			A-2	対象となる人々の尊厳を守り、権利を擁護するために適切な倫理的判断と判断に基づいた倫理調整をすることができる
			A-3	複雑で解決困難なケースの看護実践を高度なケアとケアの知識を用いて、エビデンスと倫理的判断に基づき計画・実施・評価することができる
			A-4	特定分野における専門看護師の役割や実践についてリフレクションし、自己の課題を明確にできる
B	看護の質保証・改善を推進するリーダーシップ力	専門分野のリーダーとして、組織や部門におけるケアの質保証・改善、アウトカム向上のためにチームの調整に取り組み、アウトカムマネジメントを行う力	B-1	看護実践の一連のプロセスと成果を分析し、組織分析、課題の発見、課題解決に向けて関係者と話し合うことができる
			B-2	治療・療養・生活過程における意思決定に関わる倫理的課題の解決に向けて調整力を発揮することができる
			B-3	看護実践に関わる人々をエンパワーし、ケアの質を高めるために相談支援(コンサルテーション)の方略を用いることができる
			B-4	効果的な看護実践を標準化するための新たな方略を部門や組織に提案し、ケアシステム全体の看護実践の質の向上を図ることができる
			B-5	組織内外の専門分野の看護の質向上のために、組織を巻き込み、リーダーシップを発揮することができる
C	組織的アプローチを推進し調整・協働する力	組織や部門に変革をもたらすための改善課題の明確化、改善の程度を評価する指標、データ測定・分析、改善策の立案・実行と評価などの一連のプロセスにチームとして取り組む組織的アプローチを推進する力	C-1	保健医療福祉制度・政策の現状を理解し、組織や部門の課題を分析・評価して明確にすることができる
			C-2	組織や看護部門の変革に必要な改善課題の明確化、改善の程度を評価する指標、データ測定・分析、改善策の立案・実施・評価をすることができる
			C-3	必要な医療・ケアが円滑に提供されるように、保健医療福祉関係者間の関係性を見極め、調整・連携することができる
			C-4	(ケアコーディネータとして)ケアの改善課題に対して、多職種間を調整し協働して組織的活動のなかでリーダーシップを発揮することができる
D	効果的な看護実践を創発する教育力	組織や部門において効果的な看護実践を導入し、組織全体の看護・ケアの質向上を図るために関係する人々を教育する力	D-1	実践現場の個々の看護職または部門全体の実践能力と課題を見極めて教育支援を行うことができる
			D-2	看護実践に関わる人々の課題を解決する力を高めるための相談支援(コンサルテーション)を行うことができる
			D-3	組織や部門の組織文化や学習ニーズをとらえ、効果的な看護実践を導入する教育企画を立案し、組織全体の看護の質向上を図ることができる
			D-4	各分野の看護実践に関連する諸理論や質の高い研究結果を理解し、(実践に活用するとともに)組織内外の看護教育に役立てることができる
E	実践の質向上に寄与する研究力	効果的な看護実践を標準化し、実践現場に変革をもたらす有用な研究(実装研究やアウトカムリサーチ)の理解と応用力	E-1	専門分野に関する最新の研究成果を批判的に吟味し、その内容を看護実践に活用することができる
			E-2	組織や部門の看護知識や技術を深めるための研究活動に参加し、看護職の研究支援を行うことができる
			E-3	看護実践の成果を研究的に明らかにし、看護のエビデンスの蓄積をすることができる
			E-4	看護のエビデンスを用いて部門や組織・地域・社会などの看護実践の質向上に貢献することができる
F	医療・ケアシステムを変革する力	地域・社会の動きをとらえ、多様な医療ニーズを把握し、対応できる医療・ケアシステム構築の提案・推進する力	F-1	変化する社会のニーズを多角的にとらえ、専門分野に関する組織や社会の中の課題を明確にすることができる
			F-2	保健医療福祉制度・政策の現状を理解し、組織や地域の医療ニーズ・課題を踏まえて新たな医療・ケアシステムを検討することができる
			F-3	変革に必要なキーパーソンや関係団体を見極め、課題解決に向けた調整や協働をすることができる
			F-4	効果的なケア提供システム構築に向けて、看護の視座から研究結果や蓄積したデータを基に関係者と交渉することができる

資料 3. CNS 教育課程（現行と改正案）

資料3-1 専門看護師教育課程

現行	改定案
共通科目A 8単位以上 共通科目B 6単位	共通科目A 8単位 (資料3-2) 共通科目B 6単位 (資料3-2)
専攻分野共通科目・専攻分野専門科目を合わせて14単位 (以上)	専攻分野共通科目・専攻分野専門科目を合わせて14単位
* 専攻分野共通科目・専攻分野専門科目の単位の配分やその考え方は統一されていない(分野ごとに異なる)	専攻分野共通科目 2～6単位 * CNSが共通して高度実践において学ぶ必要性のある内容を含む科目、CNSが共通して学びを深めるための基盤となる内容を含む科目 専攻分野専門科目 8～12単位 * 専門性が高く分野独自の内容を教授する科目
実習科目10単位 * 研究に関する内容は認めない	実習科目10単位 * 各大学で大学院設置基準第16条を満たすために設置した研究能力育成に関する科目を4単位まで含むことを認める。(各分野、教育課程の判断による)
合計 38単位以上	合計 38単位

資料3-2 共通科目

現行	改定案
共通科目A (以下、1科目1～2単位、計8単位以上 選択必修)	共通科目A (以下、各2単位、計8単位必修)
・看護教育論 ・看護管理論 ・看護理論 ・看護研究 ・コンサルテーション論 ・看護倫理 ・看護政策論	・リーダーシップ論 ・看護研究 ・コンサルテーション論 ・看護倫理
共通科目B (以下、1科目2単位、計6単位)	共通科目B (以下、1科目2単位、計6単位)
・フィジカルアセスメント ・病態生理学 ・臨床薬理学	・フィジカルアセスメント ・病態生理学 ・臨床薬理学

【NPチーム】

資料1. 日本看護系大学協議会と日本 NP 教育大学院協議会の協議（二団体協議）で合意した日本版 NP のコンピテンシー

2024年1月10日

No.	コンピテンシー名称
I	包括的健康アセスメント能力
II	医療的処置マネジメント能力
III	卓越した看護実践能力
IV	看護マネジメント能力
V	チームワーク能力
VI	保健福祉制度の活用・開発能力
VII	倫理的実践能力

※下位項目の資質・能力等については検討中。

「日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：鎌倉やよい（日本看護系大学協議会）

委員：片岡ひとみ（山形大学）、長江弘子（亀田医療大学）、中村美鈴（名古屋市立大学大学院）、
真継和子（大阪医科薬科大学）、松下由美子（佐久大学）

2. 趣旨

日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程及び細則に基づき、JANPU-NP の資格認定に係る活動を行う。

3. 活動経過

(1) JANPU-NP 資格認定審査における活動

JANPU-NP 教育課程修了者及び同等の教育課程修了者に対して、2024 年 5 月に認定審査を実施し登録者は 15 名となった。2025 年 5 月の認定審査に向けて、スケジュールの確定、審査基準の確認、募集要項の作成等を調整し、理事会の議を経て、2025 年 2 月 14 日に募集要項を JANPU ホームページ上に公開した。

(2) JANPU-NP 認定更新審査の準備と実施に関する活動

初回認定した JANPU-NP は認定期間が 2025 年 12 月 25 日（木）までであるため、認定更新審査を実施する予定である。認定更新審査に向けたスケジュールの確定、審査基準の確認、募集要項の作成等を調整し、5 月に理事会の承認を得て、募集を開始する予定である。

4. 今後の課題

JANPU の APN グランドデザイン骨子に基づき、2026 年には新教育課程の認定を開始する計画である。認定審査についても今後検討を進める必要がある。

5. 資料

なし

2024 年度調査結果一覧

1. 2023 年度（2024 年度実施）看護系大学に関する実態調査
データベース委員会・日本私立看護系大学協会の協働実施
《2024 年 10 月 15 日～2025 年 1 月 31 日》

2023 年度(2024 年度実施) 『看護系大学に関する実態調査』

(日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協会との協働実施)

一般社団法人 日本看護系大学協議会 データベース委員会

委員長：鈴木久美（大阪医科薬科大学）

委員：石田千絵（日本赤十字看護大学）、草野恵美子（大阪医科薬科大学）、
角田秋（東京有明医療大学）、長谷川真澄（札幌医科大学）、
山田小織（佐賀大学）

一般社団法人 日本私立看護系大学協会 大学運営・経営委員会

委員長：井上智子（国際医療福祉大学）

委員：岡田みどり（川崎医療短期大学）、竹田恵子（川崎医療福祉大学）、
永田智子（慶應義塾大学）

「2023 年度（2024 年度実施）看護系大学に関する実態調査」回収状況

（日本私立看護系大学協会会員校を含む）

	全体	国立・省庁大学校	公立	私立
配布数	304	44	52	208
回答数	294	42	51	201
回収率（％）	96.7	95.5	98.1	96.6

<注記>

- 1）1 大学で複数の看護の教育課程を持つ場合は課程数としてカウントしています。
- 2）過年度の数値は、過去の報告書を確認して記載しています。今回の報告書では、過年度情報は 2021 年度、2022 年度分とし、2021 年度→2022 年度→2023 年度（今回調査分）を記載しています。

— 目 次 —

1. 看護系学部・学科について

- 表 1-1. 卒業生
- 表 1-2. 編入制度の有無
- 表 1-3. 編入生入学者の出身学校種別
- 表 1-4. 学部・学科に所属する全教員数と男女比
- 表 1-5. 学部・学科に所属する全教員数と職位ごとの割合
- 表 1-6. 年齢構成別の教員数
- 表 1-7. 最上位取得学位名称別の教員数

2. 看護系大学院について

- 表 2-1. 大学院の有無
- 表 2-2. 修士課程/博士前期課程
- 表 2-3. 博士後期課程
- 表 2-4. 開講状況
- 表 2-5. 科目等履修制度の設置
- 表 2-6. 大学院に所属する全教員数と男女比
- 表 2-7. 大学院に所属する専任教員数

3. 看護系大学学部・学科、大学院の学生情報について

- 表 3-1. 在学学生数
- 表 3-2. 国立大学の在学学生数
- 表 3-3. 公立大学の在学学生数
- 表 3-4. 私立大学の在学学生数
- 表 3-5. 学部・学科での教員一人あたり平均学生数
- 表 3-6. 修士課程/博士前期課程での教員一人あたり平均学生数
- 表 3-7. 博士後期課程での教員一人あたり平均学生数

4. 看護系大学学部・学科、大学院の入学状況

- 表 4-1. 学部・学科、大学院の入学状況
- 表 4-2. 国立大学・大学院の入学状況
- 表 4-3. 公立大学・大学院の入学状況
- 表 4-4. 私立大学・大学院の入学状況

5. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の状況

- 表 5-1. 卒業生および修了生の人数
- 表 5-2. 卒業・修了時における、取得・既取得免許別人数

6. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の就職・進学状況

- 表 6. 卒業生、修了生の就職・進学状況

7. 教員の研究活動および社会貢献について

- 表 7-1. 研究費の取得状況
- 表 7-2. 設置主体別の研究費取得状況
- 表 7-3. 公開講座について

8. FD・SDの状況について

- 表 8. F D ・ S D の開催状況

9. 教員および学生の評価について

- 表 9-1. 教員の自己評価・他者評価の実施状況
- 表 9-2. 学生の授業評価の実施状況
- 表 9-3. G P A の導入状況
- 表 9-4. G P A 制度の活用について
- 表 9-5. C A P の導入状況

— 目 次 —

10. 看護関連の附属施設について

- 表 10-1. 看護関連の研修事業の有無
- 表 10-2. 看護関連の附属施設・研究機関の有無
- 表 10-3. 附属施設の組織構成について
- 表 10-4. 附属施設の財政基盤について
- 表 10-5. 附属施設の活動内容について

11. 国際交流の状況について

- 表 11-1. 国際交流協定校・施設（姉妹校を含む）の有無
- 表 11-2. 協定校・施設のある国及び学校数
- 表 11-3. 在学生の留学先と公費補助の有無
- 表 11-4. 留学生の受け入れと公費補助の有無
- 表 11-5. 教員の短期海外派遣と公費補助の有無
- 表 11-6. 教員の長期海外派遣と公費補助の有無
- 表 11-7. 海外からの学生以外の受け入れと公費補助の有無
- 表 11-8. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援の有無

12. ハラスメント、コンプライアンスに関する取り組みについて

- 表 12-1. ハラスメントに関する専門委員会の有無
- 表 12-2. ハラスメント事例の発生について
- 表 12-3. 発生したハラスメント事例について
- 表 12-4. コンプライアンスに関する専門委員会の有無
- 表 12-5. 利益相反に関するポリシーの有無
- 表 12-6. 利益相反に関する個人の金銭的情報の報告義務の有無
- 表 12-7. 報告義務について

13. 学修支援などについて

- 表 13-1. 障がいのある学生への就業支援や相談に関する専門の窓口や委員会の有無
- 表 13-2. 大学入学前教育の実施
- 表 13-3. 大学入学前教育の対象者
- 表 13-4. 大学入学前教育の学習形態
- 表 13-5. 大学入学前教育の実施体制
- 表 13-6. 大学入学前教育の費用負担

14. 大学と実習施設等の教育連携について

- 表 14-1. 実習施設の研修等における組織としての支援状況
- 表 14-2. 実習施設等と大学間における人事交流の制度や取り組み
- 表 14-3. 実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み
- 表 14-4. 実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況
- 表 14-5. 臨地実習における課題や問題の有無
- 表 14-6. 臨地実習における課題や問題の内容について

15. 保健師、助産師および養護教諭の教育課程について

- 表 15-1. 保健師教育課程の有無
- 表 15-2. 保健師教育課程の定員数
- 表 15-3. 保健師課程の実習における課題や問題の有無
- 表 15-4. 保健師課程の実習における課題や問題の内容について
- 表 15-5. 助産師教育課程の有無
- 表 15-6. 助産師教育課程の定員数
- 表 15-7. 助産師課程の実習における課題や問題の有無
- 表 15-8. 助産師課程の実習における課題や問題の内容について
- 表 15-9. 養護教諭一種教育課程の有無
- 表 15-10. 養護教諭一種教育課程の定員数
- 表 15-11. 養護教諭一種教育課程の実習における課題や問題の有無
- 表 15-12. 養護教諭一種教育課程の実習における課題や問題の内容について

— 目 次 —

16. 大学、大学院の教育運営経費等について

- 表 16-1. 大学の初年度の学納金
- 表 16-2. 助産師専攻科・別科の初年度の学納金
- 表 16-3. 大学の保健師・助産師・養護教諭一種の学納金（別途徴収額）
- 表 16-4. 看護系の大学院の初年度の学納金
- 表 16-5. 看護系の学部・学科、大学院の独自の奨学金
- 表 16-6. 看護系の学部・学科、大学院の学内研究費

17. 看護師養成のための実習経費等について

- 表 17-1. 看護学実習の平均施設数
- 表 17-2. 看護学実習の平均非常勤等の数
- 表 17-3. 看護学実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 17-4. 看護学実習の非常勤教員の時間給：最頻値、最低額、最高額
- 表 17-5. 看護学実習の学生1日あたり1人分の実習委託料
- 表 17-6. 看護学実習における学生への補助の有無
- 表 17-7. 在宅看護学実習の平均施設数
- 表 17-8. 在宅看護学実習の実習担当者数
- 表 17-9. 在宅看護学実習の非常勤教員の時間給：最頻値の平均額
- 表 17-10. 在宅看護学実習の学生1日あたり1人分の平均実習委託料
- 表 17-11. 在宅看護学実習における学生への補助の有無

18. 保健師養成のための実習経費等について

- 表 18-1. 保健師養成実習の平均施設数
- 表 18-2. 保健師養成実習の平均非常勤等の数
- 表 18-3. 保健師養成実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 18-4. 保健師養成実習の非常勤教員の時間給：最頻値の平均額
- 表 18-5. 保健師養成実習の学生1日あたり1人分の実習委託料
- 表 18-6. 保健師養成実習における学生への補助の有無

19. 助産師養成のための実習経費等について

- 表 19-1. 助産師養成実習の平均施設数
- 表 19-2. 助産師養成実習の平均非常勤等の数
- 表 19-3. 助産師養成実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 19-4. 助産師養成実習の非常勤教員の時間給：最頻値の平均額
- 表 19-5. 助産師養成実習の学生1日あたり1人分の実習委託料
- 表 19-6. 助産師養成実習における学生への補助の有無

20. 養護教諭一種養成のための実習経費等について

- 表 20-1. 養護教諭一種養成実習の平均施設数
- 表 20-2. 養護教諭一種養成実習の平均非常勤等の数
- 表 20-3. 養護教諭一種養成実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数
- 表 20-4. 養護教諭一種養成実習の非常勤教員の時間給：最頻値の平均額
- 表 20-5. 養護教諭一種養成実習の学生1日あたり1人分の実習委託料
- 表 20-6. 養護教諭一種養成実習における学生への補助の有無

21. 看護系の学部・学科、大学院のTA・RAについて

- 表 21-1. 修士課程/博士前期課程TAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額
- 表 21-2. 博士後期課程TAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額
- 表 21-3. 博士後期課程RAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額

22. 本調査に関するご意見、ご要望について

1.看護系学部・学科について

表1-1.卒業生

	出している	出していない	n=回答課程数
国立大学	41 (100.0%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)※
公立大学	49 (96.1%)	2 (3.9%)	51 (100.0%)※
私立大学	187 (94.4%)	11 (5.6%)	198 (100.0%)※
全 体	277 (95.5%)	13 (4.5%)	290 (100.0%)※

※注：国立大学には省庁大学校を含む。

290校から回答が得られた。卒業生を出している大学は、269校(95.1%)→272校(96.1%)→277校(95.5%)と実数が微増傾向にあった。

設置主体別では、私立大学における完成年度を迎えていない大学の割合が、13校(6.9%)→10校(5.3%)→11校(5.6%)と他に比べて高い傾向が続いていた。

表1-2.編入制度の有無〔複数回答〕

	3年次編入(有資格者)制度がある	2年次学士編入制度がある	3年次学士編入制度がある	左記のいずれかの編入制度がある	な い	n=回答課程数
国立大学	19 (46.3%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	21 (51.2%)	20 (48.8%)	41 ※1
公立大学	12 (23.5%)	2 (3.9%)	2 (3.9%)	13 (25.5%)	38 (74.5%)	51 ※1
私立大学	24 (12.8%)	2 (1.1%)	13 (6.9%)	35 (18.6%)	153 (81.4%)	188 ※1
全 体	55 (19.6%)	6 (2.1%)	15 (5.4%)	69 (24.6%)	211 (75.4%)	280

※注1：国立大学には省庁大学校を含む。

※注2：公立大学と私立大学で3年次編入と2年次編入の両方を持つ大学がある。

編入制度は69校(24.6%)で実施されていた。

編入制度がある大学の割合は、76校(27.5%)→71校(25.4%)→69校(24.6%)と減少傾向にあった。

内訳をみると、3年次編入(有資格者)制度は国立大学の割合が高く、3年次学士編入制度では私立大学が数も割合も高かった。

表1-3.編入生入学者の出身学校種別

	専修学校卒業生数	短期大学卒業生数	n=回答課程数
国立大学	33 (100.0%)	0 (0.0%)	33 (100.0%)
公立大学	30 (93.8%)	2 (6.3%)	32 (100.0%)
私立大学	39 (84.8%)	7 (15.2%)	46 (100.0%)
全 体	102 (91.9%)	9 (8.1%)	111 (100.0%)

編入生の総数は、147名→143名→111名と2020年度から横ばいであった数値が2023年度に減少した。編入制度による入学者の出身学校は、専修学校卒業生の割合が多く、137名(93.2%)→136名(95.1%)→102名(91.9%)と90%以上で経過していた。

内訳をみると、専修学校卒業生の割合が、国立大学で最も高かった。

表1-4.学部・学科に所属する全教員数と男女比

		国立大学 (回答課程数=42)		公立大学 (回答課程数=50)		私立大学 (回答課程数=198)		全 体 (回答課程数=290)	
		看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外
教 授	男性	29(10.1%)	124(87.9%)	26(5.4%)	137(84.0%)	147(9.0%)	326(81.5%)	202(8.4%)	587(83.4%)
	女性	257(89.9%)	17(12.1%)	453(94.6%)	26(16.0%)	1,493(91.0%)	74(18.5%)	2,203(91.6%)	117(16.6%)
	計	286	141	479	163	1,640	400	2,405	704
准教授	男性	20(8.9%)	34(75.6%)	48(11.9%)	60(72.3%)	123(10.1%)	72(61.0%)	191(10.3%)	166(67.5%)
	女性	205(91.1%)	11(24.4%)	355(88.1%)	23(27.7%)	1,100(89.9%)	46(39.0%)	1,660(89.7%)	80(32.5%)
	計	225	45	403	83	1,223	118	1,851	246
講 師	男性	16(13.4%)	13(59.1%)	57(14.7%)	20(62.5%)	209(14.9%)	50(60.2%)	282(14.8%)	83(60.6%)
	女性	103(86.6%)	9(40.9%)	331(85.3%)	12(37.5%)	1,191(85.1%)	33(39.8%)	1,625(85.2%)	54(39.4%)
	計	119	22	388	32	1,400	83	1,907	137
助 教	男性	67(15.2%)	29(48.3%)	83(15.7%)	12(60.0%)	254(16.9%)	22(64.7%)	404(16.3%)	63(55.3%)
	女性	374(84.8%)	31(51.7%)	445(84.3%)	8(40.0%)	1,252(83.1%)	12(35.3%)	2,071(83.7%)	51(44.7%)
	計	441	60	528	20	1,506	34	2,475	114
助 手	男性	2(9.1%)		14(14.9%)	1(20.0%)	59(12.0%)	3(16.7%)	75(12.3%)	4(17.4%)
	女性	20(90.9%)		80(85.1%)	4(80.0%)	433(88.0%)	15(83.3%)	533(87.7%)	19(82.6%)
	計	22	0	94	5	492	18	608	23
その他	男性	0(0.0%)	1(33.3%)	1(6.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(4.3%)	1(20.0%)
	女性	1(100.0%)	2(66.7%)	14(93.3%)	1(100.0%)	7(100.0%)	1(100.0%)	22(95.7%)	4(80.0%)
	計	1	3	15	1	7	1	23	5
合 計	男性	134(12.2%)	201(74.2%)	229(12.0%)	230(75.7%)	792(12.6%)	473(72.3%)	1,155(12.5%)	904(73.6%)
	女性	960(87.8%)	70(25.8%)	1,678(88.0%)	74(24.3%)	5,476(87.4%)	181(27.7%)	8,114(87.5%)	325(26.4%)
	計	1,094	271	1,907	304	6,268	654	9,269	1,229
教員数 平均		26.0	6.5	38.1	6.1	31.7	3.3	32.0	4.2
未充足数		51	4	63	4	160	21	274	29
未充足数 平均		1.2	0.1	1.3	0.1	0.8	0.1	0.9	0.1

※注釈欄 調査票に入力された実数を示しているため、合計数が次項の表1-5、表1-6と一致していない箇所あり。

専任教員は、看護教員が9,120名→9,049名→9,269名であった。

看護教員のうち男性は、1,067名(11.7%)→1,079名(11.9%)→1,155名(12.5%)で、教授179名(7.8%)→165名(7.1%)→202名(8.4%)、准教授167名(9.4%)→187名(10.4%)→191名(10.3%)、講師228名(12.0%)→244名(13.2%)→282名(14.8%)、助教394名(16.1%)→397名(16.3%)→404名(16.3%)、助手96名(14.3%)→85(14.1%)→75名(12.3%)であり、助手以外は全て増加傾向にあった。看護教員全体の約90%は女性であり、職位別では教授、准教授、助手での女性の割合が高かった。

設置主体別での看護教員における男性教員の割合をみると、国立大学(12.0%→12.5%→12.2%)、公立大学(10.9%→12.1%→12.0%)、私立大学(11.9%→11.8%→12.6%)で、私立大学における男性の割合が高くなってきていた。

看護教員以外の教員における男性教員の割合は、1,268名(74.4%)→1,339名(74.4%)→904名(73.6%)であり、男性の割合が高い傾向が続いていた。

表1-5.学部・学科に所属する全教員数と職位ごとの割合

	国立大学 (回答課程数=42)		公立大学 (回答課程数=50)		私立大学 (回答課程数=198)		全 体 (回答課程数=290)	
	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外
教 授	286(26.1%)	141(52.0%)	479(25.1%)	163(53.6%)	1,640(26.2%)	400(61.2%)	2,405(25.9%)	704(57.3%)
准教授	225(20.6%)	45(16.6%)	403(21.1%)	83(27.3%)	1,223(19.5%)	118(18.0%)	1,851(20.0%)	246(20.0%)
講 師	119(10.9%)	22(8.1%)	388(20.3%)	32(10.5%)	1,400(22.3%)	83(12.7%)	1,907(20.6%)	137(11.1%)
助 教	441(40.3%)	60(22.1%)	528(27.7%)	20(6.6%)	1,506(24.0%)	34(5.2%)	2,475(26.7%)	114(9.3%)
助 手	22(2.0%)	0(0.0%)	94(4.9%)	5(1.6%)	492(7.8%)	18(2.8%)	608(6.6%)	23(1.9%)
その他	1(0.1%)	3(1.1%)	15(0.8%)	1(0.3%)	7(0.1%)	1(0.2%)	23(0.2%)	5(0.4%)
合 計	1,094(100.0%)	271(100.0%)	1,907(100.0%)	304(100.0%)	6,268(100.0%)	654(100.0%)	9,269(100.0%)	1,229(100.0%)

看護教員の職位別割合をみると、助教(26.8%→26.9%→26.7%)、教授(25.3%→25.8%→25.9%)、講師(20.9%→20.5%→20.6%)、准教授(19.4%→19.9%→20.0%)、助手(7.4%→6.6%→6.6%)の順に多く、教授・准教授の割合が微増していた。設置主体別の違いでは、助教では国立大学での割合(40.8%→41.7%→40.3%)が高く、助手では私立大学の割合(8.7%→7.8%→7.8%)が高い配置となっていた。

表1-6.年齢構成別の教員数

	国立大学 (回答課程数=42)	公立大学 (回答課程数=50)	私立大学 (回答課程数=198)	全 体 (回答課程数=290)
29歳以下	20 (1.8%)	21 (1.1%)	100 (1.6%)	141 (1.5%)
30～39歳	222 (20.3%)	324 (17.0%)	821 (13.1%)	1,367 (14.7%)
40～49歳	371 (33.9%)	623 (32.7%)	1,763 (28.1%)	2,757 (29.7%)
50～59歳	354 (32.4%)	664 (34.8%)	2,203 (35.1%)	3,221 (34.8%)
60～69歳	127 (11.6%)	272 (14.3%)	1,240 (19.8%)	1,639 (17.7%)
70歳以上	0 (0.0%)	3 (0.2%)	141 (2.2%)	144 (1.6%)
合 計	1,094 (100.0%)	1,907 (100.0%)	6,268 (100.0%)	9,269 (100.0%)

教員を年齢別にみると、50歳代(35.0%→35.0%→34.8%)と最も多く、次いで40歳代(30.5%→30.2%→29.7%)であった。30歳代(15.6%→15.2%→14.7%)は減少傾向にあり、60歳以上(17.2%→18.0%→19.3%)の割合の方が増加傾向であった。また、20歳代の割合(1.7%→1.6%→1.5%)はやや減少しており、70歳以上(1.6%→1.7%→1.6%)に変化はなかったものの、60歳代の割合(15.6%→16.3%→17.7%)は増加傾向にあった。設置主体別の比較では、国立大学・公立大学と比べて、私立大学での30歳代の割合が低く、60歳以上の割合は依然として高い値となっていた。

表1-7.最上位取得学位名称別の教員数

	国立大学 (回答課程数=42)				
学位名称	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	24(82.8%)	295(78.2%)	278(40.8%)		597(54.6%)
保健学	5(17.2%)	51(13.5%)	236(34.7%)		292(26.7%)
医 学	0(0.0%)	2(0.5%)	105(15.4%)		107(9.8%)
教育学	0(0.0%)	3(0.8%)	3(0.4%)		6(0.5%)
学 術	0(0.0%)	2(0.5%)	10(1.5%)		12(1.1%)
その他	0(0.0%)	24(6.4%)	49(7.2%)		73(6.7%)
合 計	29(100.0%)	377(100.0%)	681(100.0%)	7(100.0%)	1,094(100.0%)
学位割合	2.7%	34.5%	62.2%	0.6%	100.0%

	公立大学 (回答課程数=50)				
学位名称	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	90(92.8%)	747(77.5%)	485(58.6%)		1,322(69.3%)
保健学	2(2.1%)	63(6.5%)	151(18.2%)		216(11.3%)
医 学	0(0.0%)	2(0.2%)	86(10.4%)		88(4.6%)
教育学	0(0.0%)	22(2.3%)	4(0.5%)		26(1.4%)
学 術	0(0.0%)	8(0.8%)	15(1.8%)		23(1.2%)
その他	5(5.2%)	122(12.7%)	87(10.5%)		214(11.2%)
合 計	97(100.0%)	964(100.0%)	828(100.0%)	18(100.0%)	1,907(100.0%)
学位割合	5.1%	50.6%	43.4%	0.9%	100.0%

	私立大学 (回答課程数=198)				
学位名称	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	287(80.2%)	2,354(66.4%)	1,164(52.2%)		3,805(60.7%)
保健学	3(0.8%)	262(7.4%)	326(14.6%)		591(9.4%)
医 学	1(0.3%)	12(0.3%)	274(12.3%)		287(4.6%)
教育学	4(1.1%)	132(3.7%)	33(1.5%)		169(2.7%)
学 術	0(0.0%)	110(3.1%)	73(3.3%)		183(2.9%)
その他	63(17.6%)	673(19.0%)	362(16.2%)		1,098(17.5%)
合 計	358(100.0%)	3,543(100.0%)	2,232(100.0%)	135(100.0%)	6,268(100.0%)
学位割合	5.7%	56.5%	35.6%	2.2%	100.0%

	全 体 (回答課程数=290)				
学位名称	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	401(82.9%)	3,396(69.5%)	1,927(51.5%)		5,724(61.8%)
保健学	10(2.1%)	376(7.7%)	713(19.1%)		1,099(11.9%)
医 学	1(0.2%)	16(0.3%)	465(12.4%)		482(5.2%)
教育学	4(0.8%)	157(3.2%)	40(1.1%)		201(2.2%)
学 術	0(0.0%)	120(2.5%)	98(2.6%)		218(2.4%)
その他	68(14.0%)	819(16.8%)	498(13.3%)		1,385(14.9%)
合 計	484(100.0%)	4,884(100.0%)	3,741(100.0%)	160(100.0%)	9,269(100.0%)
学位割合	5.2%	52.7%	40.4%	1.7%	100.0%

教員の最終修得学位は、博士が3,461名(38.0%)→3,640名(40.3%)→3,741名(40.4%)、修士が4,986名(54.8%)→4,756名(52.7%)→4,884名(52.7%)と、博士取得者の割合が博士で増加傾向にあった。設置主体別でみると、国立大学では博士が56.7%→60.5%→62.2%、修士が39.4%→36.4%→34.5%、公立大学では博士が41.3%→42.6%→43.4%、修士が52.2%→50.8%→50.6%、私立大学では博士が33.5%→36.0%→35.6%、修士が58.5%→56.2%→56.5%であり、博士を持つ教員は国立大学、公立大学の順で多かった。

学位名称別でみると、看護学が最も多く、それぞれに占める割合は、学士(79.1%→80.5%→82.9%)、修士(66.2%→67.9%→69.5%)、博士(47.8%→50.2%→51.5%)であり、全ての学位で微増傾向にあった。博士の学位では、看護学に次いで保健学(19.4%→19.5%→19.1%)、医学(14.5%→13.0%→12.4%)の順であったが、保健学、医学ともに減少傾向であった。また、いずれの学位も持たない教員は、国立大学で0.8%→0.6%→0.6%、公立大学で1.1%→1.1%→0.9%、私立大学で2.2%→2.0%→2.2%で全体的に減少傾向にあったが、私立大学で多い傾向に変わりは無かった。

2.看護系大学院について

表2-1.大学院の有無

	n=回答課程数	あ る	な い
国立大学	41 (100.0%)	40 (97.6%)	1 (2.4%)
公立大学	51 (100.0%)	46 (90.2%)	5 (9.8%)
私立大学	197 (100.0%)	120 (60.9%)	77 (39.1%)
全 体	289 (100.0%)	206 (71.3%)	83 (28.7%)

大学院を有する大学は、回答のあった289校のうち206校(71.3%)であった。

設置主体別でみると、私立大学では102校(54.5%)→110校(58.2%)→120校(60.9%)と、数も割合も増加傾向が続いていた。

表2-2.修士課程/博士前期課程

	n=回答課程数	完成年次を迎えている	完成年次を迎えていない
国立大学	40 (100.0%)	40 (100.0%)	0 (0.0%)
公立大学	46 (100.0%)	45 (97.8%)	1 (2.2%)
私立大学	120 (100.0%)	109 (90.8%)	11 (9.2%)
全 体	206 (100.0%)	194 (94.2%)	12 (5.8%)

修士課程/博士前期課程では、191校→197校→206校と増加しており、181校(94.8%)→186校(94.4%)→194校(94.2%)が修了生を出していた。私立大学では91.2%→91.8%→90.8%が完成年次を迎えていたが、国立大学・公立大学と比べると割合が低かった。

表2-3.博士後期課程

	n=回答課程数	完成年次を迎えている	完成年次を迎えていない	博士後期課程を有する (左記のいずれかに該当)	博士後期課程を 開設していない
国立大学	40 (100.0%)	30 (75.0%)	2 (5.0%)	32 (80.0%)	8 (20.0%)
公立大学	46 (100.0%)	31 (67.4%)	6 (13.0%)	37 (80.4%)	9 (19.6%)
私立大学	119 (100.0%)	47 (39.5%)	6 (5.0%)	53 (44.5%)	66 (55.5%)
全 体	205 (100.0%)	108 (52.7%)	14 (6.8%)	122 (59.5%)	83 (40.5%)

回答のあった大学院は188校→196校→205校であり、このうち博士後期課程を有するのは112校(59.6%)→118校(60.2%)→122校(59.5%)であり、国立大学では32校(74.4%)→33校(78.6%)→32校(80.0%)、公立大学では35校(76.1%)→36校(80.0%)→37校(80.4%)、私立大学では45校(45.5%)→49校(45.0%)→53校(44.5%)であった。博士後期課程を有する大学122校のうち、108校(88.5%)が完成年次を迎えていた。

表2-4.開講状況

	n=回答課程数	平日昼間開講のみ	平日夜間・ 土日開講のみ	左記両方を開講
国立大学	40 (100.0%)	11 (27.5%)	0 (0.0%)	29 (72.5%)
公立大学	46 (100.0%)	3 (6.5%)	2 (4.3%)	41 (89.1%)
私立大学	120 (100.0%)	15 (12.5%)	16 (13.3%)	89 (74.2%)
全 体	206 (100.0%)	29 (14.1%)	18 (8.7%)	159 (77.2%)

「平日昼間並びに平日夜間と土日開講」は、76.7%→76.4%→77.2%であった。

設置主体別でみると、公立大学で「平日昼間並びに平日夜間と土日の開講」をしている割合が高かった。「平日夜間・土日開講のみ」は私立大学で最も多い割合(12.7%→14.7%→13.3%)であった。

表2-5.科目等履修制度の設置

	n=回答課程数	設置している	設置していない
国立大学	40 (100.0%)	37 (92.5%)	3 (7.5%)
公立大学	46 (100.0%)	36 (78.3%)	10 (21.7%)
私立大学	120 (100.0%)	95 (79.2%)	25 (20.8%)
全 体	206 (100.0%)	168 (81.6%)	38 (18.4%)

大学院に科目等履修制度を有する大学は158校(83.2%)→162校(82.2%)→168校(81.6%)であり、実数は増えているが割合は減少傾向であった。大学設置主体別では、国立大学の割合が最も高いが、93.0%→92.9%→92.5%とわずかに減少していた。

表2-6.大学院に所属する全教員数と男女比

		国立大学 (回答課程数=39)		公立大学 (回答課程数=46)		私立大学 (回答課程数=116)		全 体 (回答課程数=201)	
		看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外
教 授	男性	27(10.1%)	157(89.2%)	28(6.3%)	152(84.0%)	69(6.7%)	328(77.4%)	124(7.1%)	637(81.6%)
	女性	241(89.9%)	19(10.8%)	418(93.7%)	29(16.0%)	967(93.3%)	96(22.6%)	1,626(92.9%)	144(18.4%)
	計	268	176	446	181	1,036	424	1,750	781
准教授	男性	18(8.8%)	46(75.4%)	34(10.2%)	61(76.3%)	67(10.6%)	111(60.0%)	119(10.2%)	218(66.9%)
	女性	186(91.2%)	15(24.6%)	300(89.8%)	19(23.8%)	565(89.4%)	74(40.0%)	1,051(89.8%)	108(33.1%)
	計	204	61	334	80	632	185	1,170	326
講 師	男性	15(15.8%)	14(58.3%)	36(15.9%)	11(52.4%)	61(16.9%)	40(44.0%)	112(16.4%)	65(47.8%)
	女性	80(84.2%)	10(41.7%)	191(84.1%)	10(47.6%)	301(83.1%)	51(56.0%)	572(83.6%)	71(52.2%)
	計	95	24	227	21	362	91	684	136
助 教	男性	46(16.4%)	33(57.9%)	18(14.3%)	6(66.7%)	21(11.2%)	37(43.5%)	85(14.3%)	76(50.3%)
	女性	234(83.6%)	24(42.1%)	108(85.7%)	3(33.3%)	166(88.8%)	48(56.5%)	508(85.7%)	75(49.7%)
	計	280	57	126	9	187	85	593	151
助 手	男性	1(10.0%)		5(35.7%)		7(17.1%)	3(60.0%)	13(20.0%)	3(60.0%)
	女性	9(90.0%)		9(64.3%)		34(82.9%)	2(40.0%)	52(80.0%)	2(40.0%)
	計	10	0	14	0	41	5	65	5
その他	男性	0(0.0%)	1(33.3%)	0(0.0%)	2(66.7%)			0(0.0%)	3(50.0%)
	女性	2(100.0%)	2(66.7%)	9(100.0%)	1(33.3%)			11(100.0%)	3(50.0%)
	計	2	3	9	3	0	0	11	6
合 計	男性	107(12.5%)	251(78.2%)	121(10.5%)	232(78.9%)	225(10.0%)	519(65.7%)	453(10.6%)	1,002(71.3%)
	女性	752(87.5%)	70(21.8%)	1,035(89.5%)	62(21.1%)	2,033(90.0%)	271(34.3%)	3,820(89.4%)	403(28.7%)
	計	859	321	1,156	294	2,258	790	4,273	1,405

看護系大学院に所属する専任教員の経年変化は、看護教員3,913名→4,107名→4,273名、それ以外の教員が1,235名→1,059名→1,405名であった。男女比は、男性の看護教員では350名(8.9%)→424名(10.3%)→453名(10.6%)、女性の看護教員は3,563名(91.1%)→3,683名(89.7%)→3,820名(89.4%)であり、女性の割合が高い傾向が続いているものの、男性の割合も微増していた。

表2-7.大学院に所属する専任教員数

国立大学

	国立大学(回答課程数=39)					
	看護教員	大学院専任	それ以外	大学院専任	合 計	大学院専任
教 授	268	95(35.4%)	176	95(54.0%)	444	190(42.8%)
准教授	204	66(32.4%)	61	35(57.4%)	265	101(38.1%)
講 師	95	35(36.8%)	24	11(45.8%)	119	46(38.7%)
助 教	280	108(38.6%)	57	41(71.9%)	337	149(44.2%)
助 手	10	0(0.0%)	0		10	0(0.0%)
その他	2	0(0.0%)	3	0(0.0%)	5	0(0.0%)
合 計	859	304(35.4%)	321	182(56.7%)	1,180	486(41.2%)

公立大学

	公立大学(回答課程数=46)					
	看護教員	大学院専任	それ以外	大学院専任	合 計	大学院専任
教 授	446	23(5.2%)	181	9(5.0%)	627	32(5.1%)
准教授	334	9(2.7%)	80	1(1.3%)	414	10(2.4%)
講 師	227	7(3.1%)	21	0(0.0%)	248	7(2.8%)
助 教	126	0(0.0%)	9	0(0.0%)	135	0(0.0%)
助 手	14	0(0.0%)	0		14	0(0.0%)
その他	9	0(0.0%)	3	1(33.3%)	12	1(8.3%)
合 計	1,156	39(3.4%)	294	11(3.7%)	1,450	50(3.4%)

私立大学

	私立大学(回答課程数=116)					
	看護教員	大学院専任	それ以外	大学院専任	合 計	大学院専任
教 授	1,036	181(17.5%)	424	94(22.2%)	1,460	275(18.8%)
准教授	632	72(11.4%)	185	55(29.7%)	817	127(15.5%)
講 師	362	20(5.5%)	91	1(1.1%)	453	21(4.6%)
助 教	187	15(8.0%)	85	10(11.8%)	272	25(9.2%)
助 手	41	0(0.0%)	5	0(0.0%)	46	0(0.0%)
その他	0		0		0	
合 計	2,258	288(12.8%)	790	160(20.3%)	3,048	448(14.7%)

全 体

	全体(回答課程数=201)					
	看護教員	大学院専任	それ以外	大学院専任	合 計	大学院専任
教 授	1,750	299(17.1%)	781	198(25.4%)	2,531	497(19.6%)
准教授	1,170	147(12.6%)	326	91(27.9%)	1,496	238(15.9%)
講 師	684	62(9.1%)	136	12(8.8%)	820	74(9.0%)
助 教	593	123(20.7%)	151	51(33.8%)	744	174(23.4%)
助 手	65	0(0.0%)	5	0(0.0%)	70	0(0.0%)
その他	11	0(0.0%)	6	1(16.7%)	17	1(5.9%)
合 計	4,273	631(14.8%)	1,405	353(25.1%)	5,678	984(17.3%)

大学院専任の教員を全体で見ると、看護教員では、3,913名中717名(18.3%)→4,107名中635名(15.5%)→4,273名中631名(14.8%)と専任教員の割合が減少傾向にあった。看護教員以外では、1,235名中277名(22.4%)→1,059名中243名(22.9%)→1,405名中353名(25.1%)であり、看護教員よりも看護教員以外の教員が大学院の専任である割合が高い傾向が続いていた。職位別では、教授・准教授・助教での専任の割合が高く、経年変化では看護教員以外の教授で22.1%→23.0%→25.4%であり、看護教員の専任教授に比べて割合は高かった。

設置主体別では、国立大学(大学院専任の看護教員32.5%→31.0%→35.4%、看護教員以外49.0%→54.6%→56.7%)では、公立大学(看護教員8.4%→4.0%→3.4%、それ以外9.1%→3.9%→3.7%)、私立大学(看護教員16.9%→14.5%→12.8%、それ以外11.4%→11.2%→20.3%)と比較して看護教員・看護教員以外がともに、大学院専任の割合が高かった。さらに、国立大学における年度比較でも高く、どの職位においても大学院専任教員の割合が、公立大学、私立大学と比べて顕著に高かった。

3.看護系大学学部・学科、大学院の学生情報について

表3-1.在学学生数 (人)

	男			女			全 体		
	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数
	回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数	
学部生	266	9,368(9.3%)	35.2	286	91,181(90.7%)	318.8	286	100,549(100.0%)	351.6
上記のうち編入学生	23	42(11.0%)	1.8	36	339(89.0%)	9.4	39	381(100.0%)	9.8
保健師専攻科生・別科生	5	21(7.2%)	4.2	13	271(92.8%)	20.8	13	292(100.0%)	22.5
助産師専攻科生・別科生	0	0(0.0%)	—	45	533(100.0%)	11.8	45	533(100.0%)	11.8
修士課程/博士前期課程院生	161	915(19.9%)	5.7	202	3,676(80.1%)	18.2	203	4,591(100.0%)	22.6
博士後期課程院生	96	525(22.0%)	5.5	118	1,857(78.0%)	15.7	118	2,382(100.0%)	20.2

編入学生を含む学部生は、98,823名→98,086名→100,549名(男性8,921名→8,862名→9,368名、女性89,902名→89,224名→91,181名)であり、昨年度よりも増加していた。男性の割合は、全体の9.0%→9.0%→9.3%で経過していた。学部生のうち編入学生の数を回答した大学は46校→45校→39校で、減少傾向にあった。編入学生数は429名→430名→381名(男性44名:10.3%→46名:10.7%→42名:11.0%、女性385名:89.7%→384名:89.3%→339名:89.0%)であり、総数及び女性で大きく減少していた。

大学院の修士課程/博士前期課程には4,709名→4,638名→4,591名(男性1,033名:21.9%→988名:21.3%→915名:19.9%、女性3,676名:78.1%→3,650名:78.7%→3,676名:80.1%)が在籍しており、総数及び男性で大きく減少していた。1校あたりの平均数は25.2名→24.0名→22.6名と減少傾向にあった。博士後期課程では、2,434名→2,419名→2,382名(男性572名:23.5%→588名:24.3%→525名:22.0%、女性1,862名:76.5%→1,831名:75.7%→1,857名:78.0%)が在籍しており、総数は減少傾向であるが、女性の人数・割合は高くなっていた。また、1校あたりの平均数は21.9名→21.2名→20.2%と減少傾向にあった。

表3-2.国立大学の在学学生数 (人)

	男			女			全 体		
	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数
	回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数	
学部生	41	1,020(8.4%)	24.9	41	11,186(91.6%)	272.8	41	12,206(100.0%)	297.7
上記のうち編入学生	9	11(10.2%)	1.2	12	97(89.8%)	8.1	13	108(100.0%)	8.3
保健師専攻科生・別科生	0	—	—	0	—	—	0	—	—
助産師専攻科生・別科生	0	—	—	0	—	—	0	—	—
修士課程/博士前期課程院生	37	335(24.5%)	9.1	39	1,030(75.5%)	26.4	39	1,365(100.0%)	35.0
博士後期課程院生	32	274(26.3%)	8.6	32	768(73.7%)	24.0	32	1,042(100.0%)	32.6

国立大学の学部の在学学生数は、12,514名→12,535名→12,206名(男性976名→980名→1,020名、女性11,538名→11,555名→11,186名)で、平均すると1校あたり291.0名→291.5名→297.7名であった。学部生における男性が占める割合は7.8%→7.8%→8.4%で経過しており、大学全体における男性の割合(9.3%)と比べると低かった。学部生のうち編入学生の数を回答した大学は17校→15校→13校で減少していた。編入学生は、169名→148名→108名(男性25名:14.8%→23名:15.5%→11名:10.2%、女性144名:85.2%→125名:84.5%→97名:89.8%)であり、大学全体の編入学生における男性の割合(11.0%)より国立大学の編入男子学生の割合は低くなっていた。

大学院では、修士課程/博士前期課程に、1,578名→1,510名→1,365名(男性423名→378名→335名、女性1,155名→1,132名→1,030名)が在籍しており、全数・男女ともに減少していた。1校あたりの人数も、38.5名→36.8名→35.0名で昨年度より減少していたが、大学全体における1校あたりの数(22.4名)を上回っており、男性の割合は24.5%で大学全体(19.9%)と比べ多かった。博士後期課程には1,110名→1,138名→1,042名(男性320名:28.8%→329名:28.9%→274名:26.3%、女性790名:71.2%→809名:71.1%→768名:73.7%)が在籍し、男性の割合は大学全体(22.0%)と比べて多かった。また、1校あたり35.8名→33.5名→32.6名と経過しており、大学全体(20.2名)を上回っていた。

表3-3.公立大学の在学学生数

(人)

	男			女			全 体		
	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数
	回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数	
学部生	50	1,065(6.3%)	21.3	50	15,793(93.7%)	315.9	50	16,858(100.0%)	337.2
上記のうち編入学生	3	5(5.3%)	1.7	8	89(94.7%)	11.1	8	94(100.0%)	11.8
保健師専攻科生・別科生	0	0(0.0%)	／	3	50(100.0%)	16.7	3	50(100.0%)	16.7
助産師専攻科生・別科生	0	0(0.0%)	／	16	181(100.0%)	11.3	16	181(100.0%)	11.3
修士課程/博士前期課程院生	41	166(16.3%)	4.0	46	855(83.7%)	18.6	46	1,021(100.0%)	22.2
博士後期課程院生	31	114(21.9%)	3.7	37	407(78.1%)	11.0	37	521(100.0%)	14.1

公立大学の在学学生数は、学部生では、17,323名→17,273名→16,858名(男性1,167名:6.7%→1,176名:6.8%→1,065名:6.3%、女性16,156名:93.3%→16,097名:93.2%→15,790名:93.7%)で、1校あたりの平均は346.5名→345.5名→337.2名であり、1校あたりの人数は減少傾向にあった。学部生における男性が占める割合は6.7%→6.8%→6.3%であり、大学全体における男性の割合(9.3%)と比べ低かった。学部生のうち編入学生数を回答した大学は13校→12校→8校で、編入学生は、116名→109名→94名(男性は10名:8.6%→10名:9.2%→5名:5.3%、女性106名:91.4%→99名:90.8%→89名:94.7%)であり、大学全体の男性の編入学生の割合(11.0%)と比べて低い割合であった。また、1校あたりの人数は8.9名→9.1名→11.8名であり、大学全体における編入学生の平均(9.8名)よりも多かった。

大学院生については、修士/博士前期課程に1,119名→1,039名→1,021名(男性219名:19.6%→207名:19.9%→166名:16.3%、女性900名:80.4%→832名:80.1%→855名:83.7%)が在籍し、男性の割合は大学全体(19.9%)よりも少ない割合であった。1校あたり24.3名→23.1名→22.2名と微減しており、大学全体の数(22.6名)と同等であった。博士後期課程は、525名→509名→521名(男性131名:25.0%→131名:25.7%→114名:21.9%、女性394名:75.0%→378名:74.3%→407名:78.1%)が在籍し、女性の割合が増えていた。1校あたりの人数は、15.4名→15.4名→14.1名であり、大学全体(20.2名)を下回っていた。

表3-4.私立大学の在学学生数

(人)

	男			女			全 体		
	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数	合計		平均 学生数
	回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数		回答 課程数	学生数	
学部生	175	7,283(10.2%)	41.6	195	64,202(89.8%)	329.2	195	71,485(100.0%)	366.6
上記のうち編入学生	11	26(14.5%)	2.4	16	153(85.5%)	9.6	18	179(100.0%)	9.9
保健師専攻科生・別科生	5	21(8.7%)	4.2	10	221(91.3%)	22.1	10	242(100.0%)	24.2
助産師専攻科生・別科生	0	0(0.0%)	／	29	352(100.0%)	12.1	29	352(100.0%)	12.1
修士課程/博士前期課程院生	83	414(18.8%)	5.0	117	1,791(81.2%)	15.3	118	2,205(100.0%)	18.7
博士後期課程院生	33	137(16.7%)	4.2	49	682(83.3%)	13.9	49	819(100.0%)	16.7

私立大学の在学学生数は、学部生では、68,986名→68,278名→71,485名で昨年より増加していた。1校あたりの平均は、366.9名→365.1名→366.6名であった。学部生における男性が占める割合は9.8%→9.8%→10.2%で微増しており、大学全体(9.3%)よりも多かった。学部生のうち編入生数を回答した大学は16校→18校→18校であった。編入学生は、144名→173名→179名(男性9名:6.3%→13名:7.5%→26名:14.5%、女性135名:93.8%→160名:92.5%→153名:85.5%)で男性の割合が昨年度より大幅に増えており、大学全体の男性の編入生の割合(11.0%)と比べて多くなっていた。1校あたりの人数は9.0名→9.6名→9.9名であった。

大学院生の修士課程/博士前期課程では2,012名→2,089名→2,205名(男性391名:19.4%→403名:19.3%→414名:18.8%、女性1,621名:80.6%→1,686名:80.7%→1,791名:81.2%)が在籍し、男性の割合は大学全体(19.9%)よりやや少なかった。1校あたりの人数では20.1名→19.5名→18.7名であり、大学全体(22.6名)を下回っていた。博士後期課程には799名→772名→819名(男性121名:15.1%→128名:16.6%→137名:16.7%、女性678名:84.9%→644名:83.4%→682名:83.3%)が在籍しており、総数・男女共に増加傾向にあった。1校あたりの学生数は17.4名→16.4名→16.7名であり、大学全体の平均(20.2名)を下回っていた。

表3-5.学部・学科での教員一人あたり平均学生数 (人)

	国立大学			公立大学			私立大学			全体		
	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数
教 授	286	12,206	42.7	479	16,858	35.2	1,640	71,485	43.6	2,405	100,549	41.8
准教授	225		54.2	403		41.8	1,223		58.5	1,851		54.3
講 師	119		102.6	388		43.4	1,400		51.1	1,907		52.7
助 教	441		27.7	528		31.9	1,506		47.5	2,475		40.6
助 手	22		554.8	94		179.3	492		145.3	608		165.4
その他	1		12,206.0	15		1,123.9	7		10,212.1	23		4,371.7
合計	1,094		11.2	1,907		8.8	6,268		11.4	9,269		10.8

学部・学科における教員一人あたりの平均学生数は、全体では、10.8名→10.8名→10.8名で、経年変化はみられなかった。設置主体別でみると、国立大学では10.6名→11.3名→11.2名、公立大学では9.3名→9.2名→8.8名、私立大学は11.3名→11.2名→11.4名であり、国立大学や私立大学と比べると公立大学で少ない傾向が続いていた。

表3-6.修士課程/博士前期課程での教員一人あたり平均学生数 (人)

	国立大学			公立大学			私立大学			全体		
	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数
教 授	268	1,365	5.1	446	1,021	2.3	1,036	2,205	2.1	1,750	4,591	2.6
准教授	204		6.7	334		3.1	632		3.5	1,170		3.9
講 師	95		14.4	227		4.5	362		6.1	684		6.7
助 教	280		4.9	126		8.1	187		11.8	593		7.7
助 手	10		136.5	14		72.9	41		53.8	65		70.6
その他	2		682.5	9		113.4	0		0.0	11		417.4
合計	859		1.6	1,156		0.9	2,258		1.0	4,273		1.1

大学院修士課程/博士前期課程における教員一人あたりの平均学生数は、全体では、教授が2.9名→2.8名→2.6名、准教授4.3名→4.0名→3.9名であった。教授について設置主体別でみると、国立大学で5.5名→5.6名→5.1名、公立大学で2.7名→2.5名→2.3名、私立大学2.2名→2.1名→2.1名であり、国立大学が最も多い傾向が続いていた。また、准教授では、国立大学で7.3名→7.0名→6.7名、公立大学3.4名→3.1名→3.1名、私立大学で3.6名→3.5名→3.5名であり、国立大学で減少傾向となっているものの設置主体の中では多い傾向が続いていた。

表3-7.博士後期課程での教員一人あたり平均学生数 (人)

	国立大学			公立大学			私立大学			全体		
	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数	教員数	学生数	平均 学生数
教 授	268	1,042	3.9	446	521	1.2	1,036	819	0.8	1,750	2,382	1.4
准教授	204		5.1	334		1.6	632		1.3	1,170		2.0
講 師	95		11.0	227		2.3	362		2.3	684		3.5
助 教	280		3.7	126		4.1	187		4.4	593		4.0
助 手	10		104.2	14		37.2	41		20.0	65		36.6
その他	2		521.0	9		57.9	0		0.0	11		216.5
合計	859		1.2	1,156		0.5	2,258		0.4	4,273		0.6

大学院博士後期課程における教員一人あたりの平均学生数は、全体で教授は、1.5名→1.5名→1.4名、准教授は2.2名→2.1名→2.0名であった。設置主体別でみると、教授では、国立大学で3.9名→4.2名→3.9名、公立大学で1.3名→1.2名→1.2名、私立大学で0.9名→0.8名→0.8名と、国立大学で最も多い傾向が続いていた。また、准教授では、国立大学で5.1名→5.3名→5.1名、公立大学で1.6名→1.5名→1.6名、私立大学で1.4名→1.3名→1.3名と、国立大学が最も多かった。また、講師では、国立大学10.6名→11.7名→11.0名、公立大学2.9名→2.6名→2.3名、私立大学2.9名→2.3名→2.3名であり、国立大学で最も多い傾向が続いていた。助教では、国立大学で3.5名→3.5名→3.7名、公立大学で3.9名→4.4名→4.1名、私立大学で6.4名→4.8名→4.4名であり、私立大学で減少傾向であったが設置主体別では変わらず多い傾向が続いていた。

4.看護系大学学部・学科、大学院の入学状況

表4-1.学部・学科、大学院の入学状況

(人)

	全 体									
	定員数		男		女		合計			
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	充足率	倍率
学部・学科生 (回答課程数=284)	25,401	89.4	11,431	2,489	109,281	23,052	120,712	25,541	100.6	4.7
保健師専攻科生・別科生 (回答課程数=7)	108	15.4	17	7	168	103	185	110	101.9	1.7
助産師専攻科生・別科生 (回答課程数=44)	537	12.2	0	0	1,780	530	1,780	530	98.7	3.4
修士課程/博士前期課程 (回答課程数=182)	2,530	13.9	429	313	1,975	1,342	2,404	1,655	65.4	1.5
博士後期課程 (回答課程数=93)	561	6.0	124	85	414	310	538	395	70.4	1.4

学部・学科の入学志願者数は131,868名→127,805名→120,712名であり、入学者数は25,764名→25,265名→25,541名であった。倍率は、5.1倍→5.1倍→4.7倍であった。性別でみると、男性の志願者数は12,153名→12,417名→11,431名であり、男性の入学者は2,205名→2,337→2,489名であった。女性の志願者数は119,715名→115,388→109,281名であり、女性の入学者は23,559名→22,928名→23,052名であった。

大学院修士課程/博士前期課程の志願者数は2,447名→2,588名→2,404名であり、入学者数は1,786名→1,843名→1,655名、定員は3,020名→3,052名→2,530名であり、倍率は1.4倍→1.4倍→1.5倍であった。博士後期課程では、志願者数は596名→585名→538名であり、入学者数は466名→476名→395名であった。定員数は720名→732名→561名であり、倍率は1.3倍→1.2倍→1.4倍であった。

表4-2.国立大学・大学院の入学状況

(人)

	国立大学									
	定員数		男		女		合計			
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	充足率	倍率
学部・学科生 (回答課程数=38)	2,775	73.0	849	157	8,337	2,564	9,186	2,721	98.1	3.4
保健師専攻科生・別科生 (回答課程数=0)	0		0	0	0	0	0	0		
助産師専攻科生・別科生 (回答課程数=0)	0		0	0	0	0	0	0		
修士課程/博士前期課程 (回答課程数=32)	779	24.3	154	102	526	352	680	454	58.3	1.5
博士後期課程 (回答課程数=25)	273	10.9	67	44	173	118	240	162	59.3	1.5

国立大学における学部・学科の入学志願者数は11,611名→10,500名→9,186名であり、入学者数は3,073名→2,957名→2,721名であった。倍率は3.8倍→3.6倍→3.4倍であった。性別でみると、男性の志願者数は1,069名→1,113名→849名で、入学者は184名→225名→157名であった。女性の志願者数は10,542名→9,387名→8,337名で、入学者は2,889名→2,732名→2,564名であった。

大学院修士課程/博士前期課程の志願者数は798名→791名→680名で、入学者数は571名→573名→454名であった。倍率は1.4倍→1.4倍→1.5倍であった。博士後期課程では、志願者数は276名→238名→240名であり、入学者数は206名→191名→162名であった。倍率は1.3倍→1.2倍→1.5倍であった。

表4-3. 公立大学・大学院の入学状況

(人)

	公立大学									
	定員数		男		女		合計			
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	充足率	倍率
学部・学科生 (回答課程数=49)	4,240	86.5	1,148	278	14,355	3,992	15,503	4,270	100.7	3.6
保健師専攻科生・別科生 (回答課程数=2)	30	15.0	3	0	57	30	60	30	100.0	2.0
助産師専攻科生・別科生 (回答課程数=15)	179	11.9	0	0	682	175	682	175	97.8	3.9
修士課程/博士前期課程 (回答課程数=42)	578	13.8	73	56	446	322	519	378	65.4	1.4
博士後期課程 (回答課程数=32)	110	3.4	23	15	99	82	122	97	88.2	1.3

公立大学における学部・学科の入学志願者数は16,454名→15,640名→15,503名であり、入学者数は4,183名→4,262名→4,270名であった。倍率は3.9倍→3.7倍→3.6倍であった。性別で見ると、男性の志願者数は1,135名→1,203名→1,148名で、入学者数は246名→274名→278名であった。女性の志願者数は15,319名→14,437名→14,355名で、入学者数は3,937名→3,988名→3,992名であった。

大学院修士課程/博士前期課程の志願者数は563名→576名→519名で、入学者数は390名→423名→378名であった。倍率は倍→1.4倍→1.4倍であった。博士後期課程では、志願者数は130名→155名→122名、入学者数は107名→119名→97名であった。倍率は1.2倍→1.3倍→1.3倍であった。

表4-4. 私立大学・大学院の入学状況

(人)

	私立大学									
	定員数		男		女		合計			
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	充足率	倍率
学部・学科生 (回答課程数=197)	18,386	93.3	9,434	2,054	86,589	16,496	96,023	18,550	100.9	5.2
保健師専攻科生・別科生 (回答課程数=5)	78	15.6	14	7	111	73	125	80	102.6	1.6
助産師専攻科生・別科生 (回答課程数=29)	358	12.3	0	0	1,098	355	1,098	355	99.2	3.1
修士課程/博士前期課程 (回答課程数=108)	1,173	10.9	202	155	1,003	668	1,205	823	70.2	1.5
博士後期課程 (回答課程数=36)	178	4.9	34	26	142	110	176	136	76.4	1.3

私立大学における学部・学科の入学志願者数は103,803名→101,665名→96,023名であり、入学者数は18,508名→18,046名→18,550名であった。倍率は5.6倍→5.6倍→5.2倍であった。性別で見ると、男性の志願者数は9,949名→10,101名→9,434名で、入学者数は1,775名→1,838名→2,054名であった。女性の志願者数は93,854名→91,564名→86,589名で、入学者数は16,733名→16,208名→16,496名であった。

大学院修士課程/博士前期課程の志願者数は1,086名→1,221名→1,205名、入学者数は825名→847名→823名であった。倍率は1.3倍→1.4倍→1.5倍であった。博士後期課程では、志願者数は190名→192名→176名、入学者数は153名→166名→136名であった。倍率は1.2倍→1.2倍→1.3倍であった。

5.看護系大学・大学院の卒業生・修了生の状況

表5-1.卒業生および修了生の人数

(人)

	国立大学 (回答課程数=41)	公立大学 (回答課程数=49)	私立大学 (回答課程数=186)	全 体 (回答課程数=276)
学部卒業生	2,716 (100.0%)	4,049 (100.0%)	16,602(100.0%)	23,367(100.0%)
上記のうち編入学生	56(2.1%)	47(1.2%)	84(0.5%)	187(0.8%)
保健師専攻科生・別科生	0	29	115	144
助産師専攻科生・別科生	0	177	339	516
修士課程修了生	499 (100.0%)	360 (100.0%)	840 (100.0%)	1,699 (100.0%)
研究コース	353(70.7%)	178(49.4%)	381(45.4%)	912 (53.7%)
専門看護師課程(CNS)	21 (4.2%)	69 (19.2%)	102 (12.1%)	192 (11.3%)
ナースプラクティショナー課程 (JANPU)	4 (0.8%)	6 (1.7%)	16 (1.9%)	26 (1.5%)
ナースプラクティショナー課程 (その他)	0 (0.0%)	11 (3.1%)	109 (13.0%)	120 (7.1%)
保健師コース	22 (4.4%)	17 (4.7%)	58 (6.9%)	97 (5.7%)
助産師コース	81 (16.2%)	61 (16.9%)	119 (14.2%)	261 (15.4%)
養護教諭専修コース	3 (0.6%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	5 (0.3%)
上記以外のコース	15 (3.0%)	18 (5.0%)	53 (6.3%)	86 (5.1%)
博士後期課程修了生	137	55	102	294
論文博士号取得者	23	6	14	43

看護系大学における学部卒業生の数23,057名→23,532名→23,367名であった。大学院修士課程の修了生は1,680名→1,706名→1,699名であった。そのうち専門看護師課程は214名→183名→192名であった。博士後期課程の修了生は319名→265名→294名、論文博士号取得は36名→45名→43名であった。

表5-2.卒業・修了時における、取得・既取得免許別人数

(人)

	国立大学 (回答課程数=41)					公立大学 (回答課程数=49)				
	学部卒業生		保健師専 攻科・別科	助産師専 攻科・別科	修士課程 修了	学部卒業生		保健師専 攻科・別科	助産師専 攻科・別科	修士課程 修了
	編入学生					編入学生				
看護師	2,609	15				3,903	2			
保健師	1,197	33	0		26	1,623	25	29		5
助産師	125	0		7	77	118	2		176	32
養護教諭一種	99	6				128	3			

	私立大学 (回答課程数=184)					全 体 (回答課程数=274)				
	学部卒業生		保健師専 攻科・別科	助産師専 攻科・別科	修士課程 修了	学部卒業生		保健師専 攻科・別科	助産師専 攻科・別科	修士課程 修了
	編入学生					編入学生				
看護師	15,546	48				22,058	65			
保健師	3,342	38	189		67	6,162	96	218		98
助産師	261	1		322	120	504	3		505	229
養護教諭一種	486	1				713	10			

卒業・修了時の取得免許・既取得免許については、学部・学科卒業生では、看護師免許が22,171名→22,192名→22,058名、そのうちの編入学生は64名→65名→65名であった。保健師免許が6,136名→6,167名→6,162名、そのうちの編入学生は106名→103名→96名であった。助産師免許が555名→540名→504名、そのうちの編入学生は4名→10名→3名であった。養護教諭一種免許が809名→719名→713名、そのうちの編入学生は7名→12名→10名であった。

6.看護系大学・大学院の卒業生・修了生の就職・進学状況

表6.卒業生・修了生の就職・進学状況

(人)

		学部卒業生	修士修了生		博士後期課程 修了生
			修士課程	うち専門 看護師課程	
就職者内訳	病院・診療所	20,086 (86.4%)	977 (58.4%)	138 (73.8%)	51 (17.8%)
	介護・福祉施設関係	29 (0.1%)	20 (1.2%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
	訪問看護ステーション	22 (0.1%)	38 (2.3%)	12 (6.4%)	3 (1.0%)
	保健所・市町村・検診センター	1,009 (4.3%)	85 (5.1%)	2 (1.1%)	2 (0.7%)
	企 業	119 (0.5%)	77 (4.6%)	2 (1.1%)	2 (0.7%)
	学 校(教諭として)	159 (0.7%)	46 (2.8%)	5 (2.7%)	58 (20.2%)
	大学・短大・研究機関等	1 (0.0%)	152 (9.1%)	9 (4.8%)	133 (46.3%)
	専修・各種学校	6 (0.0%)	17 (1.0%)	1 (0.5%)	2 (0.7%)
	その他(行政職を含む)	133 (0.6%)	37 (2.2%)	1 (0.5%)	8 (2.8%)
	その他	532 (2.3%)	100 (6.0%)	16 (8.6%)	26 (9.1%)
進学者内訳	国内の大学院(看護系)	341 (1.5%)	75 (4.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	国内の大学院(看護系以外)	39 (0.2%)	38 (2.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	助産師課程(専攻科、別科、専修学校等)	567 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	保健師課程(専攻科、専修学校等)	68 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	国内の他学部	29 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	海外留学	14 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	その他	91 (0.4%)	9 (0.5%)	1 (0.5%)	1 (0.3%)
合 計		23,245 (100.0%)	1,672 (100.0%)	187 (100.0%)	287 (100.0%)

看護系学部・学科における学生23,245名の卒業後の進路は、就職が92.8%、進学が4.9%、その他が2.3%であった。就職先は、病院・診療所が20,086名(86.4%)と大半を占め、次いで保健所・市町村・検診センターが1,009名(4.3%)であった。進学先では、助産師課程が567名(2.4%)と最も多く、次いで看護系大学院が341名(1.5%)であった。

修士課程/博士前期課程の修了生1,672名の就職では、977名(58.4%)が病院・診療所に、152名(9.1%)が大学・短大・研究機関等に就職していた。専門看護師課程の修了生の進路は、病院・診療所への就職が138名(73.8%)、次いで訪問看護ステーションが12名(6.4%)、大学・短大・研究機関等が9名(4.8%)であった。

博士後期課程の修了生287名の就職では、大学・短大・研究機関等が133名(46.3%)であり、次いで、学校が58名(20.2%)、病院・診療所が51名(17.8%)であった。

7.教員の研究活動および社会貢献について

表7-1.研究費の取得状況

		新規件数(研究代表者) ※分担者を含まない					継続件数		研究費合計金額
		申請件数		交付決定件数		交付決定率			
		〔件〕	課程数	〔件〕	課程数	〔％〕	〔件〕	課程数	〔千円〕
文部科学省科学研究費補助金	基盤研究(S)	1	1	1	1	100.0	3	1	2,100
	基盤研究(A)	14	10	6	4	42.9	7	5	104,080
	基盤研究(B)	195	102	77	44	39.5	256	103	1,003,984
	基盤研究(C)	2,291	266	694	213	30.3	2,255	269	2,609,650
	挑戦的萌芽研究	/	/	/	/	/	2	1	2,210
	挑戦的研究(開拓)	21	18	1	1	4.8	11	9	41,377
	挑戦的研究(萌芽)	196	109	14	11	7.1	53	35	113,780
	若手研究	352	161	125	84	35.5	616	201	582,017
	特別推進研究	0	0	1	1		0	0	0
	新学術領域研究	5	4	0	0	0.0	0	0	560
	研究活動スタート支援	157	91	49	41	31.2	104	67	123,662
	その他	45	28	11	10	24.4	23	13	61,742
小 計		3,277	790	979	410	29.9	3,330	704	4,645,161
厚生労働科学研究費補助金		19	15	17	12	89.5	23	19	213,331
財団等の研究助成による研究		236	80	150	70	63.6	81	37	151,854
企業等による教育研究奨励費		28	10	39	14	139.3	4	3	60,725
企業等による受託研究費		/	/	59	37	/	42	27	154,246
日本医療研究開発機構による研究費		9	8	9	8	100.0	12	7	674,862
その他		92	33	109	36	118.5	60	22	336,328
小 計		384	146	383	177	99.7	222	115	1,591,347
合 計		3,661	936	1,362	587	37.2	3,552	819	6,236,508

看護系大学、学科、大学院に所属する教員(医療系の資格を持たない者も含む)の科学研究費補助金の新規申請数(研究代表者のみ)は、3,280件→3,403件→3,277件であった。研究種目別では、基盤研究(C)が最も多く、2,329件→2,373件→2,291件であり、次いで、若手研究が308件→350件→352件、挑戦的研究(萌芽)が260件→220件→196件、基盤研究(B)が202件→202件→195件であった。交付決定率は28.8%→28.7%→29.9%であった。研究種目別では、基盤研究(C)が28.6%→28.4%→30.3%、基盤研究(B)が35.1%→35.6%→39.5%、基盤研究(A)が26.7%→23.1%→42.9%と増加しており、若手研究が37.3%→39.7%→35.5%、挑戦的研究(開拓)が13.6%→12.5%→4.8%、挑戦的研究(萌芽)が9.2%→9.5%→7.1%と減少している。

企業やその他の研究費については、採択率が100%を超えているものがある。これは、公募の有無や申請時期と採択時期の関係により、データ上採択率が100%を超えた研究費があることが推測される。

表7-2.設置主体別の研究費取得状況

		国立大学			公立大学			私立大学		
		申請 件数	交付決 定件数	交付決 定率[%]	申請 件数	交付決 定件数	交付決 定率[%]	申請 件数	交付決 定件数	交付決 定率[%]
文部科学省 科学研究費補助金	基盤研究(S)	1	0	0.0	0	0	/	0	1	/
	基盤研究(A)	10	4	40.0	2	1	50.0	2	1	50.0
	基盤研究(B)	100	49	49.0	44	7	15.9	51	21	41.2
	基盤研究(C)	358	130	36.3	695	275	39.6	1,238	289	23.3
	挑戦的萌芽研究	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	挑戦的研究(開拓)	7	1	14.3	5	0	0.0	9	0	0.0
	挑戦的研究(萌芽)	73	11	15.1	48	2	4.2	75	1	1.3
	若手研究	67	36	53.7	87	31	35.6	198	58	29.3
	特別推進研究	0	1	/	0	0	/	0	0	/
	新学術領域研究	1	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
	研究活動スタート支援	32	15	46.9	30	6	20.0	95	28	29.5
	その他	20	5	25.0	12	2	16.7	13	4	30.8
小 計		669	252	37.7	925	324	35.0	1,683	403	23.9
厚生労働科学研究費補助金		4	3	75.0	5	5	100.0	10	9	90.0
財団等の研究助成による研究		100	70	70.0	64	36	56.3	72	44	61.1
企業等による教育研究奨励費		18	29	161.1	8	8	100.0	2	2	100.0
企業等による受託研究費		/	27	/	/	13	/	/	19	/
日本医療研究開発機構による研究費		8	9	112.5	0	0	/	1	0	0.0
その他		49	60	122.4	19	19	100.0	24	30	125.0
小 計		179	198	110.6	96	81	84.4	109	104	95.4
合 計		848	450	53.1	1,021	405	39.7	1,792	507	28.3

設置主体別の研究費取得状況を交付決定率でみると、国立大学が37.7%→35.2%→37.7%、公立大学は28.3%→27.1%→35.0%、私立大学は25.2%→26.9%→23.9%であり、国立大学が最も高かった。

企業やその他の研究費については、採択率はいずれの設置主体でも高く、100%のものがあるが、表7-1と同様に、これは、公募の有無や申請時期と採択時期の関係により、データ上採択率が100%を超えた研究費があることが推測される。

表7-3.公開講座について

一般市民向け講座

	n=回答課程数	実施している	実施していない
国立大学	40 (100.0%)	24 (60.0%)	16 (40.0%)
公立大学	50 (100.0%)	40 (80.0%)	10 (20.0%)
私立大学	195 (100.0%)	127 (65.1%)	68 (34.9%)
全 体	285 (100.0%)	191 (67.0%)	94 (33.0%)

回答した大学の内、一般市民への公開講座を実施しているのは67.0%(2022年度61.2%)で、国立大学は60.0%(2022年度56.1%)、公立大学は80.0%(2022年度83.3%)、私立大学は65.1%(2022年度56.7%)であり、公立大学が最も高かった。

看護職者等の専門職向け講座

	n=回答課程数	実施している	実施していない
国立大学	39 (100.0%)	19 (48.7%)	20 (51.3%)
公立大学	50 (100.0%)	35 (70.0%)	15 (30.0%)
私立大学	190 (100.0%)	73 (38.4%)	117 (61.6%)
全 体	279 (100.0%)	127 (45.5%)	152 (54.5%)

回答した大学の内、看護職者に対する公開講座を実施しているのは45.5%(2022年度46.1%)で、国立大学は48.7%(2022年度50.0%)、公立大学は70.0%(2022年度76.6%)、私立大学は38.4%(2022年度37.4%)であり、公立大学が最も高かった。

その他の講座

	n=回答課程数	実施している	実施していない
国立大学	37 (100.0%)	8 (21.6%)	29 (78.4%)
公立大学	47 (100.0%)	11 (23.4%)	36 (76.6%)
私立大学	182 (100.0%)	29 (15.9%)	153 (84.1%)
全 体	266 (100.0%)	48 (18.0%)	218 (82.0%)

回答した大学の内、その他の講座を実施しているのは18.0%(2022年度15.4%)で、国立大学は21.6%(2022年度25.0%)、公立大学は23.4%(2022年度15.6%)、私立大学は15.9%(2022年度13.5%)であり、公立大学が最も高かった。なお、開催件数およびテーマは調査していない。

8.FD・SDの状況について

表8.FD・SDの開催状況

全学主催のFD

	n=回答課程数	実施している	実施していない
国立大学	40 (100.0%)	36 (90.0%)	4 (10.0%)
公立大学	39 (100.0%)	36 (92.3%)	3 (7.7%)
私立大学	186 (100.0%)	176 (94.6%)	10 (5.4%)
全 体	265 (100.0%)	248 (93.6%)	17 (6.4%)

全学主催のFDを実施していないと回答した大学は、国立大学では10.0%（2022年度2.4%）、公立大学では7.7%（2022年度9.5%）、私立大学では5.4%（2022年度8.5%）であった。

全学主催のSD

	n=回答課程数	実施している	実施していない
国立大学	40 (100.0%)	30 (75.0%)	10 (25.0%)
公立大学	38 (100.0%)	32 (84.2%)	6 (15.8%)
私立大学	186 (100.0%)	168 (90.3%)	18 (9.7%)
全 体	264 (100.0%)	230 (87.1%)	34 (12.9%)

全学主催のSDを実施していないと回答した大学は、国立大学では25.0%（2022年度22.0%）、公立大学では15.8%（2022年度21.4%）、私立大学では9.7%（2022年度13.0%）であった。

看護系の学部・学科、大学院主催のFD

	n=回答課程数	実施している	実施していない
国立大学	41 (100.0%)	36 (87.8%)	5 (12.2%)
公立大学	50 (100.0%)	45 (90.0%)	5 (10.0%)
私立大学	196 (100.0%)	170 (86.7%)	26 (13.3%)
全 体	287 (100.0%)	251 (87.5%)	36 (12.5%)

看護系の学部・学科、大学院主催のFDを実施していないと回答した大学は、国立大学では12.2%（2022年度9.3%）、公立大学では10.0%（2022年度16.0%）、私立大学では13.3%（2022年度16.9%）であった。

看護系の学部・学科、大学院主催のSD

	n=回答課程数	実施している	実施していない
国立大学	41 (100.0%)	9 (22.0%)	32 (78.0%)
公立大学	49 (100.0%)	18 (36.7%)	31 (63.3%)
私立大学	195 (100.0%)	58 (29.7%)	137 (70.3%)
全 体	285 (100.0%)	85 (29.8%)	200 (70.2%)

看護系の学部・学科、大学院主催のSDを実施していないと回答した大学は、国立大学では78.0%（2022年度73.8%）、公立大学では63.3%（2022年度68.0%）、私立大学では70.3%（2022年度74.3%）であった。

9.教員および学生の評価について

表9-1.教員の自己評価・他者評価の実施状況

	実施している	実施していない	検討中	合 計
国立大学	39 (95.1%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
公立大学	48 (96.0%)	0 (0.0%)	2 (4.0%)	50 (100.0%)
私立大学	159 (80.7%)	23 (11.7%)	15 (7.6%)	197 (100.0%)
全 体	246 (85.4%)	25 (8.7%)	17 (5.9%)	288 (100.0%)

教員の自己評価・他者評価を「実施している」と回答した大学は全体で246校(85.4%)、「実施していない」は25校(8.7%)、「検討中」は17校(5.9%)であり、実施率は86.7%→83.3%→85.4%と横ばいであった。設置主体別では、公立大学(96.0%)、国立大学(95.1%)、私立大学(80.7%)の順で割合が高く、2022年度よりも国立大学(2022年度90.5%)は4.6ポイント、私立大学(2022年度78.4%)は2.3ポイント増加し、公立大学(2022年度96.0%)は同様であった。

表9-2.学生の授業評価の実施状況

	実施している	実施していない	検討中	合 計
国立大学	41 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
公立大学	50 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50 (100.0%)
私立大学	198 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	198 (100.0%)
全 体	289 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	289 (100.0%)

学生の授業評価を実施していない大学は、0.4%→0.4%→0.0%であった。

表9-3.GPAの導入状況

	導入している	導入していない	検討中	合 計
国立大学	38 (92.7%)	3 (7.3%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
公立大学	44 (88.0%)	3 (6.0%)	3 (6.0%)	50 (100.0%)
私立大学	196 (99.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	198 (100.0%)
全 体	278 (96.2%)	8 (2.8%)	3 (1.0%)	289 (100.0%)

GPAを導入している大学は、全体で278校(96.2%)であり、導入状況は272校(96.1%)→270校(95.4%)→278校(96.2%)と横ばいであった。設置主体別では、私立大学(99.0%)、国立大学(92.7%)、公立大学(88.0%)の順で割合が高く、2022年度に比べて私立大学(2022年度98.9%)はほぼ同様であったが、国立大学(2022年度90.7%)と公立大学(2022年度86.0%)は2ポイント増加した。

表9-4.GPA制度の活用について〔複数回答〕

	n= 回答課程数	進級判定	奨学金の 選考	学修支援	履修指導	大学院進学	就職指導	教学IR	その他
国立大学	38	2 5.3%	21 55.3%	16 42.1%	16 42.1%	2 5.3%	5 13.2%	4 10.5%	14 36.8%
公立大学	44	1 2.3%	35 79.5%	27 61.4%	23 52.3%	8 18.2%	8 18.2%	2 4.5%	15 34.1%
私立大学	196	48 24.5%	149 76.0%	159 81.1%	142 72.4%	23 11.7%	36 18.4%	45 23.0%	71 36.2%
全 体	278	51 18.3%	205 73.7%	202 72.7%	181 65.1%	33 11.9%	49 17.6%	51 18.3%	100 36.0%

GPA制度の活用として、奨学金の選考205校(73.7%)、学修支援202校(72.7%)、履修指導181校(65.1%)、進級判定51校(18.3%)、教学IR51校(18.3%)、就職指導49校(17.6%)の順に多く、奨学金の選考、学修支援、履修指導に多く用いられていた。その他の内訳としては、保健師や助産師課程等の選抜が最も多く、次いで、学内表彰や成績優秀者、授業料免除等の選考が主要な内容であり、少数ではあるが、卒業判定、海外留学や就職・進学の推薦基準、退学勧告等の回答も含まれた。

表9-5.CAPの導入状況

	導入している	導入していない	検討中	合 計
国立大学	17 (41.5%)	24 (58.5%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
公立大学	32 (64.0%)	18 (36.0%)	0 (0.0%)	50 (100.0%)
私立大学	177 (90.3%)	17 (8.7%)	2 (1.0%)	196 (100.0%)
全 体	226 (78.7%)	59 (20.6%)	2 (0.7%)	287 (100.0%)

CAP(履修単位の上限設定)を導入している大学は全体で226校(78.7%)であり、213校(75.8%)→218校(77.3%)→226校(78.7%)とやや増加傾向であった。また、設置主体別では、私立大学(90.3%)が最も高く、次いで公立大学(64.0%)、国立大学(41.5%)の順であった。検討中の大学は2校(0.7%)で、2022年度(3校、1.1%)とほぼ同様であった。

10.看護関連の研修事業と附属施設について

表10-1.看護関連の研修事業の有無〔複数回答〕

	n= 回答課程数	認定看護師 教育課程	認定看護 管理者 教育課程	実習指導者 講習会	看護教員 養成課程	その他	研修 事業がない
国立大学	36	4 11.1%	1 2.8%	4 11.1%	1 2.8%	16 44.4%	16 44.4%
公立大学	49	10 20.4%	3 6.1%	10 20.4%	3 6.1%	24 49.0%	13 26.5%
私立大学	196	18 9.2%	15 7.7%	39 19.9%	6 3.1%	38 19.4%	113 57.7%
全 体	281	32 11.4%	19 6.8%	53 18.9%	10 3.6%	78 27.8%	142 50.5%

研修事業を実施している大学は139校で全体の49.5%であり、120校(43.0%)→128校(46.0%)→139校(49.5%)と増加傾向であった。設置主体別では公立大学(73.5%)が最も高く、次いで国立大学(55.6%)、私立大学(42.3%)の順で割合が高く、いずれも2022年度より3.1～4.0ポイント増加した。全体的に実施割合の高い公立大学の事業内容をみると、実習指導者講習会(20.4%)と認定看護師教育課程(20.4%)が最も高く、次いで認定看護管理者教育課程(6.1%)、看護教員養成課程(6.1%)であった。そして、その他と回答した全体の78校(27.8%)の主要な内訳は、看護師特定行為研修が30校と最も多かった。

表10-2.看護関連の附属施設・研究機関の有無

	あ る	な い	合 計
国立大学	10 (25.0%)	30 (75.0%)	40 (100.0%)
公立大学	25 (52.1%)	23 (47.9%)	48 (100.0%)
私立大学	48 (24.2%)	150 (75.8%)	198 (100.0%)
全 体	83 (29.0%)	203 (71.0%)	286 (100.0%)

附属施設・研究機関を有していると回答した大学は83校(29.0%)であり、92校(32.6%)→89校(31.4%)→83校(29.0%)とやや減少傾向であった。設置主体別では、公立大学(52.1%)、国立大学(25.0%)、私立大学(24.2%)の順に高かった。2022年度との比較では、公立大学(2022年度52.0%)はほぼ同様であったが、国立大学(2022年度30.2%)で5.2ポイント、私立大学(2022年度26.3%)で2.1ポイント減少していた。

表10-3.附属施設の組織構成について

	専任者	兼任者	合 計
教 員	360 (29.4%)	866 (70.6%)	1,226 (100.0%)
研究員	16 (30.8%)	36 (69.2%)	52 (100.0%)
職 員	204 (53.4%)	178 (46.6%)	382 (100.0%)
その他	16 (59.3%)	11 (40.7%)	27 (100.0%)
全 体	596 (35.3%)	1,091 (64.7%)	1,687 (100.0%)

附属施設・研究機関の構成員のうち、専任者は596名(35.3%)であり、2022年度740名(41.0%)と比較して減少していた。また、研究員は全構成員のうち52名と2022年度(46名)に比べて若干増加しており、その中で専任者は16名(30.8%)であった。また、教員の70.6%が兼任であり、2022年度(62.0%)より8.6ポイント増加していた。

表10-4.附属施設の財政基盤について【複数回答】

	n= 回答課程数	大学の 予算内	国・自治体 の助成	民間の助成	その他
国立大学	10	8 80.0%	2 20.0%	0 0.0%	3 30.0%
公立大学	24	23 95.8%	7 29.2%	1 4.2%	5 20.8%
私立大学	48	48 100.0%	8 16.7%	0 0.0%	7 14.6%
全 体	82	79 96.3%	17 20.7%	1 1.2%	15 18.3%

附属施設・研究機関の財政基盤は、79校(96.3%)が大学の予算から捻出されており、2022度と同様に公立大学(95.8%)と私立大学(100.0%)でこの傾向が顕著であった。国・自治体からの助成は、国立大学(20.2%)、公立大学(29.2%)、私立大学(16.7%)であり、2022度と比べ国立大学(2022年度38.5%)は18.5ポイントの減少、公立大学(2022年度28.0%)は1.2ポイント、私立大学(2022年度10.0%)は6.7ポイントの増加となった。民間からの助成は公立大学の1件のみであった。その他(18.3%)の内訳は、受講料・研修参加費などであった。

表10-5.附属施設の活動内容について【複数回答】

	n= 回答課程数	市民向けの 生涯学習・ 健康教育	国際交流	共同研究	教員や研究 員による看 護実践の提 供	看護職のた めの継続教 育	講師の派遣	その他
国立大学	10	4 40.0%	3 30.0%	5 50.0%	1 10.0%	9 90.0%	4 40.0%	4 40.0%
公立大学	24	16 66.7%	3 12.5%	11 45.8%	10 41.7%	21 87.5%	12 50.0%	12 50.0%
私立大学	48	24 50.0%	8 16.7%	21 43.8%	21 43.8%	43 89.6%	19 39.6%	7 14.6%
全 体	82	44 53.7%	14 17.1%	37 45.1%	32 39.0%	73 89.0%	35 42.7%	23 28.0%

附属施設・研究機関の活動内容では、看護職のための継続教育(89.0%)が最も多く、次いで市民向けの生涯学習・健康教育(53.7%)、共同研究(45.1%)、講師の派遣(42.7%)、教員や研究員による看護実践の提供(39.0%)、国際交流(17.1%)の順であった。その他の項目では、特定行為研修や認定看護師教育課程が最も多く、研究支援、地域貢献、受託研究、キャリア支援等が含まれていた。

11.国際交流の状況について

表11-1.国際交流協定校・施設(姉妹校を含む)の有無

	あ る	な い	合 計
国立大学	35 (85.4%)	6 (14.6%)	41 (100.0%)
公立大学	42 (84.0%)	8 (16.0%)	50 (100.0%)
私立大学	113 (57.1%)	85 (42.9%)	198 (100.0%)
全 体	190 (65.7%)	99 (34.3%)	289 (100.0%)

国際交流協定を結んでいる大学は、190校(65.7%)であり、187校(66.5%)→188校(66.4%)→190校(65.7%)と横ばいであった。設置主体別では、国立大学(85.4%)、公立大学(84.0%)、私立大学(57.1%)の順であり、2022度と同様に国立大学(2022年度90.7%)が最も高い割合となった。

表11-2.協定校・施設のある国及び学校数

国 名	学校数	国 名	学校数
TOTAL [n=187、国数=61]	1,451	ロシア	27
アメリカ	286	スペイン	21
中国	223	マレーシア	20
韓国	141	ブラジル	15
タイ	100	モンゴル	15
台湾	73	シンガポール	13
オーストラリア	68	ミャンマー	10
ベトナム	58	メキシコ	10
イギリス	53	フィンランド	9
インドネシア	52	イタリア	8
カナダ	42	ニュージーランド	8
フィリピン	39	ポーランド	7
ドイツ	37	スイス	5
フランス	33	バングラデシュ	4
インド	27	その他	47

※上記の他、「カナダ他58か国、地域」といった回答あり

国際交流協定校は、アジア(12カ国)752件が国数・件数ともに最も多く、次いで、北米(2カ国)319件、ヨーロッパ(8カ国)189件、オセアニア(2カ国)77件、中南米(2カ国)24件で、合計58カ国1,416件であった。2020年度(59カ国、1,528件)と2021年度(57カ国、1,516件)の比較では約100件の減少となった。コロナ禍前の2019年度(83カ国、1,620件)と比較して、ここ数年減少している背景要因として新型コロナウイルス感染症の影響が推察される。国別では、アメリカが288件と最も多く、次いで、中国が221件、韓国129件、タイ94件、台湾83件、オーストラリア67件の順であった。

表11-3.在学生の留学先と公費補助の有無

(人)

国 名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=26、国数=45]	368 (100.0%)	67 (18.2%)
アメリカ	89 (24.2%)	31 (34.8%)
オーストラリア	87 (23.6%)	0
カナダ	40 (10.9%)	5 (12.5%)
台湾	26 (7.1%)	5 (19.2%)
フィリピン	20 (5.4%)	7 (35.0%)
ベトナム	17 (4.6%)	0
イギリス	16 (4.3%)	0
タイ	15 (4.1%)	1 (6.7%)
韓国	14 (3.8%)	9 (64.3%)
モンゴル	8 (2.2%)	6 (75.0%)
シンガポール	5 (1.4%)	0
マレーシア	4 (1.1%)	0
ウガンダ	3 (0.8%)	0
スイス	3 (0.8%)	0
スウェーデン	3 (0.8%)	0
その他	18 (4.9%)	3 (16.7%)

在学生の留学先は、アジア(7カ国)76名、北米(2カ国)67名、オセアニア(2カ国)50名、ヨーロッパ(4カ国)27名で、合計17カ国224名であった。2020年度(5カ国、9名)、2021年度(7カ国、9名)と比較すると、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に改善され、2022年度(17カ国、224名)はコロナ禍前(2019年度の22カ国、205名)と同様になっている。留学先は、オーストラリア(47名)が多く、アメリカ(35名)、カナダ(32名)の順であった。公費補助による留学生は48名(21.4%)であり、2020年度1名、2021年度0名に比べると増加している。

表11-4.留学生の受け入れと公費補助の有無

(人)

国 名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=48、国数=30]	270 (100.0%)	79 (29.3%)
中国	83 (30.7%)	1 (1.2%)
台湾	26 (9.6%)	6 (23.1%)
韓国	24 (8.9%)	0
アメリカ	23 (8.5%)	20 (87.0%)
タイ	23 (8.5%)	8 (34.8%)
イギリス	11 (4.1%)	5 (45.5%)
インド	10 (3.7%)	10 (100.0%)
シンガポール	10 (3.7%)	0
モンゴル	9 (3.3%)	8 (88.9%)
スウェーデン	6 (2.2%)	0
バングラデシュ	6 (2.2%)	3 (50.0%)
ベトナム	6 (2.2%)	0
ガーナ	4 (1.5%)	4 (100.0%)
スイス	4 (1.5%)	0
インドネシア	3 (1.1%)	1 (33.3%)
ラオス	3 (1.1%)	3 (100.0%)
香港	3 (1.1%)	0
カンボジア	2 (0.7%)	2 (100.0%)
ネパール	2 (0.7%)	2 (100.0%)
フィリピン	2 (0.7%)	0
その他	10 (3.7%)	6 (60.0%)

留学生の受け入れは、合計25カ国174名であり、アジア(14カ国)156名、アフリカ(6カ国)7名、ヨーロッパ(1カ国)6名、北米(1カ国)2名、中東(1カ国)1名、オセアニア(2カ国)2名であった。国別では、2021年度と同様に中国(2021年度94名)からの留学生が75名と最も多く、次いで韓国(2021年度16名)が20名、インド(2021年度0名)が10名、ベトナム(2021年度14名)が10名の順であった。公費補助による留学は27名(15.5%)であり、2020年度11名(7.5%)、2021年度7名(4.5%)から比べると増加している。2020年度と2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため海外渡航の制限の影響を受けていることが推察される。

※受入れ人数においては、全体の人数のうち各国・地域の人数が占める割合を算出。

内、公費補助においては、該当の国・地域の人数のうち、公費補助による人数が占める割合を算出。

表11-5.教員の短期海外派遣と公費補助の有無
(人)

国 名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=24、国数=29]	84 (100.0%)	32 (38.1%)
アメリカ	20 (23.8%)	7 (35.0%)
韓国	11 (13.1%)	3 (27.3%)
インドネシア	5 (6.0%)	0
オーストラリア	5 (6.0%)	2 (40.0%)
ラオス	5 (6.0%)	1 (20.0%)
タイ	4 (4.8%)	2 (50.0%)
中国	4 (4.8%)	0
スウェーデン	3 (3.6%)	2 (66.7%)
バングラデシュ	3 (3.6%)	2 (66.7%)
イギリス	2 (2.4%)	2 (100.0%)
スイス	2 (2.4%)	0
デンマーク	2 (2.4%)	2 (100.0%)
フランス	2 (2.4%)	1 (50.0%)
イタリア	1 (1.2%)	0
ウガンダ	1 (1.2%)	1 (100.0%)
オーストリア	1 (1.2%)	0
カナダ	1 (1.2%)	0
ギリシャ	1 (1.2%)	0
スリランカ	1 (1.2%)	0
セネガル	1 (1.2%)	1 (100.0%)
タンザニア	1 (1.2%)	1 (100.0%)
トルコ	1 (1.2%)	1 (100.0%)
ネパール	1 (1.2%)	0
フィリピン	1 (1.2%)	1 (100.0%)
フィンランド	1 (1.2%)	1 (100.0%)
ベルギー	1 (1.2%)	0
ポルトガル	1 (1.2%)	1 (100.0%)
マラウイ	1 (1.2%)	0
リトアニア	1 (1.2%)	1 (100.0%)

※派遣人数においては、全体の人数のうち各国・地域の人数が占める割合を算出。

内、公費補助においては、該当の国・地域の人数のうち、公費補助による人数が占める割合を算出。

教員(医療系資格を持たない教員も含む)の短期海外派遣(6カ月未満)は、2022年度においてアジア(9カ国)29名、北米(1カ国)14名、ヨーロッパ(4カ国)6名、中南米(1カ国)5名の順であり、合計19カ国59名であった。2020年度(2カ国、5名)、2021年度(4カ国、7名)に比べると大幅に増加した。国別では、アメリカが14名、インドネシア9名であった。公費補助による短期海外派遣は16名(27.1%)であり、2020年度(2名)および2021年度(3名)に比べると増加している。2020年度と2021年度も新型コロナウイルス感染症の影響が関与していると考えられる。

表11-6.教員の長期海外派遣と公費補助の有無
(人)

国 名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=1、国数=1]	1 (100.0%)	1 (100.0%)
オランダ	1 (100.0%)	1 (100.0%)

長期海外派遣(6カ月以上)では、2022年度は2021年度と同様に実績がなく、2020年度のアメリカ合衆国2名を下回った。2022年度も新型コロナウイルス感染症拡大のため海外渡航の制限の影響を受けていることが推察される。

表11-7.海外からの学生以外の受け入れと公費補助の有無
(人)

国 名	人数	内、公費補助
TOTAL [n=33、国数38]	222 (100.0%)	46 (20.7%)
タイ	49 (22.1%)	1 (2.0%)
中国	30 (13.5%)	4 (13.3%)
アメリカ	29 (13.1%)	3 (10.3%)
インドネシア	16 (7.2%)	0
韓国	14 (6.3%)	0
イギリス	10 (4.5%)	0
インド	10 (4.5%)	0
香港	9 (4.1%)	2 (22.2%)
ノルウェー	8 (3.6%)	5 (62.5%)
台湾	8 (3.6%)	1 (12.5%)
フィンランド	3 (1.4%)	1 (33.3%)
ガーナ	2 (0.9%)	2 (100.0%)
ケニア	2 (0.9%)	2 (100.0%)
コートジボワール	2 (0.9%)	2 (100.0%)
セネガル	2 (0.9%)	2 (100.0%)
タンザニア	2 (0.9%)	0
トルコ	2 (0.9%)	1 (50.0%)
マダガスカル	2 (0.9%)	2 (100.0%)
モンゴル	2 (0.9%)	0
リベリア	2 (0.9%)	2 (100.0%)
その他	18 (8.1%)	16 (88.9%)

※受け入れ人数においては、全体の人数のうち各国・地域の人数が占める割合を算出。
内、公費補助においては、該当の国・地域の人数のうち、公費補助による人数が占める割合を算出。

海外からの学生以外(教員、研究者、実践家等)の受け入れは、アジア(6カ国)38名、アフリカ(5カ国)14名、北米(2カ国)4名、ヨーロッパ(1カ国)2名等の合計27カ国71名であった。2020年度(12カ国、20名)と2021年度(15カ国、26名)に比べると大幅に増加していた。国別では、タイが11名と最も多く、次いでインドネシア10名、中国8名、リベリア6名の順であった。公費補助による受け入れも、42名(59.2%)と、2020年度の12名(60.0%)、2021年度の13名(50.0%)と比べると大幅に増加していた。

**表11-8.海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における
大学独自の経済的支援の有無**

	あ る	な い	合 計
学生の受入	91 (37.0%)	155 (63.0%)	246 (100.0%)
学生の派遣	117 (47.2%)	131 (52.8%)	248 (100.0%)
教員の受入	41 (17.3%)	196 (82.7%)	237 (100.0%)
教員の派遣	66 (27.5%)	174 (72.5%)	240 (100.0%)

※大学独自の経済的支援・・・奨学金、学費免除、生活費支援、宿舍などの提供を意味する。

海外からの学生・教員の受け入れや派遣における大学独自の経済的支援の内訳は、学生の派遣107校(44.4%)が最も多く、次いで、学生の受け入れ83校(35.5%)、教員の派遣65校(27.8%)、教員の受け入れ38校(16.4%)の順であった。

12.ハラスメント、コンプライアンスに関する取り組みについて

表12-1.ハラスメントに関する専門委員会の有無

	相談窓口のみ	委員会のみ	両方ある	両方ない	合 計
国立大学	1 (2.4%)	0 (0.0%)	40 (97.6%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
公立大学	1 (2.0%)	1 (2.0%)	48 (96.0%)	0 (0.0%)	50 (100.0%)
私立大学	10 (5.1%)	1 (0.5%)	187 (94.4%)	0 (0.0%)	198 (100.0%)
全 体	12 (4.2%)	2 (0.7%)	275 (95.2%)	0 (0.0%)	289 (100.0%)

ハラスメントに関する取り組みについて相談窓口と委員会の両方がある大学は275校(95.2%)であり、265校(94.3%)→262校(92.6%)→275校(95.2%)と横ばいであった。設置主体別では、国立大学が40校(97.6%)、公立大学が48校(96.0%)、私立大学が187校(94.4%)の順に割合が高く、2022年度に比べると公立大学(2022年度47校94.0%)と私立大学(2022年度173校91.1%)が若干増加していた。また、相談窓口のみの大学は12校(4.2%)であり、国立大学が1校(2.4%)、公立大学が1校(2.0%)、私立大学が10校(5.1%)であった。一方、委員会のみ大学は、私立大学が1校(0.5%)、公立大学が1校(2.0%)であった。

表12-2.ハラスメント事例の発生について

	あった	なかった	回答できない	合 計
国立大学	5 (12.2%)	15 (36.6%)	21 (51.2%)	41 (100.0%)
公立大学	6 (12.0%)	33 (66.0%)	11 (22.0%)	50 (100.0%)
私立大学	39 (19.9%)	100 (51.0%)	57 (29.1%)	196 (100.0%)
全 体	50 (17.4%)	148 (51.6%)	89 (31.0%)	287 (100.0%)

ハラスメント事例の発生は、50校(17.4%)が「あった」と回答し、38校(13.4%)→43校(15.2%)→50校(17.4%)と増加傾向にあった。設置主体別では、私立大学が39校(19.9%)、国立大学5校(12.2%)、公立大学が6校(12.0%)の順に割合が多かった。一方、「回答できない」と答えた大学は89校(31.0%)にみられ、国立大学の約半数で回答が得られなかった。

表12-3.発生したハラスメント事例について〔複数回答〕

	n=回答 課程数	教職員から 学生	教職員から 教職員	学生から 学生	その他	回答 できない
国立大学	5	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%
公立大学	6	3 50.0%	4 66.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%
私立大学	39	18 46.2%	20 51.3%	2 5.1%	2 5.1%	2 5.1%
全 体	50	23 46.0%	25 50.0%	3 6.0%	3 6.0%	4 8.0%

ハラスメント事例の内訳は、「教職員から教職員」が25校(50.0%)と最も多く、次いで「教職員から学生」が23校(46.0%)、「学生から学生」が3校(6.0%)であった。その他の3校(6.0%)のうち、1校は実習関連であった。「回答できない」と答えた大学は4校(8.0%)であった。

表12-4.コンプライアンスに関する専門委員会の有無

	あ る	な い	合 計
国立大学	40 (97.6%)	1 (2.4%)	41 (100.0%)
公立大学	40 (80.0%)	10 (20.0%)	50 (100.0%)
私立大学	154 (78.6%)	42 (21.4%)	196 (100.0%)
全 体	234 (81.5%)	53 (18.5%)	287 (100.0%)

コンプライアンスに関する専門委員会は、234校(81.5%)に設置されており、219校(78.2%)→228校(80.9%)→234校(81.5%)と割合は若干の増加傾向にあった。設置主体別では、国立大学が40校(97.6%)と最も多く、公立大学が40校(80.0%)、私立大学が154校(78.6%)であった。

表12-5.利益相反に関するポリシーの有無

	あ る	な い	合 計
国立大学	40 (97.6%)	1 (2.4%)	41 (100.0%)
公立大学	43 (86.0%)	7 (14.0%)	50 (100.0%)
私立大学	162 (82.2%)	35 (17.8%)	197 (100.0%)
全 体	245 (85.1%)	43 (14.9%)	288 (100.0%)

利益相反に関するポリシーがあると回答した大学は245校(85.1%)であり、230校(82.7%)→239校(83.1%)→245校(85.1%)と増加傾向にあった。設置主体別では、国立大学が40校(97.6%)、公立大学が43校(86.0%)、私立大学が162校(82.2%)であった。

表12-6.利益相反に関する個人の金銭的情報の報告義務の有無

	あ る	な い	合 計
国立大学	40 (100.0%)	0 (0.0%)	40 (100.0%)
公立大学	39 (78.0%)	11 (22.0%)	50 (100.0%)
私立大学	135 (68.5%)	62 (31.5%)	197 (100.0%)
全 体	214 (74.6%)	73 (25.4%)	287 (100.0%)

利益相反に関する個人の金銭的情報の報告義務については、214校(74.6%)が「ある」と回答し、198校(70.7%)→202校(72.1%)→214校(74.6%)と増加傾向であった。設置主体別では、国立大学が40校(100.0%)、公立大学が39校(78.0%)、私立大学が135校(68.5%)であった。

表12-7.報告義務について

	該当事項の有無に関わらず定期的に報告する	該当事項がある場合に報告する	特に決まっていない	合 計
国立大学	28 (70.0%)	12 (30.0%)	0 (0.0%)	40 (100.0%)
公立大学	15 (38.5%)	24 (61.5%)	0 (0.0%)	39 (100.0%)
私立大学	57 (42.9%)	70 (52.6%)	6 (4.5%)	133 (100.0%)
全 体	100 (47.2%)	106 (50.0%)	6 (2.8%)	212 (100.0%)

報告の義務としては、「該当事項がある場合に報告する」が106校(50.0%)であり、106校(54.1%)→109校(54.2%)→106校(50.0%)と減少した。また、「該当事項の有無に関わらず定期的に報告する」が100校(47.2%)であり、84校(42.9%)→86校(42.8%)→100校(47.2%)と増加した。「特に決まっていない」が6校(2.8%)であり、6校(3.1%)→6校(3.0%)→6校(2.8%)とほぼ同様であった。

13.学修支援などについて

表13-1.障がいのある学生への就業支援や相談に関する専門の窓口や委員会の有無

	相談窓口のみ	委員会のみ	両方ある	いずれもない	合 計
国立大学	6 (15.0%)	0 (0.0%)	33 (82.5%)	1 (2.5%)	40 (100.0%)
公立大学	10 (20.0%)	2 (4.0%)	26 (52.0%)	12 (24.0%)	50 (100.0%)
私立大学	38 (19.2%)	7 (3.5%)	117 (59.1%)	36 (18.2%)	198 (100.0%)
全 体	54 (18.8%)	9 (3.1%)	176 (61.1%)	49 (17.0%)	288 (100.0%)

障がいのある学生への就業支援や相談に関する専門の窓口や委員会については、「両方ある」との回答が176校(61.1%)と最も多く、次いで、「相談窓口のみ」が54校(18.8%)、「いずれもない」が49校(17.0%)であり、「委員会のみ」は9校(3.1%)と少数であった。2021年度からの3年間の変化については、「両方ある」(55.0%→59.5%→61.1%)が増加、「委員会のみ」(2.5%→3.6%→3.1%)、「相談窓口のみ」(20.9%→17.2%→18.8%)は増減があり、「いずれもない」(21.6%→19.7%→17.0%)は減少していた。設置主体別の割合でみると、「両方ある」は、国立大学で33校(82.5%)、私立大学で117校(59.1%)、公立大学で26校(52.0%)の順に割合が高く、反対に「いずれもない」は、公立大学で12校(24.0%)、私立大学で36校(18.2%)、国立大学で1校(2.5%)であった。

表13-2.大学入学前教育の実施

	実施している	実施していない	今後の実施を検討中	合 計
国立大学	9 (22.0%)	32 (78.0%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
公立大学	26 (52.0%)	23 (46.0%)	1 (2.0%)	50 (100.0%)
私立大学	195 (99.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	197 (100.0%)
全 体	230 (79.9%)	57 (19.8%)	1 (0.3%)	288 (100.0%)

回答があった288校のうち、大学入学前教育を「実施している」と回答した大学は230校(79.9%)、「実施していない」と回答した大学は57校(19.8%)、「今後の実施を検討中」と回答した大学は1校(0.3%)であった。2021年度からの3年間の変化については、「実施している」(76.6%→78.0%→79.9%)は増加傾向にあり、逆に「実施していない」(22.3%→20.6%→19.8%)は減少傾向にあった。設置主体別に見ると、入学前教育を「実施している」と回答したのは、国立大学では9校(25.6%→20.9%→22.0%)、公立大学では26校(42.0%→52.0%→52.0%)、私立大学では195校(97.4%→97.9%→99.0%)であり、2021年度からの3年間の変化については、私立大学では「実施している」が増加傾向にあり、かつ実施している大学の割合が高かった。

表13-3.大学入学前教育の対象者〔複数回答〕

	n=回答課程数	A0入学予定者	推薦入学予定者	全入学予定者	その他
国立大学	9	2 22.2%	7 77.8%	0 0.0%	0 0.0%
公立大学	26	2 7.7%	19 73.1%	5 19.2%	2 7.7%
私立大学	193	67 34.7%	102 52.8%	85 44.0%	18 9.3%
全 体	228	71 31.1%	128 56.1%	90 39.5%	20 8.8%

大学入学前教育の対象者については、「推薦入学予定者」が128校(56.1%)と多く、「全入学予定者」が90校(39.5%)、「A0入学予定者」が71校(31.1%)であった。2021年度からの変化については、それぞれ「推薦入学予定者」(60.5%→60.6%→56.1%)、「全入学予定者」(37.7%→38.5%→39.5%)、「A0入学予定者」(33.5%→33.5%→31.1%)であり、「全入学予定者」が微増していた。

表13-4.大学入学前教育の学習形態〔複数回答〕

	n= 回答課程数	e-learning	集合教育 (集中講座・ セミナー等)	課題・レポート 提出	その他
国立大学	9	5 55.6%	2 22.2%	6 66.7%	2 22.2%
公立大学	26	5 19.2%	6 23.1%	18 69.2%	5 19.2%
私立大学	194	75 38.7%	42 21.6%	142 73.2%	29 14.9%
全 体	229	85 37.1%	50 21.8%	166 72.5%	36 15.7%

学習形態は、回答をされた229校のうち、「e-learning」は85校(37.1%)、「集中教育」は50校(21.8%)、「課題・レポート提出」は166校(72.5%)、「その他」36校(15.7%)であった。2021年度からの変化については、それぞれ「e-learning」(35.5%→33.8%→37.1%)、「集中教育」(20.6%→21.5%→21.8%)、「課題・レポート提出」(72.0%→72.6%→72.5%)であった。

表13-5.大学入学前教育の実施体制

	大学が単独で 実施	外部に委託	大学と外部委託 の両方	高校と大学が 連携して実施	その他	合計
国立大学	8 (88.9%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (100.0%)
公立大学	16 (61.5%)	3 (11.5%)	5 (19.2%)	1 (3.8%)	1 (3.8%)	26 (100.0%)
私立大学	80 (41.0%)	51 (26.2%)	56 (28.7%)	5 (2.6%)	3 (1.5%)	195 (100.0%)
全 体	104 (45.2%)	54 (23.5%)	62 (27.0%)	6 (2.6%)	4 (1.7%)	230 (100.0%)

実施体制は230校のうち、「大学が単独で実施」が104校(45.2%)、次いで「大学と外部委託の両方」が62校(27.0%)、「外部に委託」が54校(23.5%)、「高校と大学が連携して実施」が6校(2.6%)であった。2021年度からの変化については、「大学が単独で実施」(47.2%→45.5%→45.2%)、「大学と外部委託の両方」(25.9%→28.2%→27.0%)、「外部に委託」(24.5%→22.3%→23.5%)、「高校と大学が連携して実施」(2.3%→2.3%→2.6%)であった。

表13-6.大学入学前教育の費用負担

	全額大学負担	全額自己負担	一部大学／ 一部自己負担	その他	合計
国立大学	4 (44.4%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (22.2%)	9 (100.0%)
公立大学	8 (30.8%)	12 (46.2%)	1 (3.8%)	5 (19.2%)	26 (100.0%)
私立大学	82 (42.7%)	65 (33.9%)	37 (19.3%)	8 (4.2%)	192 (100.0%)
全 体	94 (41.4%)	80 (35.2%)	38 (16.7%)	15 (6.6%)	227 (100.0%)

費用負担は227校のうち、「全額大学負担」が94校(41.4%)、「全額自己負担」が80校(35.2%)、「一部大学／一部自己負担」が38校(16.7%)、「その他」が15校(6.6%)であった。2021年度からの変化については、「全額大学負担」(37.5%→40.9%→41.4%)、「全額自己負担」(34.3%→35.0%→35.2%)、「一部大学／一部自己負担」(21.3%→18.2%→16.7%)、「その他」(6.9%→5.9%→6.6%)であり、「全額大学負担」及び「全額自己負担」は増加傾向、「一部大学／一部自己負担」は減少傾向にあった。

14. 大学と実習施設等の教育連携について

表14-1. 実習施設の研修等における組織としての支援状況

	支援している	支援していない	合 計
国立大学	27 (65.9%)	14 (34.1%)	41 (100.0%)
公立大学	29 (59.2%)	20 (40.8%)	49 (100.0%)
私立大学	76 (38.4%)	122 (61.6%)	198 (100.0%)
全 体	132 (45.8%)	156 (54.2%)	288 (100.0%)

実習施設の研修における組織としての支援状況は、「支援している」が132校(45.8%)であった。国立大学27校(65.9%)、公立大学29校(59.2%)に対し、私立大学76校(38.4%)であり、2021年度からの変化については、50.2%→48.8%→45.8%であり、減少傾向であった。設置主体別の割合でみると、2021年度より3年間で、国立大学(69.8%→69.8%→65.9%)、公立大学(56.0%→58.0%→59.2%)、私立大学(44.1%→41.6%→38.4%)と、国立大学と私立大学で減少し、公立大学で増加していた。

●組織として支援している内容の概要

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<https://www.janpu.or.jp/file/2023SurveyComments.pdf>

表14-2. 実習施設等と大学間における人事交流の制度や取り組み

	あ る	な い	合 計
国立大学	20 (50.0%)	20 (50.0%)	40 (100.0%)
公立大学	16 (32.7%)	33 (67.3%)	49 (100.0%)
私立大学	52 (26.4%)	145 (73.6%)	197 (100.0%)
全 体	88 (30.8%)	198 (69.2%)	286 (100.0%)

実習施設と大学間における人事交流の制度や取り組みが「ある」と回答した大学は88校(30.8%)であり、2021年度からの変化については、29.9%→30.9%→30.8%と大きな変化は見られなかった。「ある」と回答した大学について設置主体別の割合をみると、2021年度より3年間では、それぞれ国立大学(53.5%→51.2%→50.0%)、公立大学(30.0%→38.0%→32.7%)、私立大学(24.5%→24.3%→26.4%)であり、国立大学で減少していた。

●人事交流の制度や取り組みの内容の概要

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<https://www.janpu.or.jp/file/2023SurveyComments.pdf>

表14-3.実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み

	あ る	な い	合 計
国立大学	36 (87.8%)	5 (12.2%)	41 (100.0%)
公立大学	38 (79.2%)	10 (20.8%)	48 (100.0%)
私立大学	113 (57.1%)	85 (42.9%)	198 (100.0%)
全 体	187 (65.2%)	100 (34.8%)	287 (100.0%)

実習施設と大学間における共同研究や合同研修等の制度や取り組みの「ある」大学は187校(65.2%)、「ない」大学は100校(34.8%)であった。「ある」と回答した大学について設置主体別の割合をみると、2021年度より3年間では、それぞれ国立大学(83.7%→79.1%→87.8%)、公立大学(77.6%→80.0%→79.2%)、私立大学(51.1%→59.0%→57.1%)であった。

●共同研究や合同研修等の制度や取り組みの内容の概要

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<https://www.janpu.or.jp/file/2023SurveyComments.pdf>

表14-4.実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況

	導入している	導入していない	合 計
国立大学	31 (77.5%)	9 (22.5%)	40 (100.0%)
公立大学	37 (75.5%)	12 (24.5%)	49 (100.0%)
私立大学	81 (41.5%)	114 (58.5%)	195 (100.0%)
全 体	149 (52.5%)	135 (47.5%)	284 (100.0%)

臨床教授制度を導入している大学は、149校(52.5%)であった。2021年度からの3年間の変化をみると、53.0%→53.0%→52.5%であり、大きな変化はみられなかった。「導入している」と回答した大学について設置主体別の割合をみると、2021年度より3年間では、それぞれ国立大学(88.4%→85.7%→77.5%)、公立大学(70.0%→68.0%→75.5%)、私立大学(40.4%→41.7%→41.5%)であり、「国立大学」は減少傾向にあった。

●導入している臨床教授制度の内容の概要

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<https://www.janpu.or.jp/file/2023SurveyComments.pdf>

表14-5.臨地実習における課題や問題の有無

	あ る	な い	合 計
基 礎	259 (91.8%)	23 (8.2%)	282 (100.0%)
母 性	270 (95.4%)	13 (4.6%)	283 (100.0%)
小 児	264 (95.0%)	14 (5.0%)	278 (100.0%)
精 神	245 (88.4%)	32 (11.6%)	277 (100.0%)
成 人	254 (92.7%)	20 (7.3%)	274 (100.0%)
老 年	251 (91.9%)	22 (8.1%)	273 (100.0%)
在 宅	253 (92.0%)	22 (8.0%)	275 (100.0%)
その他	65 (81.3%)	15 (18.8%)	80 (100.0%)

7領域のいずれにおいても、臨地実習における課題や問題が「ある」と回答した割合は90%前後であり、2021年度より増減している。その中で最も割合の多い領域は、2022年度は小児であり、261校(95.6%)であったが、2023年度は母性270校(95.4%)であった。

表14-6.臨地実習における課題や問題の内容について〔複数回答〕

	n 回答 課程数	実 習 施 設 の 不 足 ／ 確 保 困 難	教 員 の 不 足	実 習 施 設 の 受 け 入 れ 条 件 が 厳 し い	実 習 先 の 職 員 か ら 受 け る ハ ラ ス メ ン ト	受 け 入 れ 人 数 の 制 限	男 子 学 生 受 入 れ の 制 限	実 習 先 の 看 護 師 ・ 保 健 師 ス タ フ の 不 足	受 持 ち 患 者 の 不 足	指 導 内 容 ・ 指 導 者 の 質 に 関 する 課 題	学 生 の 質 に 関 する 課 題	日 程 調 整 に 関 する 課 題	実 習 環 境 に 関 する 課 題	ト 力 ・ 患 者 等 利 用 者 か ら の 暴 言 ・ ハ ラ ス メ ン ト	課 題 実 習 謝 金 が 高 い な ど の	そ の 他 の 課 題
基 礎	259	69 26.6	185 71.4	92 35.5	14 5.4	126 48.6	9 3.5	106 40.9	97 37.5	84 32.4	111 42.9	79 30.5	90 34.7	10 3.9	14 5.4	16 6.2
母 性	270	177 65.6	146 54.1	133 49.3	12 4.4	171 63.3	78 28.9	101 37.4	198 73.3	64 23.7	102 37.8	93 34.4	86 31.9	0 0.0	23 8.5	19 7.0
小 児	264	153 58.0	160 60.6	112 42.4	15 5.7	154 58.3	10 3.8	100 37.9	188 71.2	69 26.1	101 38.3	91 34.5	89 33.7	3 1.1	18 6.8	20 7.6
精 神	245	105 42.9	142 58.0	95 38.8	9 3.7	123 50.2	5 2.0	91 37.1	121 49.4	62 25.3	79 32.2	72 29.4	76 31.0	43 17.6	15 6.1	16 6.5
成 人	254	61 24.0	172 67.7	80 31.5	19 7.5	131 51.6	10 3.9	117 46.1	116 45.7	94 37.0	115 45.3	67 26.4	102 40.2	18 7.1	14 5.5	20 7.9
老 年	251	106 42.2	145 57.8	95 37.8	16 6.4	142 56.6	13 5.2	138 55.0	43 17.1	88 35.1	101 40.2	65 25.9	90 35.9	16 6.4	11 4.4	16 6.4
在 宅	253	132 52.2	156 61.7	106 41.9	10 4.0	171 67.6	33 13.0	95 37.5	70 27.7	55 21.7	101 39.9	107 42.3	77 30.4	8 3.2	28 11.1	22 8.7
その他	65	26 40.0	35 53.8	20 30.8	0 0.0	31 47.7	1 1.5	15 23.1	11 16.9	24 36.9	16 24.6	22 33.8	20 30.8	0 0.0	3 4.6	11 16.9

※下段は％表示

50％以上、臨地実習における課題や問題がある内容では、「実習施設の不足／確保困難」（母性、小児、在宅）、「教員の不足」（全領域）、「受け入れ人数の制限」（基礎以外全領域）、「実習先の看護師・保健師スタッフの不足」（老年）、「受持ち患者の不足」（母性、小児）であった。2021年度からの3年間の変化を見ると、50％以上の大学が課題や問題があると回答した「実習施設の不足／確保困難」の領域数は横ばいであり、「実習施設の受け入れ条件が厳しい」は2023年度から該当領域がなくなった。一方、「教員の不足」は前年度40％台であったが、2023年度は7領域全てで50％以上となっていた。

各領域において最も多かった課題や問題について、2021年度からの変化を見ると、基礎では「教員の不足」（66.8％→70.1％→71.4％）と増加傾向にあり、母性では「実習施設の不足／確保困難」（65.6％）から「受け入れ人数の制限」（63.3％）、「受持ち患者の不足」（73.3％）へ変わり、小児では「受け入れ人数の制限」（58.3％）から「受持ち患者の不足」（68.7％→70.9％）と変化している。精神では「受け入れ人数の制限」（60.3％→56.9％→50.2％）から教員の不足（58.0％）へ変化した。成人は「教員の不足」（69.3％→68.8％→67.7％）、老年は「受け入れ人数の制限」（66.3％→56.6％）から「教員の不足」（60.4％→57.8％）に変化、在宅では「受け入れ人数の制限」（68.0％→71.0％→67.6％）が継続した。その他では「教員の不足」（51.5％→46.7％→53.8％）が最も多かった。

● 「その他の課題」の具体的内容

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<https://www.janpu.or.jp/file/2023SurveyComments.pdf>

15.保健師、助産師および養護教諭の教育課程について

表15-1.保健師教育課程の有無

	あ る	な い	合 計
国立大学	40 (97.6%)	1 (2.4%)	41 (100.0%)
公立大学	50 (100.0%)	0 (0.0%)	50 (100.0%)
私立大学	178 (89.9%)	20 (10.1%)	198 (100.0%)
全 体	268 (92.7%)	21 (7.3%)	289 (100.0%)

回答のあった289校中、保健師教育課程のある大学は268校(92.7%)であった。2021年度からの3年間の変化を見ると261校(92.6%)→260校(92.2%)→268校(92.7%)であり、大きな変化はなかった。その内訳は、2021年度から国立大学43校(97.7%)→42校(97.7%)→40校(97.6%)、公立大学49校(98.0%)→47校(94.0%)→50校(100%)、私立大学169校(89.9%)→171校(90.5%)→178校(89.9%)で、国立大学と私立大学はほぼ変化なく、公立大学は微増し全数となった。

表15-2.保健師教育課程の定員数 (人)

	学 部		大学院		専攻科		合 計	
	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均
国立大学	1,137 (32)	35.5	40 (6)	6.7	8 (1)	8.0	1,185 (38)	31.2
公立大学	1,878 (42)	44.7	34 (5)	6.8	30 (2)	15.0	1,942 (49)	39.6
私立大学	4,581 (170)	26.9	78 (10)	7.8	28 (2)	14.0	4,687 (178)	26.3
全 体	7,596 (244)	31.1	152 (21)	7.2	66 (5)	13.2	7,814 (265)	29.5

※()内の数値は、課程数を表す。

保健師教育課程数は、2020年度から260校→259校→257校、定員数(課程平均)は8,111(31.2)人→8,086(31.2)人→7,761(30.2)人であり、減少傾向にあった。また、大学院に保健師教育課程のある大学(課程平均)は、2020年度より13校(7.6)→16校(8.1)→18校(9.9)であり、微増していた。

表15-3.保健師課程の実習における課題や問題の有無

	あ る	な い	合 計
全 体	235 (89.7%)	27 (10.3%)	262 (100.0%)

保健師課程の実習における課題や問題が「ある」と回答した大学について、2020年度からの変化をみると、222校(88.1%)→230校(89.1%)→230校(91.3%)であった。

表15-4.保健師課程の実習における課題や問題の内容について〔複数回答〕

	n＝回答課程数	実習施設の不足／確保困難	教員の不足	実習施設の受け入れ条件が厳しい	実習先の職員から受けるハラスメント	受け入れ人数の制限	男子学生受け入れの制限	実習先の保健師スタッフの不足	経験できる事業の不足	指導内容・指導者の質に関する課題	学生の質に関する課題	日程調整に関する課題	実習環境に関する課題	患者等利用者からの暴力・暴言・ハラスメント	実習謝金が高いなどの課題	その他の課題
全 体	235	121 51.5	130 55.3	78 33.2	7 3.0	117 49.8	2 0.9	78 33.2	106 45.1	68 28.9	69 29.4	73 31.1	58 24.7	0 0.0	3 1.3	31 13.2

※下段は%表示

保健師課程の実習における課題や問題の内容について回答数が多かったのは、順に、「教員の不足」(55.3%)、「実習施設の不足／確保困難」(51.5%)、「受け入れ人数の制限」(49.8%)であった。最も多い課題や問題は、2021年度から継続して「教員の不足」(57.0%→51.7%→55.3%)であった。

●課題や問題の内容に関する自由記載

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<https://www.janpu.or.jp/file/2023SurveyComments.pdf>

表15-5.助産師教育課程の有無

	あ る	な い	合 計
国立大学	37 (90.2%)	4 (9.8%)	41 (100.0%)
公立大学	43 (86.0%)	7 (14.0%)	50 (100.0%)
私立大学	89 (45.6%)	106 (54.4%)	195 (100.0%)
全 体	169 (59.1%)	117 (40.9%)	286 (100.0%)

回答のあった286校中、助産師教育課程のある大学は、2021年度より162校(57.4%)→161校(57.5%)→169校(59.1%)と変化しており、その内訳は、国立大学40校(90.9%)→39校(90.7%)→37校(90.2%)、公立大学42校(84.0%)→39校(78.0%)→43校(86.0%)、私立大学80校(42.6%)→83校(44.4%)→89校(45.6%)であり、私立大学で増加していた。

表15-6.助産師教育課程の定員数 (人)

	学 部		大学院		専攻科・別科		合 計	
	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均
国立大学	165 (20)	8.3	97 (16)	6.1	0 (0)		262 (36)	7.3
公立大学	156 (15)	10.4	96 (15)	6.4	175 (15)	11.7	427 (42)	10.2
私立大学	363 (44)	8.3	184 (21)	8.8	338 (27)	12.5	885 (88)	10.1
全 体	684 (79)	8.7	377 (52)	7.3	513 (42)	12.2	1,574 (166)	9.5

※()内の数値は、課程数を表す。

助産師教育課程数は、2021年度からの変化をみると162校→161校→166校であり、定員数(課程平均)は、1,604(9.9)人→1,598(9.9)人→1,574(9.5)人であり減少していた。また、大学院に助産師教育課程のある大学(課程平均)は、2021年度より48校(8.4)→49校(8.7)→52校(7.3)であり、増加していた。

表15-7.助産師課程の実習における課題や問題の有無

	あ る	な い	合 計
全 体	164 (97.6%)	4 (2.4%)	168 (100.0%)

助産師課程の実習における課題や問題が「ある」と回答した大学は、2021年度からの変化を見ると、156校(96.9%)→157校(98.1%)→164校(97.6%)であった。

表15-8.助産師課程の実習における課題や問題の内容について〔複数回答〕

	n 回答課程数	困難 実習施設の不足／確保	教員の不足	実習施設の受け入れ条件が厳しい	実習先の職員から受けるハラスメント	受け入れ人数の制限	足助産師やスタッフの不足	受持ち患者の不足	指導内容・指導者の質に関する課題	学生の質に関する課題	日程調整に関する課題	実習環境に関する課題	暴力・暴言・ハラスメント	患者等利用者の暴行	課題 実習謝金が高いなどの課題	その他の課題
全 体	164	123 75.0	100 61.0	96 58.5	12 7.3	107 65.2	95 57.9	113 68.9	41 25.0	60 36.6	69 42.1	51 31.1	1 0.6	18 11.0	26 15.9	

※下段は%表示

助産師課程の実習における課題や問題の内容について回答数が多かったのは、順に、「実習施設の不足／確保困難」(75.0%)、「受持ち患者の不足」(68.9%)、「受け入れ人数の制限」(65.2%)であった。2021年度以降最も多い課題や問題であった「実習施設の不足／確保困難」は(75.6%→76.4%→75.0%)と推移している。

●自由記載

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<https://www.janpu.or.jp/file/2023SurveyComments.pdf>

表15-9.養護教諭一種教育課程の有無

	あ る	な い	合 計
国立大学	9 (23.1%)	30 (76.9%)	39 (100.0%)
公立大学	16 (33.3%)	32 (66.7%)	48 (100.0%)
私立大学	59 (30.4%)	135 (69.6%)	194 (100.0%)
全 体	84 (29.9%)	197 (70.1%)	281 (100.0%)

回答のあった281校中、養護教諭一種の教育課程のある大学は、2021年度からの変化をみると88校(31.5%)→87校(31.5%)→84校(29.9%)であり、その内訳は、国立大学10校(23.3%)→10校(23.3%)→9校(23.1%)、公立大学18校(36.0%)→18校(36.0%)→16校(33.3%)、私立大学60校(32.3%)→59校(32.2%)→59校(30.4%)であった。

表15-10.養護教諭一種教育課程の定員数 (人)

	学 部		別科・専攻科		合 計	
	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均	定員数 (課程数)	平均
国立大学	280 (9)	31.1	0 (0)		280 (9)	31.1
公立大学	306 (12)	25.5	0 (0)		306 (12)	25.5
私立大学	1,696 (48)	35.3	80 (1)	80.0	1,776 (48)	37.0
全 体	2,282 (69)	33.1	80 (1)	80.0	2,362 (69)	34.2

※()内の数値は、課程数を表す。

養護教諭一種の教育課程数は、2021年度から77校→70校→69校である。全定員数(課程平均)は、2,713(35.2)人→2,603(37.2)人→2,362(34.2)人であり、減少している。学部全体の平均定員数は、35.4人→36.0人→33.1人、別科・専攻科が29.0人→60.0人→80.0人であった。また、別科・専攻科に教育課程のある大学は2校→2校→1校となった。

表15-11.養護教諭一種教育課程の実習における課題や問題の有無

	あ る	な い	合 計
全 体	65 (82.3%)	14 (17.7%)	79 (100.0%)

養護教諭一種教育課程の実習における課題や問題が「ある」と回答した大学は、2021年度から70校(81.4%)→65校(79.3%)→65校(82.3%)であった。

表15-12.養護教諭一種教育課程の実習における課題や問題の内容について【複数回答】

	n 回答 課程数	困難 実習 施設の 不足／ 確保	教員 の不足	実習 施設が 厳しい 受け入れ 条件	受け 入れ 人数の 制限	男子 学生 受け 入れの 制限	実習 学校側 のスタッ フの不足	指導 内容・指 導者の質 に関する 課題	学生 の質に 関する 課題	日程 調整に 関する 課題	実習 環境に 関する 課題	実習 先での 暴力・暴 言・ハラ スメント	実習 謝金が高 いなどの 課題	その他 の課題
全 体	65	18 27.7	28 43.1	23 35.4	5 7.7	1 1.5	3 4.6	4 6.2	9 13.8	39 60.0	4 6.2	2 3.1	0 0.0	5 7.7

※下段は%表示

最も多い課題や問題は、2021年度から3年間連続して「日程調整に関する課題」(60.0%→60.0%→60.0%)が多く、唯一、50%を超えていた。次いで、「教員の不足」(48.6%→43.1%→43.1%)であった。

●実習における課題や問題に関する自由記載

※具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照
<https://www.janpu.or.jp/file/2023SurveyComments.pdf>

16.大学、大学院の教育運営経費等について

※以下、表16から表21の「n」は回答課程数を示す。

表16-1.大学の初年度の学納金 平均金額(円)

	n	①入学金	n	②授業料	n	③実験・ 実習	n	④施設設 備費	n	⑤その他	n	②～⑤総額
国立大学	38	282,000.0	38	541,440.0	1	50,000.0	1	30,000.0	9	79,340.6	38	562,336.4
公立大学	50	347,042.0	50	537,624.0	10	58,490.0	3	91,666.7	25	78,749.4	50	594,196.7
私立大学	197	265,979.7	197	1,133,690.4	143	210,360.8	150	325,273.3	130	140,707.5	197	1,626,911.5
全 体	285	282,337.2	285	950,150.6	154	199,457.8	154	318,805.2	164	127,894.9	285	1,303,790.1

大学の初年度の学納金については、回答が280校あり、徴収名目が大学により異なっていた。入学金は平均30万円前後で大学差はみられないが、授業料等の金額の総額は国立大学は554,663.6円、公立大学は604,090.6円、私立大学は1,553,420.5円であった。

表16-2.助産師専攻科・別科の初年度の学納金 平均金額(円)

	n	①入学金	n	②授業料	n	③実験・ 実習	n	④施設設 備費	n	⑤その他	n	②～⑤総額
国立大学	0		0		0		0		0		0	
公立大学	16	239,175.0	16	531,750.0	1	200,000.0	0		10	21,943.0	16	557,964.4
私立大学	29	219,586.2	29	1,033,551.7	17	346,352.9	13	372,496.9	19	105,477.4	29	1,472,673.4
全 体	45	226,551.1	45	855,133.3	18	338,222.2	13	372,496.9	29	76,672.4	45	1,147,443.6

助産師専攻科・別科の学納金については、入学金は、公立大学、私立大学ともにほぼ同等であったが、授業料等の総額の平均は、私立は、1,469,551.2円であり、公立大学の約3倍であった。

表16-3.大学の保健師・助産師・養護教諭一種の学納金(別途徴収額)

	n	保健師選択者	n	助産師選択者	n	養護教諭一種
国立大学	0		2	125,000.0	0	
公立大学	1	70,000.0	1	60,000.0	1	80,000.0
私立大学	92	75,237.6	35	300,743.1	33	37,733.3
全 体	93	75,181.3	38	285,158.2	34	38,976.5

大学の保健師・助産師・養護教諭一種の別途徴収額については、保健師は平均92,229.1円であるが、助産師では平均285,300.3円徴収していた。

表16-4.看護系の大学院の初年度の学納金

平均金額(円)

	n	入学金	n	授業料	n	実験・ 実習費	n	施設 設備費	n	その他	n	総額
研究コース	197	262,787.8	198	658,896.5	15	116,200.0	64	162,575.0	73	57,793.2	198	1,003,017.2
国立大学	35	282,000.0	35	538,860.0	0		1	30,000.0	4	21,742.5	35	824,202.0
公立大学	45	346,115.6	45	534,502.2	1	50,000.0	1	150,000.0	13	27,810.8	45	893,096.5
私立大学	117	224,991.5	118	741,939.0	14	120,928.6	62	164,916.1	56	67,328.4	118	1,097,974.5

専門看護師課程	83	274,506.0	84	632,220.2	25	107,560.0	27	165,629.6	27	58,587.4	85	995,686.6
国立大学	15	282,000.0	15	542,940.0	0		1	30,000.0	3	24,726.7	15	831,885.3
公立大学	26	343,923.1	26	521,484.6	2	37,000.0	1	150,000.0	8	20,712.5	26	880,396.2
私立大学	42	228,857.1	43	730,320.9	23	113,695.7	25	171,680.0	16	83,873.8	44	1,119,654.1

ナースプラクティショナー課程	13	298,153.8	13	767,492.3	3	83,333.3	3	160,000.0	7	54,898.6	13	1,151,360.8
国立大学	1	282,000.0	1	535,800.0	0		0		0		1	817,800.0
公立大学	2	307,000.0	2	535,800.0	0		0		1	20,290.0	2	852,945.0
私立大学	10	298,000.0	10	837,000.0	3	83,333.3	3	160,000.0	6	60,666.7	10	1,244,400.0

保健師コース	20	281,050.0	20	678,400.0	7	116,571.4	8	147,500.0	3	2,596.7	20	1,059,639.5
国立大学	6	282,000.0	6	535,800.0	0		0		0		6	817,800.0
公立大学	4	324,750.0	4	535,800.0	0		0		1	2,790.0	4	861,247.5
私立大学	10	263,000.0	10	821,000.0	7	116,571.4	8	147,500.0	2	2,500.0	10	1,284,100.0

助産師コース	42	292,823.8	42	707,561.9	19	231,052.6	17	170,000.0	9	51,935.7	42	1,184,848.1
国立大学	11	282,000.0	11	535,800.0	0		0		2	46,735.0	11	826,297.3
公立大学	11	346,054.5	11	535,800.0	1	50,000.0	1	150,000.0	4	41,665.3	11	915,187.4
私立大学	20	269,500.0	20	896,500.0	18	241,111.1	16	171,250.0	3	69,096.7	20	1,530,364.5

養護教諭専修コース	5	327,400.0	5	701,480.0	1	50,000.0	2	130,000.0	1	50,000.0	5	1,100,880.0
国立大学	1	282,000.0	1	535,800.0	0		0		1	50,000.0	1	867,800.0
公立大学	2	352,500.0	2	535,800.0	0		0		0		2	888,300.0
私立大学	2	325,000.0	2	950,000.0	1	50,000.0	2	130,000.0	0		2	1,430,000.0

博士後期課程	102	283,502.0	103	618,024.3	6	189,300.0	29	176,041.4	36	49,325.6	103	976,606.0
国立大学	24	282,000.0	24	539,012.5	0		0		4	22,592.5	24	824,777.9
公立大学	31	332,683.9	31	538,064.5	1	535,800.0	1	150,000.0	12	33,475.9	31	905,829.4
私立大学	47	251,829.8	48	709,170.8	5	120,000.0	28	176,971.4	20	64,182.0	48	1,098,230.0

看護系の大学院の初年度の学納金については、各コース・課程において「その他」を含めた平均金額で一番高額な課程は助産師コースで1,184,848.1円であった。助産師コースは、私立大学では実験・実習経費を241,111.1円徴収していた。

表16-5.看護系の学部・学科、大学院の独自の奨学金

給付型奨学金										平均金額(円)
	n	大学(法人)		同窓会		保護者会等		附属病院等		給付型無し
国立大学	11	4	550,000.0	0		0		0		7
公立大学	17	9	2,061,322.2	1	150,000.0	0		0		8
私立大学	130	105	7,035,943.9	15	743,333.3	9	480,555.6	1	48,700,000.0	22
全 体	158	118	6,436,661.1	16	706,250.0	9	480,555.6	1	48,700,000.0	37

貸与型奨学金										平均金額(円)
	n	大学(法人)		同窓会		保護者会等		附属病院等		貸与型無し
国立大学	11	2	12,617,500.0	0		1	4,200,000.0	4	12,252,000.0	4
公立大学	17	8	4,330,000.0	1	100,000.0	0		1	900,000.0	7
私立大学	130	40	19,478,965.0	4	1,170,000.0	3	660,000.0	15	33,062,666.7	73
全 体	158	50	16,780,672.0	5	956,000.0	4	1,545,000.0	20	27,292,400.0	84

種類別の奨学金

	n	給付型のみ		貸与型のみ		給付型+貸与型	
国立大学	11	4	36.4%	7	63.6%	0	0.0%
公立大学	17	7	41.2%	8	47.1%	2	11.8%
私立大学	130	73	56.2%	22	16.9%	35	26.9%
全 体	158	84	53.2%	37	23.4%	37	23.4%

看護系の学部・学科、大学院の独自の奨学金について、回答した大学のうち半数以上の大学が、大学独自で給付型、貸与型等何らかの制度を持っていた。

表16-6.看護系の学部・学科、大学院の学内研究費

	n	教授	n	准教授	n	講師	n	助教	n	助手	n	その他
国立大学	28	339,406.9	28	225,926.4	24	178,709.0	28	115,883.4	8	81,211.5	4	64,588.8
公立大学	47	543,608.6	47	430,740.7	44	380,720.5	46	290,982.5	27	248,533.4	6	164,166.7
私立大学	184	369,770.0	184	334,372.0	177	300,846.2	182	249,796.2	123	175,463.9	23	406,243.5
全 体	259	398,033.5	259	340,135.9	245	303,226.5	256	242,550.2	158	183,178.2	33	320,816.8

看護系の学部・学科・大学院の教員の研究経費では、全ての職位において公立大学の平均金額が最も高額であった。職位が下位になるに従い研究費も低額となっていたが、特に国立大学では、金額格差が著明であり、助教は教授の3分の1程度であった。なお、全体における教授と助教の金額格差は、145,953.6円→158,413.4円→155,483.3円となっており2022年度から2023年度の差は若干ではあるが少なくなっている。

17.看護師養成のための実習経費等について

表17-1.看護学実習の平均施設数

	n	平均施設数
国立大学	36	54.7
公立大学	49	77.1
私立大学	192	68.3
全 体	277	68.1

看護学実習施設数の平均は、68.1施設であり、公立大学が77.1施設と他に比べ多かった。

表17-2.看護学実習の平均非常勤等の数 平均人数(人)

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	9	8.8	9	8.6	1	1.0
公立大学	15	7.5	23	9.8	0	
私立大学	80	7.4	122	14.1	5	3.8
全 体	104	7.5	154	13.1	6	3.3

看護学実習の非常勤教員の平均は7.5人、実習補助員は13.1人であった。看護学実習を担当する非常勤等の人数は、国立大学と公立大学では私立大学に比べやや少なめであった。

表17-3.看護学実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数

平均日数(日)

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	7	207.3	9	115.9	1	144.0
公立大学	13	475.3	22	396.2	0	
私立大学	72	346.6	115	468.2	5	100.6
全 体	92	354.2	146	435.6	6	107.8

1校あたりの平均年間勤務日数は、全体では非常勤教員は354.2日、実習補助員は435.6日であった。ただし、非常勤等については大学により雇用する方針が異なっており、非常勤等を相当数雇用しているところとそうではないところでは大きな隔りがあった。

表17-4.看護学実習の非常勤教員の時間給:最頻値、最低額、最高額

平均金額(円)

	n	最頻値	n	最低額	n	最高額
国立大学	16	2,253.1	25	1,225.9	28	2,226.1
公立大学	33	1,782.7	36	1,187.2	47	2,322.4
私立大学	165	2,094.5	181	1,142.9	193	2,975.7
全 体	214	2,058.3	242	1,158.1	268	2,782.8

非常勤教員の時間給の最頻値は、平均2,058.3円であった。公立大学は他に比べ2割程度低額であった。

表17-5.看護学実習の学生1日あたり1人分の実習委託料

平均金額(円)

	n	最低額	n	最高額
病院等	242	1,158.1	268	2,782.8
その他	158	1,213.1	208	2,813.5

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～ 499円	500円～ 999円	1000円～ 1499円	1500円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円 以上
病院等	242 (100.0%)	13 (5.4%)	38 (15.7%)	129 (53.3%)	36 (14.9%)	23 (9.5%)	3 (1.2%)
その他	158 (100.0%)	7 (4.4%)	34 (21.5%)	70 (44.3%)	27 (17.1%)	15 (9.5%)	5 (3.2%)

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～ 999円	1000円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円～ 4999円	5000円～ 7999円	8000円 以上
病院等	268 (100.0%)	5 (1.9%)	75 (28.0%)	103 (38.4%)	62 (23.1%)	19 (7.1%)	4 (1.5%)
その他	208 (100.0%)	5 (2.4%)	55 (26.4%)	52 (25.0%)	69 (33.2%)	24 (11.5%)	3 (1.4%)

病院等への1日あたりの実習委託料の最高額は約7割が1,000円台～3,000円未満であり、5,000円以上支払っているところが6.6%あった。その他の施設の最高額は、1,000円台～3,000円未満が約5割であり、5,000円以上が10.2%と病院等よりも割合が多いが、8,000円以上は2.0%とほぼ病院等と同様であった。

表17-6.看護学実習における学生への補助の有無

	n	ある	ない
国立大学	39 (100.0%)	10 (25.6%)	29 (74.4%)
公立大学	50 (100.0%)	18 (36.0%)	32 (64.0%)
私立大学	195 (100.0%)	56 (28.7%)	139 (71.3%)
全 体	284 (100.0%)	84 (29.6%)	200 (70.4%)

看護実習学生への補助は、全体で29.6%に補助があり、公立大学が36.0%で国立大学、私立大学よりやや高かった。

表17-7.在宅看護学実習の平均施設数

	n	訪問看護 ステーション	n	病院の地域連 携部門等	n	その他
国立大学	36	10.0	10	3.2	15	8.7
公立大学	48	13.8	19	3.8	20	10.7
私立大学	179	13.8	65	4.7	57	10.1
全 体	263	13.2	94	4.3	92	10.0

在宅看護の実習には平均13.2箇所の訪問看護ステーションの他に地域連携の施設やその他の施設も多く用いられていた。

表17-8.在宅看護学実習の実習担当者数

平均人数(人)

	n	実習担当者
国立大学	7	2.6
公立大学	22	2.4
私立大学	97	3.8
全 体	126	3.5

在宅看護学実習の実習担当者数は、国立大学、公立大学、に比べて私立大学でやや多かった。

表17-9.在宅看護学実習の非常勤教員の時間給:最頻値の平均額

平均金額(円)

	n	平均額
国立大学	6	1,855.0
公立大学	23	1,675.4
私立大学	111	2,125.1
全 体	140	2,039.6

在宅看護学実習の非常勤教員の最頻値の平均時間給は、公立大学では1,675.4円であったが、私立大学では2,125.1円であった。

表17-10.在宅看護学実習の学生1日あたり1人分の実習委託料

平均金額(円)

	n	最低額	n	最高額
訪問看護ステーション	250	1,689.2	259	2,526.9
病院の地域連携部門等	80	1,528.6	89	1,904.0
その他	86	1,656.3	91	2,062.4

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～ 499円	500円～ 999円	1000円～ 1499円	1500円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円 以上
訪問看護ステーション	250 (100.0%)	5 (2.0%)	24 (9.6%)	88 (35.2%)	31 (12.4%)	66 (26.4%)	36 (14.4%)
病院の地域連携部門等	80 (100.0%)	1 (1.3%)	10 (12.5%)	34 (42.5%)	8 (10.0%)	19 (23.8%)	8 (10.0%)
その他	86 (100.0%)	3 (3.5%)	8 (9.3%)	34 (39.5%)	10 (11.6%)	21 (24.4%)	10 (11.6%)

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～ 999円	1000円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円～ 4999円	5000円～ 7999円	8000円 以上
訪問看護ステーション	259 (100.0%)	12 (4.6%)	68 (26.3%)	75 (29.0%)	85 (32.8%)	18 (6.9%)	1 (0.4%)
病院の地域連携部門等	89 (100.0%)	9 (10.1%)	29 (32.6%)	35 (39.3%)	15 (16.9%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)
その他	91 (100.0%)	6 (6.6%)	36 (39.6%)	27 (29.7%)	19 (20.9%)	3 (3.3%)	0 (0.0%)

訪問看護ステーションへの学生1日あたり1人分の実習委託料の最高額は約6割が2,000円～5,000円未満であり、5,000円以上支払っているところが7.3%あった。病院の地域連携部門等とその他の施設の最高額は、ともに1,000円～3,000円未満が約7割であり、3,000円以上がそれぞれ18.0%、24.2%であった。

表17-11.在宅看護学実習における学生への補助の有無

	n	ある	ない
国立大学	38 (100.0%)	8 (21.1%)	30 (78.9%)
公立大学	50 (100.0%)	12 (24.0%)	38 (76.0%)
私立大学	190 (100.0%)	41 (21.6%)	149 (78.4%)
全 体	278 (100.0%)	61 (21.9%)	217 (78.1%)

在宅看護学実習の学生への実習補助は、全体では21.9%に補助があった。国立大学は21.1%、私立大学は21.6%であったが、公立大学では24.0%であった。

18.保健師養成のための実習経費等について

表18-1.保健師養成実習の平均施設数

	n	保健所	n	市区町村	n	地域包括支援センター	n	その他
国立大学	31	4.8	33	8.2	6	4.5	20	7.4
公立大学	45	5.0	46	10.5	14	5.5	22	11.0
私立大学	157	3.7	150	6.0	54	5.1	112	7.3
全 体	233	4.1	229	7.2	74	5.2	154	7.8

保健師養成の実習施設として、平均4.1施設の保健所、平均7.2施設の市区町村の施設、平均5.2施設の地域包括支援センターを利用していた。公立大学では市区町村の施設を実習場所として多く活用していた。

表18-2.保健師養成実習の平均非常勤等の数 平均人数(人)

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	7	3.1	4	4.0	0	
公立大学	7	2.6	14	2.4	0	
私立大学	30	2.1	49	4.0	1	1.0
全 体	44	2.3	67	3.7	1	1.0

保健師養成実習の担当者として、非常勤教員が44校、実習補助員が67校から回答があった。非常勤教員は平均2.3人、実習補助員は平均3.7人であった。

表18-3.保健師養成実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数 平均日数(日)

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	7	52.0	4	56.8	0	
公立大学	6	224.3	14	58.1	0	
私立大学	27	68.0	47	64.9	1	98.0
全 体	40	88.6	65	62.9	1	98.0

保健師養成実習の非常勤等年間総勤務日数について回答があった大学の1校あたりの平均は、非常勤教員が88.6日、実習補助員が62.9日であった。

表18-4.保健師養成実習の非常勤教員の時間給:最頻値の平均額 平均金額(円)

	n	平均額
国立大学	10	1,749.9
公立大学	22	1,805.0
私立大学	88	2,124.2
全 体	120	2,034.5

非常勤教員の時間給について回答があったのは、国立大学が10校、公立大学が22校、私立大学が88校であった。時間給最頻値の平均額が最も高かったのは私立大学で2,124.2円、最も低かったのは国立大学で1,749.9円で、その差は374.3円であった。

表18-5.保健師養成実習の学生1日あたり1人分の実習委託料

平均金額(円)

	n	最低額	n	最高額
保健所	119	1,147.1	133	1,424.7
市区町村	156	1,191.3	196	1,422.2
地域包括支援センター	64	1,590.2	71	1,827.0
その他	70	1,326.9	107	1,812.6

保健師養成実習の学生1日あたりの1日分の委託料について、保健所の平均最低額は1,147.1円、平均最高額は1,424.7円であり、277.6円の差があった。市区町村の平均最低額は1,191.3円、平均最高額は1,422.2円であり、230.9円の差があった。地域包括支援センターの平均最低額は1,590.2円、平均最高額は1,827.0円であり、222.4円の差があった。

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～ 499円	500円～ 999円	1000円～ 1499円	1500円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円 以上
保健所	119 (100.0%)	10 (8.4%)	33 (27.7%)	44 (37.0%)	13 (10.9%)	16 (13.4%)	3 (2.5%)
市区町村	156 (100.0%)	7 (4.5%)	35 (22.4%)	74 (47.4%)	14 (9.0%)	22 (14.1%)	4 (2.6%)
地域包括支援センター	64 (100.0%)	1 (1.6%)	5 (7.8%)	26 (40.6%)	13 (20.3%)	11 (17.2%)	8 (12.5%)
その他	70 (100.0%)	6 (8.6%)	7 (10.0%)	29 (41.4%)	13 (18.6%)	11 (15.7%)	4 (5.7%)

実習委託料の最低額のカテゴリー分布について、保健所、市区町村及び地域包括支援センターのいずれも1,000～1,499円が最も多く、次いで保健所、市区町村は500～999円、地域包括支援センターは1,500～1,999円の順であった。

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～ 999円	1000円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円～ 4999円	5000円～ 7999円	8000円 以上
保健所	133 (100.0%)	35 (26.3%)	69 (51.9%)	18 (13.5%)	7 (5.3%)	4 (3.0%)	0 (0.0%)
市区町村	196 (100.0%)	35 (17.9%)	116 (59.2%)	31 (15.8%)	11 (5.6%)	3 (1.5%)	0 (0.0%)
地域包括支援センター	71 (100.0%)	4 (5.6%)	39 (54.9%)	15 (21.1%)	10 (14.1%)	3 (4.2%)	0 (0.0%)
その他	107 (100.0%)	11 (10.3%)	49 (45.8%)	26 (24.3%)	18 (16.8%)	3 (2.8%)	0 (0.0%)

実習委託料の最高額のカテゴリー分布について、保健所、市区町村及び地域包括支援センターのいずれも1,000～1,999円が最も多く半数以上を占めた。

表18-6.保健師養成実習における学生への補助の有無

	n	ある	ない
国立大学	39 (100.0%)	8 (20.5%)	31 (79.5%)
公立大学	50 (100.0%)	11 (22.0%)	39 (78.0%)
私立大学	177 (100.0%)	55 (31.1%)	122 (68.9%)
全 体	266 (100.0%)	74 (27.8%)	192 (72.2%)

保健師養成実習における学生への補助について「ある」と回答したのは、国立大学が8校、公立大学が11校、私立大学が55校で、全体では回答した大学の27.8%であった。

19.助産師養成のための実習経費等について

表19-1.助産師養成実習の平均施設数

	n	病院	n	産科医院	n	助産院	n	その他
国立大学	32	3.3	16	2.4	22	2.1	12	3.5
公立大学	40	4.9	24	1.9	33	3.0	21	2.0
私立大学	83	4.2	52	2.1	74	2.8	42	2.5
全 体	155	4.2	92	2.1	129	2.7	75	2.5

回答した大学は155校で、助産師養成課程の実習施設として、平均4.2施設の病院、平均2.1施設の産科医院、平均2.7施設の助産院を利用していた。病院と助産院を利用している大学が多かった。

表19-2.助産師養成実習の平均非常勤等の数 平均人数(人)

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	3	3.0	6	1.8	0	
公立大学	7	3.0	16	2.9	0	
私立大学	24	2.4	32	5.0	1	1.0
全 体	34	2.6	54	4.0	1	1.0

非常勤教員は平均2.6人、実習補助員は平均4.0人であった。全体でみると非常勤教員よりも実習補助員として雇用している大学の方が多かった。

表19-3.助産師養成実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数

平均日数(日)

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	3	59.3	6	34.3	0	
公立大学	6	80.3	15	96.0	0	
私立大学	23	95.5	30	90.4	1	100.0
全 体	32	89.3	51	85.4	1	100.0

助産師養成実習の非常勤等の実数および年間総勤務日数の回答があったのは、非常勤教員が32校、実習補助員が51校であった。

1校あたりの年間総勤務日数の平均は、非常勤教員が89.3日、実習補助員が85.4日であった。

表19-4.助産師養成実習の非常勤教員の時間給:最頻値の平均額

平均金額(円)

	n	平均額
国立大学	12	2,026.7
公立大学	24	1,944.5
私立大学	58	2,202.6
全 体	94	2,114.3

助産師養成実習の非常勤教員の時間給について回答があったのは、国立大学が12校、公立大学が24校、私立大学が58校であった。時間給最頻値の平均が最も高かったのは私立大学で2,202.6円、最も低かったのは公立大学で1,944.5円であった。

表19-5.助産師養成実習の学生1日あたり1人分の実習委託料

平均金額(円)

	n	最低額	n	最高額
病院	136	1,768.0	144	3,236.1
産科医院	90	2,482.2	92	2,863.7
助産院	121	3,191.2	123	3,959.3
その他	52	2,103.4	56	2,448.9

助産師養成実習の学生1日あたりの1人分の委託料について、平均最低額が最も高いのは助産院で3,191.2円、最も低いのは病院で1,768.0円で、その差は1,423.2円であった。平均最高額は、病院3,236.1円、産科医院は2,863.7円、助産院は3,959.3円であった。

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～ 499円	500円～ 999円	1000円～ 1499円	1500円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円 以上
病院	136 (100.0%)	7 (5.1%)	12 (8.8%)	40 (29.4%)	26 (19.1%)	35 (25.7%)	16 (11.8%)
産科医院	90 (100.0%)	1 (1.1%)	3 (3.3%)	19 (21.1%)	16 (17.8%)	26 (28.9%)	25 (27.8%)
助産院	121 (100.0%)	1 (0.8%)	5 (4.1%)	12 (9.9%)	17 (14.0%)	24 (19.8%)	62 (51.2%)
その他	52 (100.0%)	2 (3.8%)	7 (13.5%)	8 (15.4%)	7 (13.5%)	15 (28.8%)	13 (25.0%)

実習委託料の最低額のカテゴリー分布で最も多かったのは、病院では1,000～1,499円が40校(29.4%)、産科医院では2,000～2,999円が26校(28.9%)、助産院では3,000円以上が62校(51.2%)であった。

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～ 999円	1000円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円～ 4999円	5000円～ 7999円	8000円 以上
病院	144 (100.0%)	4 (2.8%)	39 (27.1%)	41 (28.5%)	40 (27.8%)	16 (11.1%)	4 (2.8%)
産科医院	92 (100.0%)	3 (3.3%)	30 (32.6%)	26 (28.3%)	18 (19.6%)	10 (10.9%)	5 (5.4%)
助産院	123 (100.0%)	1 (0.8%)	19 (15.4%)	23 (18.7%)	22 (17.9%)	53 (43.1%)	5 (4.1%)
その他	56 (100.0%)	7 (12.5%)	15 (26.8%)	15 (26.8%)	12 (21.4%)	7 (12.5%)	0 (0.0%)

実習委託料の最高額のカテゴリー分布で最も多かったのは、病院では2,000～2,999円が41校(28.5%)、産科医院では1,000～1,999円が30校(32.6%)、助産院では5,000円～7,999円が53校(43.1%)であった。

表19-6.助産師養成実習における学生への補助の有無

	n	ある	ない
国立大学	37 (100.0%)	4 (10.8%)	33 (89.2%)
公立大学	41 (100.0%)	9 (22.0%)	32 (78.0%)
私立大学	110 (100.0%)	22 (20.0%)	88 (80.0%)
全 体	188 (100.0%)	35 (18.6%)	153 (81.4%)

助産師養成実習における学生への補助について「ある」と回答したのは、国立大学が4校、公立大学が9校、私立大学が22校で、全体では回答した大学の18.6%であった。

20. 養護教諭一種養成のための実習経費等について

表20-1. 養護教諭一種養成実習の平均施設数

	n	学校	n	病院	n	その他
国立大学	8	9.0	0		0	
公立大学	16	12.4	0		0	
私立大学	53	12.1	2	5.5	0	
全 体	77	11.8	2	5.5	0	

回答した大学は77校で、養護教諭一種養成実習においては、平均11.8の施設(学校)を利用していた。

表20-2. 養護教諭一種養成実習の平均非常勤等の数 平均人数(人)

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	0		1	2.0	0	
公立大学	2	1.0	0		0	
私立大学	5	2.6	2	2.0	0	
全 体	7	2.1	3	2.0	0	

養護教諭一種養成実習の担当者数について回答があったのは、非常勤教員が7校、実習補助員が3校であった。非常勤教員数は平均2.1人、実習補助員は2.0人であった。3年間の推移では、非常勤職員数の平均は、2.8人→2.8人→2.1人で、実習補助員数の平均は2.3人→2.7人→2.0人であった。

表20-3. 養護教諭一種養成実習の1校あたりの非常勤等の年間平均総勤務日数

平均日数(日)

	n	非常勤教員	n	実習補助員	n	その他
国立大学	0		1	2.0	0	
公立大学	2	69.5	0		0	
私立大学	5	34.6	2	17.0	0	
全 体	7	44.6	3	12.0	0	

養護教諭一種養成実習の担当者は、非常勤教員が計7校に、実習補助員が計3校に置かれていた。実習担当者別の1人当たりの勤務日数の平均は、非常勤教員が44.6日、実習補助員が12.0日であった。

3年間の推移では、非常勤教員は139.0日→109.0日→44.6日と減少していた。実習補助員は14.8日→19.7日→12.0日と変動していた。

表20-4. 養護教諭一種養成実習の非常勤教員の時間給:最頻値の平均額

平均金額(円)

	n	平均額
国立大学	1	2,300.0
公立大学	3	1,648.3
私立大学	7	2,541.1
全 体	11	2,275.7

養護教諭一種養成実習の非常勤教員の時間給について回答があったのは、国立大学が1校、公立大学が3校、私立大学7校の計11校であった。時間給の平均額は2275.7円であった。

3年間の推移では、回答した大学数は10校→9校→11校とほぼ横ばいであるが、時間給の最頻値の平均額は2,107.0円→1,875.4円→2,275.7円と変動が激しい。

表20-5.養護教諭一種養成実習の1日あたりの実習委託料

平均金額(円)

	n	最低額	n	最高額
学校	19	922.8	42	1,225.3
病院	2	1,435.0	2	1,685.0
その他	1	1,000.0	1	1,000.0

養護教諭一種養成実習の1日あたりの実習委託料は、学校では最低額922.8円、最高額1,225.3円、病院では最低額は1,435.0円、最高額1,685.0円と病院が高い傾向にあった。

●実習委託料の最低額のカテゴリー分布

	n	～ 499円	500円～ 999円	1000円～ 1499円	1500円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円 以上
学校	19 (100.0%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	13 (68.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
病院	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

養護教諭一種養成実習委託料の最低額のカテゴリー分布では、学校が1,000～1,499円に集中していた。この傾向は3年間同様であった。

●実習委託料の最高額のカテゴリー分布

	n	～ 999円	1000円～ 1999円	2000円～ 2999円	3000円～ 4999円	5000円～ 7999円	8000円 以上
学校	42 (100.0%)	5 (11.9%)	34 (81.0%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)
病院	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

養護教諭一種養成実習の1日あたりの委託料について、学校の最高額は1,000円～2,000円未満が81.0%と最も多く、8,000円以上はなかった。

委託料は、2021年度以降8,000円以上は0であった。

表20-6.養護教諭一種養成実習における学生への補助の有無

	n	ある	ない
国立大学	13 (100.0%)	1 (7.7%)	12 (92.3%)
公立大学	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)
私立大学	78 (100.0%)	1 (1.3%)	77 (98.7%)
全 体	111 (100.0%)	2 (1.8%)	109 (98.2%)

養護教諭一種養成実習における学生への補助は、111校中2校(国立大学、私立大学)で行われ、公立大学は0校であった。この3年間の補助は2校のまま低調であった。

21.看護系の学部・学科、大学院のTA・RAについて

表21-1.修士課程/博士前期課程TAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額

平均人数(人)・日数(日)・額(円)

	時 給					
	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	時給額
国立大学	28	17.8	23	227.6	34	1,187.4
公立大学	28	5.9	28	71.3	31	1,130.1
私立大学	42	6.6	42	68.5	46	1,457.5
全 体	98	9.6	93	108.7	111	1,283.4

大学院修士/博士前期課程TA制度による雇用を見ると、年間総人数の平均は全体では9.6人であるが、国立大学が17.8人、公立大学5.9人、私立大学6.6人と、国立大学とそれ以外とで差がある。年間総勤務日数は108.7日であるが、国立大学が227.6日、公立大学71.3日、私立大学68.5日であった。時給額は国立大学1,187.4円、公立大学1,130.1円に比し、私立大学は1,457.5円と高かった。

3年間の推移では、年間総人数では10.6人→11.6人→9.6人と変動しており、年間総勤務日数は144.9日→131.6日→108.7日と減少していた。

表21-2.博士後期課程TAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額

平均人数(人)・日数(日)・額(円)

	時 給					
	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	時給額
国立大学	12	10.8	10	204.9	17	1,375.2
公立大学	7	3.0	7	81.4	14	1,237.3
私立大学	17	4.1	17	58.0	20	1,484.1
全 体	36	6.1	34	106.0	51	1,380.0

大学院博士後期課程TAの年間総人数平均は、全体で6.1人であるが国立大学が10.8人と平均の倍近い。年間総勤務日数も全体では106.0日であるが、国立大学が204.9日、公立大学81.4日、私立大学58.0日であった。時給額は国立大学1,375.2円、公立大学1,237.3円、私立大学1,484.1円と設置母体での差があった。

3年間の推移では、年間総人数平均では、5.8人→5.7人→6.1人と同程度、年間総勤務日数は、68.7日→60.5日→106.0日と国立大学の増加が全体を引き上げていた。

時給額平均は、1,813.3円→1,346.7円→1,380.0円とやや変動があった。

表21-3.博士後期課程RAの年間総人数・年間総勤務日数・給与額

平均人数(人)・日数(日)・額(円)

	時 給					
	n	年間総人数	n	年間総勤務日数	n	時給額
国立大学	14	6.6	8	212.8	15	1,407.1
公立大学	3	2.3	3	112.3	8	1,471.3
私立大学	1	15.0	1	318.0	7	1,500.0
全 体	18	6.3	12	196.4	30	1,445.9

大学院博士後期課程RAの時給額は国立大学・公立大学・私立大学いずれも1,400円から1,500円であり、時給額平均は、2021年からの変化をみると2,079.8円→1,348.5円→1,445.9円と増減が激しい。年間総人数および年間総勤務日数については回答している大学数が少なく、国公立間の相違について述べるのは難しい。

22.本調査に関するご意見、ご要望について

Q36 自由記載にあるものの中から、本調査全体に対する意見を抜粋した。回答欄が十分設けられていない項目や回答に表現できず、自由回答欄に書かれたものについては、Q&Aとして調査期間中にいただいた事項と一緒にして別に取り扱い、次回の質問項目作成時に参考にさせていただくこととした。

【本調査全体に対する意見】

<調査負担について>

- 調査項目数が多すぎる、また非該当項目について繰り返し回答を求められる、さらに回答できない(大学として把握していない)質問が多い等の回答負担があることに加えて、調査倫理(調査は各大学の自由意志による任意の回答に基づくものであり、強制ではないこと、また回答の有無ならびにその内容により不利益がないこと等)が説明されておらず、問題です。
- この調査は、回答した大学を公表されていますし、かなりの強制性をもって回答を求めている調査です。この回答結果は、「会員校のみならず、厚生労働省や文部科学省も活用されている」とあるように、私たちも回答するにあたっては正確なデータをもって回答できるように注意を払います。本調査の回答(依頼)先は、大学事務局へお願いいたします。依頼先は事務局とし、そちらへご送付いただくと事務サイド主導で作業をされますし、調査は速やかに終了します。機械的に行われてよい内容だと思います。学科長へ依頼されるのではなく、事務局へご依頼いただき、大学(事務局)から回答できる仕組みにしてくださいようお願いいたします。

<調査の項目および形式について>

- Q35 について、TAの就業は、本学ではコマ数換算しますので、年間総勤務日数の算出は難しく、総時間数ですと記入しやすいと思います。
- Q24-Bについて、発生の有無および内容については、公表しないこととしています。
- 入学試験の志望時に性別を確認していないため、全員「女」にて回答しています。
- スプレッドシートにして学内で共有しても形式が崩れないようなシステムで作っていただければありがたいです。

<調査時期・期間について>

- 毎年でなくてもよいのではないのでしょうか。

<調査結果の活用>

- 毎年調査を実施しているが、具体的に看護学教育政策、看護政策に向けて、本結果をもとにどのような提言が行われ、看護系大学をとりまく環境にどのように還元されているのかよくわかりませんが、その件に関してどこかで情報公開されているのでしょうか。
- 結果の公開及び国の施策への反映に使用してください。

・調査に協力していただき、誠にありがとうございます。

・回収率は96.7%で、お忙しい中ほとんどの大学にご協力いただいた。調査への回答には看護教員のみならず大学事務局のご協力も必要で、各大学に大きな負担をおかけしている。

＜調査負担について＞

・回収率が高く大変信頼できるデータであることで、公的機関においても参考にされており、看護学教育ならではの詳細な項目が設定されているため、集計結果から我が国の看護学教育の実態が見え、大学が設置者との予算の交渉などに根拠となる数値を活用するなど活用されている。負担軽減やより必要な調査項目など、工夫をしながら本実態調査は継続したいと考えている。

・2024年度に実施した2023年度に関する調査は、昨年いただいた意見をもとに回答に戸惑わないよう質問項目を吟味して、表現の修正や注釈をつけた。しかし、各大学の多様性に対応できず、回答に困る事例も発生している。回答の選択肢を増やすと煩雑になるため、「その他」や「自由記載」に書かざるを得ない大学もある。また依然として項目数は多く、看護学教育に必要な項目を厳選するなど引き続き検討したい。

・回答の負担感を軽減するためのさらなる努力(スリム化、回答のしやすさなど)が必要である。一方、会員大学からの調査項目の要望もあり、項目は増えがちであるが、真に必要なデータはなにか十分吟味し、継続性のある調査を目指したい。

・事務局の協力がないと回答が完成しないので、代表者は事務に協力を求めていると考えている。

・本調査に対する倫理的配慮についての記載は、今後の検討課題としたい。

＜調査の項目・形式について＞

・学生の性別を問うことについては文部科学省の調査の方針と一致させているが、性別を問う必要性についてさらなる検討を重ねていきたい。

・調査への回答を入力しやすいようにデータベース化することを数年にわたり検討を重ねてきたが、費用等の問題もあり、今後も例年通りの形式での調査を考えている。なるべく入力しやすいように形式などを検討したい。

・大学の事情によって記入しない項目があるものと思われる。報告書には、集計した結果のみを提示し、大学名を表記することはないため、可能な限りご協力をお願いしたい。

＜その他＞

・コロナ禍が収束後も感染管理の継続は必要です。このため、感染管理により制限がありながらも次世代の看護職の育成には、実習施設と大学との連携・協働をさらに強化し、教育に力を注げる環境づくりが重要と思うといった感想も書かれていた。

・また、膨大な作業をありがとうございますといった謝意のコメントもみられた。

・本調査結果は、本協議会及び日本私立看護系大学協会のホームページに、自由記載を含めて詳細を掲載している。パスワードなどなしで、いつでも見るできるので、是非、活用していただきたい。

・前年度の自分自身の大学の回答データの送付を希望する会員校にはお送りしているので、事務局までご連絡いただきたい。

・国公立大学は学位授与機構の大学ポートレートのサイトで全国の看護系含むすべての大学のデータベースを利用することができる。

大学基本情報 <https://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>

・私立大学は、データベースの形式にはなっていないが、私学事業団に大学ポートレート(私学版)として検索ができるサイトがある。 <https://up-j.shigaku.go.jp/>

「2023 年度 (2024 年度実施) 看護系大学に関する実態調査」にご協力頂いた会員校 (294 校)

《国立》40 校/42 校中

旭川医科大学医学部看護学科	東京大学医学部健康総合科学科看護科学専修
愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻	東京科学大学大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻
大分大学医学部看護学科	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻統合保健看護科学分野	徳島大学医学部保健学科看護学専攻
香川大学医学部看護学科	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻
鹿児島大学医学部保健学科看護学専攻	富山大学医学部看護学科
金沢大学医薬保健研究域保健学系看護科学領域	長崎大学医学部保健学科看護学専攻
岐阜大学医学部看護学科	名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻
九州大学大学院医学研究院保健学部門看護学専攻	新潟大学医学部保健学科看護学専攻
京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻先端看護科学コース	浜松医科大学医学部看護学科
熊本大学医学部保健学科看護学専攻	弘前大学大学院保健学研究科看護学領域
群馬大学大学院保健学研究科看護学講座	広島大学大学院医系科学研究科
高知大学医学部看護学科	福井大学医学部看護学科
神戸大学大学院保健学研究科看護学領域（看護学専攻）	北海道大学医学部保健学科
佐賀大学医学部看護学科	三重大学大学院医学系研究科看護学専攻
滋賀医科大学医学部看護学科	宮崎大学医学部看護学科
島根大学医学部看護学科	山形大学医学部看護学科
信州大学医学部保健学科看護学専攻	山口大学大学院医学系研究科保健学専攻
千葉大学大学院看護学研究科	山梨大学医学部看護学科
筑波大学医学群看護学類	琉球大学医学部保健学科

《公立》51 校/52 校中

愛知県立大学看護学部	高知県立大学看護学部看護学科
青森県立保健大学健康科学部看護学科	神戸市看護大学看護学部看護学科
石川県立看護大学看護学部看護学科	埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科
茨城県立医療大学保健医療学部看護学科	札幌医科大学保健医療学部看護学科
岩手県立大学看護学部看護学科	札幌市立大学看護学部看護学科
愛媛県立医療技術大学保健科学部看護学科	滋賀県立大学人間看護学部人間看護学科
大分県立看護科学大学看護学部看護学科	静岡県立大学看護学部
大阪公立大学看護学部	東京都立大学健康福祉学部看護学科
沖縄県立看護大学看護学部看護学科	長野県看護大学看護学部
香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科	名古屋市立大学大学院看護学研究科
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科	奈良県立医科大学医学部看護学科
岐阜県立看護大学看護学部看護学科	新潟県立看護大学看護学部看護学科
京都府立医科大学医学部看護学科	兵庫県立大学看護学部看護学科
群馬県立県民健康科学大学看護学部看護学科	福井県立大学看護福祉学部看護学科
長崎県立大学看護栄養学部看護学科	福岡県立大学看護学部看護学科
県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科看護学コース	福島県立医科大学看護学部看護学科

(続き 1)「2023 年度(2024 年度実施)看護系大学に関する実態調査」にご協力頂いた会員校

三重県立看護大学看護学部看護学科
宮城大学看護学群看護学類
宮崎県立看護大学看護学部看護学科
山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科
山口県立大学看護栄養学部看護学科
山梨県立大学看護学部看護学科
横浜市立大学医学部看護学科
和歌山県立医科大学保健看護学部保健看護学科
名寄市立大学保健福祉学部看護学科
千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科

新見公立大学健康科学部看護学科
名桜大学人間健康学部看護学科
島根県立大学看護栄養学部看護学科
敦賀市立看護大学看護学部看護学科
公立小松大学保健医療学部看護学科
富山県立大学看護学部看護学科
川崎市立看護大学看護学部看護学科
旭川市立大学保健福祉学部保健看護学科
周南公立大学人間健康科学部看護学科

《私立》201 校/208 校中

愛知医科大学看護学部看護学科
藍野大学医療保健学部看護学科
茨城キリスト教大学看護学部看護学科
鹿児島純心大学看護栄養学部看護学科
川崎医療福祉大学保健看護学部保健看護学科
関西福祉大学看護学部看護学科
北里大学看護学部看護学科
吉備国際大学看護学部看護学科
岐阜医療科学大学看護学部看護学科
九州看護福祉大学看護福祉学部看護学科
京都橘大学看護学部看護学科
杏林大学保健学部看護学科
熊本保健科学大学保健科学部看護学科
久留米大学医学部看護学科
広島文化学園大学看護学部看護学科
群馬パース大学看護学部看護学科
慶應義塾大学看護医療学部
国際医療福祉大学保健医療学部看護学科
国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科
埼玉医科大学保健医療学部看護学科
産業医科大学産業保健学部看護学科
自治医科大学看護学部
関西看護医療大学看護学部看護学科
順天堂大学医療看護学部看護学科
上武大学看護学部看護学科
昭和大学保健医療学部看護学科
西南女学院大学保健福祉学部看護学科

聖マリア学院大学看護学部看護学科
聖隷クリストファー大学看護学部看護学科
聖路加国際大学看護学部看護学科
園田学園女子大学人間健康学部人間看護学科
高崎健康福祉大学保健医療学部看護学科
中部大学生命健康科学部保健看護学科
帝京大学医療技術学部看護学科
帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科
天使大学看護栄養学部看護学科
東海大学医学部看護学科
東京医療保健大学医療保健学部看護学科
東京慈恵会医科大学医学部看護学科
東京女子医科大学看護学部看護学科
東邦大学看護学部
東北福祉大学健康科学部保健看護学科
新潟医療福祉大学看護学部看護学科
新潟青陵大学看護学部看護学科
日本赤十字看護大学看護学部看護学科
日本赤十字九州国際看護大学看護学部看護学科
日本赤十字豊田看護大学看護学部看護学科
日本赤十字広島看護大学看護学部看護学科
日本赤十字北海道看護大学看護学部看護学科
兵庫大学看護学部看護学科
弘前学院大学看護学部看護学科
広島国際大学看護学部看護学科
藤田医科大学保健衛生学部看護学科
北海道医療大学看護福祉学部看護学科

(続き2)「2023 年度(2024 年度実施)看護系大学に関する実態調査」にご協力頂いた会員校

武蔵野大学看護学部看護学科	相山女学園大学看護学部看護学科
明治国際医療大学看護学部看護学科	大阪医科薬科大学看護学部看護学科
目白大学看護学部看護学科	宝塚大学看護学部看護学科
四日市看護医療大学看護医療学部看護学科	梅花女子大学看護保健学部看護学科
兵庫医科大学看護学部看護学科	京都光華女子大学看護福祉リハビリテーション学部看護学科
姫路大学看護学部看護学科	純真学園大学保健医療学部看護学科
つくば国際大学医療保健学部看護学科	上智大学総合人間科学部看護学科
獨協医科大学看護学部看護学科	聖泉大学看護学部看護学科
淑徳大学看護栄養学部看護学科	人間総合科学大学保健医療学部看護学科
金沢医科大学看護学部看護学科	森ノ宮医療大学看護学部看護学科
甲南女子大学看護リハビリテーション学部看護学科	SBC 東京医療大学健康科学部看護学科
福山平成大学看護学部看護学科	亀田医療大学看護学部看護学科
宇部フロンティア大学看護学部看護学科	城西国際大学看護学部看護学科
福岡大学医学部看護学科	摂南大学看護学部看護学科
秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科	帝京科学大学医療科学部看護学科
北海道文教大学医療保健科学部看護学科	天理大学医療学部看護学科
千里金蘭大学看護学部看護学科	日本医療科学大学保健医療学部看護学科
畿央大学健康科学部看護医療学科	佛教大学保健医療技術学部看護学科
徳島文理大学保健福祉学部看護学科	横浜創英大学看護学部
福岡女学院看護大学看護学部看護学科	関西国際大学保健医療学部看護学科
三育学院大学看護学部看護学科	共立女子大学看護学部看護学科
桐生大学医療保健学部看護学科	札幌保健医療大学保健医療学部看護学科
佐久大学看護学部看護学科	創価大学看護学部看護学科
神戸常盤大学保健科学部看護学科	帝京平成大学健康医療スポーツ学部看護学科
関西医療大学保健看護学部保健看護学科	東京医科大学医学部看護学科
福岡国際医療福祉大学看護学部看護学科	常葉大学健康科学部看護学科
山陽学園大学看護学部看護学科	青森中央学院大学看護学部看護学科
四国大学看護学部看護学科	朝日大学保健医療学部看護学科
西武文理大学看護学部看護学科	足利大学看護学部看護学科
東京有明医療大学看護学部看護学科	鈴鹿医療科学大学看護学部看護学科
東都大学ヒューマンケア学部看護学科	千葉科学大学看護学部看護学科
豊橋創造大学保健医療学部看護学科	中部学院大学看護リハビリテーション学部看護学科
日本赤十字秋田看護大学看護学部看護学科	東京家政大学健康科学部看護学科
弘前医療福祉大学保健学部看護学科	奈良学園大学保健医療学部看護学科
広島都市学園大学健康科学部看護学科	日本医療大学保健医療学部看護学科
東北文化学園大学医療福祉学部看護学科	文京学院大学保健医療技術学部看護学科
東京医療保健大学東が丘看護学部看護学科	北海道科学大学保健医療学部看護学科
中京学院大学看護学部看護学科	安田女子大学看護学部看護学科
順天堂大学保健看護学部看護学科	帝京大学福岡医療技術学部看護学科

(続き 3) 「2023 年度(2024 年度実施)看護系大学に関する実態調査」にご協力頂いた会員校

京都看護大学看護学部看護学科	大東文化大学スポーツ・健康科学部看護学科
聖徳大学看護学部看護学科	東京医療保健大学千葉看護学部看護学科
大阪青山大学看護学部看護学科	東京医療保健大学和歌山看護学部看護学科
神奈川工科大学健康医療科学部看護学科	東都大学幕張ヒューマンケア学部看護学科
岐阜聖徳学園大学看護学部看護学科	常磐大学看護学部看護学科
京都先端科学大学健康医療学部看護学科	名古屋学芸大学看護学部看護学科
金城大学看護学部看護学科	西九州大学看護学部看護学科
神戸女子大学看護学部看護学科	和洋女子大学看護学部看護学科
四條畷学園大学看護学部看護学科	松蔭大学看護学部看護学科
湘南医療大学保健医療学部看護学科	岐阜協立大学看護学部看護学科
東京純心大学看護学部看護学科	岐阜保健大学看護学部看護学科
同志社女子大学看護学部看護学科	四天王寺大学看護学部看護学科
鳥取看護大学看護学部看護学科	清泉女学院大学看護学部看護学科
日本福祉大学看護学部看護学科	長岡崇徳大学看護学部看護学科
人間環境大学看護学部看護学科	長野保健医療大学看護学部看護学科
武庫川女子大学看護学部看護学科	名古屋女子大学健康科学部看護学科
健康科学大学看護学部看護学科	東京医療保健大学立川看護学部看護学科
国際医療福祉大学成田看護学部看護学科	湘南鎌倉医療大学看護学部看護学科
修文大学看護学部看護学科	日本赤十字看護大学さいたま看護学部看護学科
東京医療学院大学保健医療学部看護学科	医療創生大学国際看護学部看護学科
八戸学院大学健康医療学部看護学科	東都大学沼津ヒューマンケア学部看護学科
姫路獨協大学看護学部看護学科	松本看護大学看護学部看護学科
一宮研伸大学看護学部看護学科	大手前大学国際看護学部
医療創生大学看護学部看護学科	大阪信愛学院大学看護学部看護学科
岩手医科大学看護学部看護学科	金城学院大学看護学部看護学科
岩手保健医療大学看護学部看護学科	宝塚医療大学和歌山保健医療学部看護学科
秀明大学看護学部看護学科	令和健康科学大学看護学部看護学科
聖カタリナ大学看護学部看護学科	大阪成蹊大学看護学部看護学科
東京情報大学看護学部看護学科	鹿児島国際大学看護学部看護学科
東邦大学健康科学部看護学科	国際医療福祉大学福岡保健医療学部看護学科
人間環境大学松山看護学部看護学科	新潟薬科大学看護学部看護学科
福井医療大学保健医療学部看護学科	大阪歯科大学看護学部看護学科
福岡看護大学看護学部看護学科	北里大学健康科学部看護学科
関西医科大学看護学部看護学科	仙台青葉学院大学看護学部看護学科
駒沢女子大学看護学部看護学科	

《省庁大学校》2校/2校中

国立看護大学校看護学部	防衛医科大学校医学教育部看護学科
-------------	------------------

<https://doi.org/10.32283/rep.0673b08e>

定款 定款施行細則

※上記以外の規程類は下記 URL および QR コードより参照

<https://www.janpu.or.jp/outline/rules/>



一般社団法人日本看護系大学協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本看護系大学協議会と称する。英文では、Japan Association of Nursing Programs in Universities と表示し、略称は「JANPU」とする。

(目的)

第2条 本法人は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 看護学教育に関する調査研究
- (2) 看護学教育の質保証・向上
- (3) 高度実践看護師教育課程の推進
- (4) 看護学教育に関する政策提言
- (5) 看護学の社会への啓発活動
- (6) 看護学関連諸団体並びに国内外の諸機関との相互連携及び協力
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 本法人は、機関として社員総会、理事、監事及び理事会を置く。

第2章 社 員

(社員の資格)

第7条 本法人の目的に賛同し理事会で入会を認められた看護系大学（以下「会員校」という）の看護系学部・学科・専攻に所属し、各会員校から代表として推薦された看護学教育研究者1名を社員とする。

看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させ得る4年制大学及び省庁大学校をいう。

(入社)

第8条 本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 本法人の会費は、社員が所属する会員校が負担するものとする。

- 2 会費の金額については、社員総会の議決により別に定める。
- 3 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(社員名簿)

第10条 本法人は、社員名簿を作成し、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 本法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

(退社)

第11条 社員は、次に掲げる事由に該当する場合は退社するものとする。

- (1) 社員からの退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヵ月前に退社届を提出するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - (2) 社員の資格を喪失した時
 - (3) 除名
- 2 前項第3号の社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は法令及び本定款に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分

(招集)

第13条 本法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由で社員総会に出席できない社員は、その議決権を他の社員又は会員校の看護学教育研究者を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第20条 本法人の理事の員数は、14人以上16人以内とする。

(監事員数)

第21条 本法人の監事の員数は、2人とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 本法人の理事及び監事（以下本条において「役員」という）の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行

う。役員の候補者の選出方法については、定款施行細則に定めることとする。

- 2 第1項の決議をする場合には、役員が欠けた場合又は法人法若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。
- 3 第2項の規定による補欠役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2回目に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表理事等)

第23条 本法人に代表理事を1人、副代表理事を1人置く。

- 2 前項の代表理事及び副代表理事は、法人法上の代表理事とする。
- 3 代表理事及び副代表理事以外の理事のうち必要に応じた人数を法人法上の業務執行理事とする。
- 4 本法人に常任理事を2人以内置くことができる。
- 5 代表理事、副代表理事、業務執行理事及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬その他の職務執行の対価として本法人から受取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の免除)

第26条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事、副代表理事、業務執行理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第33条 代表理事、副代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事、副代表理事及び監事が、これに署名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 委員会等

(委員会)

第35条 本法人に、その事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

2 委員会等の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(剰余金)

第38条 本法人は、剰余金の配当は行わないものとする。

第8章 解 散

(解散の事由)

第39条 本法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

(1) 社員総会の決議

(2) 合併(合併により本法人が消滅する場合)

(3) 破産手続開始の決定

(剰余財産の帰属)

第40条 本法人が解散した場合に残余財産がある場合には、社員総会の決議を経て、国または地方公共団体または公益社団法人に帰属させる。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 本法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

(住所)

(氏名) 中山 洋子

(住所)

(氏名) 野嶋 佐由美

(住所)

(氏名) 小泉 美佐子

(住所)

(氏名) 高橋 眞理

(住所)

(氏名) 田村 やよひ

(住所)

(氏名) 片田 範子

(住所)

(氏名) 正木 治恵

(住所)

(氏名) リボウィッツ よし子

(住所)

(氏名) 太田 喜久子

(住所)

(氏名) 小島 操子

(住所)

(氏名) 濱田 悦子

(設立時の役員)

第42条 本法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	中山 洋子
設立時理事	野嶋 佐由美
設立時理事	小泉 美佐子
設立時理事	高橋 眞理
設立時理事	田村 やよひ
設立時理事	片田 範子
設立時理事	正木 治恵
設立時理事	リボウィッツ よし子
設立時理事	太田 喜久子
設立時監事	小島 操子
設立時監事	濱田 悦子

設立時代表理事 中山洋子

(最初の事業年度)

第43条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(最初の主たる事務所の所在場所)

第44条 最初の主たる事務所は、東京都千代田区内神田二丁目11番5号 大澤ビル6階に置く。

(細則)

第45条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

第47条 本法人設立日に旧会の名簿に登録されている会員校の代表は、本法人設立の効力発生をもって、定款第7条の定めに基づく本法人の社員とみなす。

附則 この規程は、2010年6月25日から施行する。

附則 この規程の改正は、2012年6月18日から施行する。

附則 この規程の改正は、２０１３年７月１日から施行する。

附則 この規程の改正は、２０１５年２月１６日から施行する。

附則 この規程の改正は、２０１７年３月２５日から施行する。

附則 この規程の改正は、２０２０年６月１９日から施行する。

附則 この規程の改正は、２０２３年７月１４日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則

この施行細則は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第45条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

（会費）

第1条 本会の会費は、定款第9条第2項にもとづき、1校につき年額230,000円とする。

2 会費の納入は、毎年5月末日までに本会に当該年度分を納入しなければならない。ただし新会員校の会費納入日はこの限りではない。

（理事候補者の種類及び選出）

第2条 本会の理事候補者については次の3種とする。

（1）選挙理事候補者

別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出された者を選挙理事候補者とする。

（2）指名理事候補者

代表理事が理事会の承認を得て、前項の候補者とは別に社員の中から推薦した者を指名理事候補者とする。

（3）常任理事候補者

常任理事は、別に定める常任理事候補者選考規程により社員以外から選出され、理事会が推薦した者とする。

（監事候補者の選出）

第3条 監事候補者は、別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出する。

（役員候補者の人数）

第4条 選挙理事候補者は、10名とする。

2 指名理事候補者は、4名以内とする。

3 常任理事候補者は、理事会が必要と認めた場合に限り、2名以内で置くことができる。

4 監事候補者は、2名とする。

（役員の任期）

第5条 役員の再任は、選挙理事・指名理事・監事の別を問わず連続しては2回（3期）までとする。

2 常任理事の再任は、第1項の規定にかかわらず、常任理事として就任してから連続2回（3期）までとし、選挙理事・指名理事・監事を連続3期務めた者を常任理事に選任することを妨げない。

3 常任理事以外の役員については、任期中に会員校から代表として推薦された社員でなくなった場合は、原則辞任するものとする。

4 第3項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。

（補欠役員候補者の選出について）

第6条 補欠役員候補者は次のように選出し、社員総会で選任する。

- (1) 選挙役員（理事と監事）について、定款第22条第2項の補欠役員を選任する場合には、候補者は、役員候補者選挙の次点者から得票順に若干名選出する。
- (2) 任期中に選挙役員（理事と監事）が辞任し、後任を選任する必要がある場合には、役員候補者選挙において次点の者から順に候補者を選出し、社員総会で選任する。
- (3) 任期中に指名理事が辞任し、後任を選任する必要がある場合には、同細則第2条に従って新たな指名理事候補者を選出し、社員総会で選任する。

（委員会の設置）

第7条 本会の円滑な遂行を図るため、定款第35条第2項にもとづき、本会に常設委員会と臨時委員会を置く。

（常設委員会）

第8条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 高等教育行政対策委員会
- (2) 看護学教育質向上委員会
- (3) 看護学教育評価検討委員会
- (4) 高度実践看護師教育課程認定委員会
- (5) 広報・出版委員会
- (6) 国際交流推進委員会
- (7) データベース委員会
- (8) 災害支援対策委員会

（臨時委員会）

第9条 臨時委員会の設置・配置等については、理事会で決定する。

- 2 臨時委員会の構成等は、原則として常設委員会に準ずる。
- 3 役員選挙を必要とする該当年次に選挙管理委員会を設置する。

（定款施行細則の改正）

第10条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この細則は、2010年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、2014年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、2015年2月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、2016年6月20日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月25日から施行する。

なお、第6条（役員の任期）についての規定の変更は2016年度に選任された役員を1期目として適用することとする。

附則 この規程の改正は、2023年7月14日から施行する。

2024 年度事業活動報告書

2025 年 3 月 発行
編集・発行 一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-11-5 大澤ビル 6 階
TEL : 03-6206-9451
FAX : 03-6206-9452
E-mail : office@janpu.or.jp

印刷所 株式会社 国際文献社

